第142回国会概観

第142回国会（常会）は１月12日に召集され、６月18日、158日間の会期を終了した。この間、８日間の延長が行われた。

開会式は召集日の午後１時から、参議院議場で行われた。

今国会は、金融機関の経営破綻に伴う金融システム不安及び景気後退の深刻化から、金融システム安定化関連法案及び２兆円特別減税等を柱とする平成９年度補正予算(第１号)等を早期成立させるため、例年より１週間程度早く召集された。

今国会は、参議院の常任委員会再編成後、また押しボタン式投票導入後初めての国会であった。今夏の参議院議員通常選挙を控え、長引く不況に対する政府の認識、財政構造改革から景気優先路線への転換、大蔵省、日本銀行等の金融不祥事の解明、金融システムの安定化、金融機関等の不良債権処理、政治改革、公務員倫理問題等が大きな焦点となった。

召集日当日、開会式に引き続き、両院本会議において橋本龍太郎内閣総理大臣の金融システム安定化対策と経済運営に関する演説及び三塚博大蔵大臣の財政演説が行われた。総理が施政方針演説に先立って補正予算及び個別の政策に関する演説を行ったのは異例のことであった。これに対する代表質問は13日及び14日に行われた。

衆議院において１月16日から質疑が行われた平成９年度補正予算(第１号)は、大蔵省の金融検査に絡む汚職事件の摘発に伴い審議が遅れたが、28日に特別減税関連３法案とともに衆議院を通過した。また金融システム安定化関連２法案は２月７日に衆議院を通過した。

なお、１月28日、同事件の責任をとって三塚蔵相は辞任し、30日、後任に松永光衆議院予算委員長が任命された。

参議院においては、特別減税関連３法案は１月30日、同補正予算は２月４日、それぞれ可決、成立した。また、金融システム安定化関連２法案は大蔵省及び金融不祥事の解明等のため審議が遅れ、２月16日、可決、成立した。

これを受け、同日、例年よりほぼ１カ月遅れで橋本総理の施政方針演説を初め外交・財政・経済の政府４演説が、また２月18日から20日にかけて代表質問が行われた。

平成10年度総予算は２月24日から衆議院予算委員会において審議に入ったが、年度内成立が見込まれないため、３月30日に平成10年度暫定予算を成立させた。また、同総予算は４月８日、可決、成立した。

景気浮揚の兆しは見えず不況がさらに深刻化する中で、４月14日、両院本会議において橋本総理は経済対策について報告し、４兆円を上回る大幅減税を行うとともに、経済対策は総事業規模16兆円を上回る過去最大のものとする、今回の措置は緊急避難的対応であり財政構造改革の骨格を維持する、政治責任の追及をおそれて必要な政策が打てないならばそれこそが政治責任である旨発言した。

総事業費約16兆円超の総合経済対策を決定した政府は、５月11日、同対策に伴う平成10年度補正予算(第１号)、追加特別減税法案及び財政構造改革法改正案等関連５法案を閣議決定し、国会に提出した。同５法案は29日に可決、成立した。

今国会は多くの重要法案が提出されたが、このうち、中央省庁等改革基本法案、金融システム改革法案、国連平和維持活動協力法改正案等が成立した。議員提出法案は、参議院

で継続審査となっていたスポーツ振興投票法案及び市民活動促進法案、参議院議員提出の被災者生活再建支援法案等が成立した。

６月10日、両院の本会議において８日間の会期延長を議決した。

２兆円の追加特別減税等を盛り込んだ平成10年度補正予算(第１号)は延長後に審議が行われ、17日、参議院本会議において可決、成立した。

また、140回国会から参議院で継続審査となっていた議院証言法改正案は、18日、議院運営委員会及び本会議において修正議決した後、衆議院に送付され、同日、同院において継続審査となった。なお、同改正案の議決に際し、今後引き続き協議を重ねることを確認する旨の申し合わせを行った。

12日、衆議院本会議において橋本内閣不信任決議案を否決し、また17日、参議院本会議において内閣総理大臣橋本龍太郎君問責決議案を否決した。

参議院本会議において、５月13日、インドの地下核実験に抗議する決議案を、また29日、パキスタンの地下核実験に抗議する決議案をそれぞれ可決した。衆議院本会議においても、５月14日、６月４日、同様の決議案をそれぞれ可決した。

また参議院において、５月11日から今国会終了日の６月18日までインターネットを利用した審議中継実験が行われた。

６月９日、参議院本会議において３調査会長から最終報告が行われた。

６月16日、参議院制度改革検討会は「代表質問の在り方」及び「通常選挙後の調査会」について報告書をまとめ、斎藤十朗議長に答申した。

６月18日、参議院本会議において、議院証言法改正案を修正議決した後、請願審査等の会期末手続を行い、また衆議院においては同改正案等の閉会中審査及び請願審査等の会期末手続を行い、閉幕した。

議院の構成

召集日当日、参議院本会議において、議席の指定、常任委員の選任、議院運営委員長、懲罰委員長の辞任を許可し、斎藤議長は行政監視委員会等の15委員長を指名し、災害対策特別委員会等４特別委員会を設置した。外交・防衛委員長の交代が１月30日に行われた。経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会が４月30日に設置された。

衆議院においては、召集日当日の本会議で労働委員長等６常任委員長を指名し、行政改革に関する特別委員会等７特別委員会が設置された。また、５月７日、日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会、12日、緊急経済対策に関する特別委員会が設置された。

橋本総理大臣の演説等

１月12日、両院本会議において、橋本総理が金融システム安定化対策と経済運営に関する演説を、また三塚蔵相が財政演説を行った。

総理は、行政改革等６大改革を確実に進めるためにも金融システムに対する内外の信頼の低下に対して万全の対策を講じ、金融システムを断固として守る、金融機関の破綻が信用秩序と経済の危機を招くことは絶対に避けなければならない、日本発の金融恐慌は決して起こさない、金融システムを安定させ経済の先行きに対する自信を取り戻す、これは私の強い決意である、預金者の全額保護を徹底することとし預金保険制度において公的資金を投入する対象を一般金融機関にまで広げる旨述べた。

１月13日、衆議院において、14日、参議院においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、景気の現状、経済予測、財政構造改革と経済対策、特別減税の実施、金融機関の情報開示と経営責任等についてであった。（その他の政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの２を参照されたい。）

橋本総理大臣の施政方針演説等

２月16日、両院本会議において、橋本総理が施政方針演説、小渕外相が外交演説、松永蔵相が財政演説、尾身経企庁長官が経済演説をそれぞれ行った。

施政方針演説の概要は次のとおりである。

総理は、初めに、我が国の進むべき方向を見据え、今何をなすべきかについての基本認識について、まず第１は制度疲労している我が国のシステム全体を改革することである、第２は青少年の非行問題が極めて深刻となっており真正面から取り組む、第３は世界の動きに的確に対応した主体的な外交を進めるとの３点を提示した。

日本経済を再建するためには金融システムの安定と景気回復が必要であり、財政構造改革の必要性も何ら変わっていない。経済・金融情勢の変化に応じて臨機応変の措置を講じ、景気回復を図ることもまた当然である。

大蔵省の汚職事件については、徹底した内部調査と関係者の厳正処分、綱紀粛正及び不祥事を繰り返す土壌を根本から改善する。さらに、公務員倫理法制定を期する。

日ロ関係では、2000年までに、東京宣言に基づいて平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化するよう最大限努力する。

沖縄県の基地問題については、米軍普天間飛行場の返還に伴う代替ヘリポート基地建設問題に地元の理解と協力を求め粘り強く取り組むとともに、沖縄の地域振興に最大限努力する決意を表明した。

その質疑の主なものは、大蔵省改革、公務員倫理法の制定、日ロ関係、海上ヘリポート基地建設と沖縄振興策、景気対策、大規模減税の実施、貸し渋り対策、中央省庁等の改革、教育改革、少年事件の報道と審判のあり方等についてであった。（その他の政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの２を参照されたい。）

予算の審議

平成９年度補正予算（第１号）、平成10年度暫定予算、平成10年度総予算及び平成10年度補正予算（第１号）がそれぞれ成立した。

平成９年度補正予算（第１号）

２兆円の特別減税等を盛り込んだ平成９年度補正予算は、１月16日より衆議院予算委員会で審議が始まり、28日、可決された。

参議院予算委員会においては１月29日から審議が始まり、２月４日、可決、成立した。この間、２月３日午前、金融問題について参考人質疑、同日午後、金融不祥事並びに大蔵行政の在り方に関する集中審議を行った。

同委員会において、金融システム安定化策、大蔵官僚の不祥事件と公務員の綱紀粛正、財政と金融の分離等の大蔵省改革、銀行の貸し渋り対策、追加景気対策の是非、アジア通貨危機への対応等について質疑が行われた。

平成10年度総予算

一般会計予算総額77兆6,692億円の平成10年度総予算は、２月19日、衆議院予算委員会で松永蔵相から提案理由説明を聴取した後、24日から質疑が行われ、公聴会、証人喚問、分科会を経て、３月20日、質疑終局後、野党４会派から総予算を撤回のうえ編成替えを求めるの動議がそれぞれ提出され、討論の後、各動議はいずれも否決され、総予算は賛成多数で可決された。同日の本会議では、民友連から総予算を撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、討論の後、動議は否決され、総予算は可決され、参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、３月23日から５日間総括質疑を行い、４月１日、景気・経済、教育、公務員倫理問題に関し、６日、外交・防衛、国際経済、福祉についてそれぞれ集中審議を行った。また２日に６人の公述人から意見を聴取する公聴会を行った。さらに３日、３人の参考人に対し質疑を行った。委嘱審査は７日に行われた。８日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、賛成多数をもって原案どおり可決された。同日の本会議において、平成10年度総予算は、討論の後、可決、成立した。

参議院予算委員会において、平成10年度の経済見通し、景気と財政構造改革との関連、貸し渋り対策、アジア通貨の混乱、日米防衛協力の指針、教育問題、大蔵省・日銀の不祥事、中央省庁再編の進め方と地方分権のあり方等について質疑が行われた。

平成10年度暫定予算

政府は、３月27日、18日間の平成10年度暫定予算を閣議決定し、国会に提出した。同暫定予算は一般会計の歳出規模が７兆8,611億円であり、景気対策の一環として期間が１カ月以内の暫定予算としては異例の公共事業関係費が計上され、参議院において３月30日に可決、成立した。

平成10年度補正予算(第１号)

平成10年度補正予算(第１号)は一般会計予算の歳出総額が４兆6,455億円であり、歳入は２兆円の所得税特別減税の追加で１兆4,730億円の減収となり、このため、財源として赤字国債及び建設国債をあわせて６兆1,180億円を追加発行する。赤字国債の発行額は平成10年度当初予算と合わせると９兆1,400億円に膨らみ、平成９年度の発行実績を約6,200億円上回ることになった。このため、財政構造改革法を改正し弾力条項を設け、経済情勢に応じて赤字国債を弾力的に発行できるようにするとともに、財政赤字削減目標年次を２年延ばして平成17年度にするなどの措置を盛り込んだ。

本補正予算は総事業費16兆円超の総合経済対策実施のために編成され、補正後の予算の歳出総額合計は82兆3,146億円となっている。

同補正予算は、５月11日、閣議決定、国会に提出された。

衆議院では、６月11日、12日、15日の３日間委員会審議が行われ、同日可決、参議院に送付された。

参議院では、16日、17日の２日間委員会審議が行われ、同日可決、成立した。

参議院予算委員会において、不況長期化の要因、今回の総合経済対策の経済押し上げ効果、円安是正に向けた政府の対応策、公共事業の進め方、課税最低限の国際比較と今後の税制改革の方向性及び消費税引き下げの是非等について質疑が行われた。

決算の審査

１月14日、参議院本会議において平成７年度決算を是認するとともに、内閣に対する６

項目の警告決議を行った。

また平成８年度決算は、２月18日、同本会議において松永蔵相からその概要報告を受け、質疑を行った。

財政構造改革法改正案等の審議

財政構造改革法改正案の主な内容は、財政構造改革の当面の目標年次を平成15年度から17年度に改める、経済状況等に応じて特例公債の縮減規定を適用しない弾力条項を追加する、平成11年度に限って社会保障関係費の上限枠を外したこと等である。

本法案は、政府の総合経済対策を実施に移すためのものであり、衆議院においては平成10年分所得税特別減税法等関連５法案として本会議、緊急経済対策特別委員会において一括して審議が行われ、５月22日、関連５法案は可決された。

参議院においては、５月13日、本会議で一括して趣旨説明聴取、質疑が行われた後、22日より財政構造改革法改正案外３案は行財政改革・税制等に関する特別委員会で、また中小企業信用保険法等改正案は経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会で質疑を行い、29日、それぞれ可決、成立した。

金融システム改革関連法案の審議

金融システム改革関係法整備等法案は金融自由化に伴う金融システム改革のため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備を行うものである。本法案は、金融機関等が抱える土地の流動化を進めるための特定目的会社における特定資産流動化法案等とあわせ金融ビッグバン関連４法案として、衆議院では、４月９日、本会議趣旨説明聴取、質疑、10日、大蔵委員会提案理由説明聴取が行われ、５月15日、可決された。

参議院では、５月18日、本会議で趣旨説明聴取、質疑、19日、財政・金融委員会で趣旨説明聴取が行われ、６月５日、可決、成立した。

中央省庁等改革基本法案の審議

本法案は行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり、内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、国の行政組織及び事務事業の減量、効率化等の改革について基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定め、その推進に必要な体制を整備しようとするものである。

衆議院では、４月10日に本会議で趣旨説明聴取、質疑、16日に行政改革に関する特別委員会で趣旨説明聴取が行われ、５月12日可決された。

参議院では、５月22日に本会議で趣旨説明聴取、質疑、６月１日に行革・税制特別委員会で趣旨説明聴取、２日から総括質疑を行い、４日に参考人質疑、５日と８日に省庁別集中質疑、９日、締めくくり総括質疑の後に可決、本会議に緊急上程され、可決、成立した。

同特別委員会においては、中央省庁等改革の基本方針、地方分権の推進と本法制定の手順、新省庁権限規定のあり方の検討、巨大官庁への権限集中による利害等について質疑が行われた。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から提出された法律案は117件であり、このうち、97件が成立し、その成立率は82.9%であった。また、情報公開法案等20件は衆議院で継続審査となった。

衆議院議員提出法律案は、新たに提出された44件のうち６件が成立し、30件が衆議院で継続審査となった。また、参議院において継続していた５件のうち４件が成立し、議院証言法改正案が衆議院で継続審査となった。

参議院議員提出法律案は新たに６件提出され、うち１件が成立し、1件が衆議院で継続審査となり、４件が参議院において未了となった。

予算は、12件提出され、いずれも成立した。

条約は21件提出され、このうち18件が承認され、２件が衆議院で継続審査となり、1件が未了となった。

内閣から提出された承認案件は２件であり、このうち１件が承認され、１件が衆議院で継続審査となった。

国政調査等

３月12日、外交・防衛委員会において、ジミー・カーター・アメリカ合衆国元大統領を迎え、日米関係とアジアに関する諸問題について意見交換を行った。

外国の元首経験者が参考人として国会の委員会に出席したのは初めてであった。

４月17日、予算委員会において、経済問題に関する集中審議を行い、総合経済対策の決断の根拠、金融機関の不良債権の早期処理及び財政構造改革法の改正問題等について質疑を行った。

また、５月７日、大蔵省の不祥事等に関する集中審議を行い、大蔵省及び日本銀行をめぐる接待汚職の実態、綱紀粛正と今後の対応策等について質疑が行われた。

行政監視委員会において、行政監察制度の現状、行政監察プログラム並びに行政機関の内部監察及び監査のあり方、諸外国における公務員倫理の実情等について質疑を行った。また、行政機関の内部監察及び監査のあり方について自由討議方式で意見交換を行い、６月17日、国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議を行った。

参議院制度改革検討会報告書

参議院制度改革検討会（座長・佐々木満議員）は、斎藤議長の諮問を受け、代表質問の在り方及び通常選挙後の調査会について検討を進め、同検討会においては６回にわたり、また同ワーキンググループにおいて５回にわたり検討を行った結果、６月16日、報告書をまとめ答申した。

報告書は、①代表質問の在り方については意見を集約するに至らなかった、②通常選挙後の調査会については調査会の数は３とし、国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会は継続し、共生社会に関する調査会を加えるとともに、調査会の組織や運営等の改善に努めるべきであるとの意見で一致したことを内容とする。

1　参議院役員等一覧

（会期終了日　平成10.　6.18現在）

役員名		召集日	会期中選任
議長		斎藤　十朗	
副議長		松尾　官平	
常任委員長	総務	石田　美栄	
	法務	武田　節子	
	地行警察	藁科　滿治	
	外交防衛	続　訓弘	及川　順郎（10.　1.30）
	財政金融	石川　弘	
	文教科学	大島　慶久	
	国民福祉	山本　正和	
	労働社会	鹿熊　安正	
	農林水産	松谷　蒼一郎	
	経済産業	吉村　剛太郎	
	交通通信	川橋　幸子	
	国土環境	関根　則之	
	予算	岩崎　純三	
	決算	宮崎　秀樹	
	行政監視	竹山　裕	
	議院運営	岡野　裕	
	懲罰	谷本　巍	
特別委員長	災害対策	浦田　勝	
	沖縄北方	中尾　則幸	
	国会移転	牛嶋　正	
	行革税制	遠藤　要	
	経済中小		斎藤　文夫（10.　4.30）
調査会長	国際問題	林田　悠紀夫	
	国民生活	鶴岡　洋	
	行財政	井上　孝	
政治倫理審査会長		宮澤　弘	
事務総長		黒澤　隆雄	

2 会派別所属議員数一覧

（会期終了日　平成10.　6.18現在）

会派	議員数	①10.　7.25任期満了			②13.　7.22任期満了		
		比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
自由民主党	118(10)	17(2)	43(1)	60(3)	16(4)	42(3)	58(7)
民主党・新緑風会	41(9)	11(3)	8(1)	19(4)	9(1)	13(4)	22(5)
公明	24(5)	7(1)	4(1)	11(2)	7(2)	6(1)	13(3)
社会民主党・護憲連合	21(5)	6(1)	6(1)	12(2)	4(2)	5(1)	9(3)
日本共産党	14(4)	4	2(1)	6(1)	5(2)	3(1)	8(3)
自由党	11(1)	2	3	5	4(1)	2	6(1)
二院クラブ	4	1	2	3	1	0	1
新党さきがけ	3(1)	0	0	0	2(1)	1	3(1)
新社会党・平和連合	3(1)	1	2(1)	3(1)	0	0	0
改革クラブ	3	0	0	0	0	3	3
各派に属しない議員	8	1	4	5	2	1	3
欠員	2	0	2	2	0	0	0
合計	252(36)	50(7)	76(6)	126(13)	50(13)	76(10)	126(23)

（　）内は女性議員の数を示す。

3　会派別所属議員一覧

（召集日　平成10.1.12現在）

無印の議員は平成10年７月25日任期満了を、○印の議員は平成13年７月22日任期満了を示す。
また、（　）内は、各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党】

（１１９名）

○阿部　正俊（山　形）
井上　吉夫（鹿児島）
○石井　道子（比　例）
板垣　正（比　例）
岩永　浩美（佐　賀）
浦田　勝（熊　本）
小野　清子（東　京）
大木　浩（愛　知）
○太田　豊秋（福　島）
岡部　三郎（比　例）
○鹿熊　安正（富　山）
○片山　虎之助（岡　山）
○鎌田　要人（鹿児島）
河本　英典（滋　賀）
久世　公堯（比　例）
○倉田　寛之（千　葉）
佐々木　満（秋　田）
斎藤　文夫（神奈川）
○清水　嘉与子（比　例）
下稲葉　耕吉（比　例）
○末広　まきこ（愛　知）
鈴木　貞敏（山　形）
関根　則之（埼　玉）
○田村　公平（高　知）
○武見　敬三（比　例）
坪井　一宇（大　阪）
○中原　爽（比　例）
○長峯　基（宮　崎）
○西田　吉宏（京　都）
野村　五男（茨　城）
○橋本　聖子（比　例）
服部　三男雄（奈　良）
○平田　耕一（三　重）
真島　一男（新　潟）
松浦　功（比　例）
青木　幹雄（島　根）
井上　孝（比　例）
○石川　弘（比　例）
○岩井　國臣（比　例）
上杉　光弘（宮　崎）
○海老原　義彦（比　例）
○尾辻　秀久（比　例）
大島　慶久（比　例）
岡　利定（比　例）
加藤　紀文（岡　山）
○景山　俊太郎（島　根）
○金田　勝年（秋　田）
上吉原　一天（栃　木）
木宮　和彦（静　岡）
沓掛　哲男（石　川）
○小山　孝雄（比　例）
佐藤　静雄（福　島）
坂野　重信（鳥　取）
清水　達雄（比　例）
○陣内　孝雄（佐　賀）
鈴木　省吾（福　島）
○鈴木　正孝（静　岡）
○田浦　直（長　崎）
高木　正明（北海道）
○谷川　秀善（大　阪）
○中島　眞人（山　梨）
永田　良雄（富　山）
楢崎　泰昌（比　例）
野沢　太三（比　例）
南野　知惠子（比　例）
○馳　浩（石　川）
○林　芳正（山　口）
二木　秀夫（山　口）
○真鍋　賢二（香　川）
松浦　孝治（徳　島）
芦尾　長司（兵　庫）
井上　裕（千　葉）
○石渡　清元（神奈川）
○岩崎　純三（栃　木）
上野　公成（群　馬）
遠藤　要（宮　城）
大河原太一郎（比　例）
○大野　つや子（岐　阜）
○岡野　裕（比　例）
○狩野　安（茨　城）
笠原　潤一（岐　阜）
○釜本　邦茂（比　例）
○亀谷　博昭（宮　城）
○北岡　秀二（徳　島）
○国井　正幸（栃　木）
○鴻池　祥肇（兵　庫）
○佐藤　泰三（埼　玉）
志村　哲良（山　梨）
○塩崎　恭久（愛　媛）
○須藤　良太郎（比　例）
○鈴木　政二（愛　知）
○世耕　政隆（和歌山）
田沢　智治（比　例）
○竹山　裕（静　岡）
○常田　享詳（鳥　取）
中曽根　弘文（群　馬）
長尾　立子（比　例）
○成瀬　守重（比　例）
野間　赳（愛　媛）
○長谷川　道郎（新　潟）
○畑　恵（比　例）
林田　悠紀夫（京　都）
○保坂　三蔵（東　京）
前田　勲男（和歌山）
松谷　蒼一郎（長　崎）

○松村　龍二（福　井）
宮崎　秀樹（比　例）
守住　有信（熊　本）
山崎　正昭（福　井）
○吉川　芳男（新　潟）
○三浦　一水（熊　本）
宮澤　弘（広　島）
森田　健作（東　京）
○山本　一太（群　馬）
吉村　剛太郎（福　岡）
○溝手　顕正（広　島）
村上　正邦（比　例）
矢野　哲朗（栃　木）
○依田　智治（比　例）

【民友連】

（４１名）

○足立　良平（比　例）
○石田　美栄（岡　山）
○今泉　昭（比　例）
○岡崎　トミ子（宮　城）
川橋　幸子（比　例）
釘宮　磐（大　分）
○小山　峰男（長　野）
○菅野　久光（北海道）
○角田　義一（群　馬）
直嶋　正行（比　例）
○平田　健二（岐　阜）
○松前　達郎（比　例）
峰崎　直樹（北海道）
○和田　洋子（福　島）
○朝日　俊弘（比　例）
一井　淳治（岡　山）
江本　孟紀（比　例）
勝木　健司（比　例）
北澤　俊美（長　野）
小島　慶三（比　例）
○齋藤　勁（神奈川）
○竹村　泰子（比　例）
○寺崎　昭久（比　例）
中尾　則幸（北海道）
広中　和歌子（比　例）
円　より子（比　例）
本岡　昭次（兵　庫）
藁科　満治（比　例）
○伊藤　基隆（比　例）
今井　澄（長　野）
○小川　勝也（北海道）
萱野　茂（比　例）
○久保　亘（鹿児島）
○小林　元（茨　城）
○笹野　貞子（京　都）
千葉　景子（神奈川）
寺澤　芳男（比　例）
長谷川　清（比　例）
○前川　忠夫（比　例）
○水島　裕（比　例）
○吉田　之久（奈　良）

【公明】

（２５名）

荒木　清寛（愛　知）
牛嶋　正（比　例）
大久保　直彦（比　例）
風間　昶（北海道）
○高野　博師（埼　玉）
続　訓弘（比　例）
○福本　潤一（比　例）
山下　栄一（大　阪）
○渡辺　孝男（比　例）
猪熊　重二（比　例）
○海野　義孝（比　例）
○大森　礼子（比　例）
○木庭　健太郎（福　岡）
武田　節子（比　例）
鶴岡　洋（比　例）
○益田　洋介（比　例）
○山本　保（愛　知）
○魚住　裕一郎（東　京）
及川　順郎（比　例）
○加藤　修一（比　例）
○白浜　一良（大　阪）
○但馬　久美（比　例）
浜四津　敏子（東　京）
○松　あきら（神奈川）
横尾　和伸（福　岡）

【社会民主党・護憲連合】

（２１名）

青木　薪次（静　岡）
大渕　絹子（新　潟）
上山　和人（鹿児島）
志苫　裕（比　例）
瀬谷　英行（埼　玉）
赤桐　操（千　葉）
大脇　雅子（比　例）
○菅野　壽（比　例）
○清水　澄子（比　例）
○谷本　巍（比　例）
及川　一夫（比　例）
○梶原　敬義（大　分）
○日下部禧代子（比　例）
鈴木　和美（比　例）
○照屋　寛徳（沖　縄）

○田　英夫（東　京）　渕上　貞雄（比　例）　○三重野　栄子（福　岡）
○村沢　牧（長　野）　山本　正和（比　例）　渡辺　四郎（福　岡）

【日本共産党】

（１４名）

○阿部　幸代（埼　玉）　有働　正治（比　例）　上田　耕一郎（東　京）
○緒方　靖夫（東　京）　○笠井　亮（比　例）　聴濤　弘（比　例）
○須藤　美也子（比　例）　立木　洋（比　例）　西山　登紀子（京　都）
○橋本　敦（比　例）　○筆坂　秀世（比　例）　○山下　芳生（大　阪）
吉岡　吉典（比　例）　○吉川　春子（比　例）

【自由党】

（１２名）

○阿曽田　清（熊　本）　泉　信也（比　例）　○扇　千景（比　例）
○木暮　山人（比　例）　○田村　秀昭（比　例）　○髙橋　令則（岩　手）
都築　譲（愛　知）　○戸田　邦司（比　例）　永野　茂門（比　例）
平井　卓志（香　川）　平野　貞夫（高　知）　○星野　朋市（比　例）

【二院クラブ】

（４名）

○佐藤　道夫（比　例）　島袋　宗康（沖　縄）　西川　きよし（大　阪）
山田　俊昭（比　例）

【新党さきがけ】

（３名）

○奥村　展三（滋　賀）　○堂本　暁子（比　例）　○水野　誠一（比　例）

【新社会党・平和連合】

（３名）

栗原　君子（広　島）　矢田部　理（茨　城）　山口　哲夫（比　例）

【改革クラブ】

（３名）

○岩瀬　良三（千　葉）　○菅川　健二（広　島）　○山崎　力（青　森）

【各派に属しない議員】

（７名）

○石井　一二（兵　庫）　片上　公人（兵　庫）　斎藤　十朗（三　重）
椎名　素夫（岩　手）　武田　邦太郎（比　例）　○友部　達夫（比　例）
松尾　官平（青　森）

4 議員の異動

第141回国会終了日（平成９年12月12日）以降における議員の異動である。

○死去

横尾	和伸君（公　明・福　岡）	10. 4. 1	
木暮	山人君（自　由・比　例）	5. 26	

○公職選挙法第90条による退職

森田	健作君（自　民・東　京）	10. 3. 17	

○繰上補充当選

松崎	俊久君（比　例）	10. 6. 5	木暮	山人君の繰り上げ

○会派解散

「太陽」	9. 12. 25
「平成会」	10. 1. 8
「民主党・新緑風会」	1. 8
「自由の会」	1. 8

○会派結成

「民友連」　10. 1. 8

菅野　久光君（代表）

足立	良平君	朝日	俊弘君	伊藤	基隆君	石田	美栄君
一井	淳治君	今井	澄君	今泉	昭君	江本	孟紀君
小川	勝也君	岡崎	トミ子君	勝木	健司君	萱野	茂君
川橋	幸子君	北澤	俊美君	久保	亘君	釘宮	磐君
小島	慶三君	小林	元君	小山	峰男君	齋藤	勁君
笹野	貞子君	竹村	泰子君	千葉	景子君	角田	義一君
寺崎	昭久君	寺澤	芳男君	直嶋	正行君	中尾	則幸君
長谷川	清君	平田	健二君	広中	和歌子君	前川	忠夫君
松前	達郎君	円	より子君	水島	裕君	峰崎	直樹君
本岡	昭次君	吉田	之久君	和田	洋子君	藁科	滿治君

「公明」　10. 1. 8

大久保　直彦君（代表）

荒木　清寛君	猪熊　重二君	魚住　裕一郎君	牛嶋　正君
海野　義孝君	及川　順郎君	大森　礼子君	加藤　修一君
風間　昶君	木庭　健太郎君	白浜　一良君	高野　博師君
武田　節子君	但馬　久美君	続　訓弘君	鶴岡　洋君
浜四津　敏子君	福本　潤一君	益田　洋介君	松　あきら君
山下　栄一君	山本　保君	横尾　和伸君	渡辺　孝男君

「自由党」　10. 1. 8

平井　卓志君（代表）

阿曽田　清君	泉　信也君	扇　千景君	木暮　山人君
田村　秀昭君	髙橋　令則君	都築　譲君	戸田　邦司君
永野　茂門君	平野　貞夫君	星野　朋市君	

「改革クラブ」　10. 1. 8

岩瀬　良三君（代表）

菅川　健二君	山崎　力君

○会派名変更

「民友連」　10. 4. 13　「民主党・新緑風会」

○所属会派異動・会派所属

長谷川　道郎君	9. 12. 18	「自由民主党」へ入会
末広　まきこ君	10. 1. 7	「自由の会」を退会、「自由民主党」へ入会
国井　正幸君	1. 8	「自由民主党」へ入会

5　委員会及び調査会等委員一覧　（初回開会日現在）

【総務委員会】

（２１名）

委員長	石田	美栄（民友）	鎌田	要人（自民）	猪熊	重二（公明）
理　事	板垣	正（自民）	鈴木	貞敏（自民）	大久保	直彦（公明）
理　事	木宮	和彦（自民）	竹山	裕（自民）	瀬谷	英行（社民）
理　事	寺澤	芳男（民友）	真鍋	賢二（自民）	栗原	君子（新社）
理　事	吉岡	吉典（共産）	村上	正邦（自民）	斎藤	十朗（無）
理　事	永野	茂門（自由）	矢野	哲朗（自民）	武田	邦太郎（無）
	井上	孝（自民）	足立	良平（民友）	松尾	官平（無）

（10．1.22　現在）

【法務委員会】

（２１名）

委員長	武田	節子（公明）	岡部	三郎（自民）	千葉	景子（民友）
理　事	清水	嘉与子（自民）	志村	哲良（自民）	角田	義一（民友）
理　事	依田	智治（自民）	高木	正明（自民）	円	より子（民友）
理　事	大森	礼子（公明）	長尾	立子（自民）	照屋	寛徳（社民）
理　事	橋本	敦（共産）	林田	悠紀夫（自民）	山田	俊昭（二院）
理　事	平野	貞夫（自由）	前田	勲男（自民）	矢田部	理（新社）
	遠藤	要（自民）	松浦	功（自民）	片上	公人（無）

（10．1.20　現在）

【地方行政・警察委員会】

（２１名）

委員長	藁科	滿治（民友）	上吉原	一天（自民）	小山	峰男（民友）
理　事	久世	公堯（自民）	下稲葉	耕吉（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理　事	松村	龍二（自民）	鈴木	省吾（自民）	白浜	一良（公明）
理　事	朝日	俊弘（民友）	鈴木	正孝（自民）	村沢	牧（社民）
理　事	有働	正治（共産）	田村	公平（自民）	渡辺	四郎（社民）
理　事	髙橋	令則（自由）	谷川	秀善（自民）	山口	哲夫（新社）
	岡野	裕（自民）	長谷川	道郎（自民）	岩瀬	良三（改ク）

（10．1.20　現在）

〔暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会〕

（９名）

小委員長	久世	公堯（自民）				
	松村	龍二（自民）	渡辺	四郎（社民）	山口	哲夫（新社）
	朝日	俊弘（民主）	有働	正治（共産）	岩瀬	良三（改ク）
	魚住	裕一郎（公明）	髙橋	令則（自由）		

（10．4.14　現在）

【外交・防衛委員会】

（２１名）

委員長	及川　順郎（公明）	塩崎　恭久（自民）	齋藤　勁（民友）
理　事	笠原　潤一（自民）	鈴木　正孝（自民）	広中　和歌子（民友）
理　事	須藤　良太郎（自民）	野間　赳（自民）	横尾　和伸（公明）
理　事	武見　敬三（自民）	服部　三男雄（自民）	田　英夫（社民）
理　事	吉田　之久（民友）	二木　秀夫（自民）	立木　洋（共産）
理　事	高野　博師（公明）	宮澤　弘（自民）	田村　秀昭（自由）
	岩崎　純三（自民）	伊藤　基隆（民友）	佐藤　道夫（二院）

（10．2．5　現在）

【財政・金融委員会】

（２１名）

委員長	石川　弘（自民）	片山　虎之助（自民）	峰崎　直樹（民友）
理　事	岡　利定（自民）	金田　勝年（自民）	牛嶋　正（公明）
理　事	河本　英典（自民）	野村　五男（自民）	志苫　裕（社民）
理　事	楢崎　泰昌（自民）	林　芳正（自民）	三重野　栄子（社民）
理　事	久保　亘（民友）	松浦　孝治（自民）	笠井　亮（共産）
理　事	益田　洋介（公明）	伊藤　基隆（民友）	星野　朋市（自由）
	大河原太一郎（自民）	今泉　昭（民友）	菅川　健二（改ク）

（10．1.20　現在）

【文教・科学委員会】

（２１名）

委員長	大島　慶久（自民）	釜本　邦茂（自民）	本岡　昭次（民友）
理　事	小野　清子（自民）	世耕　政隆（自民）	山下　栄一（公明）
理　事	北岡　秀二（自民）	田沢　智治（自民）	上山　和人（社民）
理　事	馳　浩（自民）	野沢　太三（自民）	日下部禧代子（社民）
理　事	小林　元（民友）	長谷川　道郎（自民）	阿部　幸代（共産）
理　事	松　あきら（公明）	江本　孟紀（民友）	扇　千景（自由）
	井上　裕（自民）	萱野　茂（民友）	友部　達夫（無）

（10．1.20　現在）

【国民福祉委員会】

（２１名）

委員長	山本　正和（社民）	石井　道子（自民）	朝日　俊弘（民友）
理　事	尾辻　秀久（自民）	佐藤　泰三（自民）	釘宮　磐（民友）
理　事	南野　知惠子（自民）	田浦　直（自民）	直嶋　正行（民友）
理　事	水島　裕（民友）	常田　享詳（自民）	浜四津　敏子（公明）
理　事	渡辺　孝男（公明）	中島　眞人（自民）	西山　登紀子（共産）
理　事	清水　澄子（社民）	中原　爽（自民）	木暮　山人（自由）
	阿部　正俊（自民）	宮崎　秀樹（自民）	西川　きよし（二院）

（10．1.14　現在）

【労働・社会政策委員会】

（２１名）

委員長	鹿熊　安正（自民）	上杉　光弘（自民）	長谷川　清（民友）
理　事	海老原　義彦（自民）	小山　孝雄（自民）	木庭　健太郎（公明）
理　事	狩野　安（自民）	佐々木　満（自民）	山本　保（公明）
理　事	笹野　貞子（民友）	佐藤　静雄（自民）	菅野　壽（社民）
理　事	大脇　雅子（社民）	坪井　一宇（自民）	聽濤　弘（共産）
理　事	吉川　春子（共産）	橋本　聖子（自民）	都築　譲（自由）
	石渡　清元（自民）	勝木　健司（民友）	堂本　暁子（さき）

（10．1.22　現在）

【農林水産委員会】

（２１名）

委員長	松谷　蒼一郎（自民）	井上　吉夫（自民）	風間　昶（公明）
理　事	岩永　浩美（自民）	浦田　勝（自民）	木庭　健太郎（公明）
理　事	真島　一男（自民）	大野　つや子（自民）	谷本　巍（社民）
理　事	三浦　一水（自民）	国井　正幸（自民）	須藤　美也子（共産）
理　事	和田　洋子（民友）	長峯　基（自民）	阿曽田　清（自由）
理　事	大渕　絹子（社民）	一井　淳治（民友）	島袋　宗康（二院）
	青木　幹雄（自民）	北澤　俊美（民友）	石井　一二（無）

（10．1.23　現在）

【経済・産業委員会】

（２１名）

委員長	吉村　剛太郎（自民）	斎藤　文夫（自民）	海野　義孝（公明）
理　事	沓掛　哲男（自民）	中曽根　弘文（自民）	加藤　修一（公明）
理　事	畑　恵（自民）	成瀬　守重（自民）	鈴木　和美（社民）
理　事	平田　耕一（自民）	西田　吉宏（自民）	山下　芳生（共産）
理　事	平田　健二（民友）	吉川　芳男（自民）	平井　卓志（自由）
理　事	梶原　敬義（社民）	小島　慶三（民友）	水野　誠一（さき）
	倉田　寛之（自民）	前川　忠夫（民友）	椎名　素夫（無）

（10．1.22　現在）

【交通・情報通信委員会】

（２１名）

委員長	川橋　幸子（民友）	加藤　紀文（自民）	松前　達郎（民友）
理　事	景山　俊太郎（自民）	末広　まきこ（自民）	鶴岡　洋（公明）
理　事	亀谷　博昭（自民）	保坂　三蔵（自民）	及川　一夫（社民）
理　事	陣内　孝雄（自民）	溝手　顕正（自民）	渕上　貞雄（社民）
理　事	寺崎　昭久（民友）	守住　有信（自民）	上田　耕一郎（共産）
理　事	但馬　久美（公明）	森田　健作（自民）	筆坂　秀世（共産）
	大木　浩（自民）	中尾　則幸（民友）	戸田　邦司（自由）

（10．1.22　現在）

【国土・環境委員会】

（２１名）

委員長	関根　則之（自民）	太田　豊秋（自民）	菅野　久光（民友）
理　事	岩井　國臣（自民）	鴻池　祥肇（自民）	荒木　清寛（公明）
理　事	山崎　正昭（自民）	坂野　重信（自民）	青木　薪次（社民）
理　事	小川　勝也（民友）	清水　達雄（自民）	赤桐　操（社民）
理　事	福本　潤一（公明）	鈴木　政二（自民）	泉　信也（自由）
理　事	緒方　靖夫（共産）	永田　良雄（自民）	奥村　展三（さき）
	上野　公成（自民）	岡崎　トミ子（民友）	山崎　力（改ク）

（10．1.22　現在）

【予算委員会】

（４５名）

委員長	岩崎　純三（自民）	金田　勝年（自民）	和田　洋子（民友）
理　事	岡部　三郎（自民）	沓掛　哲男（自民）	魚住　裕一郎（公明）
理　事	小山　孝雄（自民）	末広　まきこ（自民）	牛嶋　正（公明）
理　事	佐藤　泰三（自民）	田沢　智治（自民）	加藤　修一（公明）
理　事	永田　良雄（自民）	武見　敬三（自民）	高野　博師（公明）
理　事	成瀬　守重（自民）	谷川　秀善（自民）	及川　一夫（社民）
理　事	小山　峰男（民友）	南野　知惠子（自民）	日下部禧代子（社民）
理　事	角田　義一（民友）	長谷川　道郎（自民）	田　英夫（社民）
理　事	風間　昶（公明）	平田　耕一（自民）	笠井　亮（共産）
理　事	照屋　寛徳（社民）	真鍋　賢二（自民）	須藤　美也子（共産）
	阿部　正俊（自民）	依田　智治（自民）	吉川　春子（共産）
	石井　道子（自民）	久保　亘（民友）	田村　秀昭（自由）
	板垣　正（自民）	小林　元（民友）	星野　朋市（自由）
	大河原太一郎（自民）	直嶋　正行（民友）	山田　俊昭（二院）
	大野　つや子（自民）	広中　和歌子（民友）	矢田部　理（新社）

（10．1.14　現在）

【決算委員会】

（３０名）

委員長	宮崎　秀樹（自民）	景山　俊太郎（自民）	長谷川　清（民友）
理　事	鎌田　要人（自民）	笠原　潤一（自民）	円　より子（民友）
理　事	長峯　基（自民）	清水　嘉与子（自民）	益田　洋介（公明）
理　事	野沢　太三（自民）	常田　享詳（自民）	渡辺　孝男（公明）
理　事	岡崎　トミ子（民友）	長谷川　道郎（自民）	大脇　雅子（社民）
理　事	海野　義孝（公明）	松村　龍二（自民）	志苫　裕（社民）
理　事	渕上　貞雄（社民）	守住　有信（自民）	阿部　幸代（共産）
	芦尾　長司（自民）	吉川　芳男（自民）	緒方　靖夫（共産）
	岩井　國臣（自民）	朝日　俊弘（民友）	木暮　山人（自由）
	海老原　義彦（自民）	今井　澄（民友）	山田　俊昭（二院）

（10．1.30　現在）

【行政監視委員会】

（３０名）

委員長	竹山　裕（自民）	久世　公堯（自民）	平田　健二（民友）
理　事	太田　豊秋（自民）	坂野　重信（自民）	峰崎　直樹（民友）
理　事	上吉原　一天（自民）	須藤　良太郎（自民）	大森　礼子（公明）
理　事	中曽根　弘文（自民）	鈴木　正孝（自民）	松　あきら（公明）
理　事	竹村　泰子（民友）	田村　公平（自民）	山本　保（公明）
理　事	赤桐　操（社民）	長尾　立子（自民）	清水　澄子（社民）
理　事	都築　譲（自由）	真島　一男（自民）	橋本　敦（共産）
	井上　吉夫（自民）	村上　正邦（自民）	泉　信也（自由）
	岡　利定（自民）	北澤　俊美（民友）	水野　誠一（さき）
	片山　虎之助（自民）	千葉　景子（民友）	菅川　健二（改ク）

（10．1.14　現在）

【議院運営委員会】

（２５名）

委員長	岡野　裕（自民）	岩永　浩美（自民）	小川　勝也（民友）
理　事	鴻池　祥肇（自民）	釜本　邦茂（自民）	但馬　久美（公明）
理　事	中島　眞人（自民）	陣内　孝雄（自民）	山下　栄一（公明）
理　事	西田　吉宏（自民）	田浦　直（自民）	渡辺　四郎（社民）
理　事	今泉　昭（民友）	中原　爽（自民）	有働　正治（共産）
理　事	齋藤　勁（民友）	馳　浩（自民）	（10．1.12　現在）
理　事	猪熊　重二（公明）	畑　恵（自民）	
理　事	三重野　栄子（社民）	林　芳正（自民）	
理　事	山下　芳生（共産）	山本　一太（自民）	
理　事	戸田　邦司（自由）	伊藤　基隆（民友）	

〔庶務関係小委員会〕

（１５名）

小委員長	陣内　孝雄（自民）	西田　吉宏（自民）	三重野　栄子（社民）
	岩永　浩美（自民）	林　芳正（自民）	山下　芳生（共産）
	釜本　邦茂（自民）	今泉　昭（民友）	戸田　邦司（自由）
	鴻池　祥肇（自民）	齋藤　勁（民友）	（10．1.14　現在）
	中島　眞人（自民）	猪熊　重二（公明）	
	中原　爽（自民）	但馬　久美（公明）	

〔図書館運営小委員会〕

（１５名）

小委員長	伊藤　基隆（民友）	畑　恵（自民）	三重野　栄子（社民）
	鴻池　祥肇（自民）	林　芳正（自民）	山下　芳生（共産）
	田浦　直（自民）	山本　一太（自民）	戸田　邦司（自由）
	中島　眞人（自民）	今泉　昭（民友）	（10．1.14　現在）
	西田　吉宏（自民）	猪熊　重二（公明）	
	馳　浩（自民）	山下　栄一（公明）	

【懲罰委員会】

（１０名）

委員長	谷本	巍(社民)	宮澤	弘(自民)	立木	洋(共産)
理　事	井上	裕(自民)	菅野	久光(民友)	永野	茂門(自由)
理　事	佐々木	満(自民)	吉田	之久(民友)	（10. 1.14	現在）
	遠藤	要(自民)	白浜	一良(公明)		

【災害対策特別委員会】

（２０名）

委員長	浦田	勝(自民)	佐藤	静雄(自民)	前川	忠夫(民友)
理　事	清水	達雄(自民)	陣内	孝雄(自民)	木庭	健太郎(公明)
理　事	田浦	直(自民)	長谷川	道郎(自民)	大渕	絹子(社民)
理　事	本岡	昭次(民友)	馳	浩(自民)	上山	和人(社民)
理　事	但馬	久美(公明)	依田	智治(自民)	山下	芳生(共産)
	阿部	正俊(自民)	足立	良平(民友)	平野	貞夫(自由)
	岩井	國臣(自民)	平田	健二(民友)	（10. 1.12	現在）

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

（２０名）

委員長	中尾	則幸(民友)	志村	哲良(自民)	笹野	貞子(民友)
理　事	佐藤	泰三(自民)	鈴木	正孝(自民)	風間	昶(公明)
理　事	橋本	聖子(自民)	高木	正明(自民)	鈴木	和美(社民)
理　事	峰崎	直樹(民友)	永田	良雄(自民)	照屋	寛徳(社民)
理　事	福本	潤一(公明)	長峯	基(自民)	吉岡	吉典(共産)
	板垣	正(自民)	楢崎	泰昌(自民)	田村	秀昭(自由)
	尾辻	秀久(自民)	萱野	茂(民友)	（10. 1.12	現在）

【国会等の移転に関する特別委員会】

（２０名）

委員長	牛嶋	正(公明)	鴻池	祥肇(自民)	瀬谷	英行(社民)
理　事	芦尾	長司(自民)	佐藤	泰三(自民)	三重野	栄子(社民)
理　事	野村	五男(自民)	鈴木	政二(自民)	緒方	靖夫(共産)
理　事	江本	孟紀(民友)	保坂	三蔵(自民)	平井	卓志(自由)
理　事	加藤	修一(公明)	矢野	哲朗(自民)	西川	きよし(二院)
	石渡	清元(自民)	勝木	健司(民友)	岩瀬	良三(改ク)
	太田	豊秋(自民)	和田	洋子(民友)	（10. 1.12	現在）

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

（４５名）

委員長	遠藤	要(自民)	斎藤	文夫(自民)	寺崎	昭久(民友)
理　事	石渡	清元(自民)	清水	嘉与子(自民)	海野	義孝(公明)
理　事	片山	虎之助(自民)	須藤	良太郎(自民)	及川	順郎(公明)
理　事	釜本	邦茂(自民)	鈴木	省吾(自民)	益田	洋介(公明)
理　事	高木	正明(自民)	田村	公平(自民)	渡辺	孝男(公明)
理　事	野間	赳(自民)	常田	享詳(自民)	清水	澄子(社民)
理　事	伊藤	基隆(民友)	長尾	立子(自民)	田	英夫(社民)
理　事	小島	慶三(民友)	野村	五男(自民)	笠井	亮(共産)
理　事	荒木	清寛(公明)	林	芳正(自民)	吉岡	吉典(共産)
理　事	赤桐	操(社民)	三浦	一水(自民)	吉川	春子(共産)
	石井	道子(自民)	宮澤	弘(自民)	阿曽田	清(自由)
	亀谷	博昭(自民)	石田	美栄(民友)	星野	朋市(自由)
	久世	公堯(自民)	一井	淳治(民友)	佐藤	道夫(二院)
	沓掛	哲男(自民)	小山	峰男(民友)	奥村	展三(さき)
	国井	正幸(自民)	竹村	泰子(民友)	山口	哲夫(新社)

（10. 1.12　現在）

【経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会】

（２５名）

委員長	斎藤	文夫(自民)	楢崎	泰昌(自民)	海野	義孝(公明)
理　事	太田	豊秋(自民)	成瀬	守重(自民)	梶原	敬義(社民)
理　事	林	芳正(自民)	平田	耕一(自民)	谷本	巍(社民)
理　事	吉川	芳男(自民)	保坂	三蔵(自民)	緒方	靖夫(共産)
理　事	平田	健二(民主)	宮澤	弘(自民)	山下	芳生(共産)
理　事	加藤	修一(公明)	今泉	昭(民主)	平井	卓志(自由)
	石井	道子(自民)	小島	慶三(民主)	島袋	宗康(二院)
	小山	孝雄(自民)	前川	忠夫(民主)	（10. 4.30　現在）	
	田村	公平(自民)	牛嶋	正(公明)		

【国際問題に関する調査会】

（２５名）

会　長	林田	悠紀夫(自民)	鎌田	要人(自民)	寺澤	芳男(民友)
理　事	板垣	正(自民)	木宮	和彦(自民)	松前	達郎(民友)
理　事	笠原	潤一(自民)	北岡	秀二(自民)	高野	博師(公明)
理　事	山本	一太(自民)	末広	まきこ(自民)	福本	潤一(公明)
理　事	広中	和歌子(民友)	田村	公平(自民)	大脇	雅子(社民)
理　事	魚住	裕一郎(公明)	南野	知惠子(自民)	笠井	亮(共産)
理　事	田	英夫(社民)	馳	浩(自民)	山崎	力(改ク)
理　事	上田	耕一郎(共産)	林	芳正(自民)	（10. 1.29　現在）	
理　事	永野	茂門(自由)	岡崎	トミ子(民友)		

〔対外経済協力に関する小委員会〕

（９名）

小委員長	板垣　正（自民）		
	馳　浩（自民）	福本　潤一（公明）	永野　茂門（自由）
	山本　一太（自民）	田　英夫（社民）	山崎　力（改ク）
	広中　和歌子（民友）	上田　耕一郎（共産）	（10．2.27　現在）

【国民生活・経済に関する調査会】

（２５名）

会　長	鶴岡　洋（公明）	小野　清子（自民）	朝日　俊弘（民友）
理　事	尾辻　秀久（自民）	大野　つや子（自民）	川橋　幸子（民友）
理　事	太田　豊秋（自民）	狩野　安（自民）	水島　裕（民友）
理　事	中原　爽（自民）	金田　勝年（自民）	吉田　之久（民友）
理　事	円　より子（民友）	常田　享詳（自民）	松　あきら（公明）
理　事	山本　保（公明）	中島　眞人（自民）	菅野　壽（社民）
理　事	日下部禧代子（社民）	橋本　聖子（自民）	栗原　君子（新社）
理　事	有働　正治（共産）	平田　耕一（自民）	（10．1.23　現在）
理　事	阿曽田　清（自由）	三浦　一水（自民）	

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

（２５名）

会　長	井上　孝（自民）	石渡　清元（自民）	萱野　茂（民友）
理　事	岡　利定（自民）	加藤　紀文（自民）	峰崎　直樹（民友）
理　事	佐々木　満（自民）	上吉原　一天（自民）	猪熊　重二（公明）
理　事	吉川　芳男（自民）	亀谷　博昭（自民）	志苫　裕（社民）
理　事	釘宮　磐（民友）	小山　孝雄（自民）	髙橋　令則（自由）
理　事	大森　礼子（公明）	武見　敬三（自民）	山田　俊昭（二院）
理　事	渡辺　四郎（社民）	宮澤　弘（自民）	堂本　暁子（さき）
理　事	山下　芳生（共産）	守住　有信（自民）	（10．2.25　現在）
理　事	木暮　山人（自由）	小川　勝也（民友）	

【政治倫理審査会】

（１５名）

会　長	宮澤　弘（自民）	大木　浩（自民）	大久保　直彦（公明）
幹　事	青木　幹雄（自民）	高木　正明（自民）	鶴岡　洋（公明）
幹　事	真鍋　賢二（自民）	久保　亘（民友）	梶原　敬義（社民）
	井上　裕（自民）	松前　達郎（民友）	橋本　敦（共産）
	板垣　正（自民）	吉田　之久（民友）	扇　千景（自由）

（召集日　現在）

【参議院制度改革検討会】

（１１名）

座　長	佐々木　満（自民）	齋藤　勁（民友）	吉岡　吉典（共産）
	片山　虎之助（自民）	平田　健二（民友）	戸田　邦司（自由）
	鴻池　祥肇（自民）	猪熊　重二（公明）	佐藤　道夫（二院）
	斎藤　文夫（自民）	谷本　巍（社民）	（10．2.26　現在）

1　本会議審議経過

○平成10年１月12日（月）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**議席の指定**

議長は、議員の議席を指定した。

日程第２　**常任委員の選任**

議長は、総務委員、法務委員、地方行政・警察委員、外交・防衛委員、財政・金融委員、文教・科学委員、国民福祉委員、労働・社会政策委員、農林水産委員、経済・産業委員、交通・情報通信委員、国土・環境委員及び行政監視委員を指名した。

常任委員長辞任の件

本件は、議院運営委員長中曽根弘文君、懲罰委員長吉田之久君の辞任を許可することに決した。

日程第３　**常任委員長の選挙**

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

総務委員長	石田　美栄君
法務委員長	武田　節子君
地方行政・警察委員長	藁科　満治君
外交・防衛委員長	続　訓弘君
財政・金融委員長	石川　弘君
文教・科学委員長	大島　慶久君
国民福祉委員長	山本　正和君
労働・社会政策委員長	鹿熊　安正君
農林水産委員長	松谷　蒼一郎君
経済・産業委員長	吉村　剛太郎君
交通・情報通信委員長	川橋　幸子君
国土・環境委員長	関根　則之君
行政監視委員長	竹山　裕君
議院運営委員長	岡野　裕君
懲罰委員長	谷本　巍君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、行財政改革・税制等に関する調査のため委員45名から成る**行財政改革・税制等に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る**国会等の移転に関する特別委員会**を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休　　憩　午前10時８分
再　　開　午後３時１分
日程第４　**国務大臣の演説に関する件**
　橋本内閣総理大臣は金融システム安定化対策と経済運営に関し、三塚大蔵大臣は財政に関してそれぞれ演説をした。
　国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。
散　　会　午後３時27分

○平成10年１月14日（水）
開　　会　午前10時１分
日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第２日）
　寺澤芳男君、久世公堯君、牛嶋正君は、それぞれ質疑をした。
休　　憩　午前11時51分
再　　開　午後１時１分
　休憩前に引き続き、大渕絹子君、立木洋君、永野茂門君は、それぞれ質疑をした。
　議長は、質疑が終了したことを告げた。
日程第２　**平成７年度一般会計歳入歳出決算、平成７年度特別会計歳入歳出決算、平成７年度国税収納金整理資金受払計算書、平成７年度政府関係機関決算書**
日程第３　**平成７年度国有財産増減及び現在額総計算書**
日程第４　**平成７年度国有財産無償貸付状況総計算書**
　以上３件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２はまず賛成199、反対16にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成199、反対16にて委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第３は賛成201、反対14にて是認することに決し、日程第４は賛成215、反対０にて全会一致をもって是認することに決した。
　橋本内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。
散　　会　午後２時30分

○平成10年１月30日（金）
開　　会　午前10時１分
福井謙一君逝去につき哀悼の件
　本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。
常任委員長辞任の件
　本件は、外交・防衛委員長続訓弘君の辞任を許可することに決した。
常任委員長の選挙
　本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、外交・防衛委員長に及川順郎君を指名した。
日程第１　**平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案**（趣旨説明）

本件は、橋本内閣総理大臣・大蔵大臣、上杉自治大臣から順次趣旨説明があった後、今泉昭君、益田洋介君、阿部幸代君、平野貞夫君がそれぞれ質疑をした。

休　　憩　午前11時18分

再　　開　午後４時１分

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対29にて可決された。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対29にて可決された。

散　　会　午後４時23分

○平成10年２月４日（水）

開　　会　午後１時１分

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、大脇雅子君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官訴追委員に荒木清寛君、検察官適格審査会委員に千葉景子君、同予備委員に笠井亮君（千葉景子君の予備委員）、国土審議会委員に吉田之久君、山下栄一君、日本ユネスコ国内委員会委員に広中和歌子君を指名した。

日程第１　**平成９年度一般会計補正予算（第１号）**

日程第２　**平成９年度特別会計補正予算（特第１号）**

日程第３　**平成９年度政府関係機関補正予算（機第１号）**

以上３案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対94にて可決された。

散　　会　午後１時23分

○平成10年２月９日（月）

開　　会　午後１時１分

日程第１　**預金保険法の一部を改正する法律案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案**（趣旨説明）

本件は、松永大蔵大臣から趣旨説明があった後、岡利定君、伊藤基隆君、続訓弘君、三重野栄子君、緒方靖夫君、星野朋市君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後３時18分

○平成10年２月13日（金）

開　　会　午後零時１分

日程第１　**平成９年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院提出）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後零時５分

○平成10年２月16日（月）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**預金保険法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は、賛成173、反対51にて可決、日程第２は、賛成131、反対93にて可決された。

休　　憩　午前10時53分

再　　開　午後３時１分

日程第３　**国務大臣の演説に関する件**

橋本内閣総理大臣は施政方針に関し、小渕外務大臣は外交に関し、松永大蔵大臣は財政に関し、尾身国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、中央社会保険医療協議会委員に井原哲夫君、森嶌昭夫君、航空事故調査委員会委員長に相原康彦君、同委員に水町守志君、山根皓三郎君を任命することに、賛成192、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、航空事故調査委員会委員に勝野良平君を任命することに、賛成176、反対15にて同意することに決し、航空事故調査委員会委員に加藤晋君を任命することに、賛成150、反対41にて同意することに決し、労働保険審査会委員に飯田康夫君、千葉省三君を任命することに、賛成163、反対29にて同意することに決した。

散　　会　午後４時35分

○平成10年２月18日（水）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の報告に関する件（平成８年度決算の概要について）**

本件は、松永大蔵大臣から報告があった後、岡崎トミ子君、渡辺孝男君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午前11時４分

○平成10年２月19日（木）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第２日）

菅野久光君、井上吉夫君、松浦孝治君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散　　会　午後零時33分

○平成10年２月20日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第３日）

浜四津敏子君、梶原敬義君は、それぞれ質疑をした。

休　　憩　午前11時55分

再　　開　午後１時２分

休憩前に引き続き、上田耕一郎君、泉信也君、真島一男君、北澤俊美君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、金融危機管理審査委員会審議委員に今井敬君、小堀樹君、佐々波楊子君を任命することに、賛成115、反対67にて同意することに決した。

散　　会　午後３時32分

○平成10年３月４日（水）

開　　会　午後１時１分

日程第１　**市民活動促進法案**（第140回国会衆議院提出）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対２にて委員長報告のとおり修正議決された。

散　　会　午後１時11分

○平成10年３月13日（金）

開　　会　午後１時１分

日程第１　**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対15にて可決された。

日程第２　**国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対０にて全会一致をもって可決

された。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

真珠養殖事業法を廃止する法律案（内閣提出）

以上両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成200、反対０にて全会一致をもって可決、第２の議案は賛成187、反対13にて可決された。

散　　会　午後１時15分

○平成10年３月20日（金）

開　　会　午後零時31分

日程第１　**スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（第140回国会衆議院提出）

日程第２　**日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案**（第140回国会衆議院提出）

日程第３　**スポーツ振興法の一部を改正する法律案**（第140回国会衆議院提出）

以上３案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１及び第２は賛成138、反対64にて委員長報告のとおり修正議決、日程第３は賛成140、反対61にて可決された。

日程第４　**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**恩給法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　**戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後零時51分

○平成10年３月25日（水）

開　　会　午後零時31分

日程第１　**中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名**

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に皆川迪夫君、石原輝君、田口健二君、阪上順夫君、浅井美幸君、同予備委員に山口義弘君、金井和夫君、西川洋君、今野竹治君、矢追秀彦君を指名した。

平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、松永大蔵大臣から趣旨説明があった後、峰崎直樹君、魚住

裕一郎君、星野朋市君がそれぞれ質疑をした。

国務大臣の報告に関する件（平成10年度地方財政計画について）

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件は、日程に追加し、上杉自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、朝日俊弘君が質疑をした。

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、鈴木国務大臣から趣旨説明があった後、齋藤勁君、福本潤一君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後２時52分

○平成10年３月30日（月）

開　　会　午後５時31分

平成10年度一般会計暫定予算

平成10年度特別会計暫定予算

平成10年度政府関係機関暫定予算

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対18にて可決された。

日程第１　**沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　**関税定率法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　**特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成221、反対０にて全会一致をもって可決、日程第３は賛成203、反対17にて可決、日程第４は賛成207、反対14にて可決された。

日程第５　**株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対19にて可決された。

日程第６　**農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　**青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　**主要農作物種子法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　**漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

以上４案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第６及び第９は賛成205、反対17にて可決、日程第７は賛成222、反対０にて全会一致をもって可決、日程第８は賛成208、反対14にて可決された。

日程第10　**中部国際空港の設置及び管理に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対１９にて可決された。

散　　会　午後６時４分

○平成10年３月31日（火）

開　　会　午後７時16分

日程第１　**国家公務員等の任命に関する件**

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、人事官に市川惇信君、日本銀行副総裁に山口泰君、同政策委員会審議委員に植田和男君を任命することに、賛成204、反対14にて同意することに決し、原子力委員会委員に藤家洋一君、依田直君、原子力安全委員会委員に青木芳朗君、日本銀行政策委員会審議委員に中原伸之君、三木利夫君を任命することに、賛成201、反対17にて同意することに決し、原子力安全委員会委員に金川昭君を任命することに、賛成217、反対３にて同意することに決し、中央更生保護審査会委員に宇野昌人君、日本銀行政策委員会審議委員に篠塚英子君を任命することに、賛成220、反対０にて全会一致をもって同意することに決した。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成219、反対０にて全会一致をもって可決、第２の議案は賛成166、反対54にて可決された。

土地の再評価に関する法律案の関係省令について、松永大蔵大臣から発言があった。

土地の再評価に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対19にて可決された。

内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対18にて可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成127、反対92にて可決、第２の議案は賛成129、反対87にて可決された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

1971年９月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条２を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

以上９件は、日程に追加し、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成221、反対０にて全会一致をもって可決、第２乃至第９の議案は賛成221、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日本育英会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成221、反対０にて全会一致をもって可決、第２の議案は賛成201、反対18にて可決された。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成221、反対０にて全会一致をもって可決、第２の議案は賛成204、反対17にて可決された。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、日程に追加し、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、日程に追加し、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報

告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成169、反対52にて可決、第２及び第３の議案は賛成128、反対93にて可決された。

散　　会　午後８時10分

○平成10年４月３日（金）

開　　会　午後零時１分

日程第１　**外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対16にて可決された。

日程第２　**中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対16にて可決された。

日程第３　**放送法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**商品取引所法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成186、反対17にて可決された。

日程第５　**郵便貯金法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第６　**郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案**（内閣提出）

日程第７　**郵便振替法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第８　**簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

以上４案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第５及び第８は賛成185、反対17にて可決、日程第６及び第７は賛成203、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後零時22分

○平成10年４月８日（水）

開　　会　午後６時16分

日程第１　**平成10年度一般会計予算**

日程第２　**平成10年度特別会計予算**

日程第３　**平成10年度政府関係機関予算**

以上３案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成130、反対90にて可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

以上両件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及

び参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。
散　　会　午後７時42分

○平成10年４月10日（金）
開　　会　午前10時１分
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案及び検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
本件は、日程に追加し、小泉厚生大臣から趣旨説明があった後、水島裕君、加藤修一君がそれぞれ質疑をした。
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
本件は、日程に追加し、久間国務大臣から趣旨説明があった後、竹村泰子君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。
日程第１　**優良田園住宅の建設の促進に関する法律案**（衆議院提出）
日程第２　**公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）
以上両案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成183、反対18にて可決、日程第２は賛成200、反対０にて全会一致をもって可決された。
日程第３　**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**（内閣提出）
本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対０にて全会一致をもって可決された。
日程第４　**中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案**（内閣提出）
本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成185、反対16にて可決された。
日程第５　**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）
本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対０にて全会一致をもって可決された。
散　　会　午前11時48分

○平成 10 年４月 14 日（火）
開　　会　午前10時１分
日程第１　**国務大臣の報告に関する件（経済対策について）**
本件は、橋本内閣総理大臣から報告があった後、木宮和彦君、足立良平君、大久保直彦君、渕上貞雄君、橋本敦君、扇千景君がそれぞれ質疑をした。
散　　会　午前11時55分

○平成10年４月17日（金）
開　　会　午後零時２分

日程第１　**保護司法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第２　**オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案**（衆議院提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成184、反対15にて可決された。

日程第４　**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対16にて可決された。

日程第５　**教育職員免許法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対16にて可決された。

散　　会　午後零時17分

○平成10年４月22日（水）

開　　会　午後零時１分

日程第１　**船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対15にて可決された。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、谷垣国務大臣から趣旨説明があった後、小林元君、松あきら君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後零時50分

○平成10年４月24日（金）

開　　会　午前10時１分

議員横尾和伸君逝去につき哀悼の件

本件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、倉田寛之君が哀悼の辞を述べた。

日程第１　**原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第２　**民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

以上両件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対17にて承認することに決した。

日程第３　**被災者生活再建支援法案**（清水達雄君外６名発議）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成181、反対17にて可決された。

日程第４　**裁判所法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　**司法試験法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　**宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第７　**美術品の美術館における公開の促進に関する法律案**（内閣提出）

以上両案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成201、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　**大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　**特許法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第８は賛成183、反対17にて可決、日程第９は賛成200、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第11　**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第12　**高速自動車国道法等の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成181、反対17にて可決された。

日程第13　**公職選挙法の一部を改正する法律案**（第140回国会内閣提出、第142回国会衆議院送付）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対１にて可決された。

日程第14　**社会保険労務士法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午前10時53分

○平成10年４月30日（木）

開　　会　午後３時46分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、経済活性化及び中小企業に関する緊急対策樹立に資するため委員25名から成る**経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小泉厚生大臣から趣旨説明があった後、千葉景子君、渡辺孝男君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　**農地法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成196、反対０にて全会一致をもって可決、日程第３は賛成181、反対15にて可決された。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（内閣提出）

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、日程に追加し、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１の議案は賛成145、反対44にて委員長報告のとおり修正議決、第２の議案は賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

地方自治法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対15にて可決された。

散　　会　午後４時53分

○平成10年５月11日（月）

開　　会　午前10時31分

日程第１　**大規模小売店舗立地法案、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案及び都市計画法の一部を改正する法律案**（趣旨説明）

本件は、堀内通商産業大臣、瓦建設大臣から順次趣旨説明があった後、平田健二君、岡崎トミ子君、海野義孝君、大渕絹子君、山下芳生君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後零時35分

○平成10年５月13日（水）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上両件（第２の件は日程に追加）は、松永大蔵大臣から財政についての演説及び趣旨説明、上杉自治大臣、堀内通商産業大臣から順次趣旨説明があった後、伊藤基隆君、清水達雄君、益田洋介君、清水澄子君、須藤美也子君がそれぞれ質疑をした。

休　　憩　午後零時28分

再　　開　午後１時44分

休憩前に引き続き、星野朋市君が質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第２　**車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第３　**1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年３月19日にジュネーヴで改正された1961年12月２日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第４　**社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**

以上３件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第５　**社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**（内閣提出）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成187、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成170、反対14にて可決された。

休　　憩　午後２時18分

再　　開　午後３時22分

インドの地下核実験に抗議する決議案（岡野裕君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、岡野裕君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

橋本内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

散　　会　午後３時27分

○平成10年５月18日（月）

開　　会　午後零時４分

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、松永大蔵大臣から趣旨説明があった後、笹野貞子君、牛嶋正君、星野朋市君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成177、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後１時７分

○平成10年５月20日（水）

開　　会　午後零時２分

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、村岡国務大臣から趣旨説明があった後、和田洋子君、高野博師君、立木洋君、永野茂門君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成191、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**道路運送車両法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　**航空法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成192、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成176、反対16にて可決された。

散　　会　午後１時36分

○平成10年５月22日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の報告に関する件**（第24回主要国首脳会議出席等に関する報告について）

本件は、橋本内閣総理大臣から報告があった後、須藤良太郎君、前川忠夫君、風間昶君、及川一夫君、緒方靖夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　**国際民間航空条約の改正に関する1984年５月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第３　**国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第４　**サービスの貿易に関する一般協定の第５議定書の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第５　**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

以上４件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２、第３及び第５は賛成180、反対０にて全会一致をもって承認することに決し、日程第４は賛成168、反対12にて承認することに決した。

日程第６　**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成169、反対12にて可決された。

日程第７　**都市計画法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　**都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　**国土利用計画法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成165、反対12にて可決された。

日程第10　**種苗法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成176、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第11　**研究交流促進法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成166、反対12にて可決された。

休　　憩　午後零時９分

再　　開　午後１時31分

中央省庁等改革基本法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、小里国務大臣から趣旨説明があった後、陣内孝雄君、吉田

之久君、但馬久美君、日下部禧代子君、橋本敦君、平野貞夫君がそれぞれ質疑をした。
散　　会　午後３時43分

○平成10年５月27日（水）
開　　会　午後零時５分
日程第１　**大規模小売店舗立地法案**（内閣提出、衆議院送付）
日程第２　**中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）
以上両案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成178、反対15にて可決された。
日程第３　**精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**（国民福祉委員長提出）
本案は、国民福祉委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成193、反対０にて全会一致をもって可決された。
散　　会　午後零時15分

○平成10年５月29日（金）
開　　会　午後４時１分
パキスタンの地下核実験に抗議する決議案（岡野裕君外８名発議）（委員会審査省略要求事件）
本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、岡野裕君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。
橋本内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。
日程第１　**中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）
本案は、経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対０にて全会一致をもって可決された。
日程第２　**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）
日程第３　**特定家庭用機器再商品化法案**（内閣提出、衆議院送付）
以上両案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成194、反対０にて全会一致をもって可決、日程第３は賛成180、反対14にて可決された。
財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
以上４案は、日程に追加し、行財政改革・税制等に関する特別委員長から委員会審

査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成107、反対76にて可決された。

散　　会　午後５時４分

○平成10年６月５日（金）

開　　会　午前11時２分

元内閣総理大臣宇野宗佑君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第１　**建築基準法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対12にて可決された。

日程第２　**国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成161、反対30にて可決された。

日程第３　**債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成153、反対41にて可決された。

日程第４　**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成118、反対76にて委員長報告のとおり修正議決された。

日程第５　**学校教育法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成183、反対12にて可決された。

日程第６　**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　**特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　**特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　**金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成182、反対13にて可決された。

散　　会　午前11時29分

○平成10年６月９日（火）

開　　会　午後３時１分

議長は、新たに当選した議員松崎俊久君を議院に紹介した後、同君を国民福祉委員に指名した。

議員木暮山人君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。次いで、足立良平君が哀悼の辞を述べた。

日程第１　**中央省庁等改革基本法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、行財政改革・税制等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成116、反対83にて可決された。

国際問題に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

行財政機構及び行政監察に関する調査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、行財政機構及び行政監察に関する調査会長から報告があった。

休　　憩　午後４時26分

再開するに至らなかった。

○平成10年６月10日（水）

開　　会　午後２時１分

日程第１　**会期延長の件**

本件は、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成109、反対85にて国会の会期を来る18日まで８日間延長することに決した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、科学技術会議議員に井村裕夫君、証券取引等監視委員会委員に高橋武生君、漁港審議会委員に飯田満君、植村正治君、大海原宏君、岡野勉君、久野隆作君、坂口亮子君、中村尋子君、日本放送協会経営委員会委員に大下龍介君、平岩弓枝君、矢野征男君、労働保険審査会委員に岡田潤君、氣賀澤克己君を任命することに、賛成192、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、宇宙開発委員会委員に長柄喜一郎君、国会等移転審議会委員に濱中昭一郎君、証券取引等監視委員会委員長に佐藤ギン子君、同委員に川岸近衛君、漁港審議会委員に佐藤稔夫君、藤野慎吾君、日本放送協会経営委員会委員に松野春樹君を任命することに、賛成178、反対15にて同意することに決し、国会等移転審議会委員に森亘君を任命することに、賛成150、反対43にて同意することに決し、社会保険審査会委員に大槻玄太郎君、日本放送協会経営委員会委員に鳥井信一郎君を任命することに、賛成180、反対12にて同意することに決した。

散　　会　午後２時15分

○平成10年６月17日（水）

開　　会　午後４時16分

日程第１　**内閣総理大臣橋本龍太郎君問責決議案**（菅野久光君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略して議題とすることに決し、菅野久光君から趣旨説明があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成97、反対128にて否決された。

休　　憩　午後５時35分

再　　開　午後６時６分

平成10年度一般会計補正予算（第１号）

平成10年度特別会計補正予算（特第１号）

平成10年度政府関係機関補正予算（機第１号）

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成125、反対93にて可決された。

散　　会　午後６時26分

○平成10年６月18日（木）

開　　会　午前11時11分

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（第140回国会衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

国立国会図書館の館長の任命に関する件

本件は、戸張正雄君の任命を全会一致をもって承認することに決した。

日程第１乃至第５の請願

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願（36件）外229件の請願

本請願は、農林水産委員長外６委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

総務委員会

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

法務委員会

法務及び司法行政等に関する調査

地方行政・警察委員会

地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査

外交・防衛委員会

外交、防衛等に関する調査

財政・金融委員会

財政及び金融等に関する調査

文教・科学委員会

教育、文化、学術及び科学技術に関する調査

国民福祉委員会

社会保障等に関する調査

労働・社会政策委員会

労働問題及び社会政策に関する調査

農林水産委員会

農林水産に関する調査

経済・産業委員会

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

交通・情報通信委員会

運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査

国土・環境委員会

国土整備及び環境保全等に関する調査

予算委員会

予算の執行状況に関する調査

決算委員会

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

災害対策特別委員会

災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

国会等の移転に関する調査

行財政改革・税制等に関する特別委員会

行財政改革・税制等に関する調査

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会

経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査

議長は、来る７月25日議員の半数が任期満了となるので挨拶をした。

副議長松尾官平君は、挨拶をした。

林田悠紀夫君は、謝辞を述べた。

休　　憩　午前11時29分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

○平成10年１月12日（月）

【橋本内閣総理大臣の金融システム安定化対策と経済運営演説】

第142回国会の開会に当たり、金融システム安定化対策と当面の経済運営について、政府の基本的考え方を明らかにし、国民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

私は、新たな時代を先取りする経済社会システムをつくり上げるために、行政、財政構造、社会保障、経済構造、金融システム、そして教育の６つの改革を一体的に断行したいと申し上げてまいりました。さきの臨時国会においては、高齢者の介護を社会全体で支えるための介護保険法及び財政構造改革の推進に関する特別措置法が成立しました。今国会においても、同特別措置法を踏まえた10年度予算はもちろん、中央省庁の再編等のための基本法案の成立を期するなど、６つの改革に全力で取り組む決意であります。

これら６つの改革を確実に、かつ、円滑に進めるためにも、金融システムに対する内外の信頼の低下に対して万全の対策を講じ、金融システムを断固として守ります。金融機関の破綻が、信用秩序と経済の危機を招くことは絶対に避けなければなりません。日本発の金融恐慌、また、経済恐慌は決して起こさない、経済の動脈である金融システムを安定させ、経済の先行きに対する自信を取り戻す、これは私の強い決意であります。

金融の根本は信頼であります。政府としては、金融システム安定化のための具体的な対策を内外に示し、預金者、投資家を初めとする市場の信認を回復するよう全力を挙げます。すなわち、第１に、預金者などの保護のための体制の整備と金融システム全体の危機管理、第２に、いわゆる貸し渋り対策であります。

預金者の保護は、金融システム安定の基本であります。国民の皆様に安心していただくために、預金の全額保護を徹底することとし、預金保険制度において、公的資金を投入する対象を信用組合から一般金融機関にまで広げます。また、破綻金融機関の受け皿となって不良債権の処理を行う整理回収銀行の機能を強化します。

これと並び、金融システム全体の危機管理として、金融機関の信頼の最後のよりどころである自己資本の充実のための優先株などの引き受けを行います。これは、対象となる金融機関の救済のためではなく、信用秩序と経済に重大な影響が懸念される場合に対処するためのものであります。優先株などの引き受けが公的資金による以上、国民の皆様から御理解をいただけるよう、その手続を公正かつ透明なものにすることは当然であります。

これらの緊急かつ時限的な措置のために、政府としては、10兆円の国債と20兆円の政府保証、合わせて30兆円の資金を活用できるようにいたします。また、証券投資家や保険契約者の保護のための法整備を行っていく考えであります。

次に、いわゆる貸し渋り対策であります。政府は、透明かつ公正な金融行政を遂行するために、早期是正措置を導入することとしております。しかしながら、金融機関の自己資本比率の低下が懸念される中で、個々の金融機関が融資態度を必要以上に萎縮させ、健全な中小企業、中堅企業などへの資金供給に弊害が生じる事態は避けなければなりません。

政府としては、金融システム全体の円滑な資金供給機能を維持するために、政府系金融機関に新たな融資制度を創設することなどにより、信用保証分を合わせて総額約25兆円の資金を用意するとともに、自助努力によって経営改善を行う金融機関に対し、早期是正措置を弾力的に運用するなどの措置を講じます。国際的に活動する金融機関には、この４月から予定どおり早期是正措置を導入します。

これらの対策に関連して、金融機関の経営の問題に触れたいと思います。今日の状況のもとで、我が国の金融機関には、その公共性と社会的責任の重さから、厳しい経営努力が求められます。政府としては、政府が講じようとする対策に国民の皆様の御理解と御協力をいただくためにも、金融機関が、国際的に通用する水準の経営情報の開示、そして、より徹底した経営合理化と責任ある経営体制の整備に取り組むよう強く要請いたします。また、破綻した金融機関の経営者の責任が厳しく問われることは当然であります。

我が国経済を回復軌道に乗せるためには、経済活動の根幹である金融システムを安定させることが不可欠です。同時に、景気の回復は、金融資本市場の安定を図る上で極めて重要であります。そして、金融システムの安定と景気の回復は、財政の健全化のためにも必要であります。

政府は、消費者と企業が経済や暮らしの先行きに対する不安感を払拭できるよう、昨年11月に大規模な規制緩和、土地対策を初めとする緊急経済対策を発表しました。また、私は、アジアの経済状況が予想していた以上に深刻であること、そして我が国が先頭となって雁の群れが飛ぶように成長してきたアジア経済の歴史と現実を踏まえ、我が国経済の力強い回復を実現するために、２兆円規模の特別減税を本年２月から実施することを決断いたしました。これに加え、10年度税制改正においては、法人課税について、法人税の基本税率を37.5%から３%引き下げて34.5%とし、また、法人事業税の基本税率を12%から11%へと１%引き下げるなど、企業活動の行いやすい環境整備に踏み出しました。また、有価証券取引税の税率の半減、地価税の課税停止などの措置を講じます。これらにより、国と地方を合わせて8,400億円の減税を行うこととしております。さらに、９年度補正予算においては、災害復旧事業など約１兆円規模の公共事業を追加するほか、１兆5,000億円規模の国庫債務負担行為を確保しております。これらの施策は、景気に最大限配慮したものであり、先ほど申し上げた金融システム安定化対策などと相乗的な効果を発揮し、我が国経済の力強い回復をもたらすものと確信しております。

同時に、我が国経済が、民間需要主導による内需中心の成長をするためには、当面の対策に加え、構造改革を進めなければなりません。私は、日本経済に未来がないかのような悲観論には決してくみしません。かつて、我が国が貿易と投資を自由化し、国際競争の荒波に船出したころ、私たちの先人は一丸となって努力し、自動車、電子・電気、機械など国際競争力を持つ産業を育てました。我が国は有能な人材、豊富な資産・資金、そして新しい時代を創造する技術という世界に誇ることのできる財産を持っております。

1980年代に世界の羨望を集めた日本経済の力は、高い教育水準と高い勤労モラルを持つ国民に裏打ちされたものであります。資金の面では、1,200兆円規模の個人金融資産と8,000億ドルの対外純資産、2,000億ドルを超える世界一の外貨準備を有しています。技術の面においても、我が国の製造業は、長年はぐくんだ技術の蓄積を生かして、他国にはまねのできない多くの素材や製品を提供し、また環境に優しい技術や製品などを生み出し、

時代の新しいニーズに対応しております。

これからの時代、21世紀を展望すれば、情報通信、金融、環境、医療・福祉を初め成長が期待できる産業分野は数多くあります。市場メカニズムを通じて、人、資金、そして技術がこうした成長分野に集まり、質の高い雇用の場をつくり出し、富を生み出すよう、経済構造改革と金融システム改革を強力に推進してまいります。

昨年成立した財政構造改革の推進に関する特別措置法は、危機的状況にある我が国の財政を健全化するとともに、安心で豊かな福祉社会、そして健全で活力ある経済の実現等の課題に十分対応できる財政構造を実現するためのものであります。その必要性は何ら変わるものではありません。同時に、経済金融情勢の変化に機敏に対応し、国際状況に応じて、財政、税制上必要な措置を講じていくことは当然であります。本日申し上げた金融システム安定化対策と経済対策は、財政構造改革との整合性を図りながら断固たる対応をとるものであり、適切なものであると考えております。

政治の責任は、国民の暮らしの安寧をいかに確保するかであります。私は全力を挙げて国民生活を守ります。国民の皆様にはどうぞ安心をしていただきたいと思います。政府が講じようとする対策が我が国の金融システムの安定と景気の回復にとって必要不可欠なものであることを改めて申し上げ、御臨席の議員各位が９年度補正予算及び関連法案の一日も早い成立に御賛同くださることを強くお願いする次第であります。

○平成10年１月12日（月）

【三塚大蔵大臣の財政演説】

財政及び金融行政の運営の基本的な考え方
平成９年度補正予算

現下の経済金融情勢への対応の緊要性にかんがみまして、第142回国会の冒頭、平成９年度補正予算の御審議をお願いするに当たりまして、これに係る財政及び金融行政の運営の基本的考え方について所信を申し述べますとともに、補正予算の大要を御説明申し上げます。

〔最近の経済金融情勢と政策運営の基本的考え方〕

最近の経済金融情勢を概観いたしますと、家計や企業の経済の先行きに対する信頼感の低下等から景気は足踏み状態となっております。さらに、昨年秋以来、複数の金融機関の経営問題の表面化等を契機に預金者などに不安感が広がり、我が国の金融システムの安定性が大きく揺らぎかねない状況が生じました。また、これまで順調な経済成長を続けてきましたアジア地域では、タイ、韓国など各国の通貨・金融市場に混乱が見られ、我が国、さらには世界経済への悪影響が懸念されるに至った次第であります。

金融システムは国民経済の基盤をなすものであり、その安定なくして、我が国経済の自律的な成長の実現、国際経済における我が国の信用の保持は不可能であります。同時に、我が国経済の景気回復軌道への復帰は、我が国のみならずアジア経済の安定、ひいては世

界経済の持続的発展にとって極めて重要なことであります。

また、国際化、情報化が進展する中で、我が国の金融の機能不全は、世界じゅうのマーケットに直ちに伝播し、国際的に極めて深刻な影響を及ぼすことに相なります。こうした事態を未然に防止するための体制を整備することは、政府に課せられました重大な責務であると考えております。

私は、財政構造改革、金融システム改革等、21世紀に向けた構造改革を着実に推進していかなければならないと考えており、その基本方針を堅持しつつ、緊急の事態に臨んでは、危機管理を念頭に置いて、有効かつ的確な措置を講じてまいる決意であります。

以上の認識に立って、次に申し述べます金融システム安定化のための措置並びに予算・税制面における対応等に万全を期してまいりたいと存じます。

〔金融システム安定化のための措置〕

まず、金融システム安定化のための措置につきましては、我が国金融システムの安定性強化と預金者保護の徹底を図るため、次のような平成12年度末までの時限的な緊急措置の実現に全力で取り組んでまいります。

第１に、今後いかなる事態が生じても預金の全額保護が可能となる体制を整備いたします。具体的には、信用組合のみならず、一般金融機関全体を対象として、公的資金により預金保険機構の財政基盤の強化を図ります。また、整理回収銀行の機能の拡充及び預金保険機構における不良資産の回収体制の強化を図ります。これらにより、金融機関の破綻に対し、円滑かつ迅速に対処してまいります。

第２に、金融危機の際の対応として、金融機関の発行する優先株等を一時的に引き受け、金融機関の自己資本を充実させる制度を設けます。これは、個別の金融機関を救済するための措置ではなく、我が国の金融システムに著しい障害が生じ、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じることが懸念される場合に対処しようとするものであります。こうした措置を行うに当たっては、公正な審査機関により、厳正な基準を設けて、透明性の高い手続のもとで運用を行うなど、国民各位の御理解が得られるような形で対応してまいります。

以上の措置に関して、預金保険機構に総額10兆円の国債を交付するとともに、借入金等の政府保証限度額を総額20兆円とし、合わせて30兆円の公的資金を活用できることといたします。

なお、こうした公的資金の活用の前提として、金融機関自身による責任ある経営体制の整備やリストラの徹底、破綻した金融機関の経営者責任が厳しく問われることは言をまたぬところであります。

さらに、金融機関の経営実態に対する市場の強い不信感を払拭し、国際的に通用する経営の透明性を確保するため、金融機関においてはディスクロージャーの拡充に向けた真摯な取り組みがぜひとも必要であります。

また、現在、金融機関から円滑な資金供給が行われず、いわゆる貸し渋りが生じているとの指摘がありますが、信用の収縮により健全な企業活動が阻害され、我が国経済の着実な発展に悪影響が生ずるような事態はあってはならないと考えております。政府としては、民間金融機関が資金供給の円滑化に向け一層努力することを期待するとともに、国内金融機関に対する早期是正措置の運用を弾力化する等の施策により金融機関の融資対応力の強

化を図ってまいります。また、中小企業、中堅企業の事業活動を支援するため、国民金融公庫、中小企業金融公庫、日本開発銀行等に新たな融資制度を創設することなどにより、平成９年度において信用保証を含め12兆円、平成10年度分を合わせて総額約25兆円の資金量を確保することといたしております。

こうした措置の速やかな実施等により、我が国金融システムが盤石なものであることを国内のみならず世界のマーケットに示していくことができると確信しております。

〔予算・税制面における対応〕

次に、予算・税制面における対応について申し上げます。

平成９年度補正予算及びこれに関連して今国会に提出する予定の平成10年分所得税の特別減税のための法案等は、財政構造改革を着実に推進する中で、当面の経済情勢に対する最大限の配慮を行うためのものであります。

まず、税制面に関しましては、平成10年分の所得税、個人住民税の定額による２兆円規模の特別減税を行うこととし、給与所得者については、本年２月の源泉徴収時から実施することといたします。

予算面に関しましても、事業規模約１兆円の災害復旧事業等の公共事業の追加、さらには事業規模１兆5,000億円の一般公共事業に係る国庫債務負担行為の確保等を行うこととしております。

これらの諸施策は、短期的に経済を下支えし、我が国経済の景気回復軌道への復帰に大きく寄与するとともに、金融システム安定化のための措置等と相まちまして、我が国経済の自律的な安定成長につながるものと確信しております。

〔平成９年度補正予算の大要〕

以上のような措置を踏まえた平成９年度補正予算の大要は次のとおりであります。

まず、歳出面に関しましては、災害関係経費の追加4,054億円、阪神・淡路大震災復興対策費1,208億円、緊急米関連対策経費1,701億円の公共事業関係費等の追加を計上するとともに、中小企業等金融対策関係経費924億円を計上しております。また、今般の特別減税に関連して、臨時福祉特別給付金1,529億円を計上しているほか、義務的経費の追加、地方交付税交付金等、特に緊要となったやむを得ない事項等につき措置を講ずることとしております。さらに、前年度剰余金について国債整理基金特別会計への繰り入れ等を行う一方、既定経費の節減及び予備費の減額を行うこととしております。

他方、歳入面に関しましては、租税及び印紙収入において特別減税の実施、最近までの収入実績等を勘案して減収を見込み、その他収入の増加や前年度剰余金の計上を見込んでもなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として公債を追加発行するものとしております。すなわち、公共事業関係費等の追加に係る財源として建設公債を7,030億円、特別減税、臨時福祉特別給付金等に係る財源として特例公債を１兆480億円、合わせて１兆7,510億円の公債を追加発行することとしております。

これらの結果、平成９年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対して１兆1,432億円増加し、78兆5,332億円となります。

なお、さきに御説明申し上げました金融システム安定化のための措置に関して、予算総則において、預金保険機構の特例業務勘定及び金融危機管理勘定の借入金等について、それぞれ10兆円の政府保証限度額を定めることとしております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても所要の補正を行うこととしております。

財政投融資計画につきましては、中小企業対策等として、国民金融公庫等に対し、総額1兆1,082億円の追加を行うこととしております。

以上、現下の財政及び金融行政の運営の基本的考え方についての所信とともに、平成9年度補正予算の大要について御説明を申し上げた次第であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう心よりお願いを申し上げ、財政演説を終わらせていただきます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は1月14日に行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

――質疑者――（発言順）

寺澤	**芳男君（民友）**	**久世**	**公堯君（自民）**	**牛嶋**	**正君（公明）**
大渕	**絹子君（社民）**	**立木**	**洋君（共産）**	**永野**	**茂門君（自由）**

〔経済対策〕

○景気の現状

設備投資は製造業を中心に緩やかに増加しているものの、個人消費は家計の経済の先行に対する不透明感もあって足踏み状態であり、住宅建設も下げどまりの兆しはあるが依然弱い動きである。民間金融機関において貸し出しに非常に慎重さが見られることも御指摘のとおりである。

○経済予測

2兆円の特別減税を含む予算・税制面の措置や金融システム安定化のための30兆円の公的資金の活用等、財政・金融両面にわたるさまざまな取り組みが我が国経済の力強い回復をもたらすものと考えており、平成10年度の実質経済成長率1.9%程度は達成可能だと思っている。

○財政構造改革と経済対策

経済金融情勢の変化に機敏に対応し、国際状況に応じて財政、税制上の必要な措置を講じていくことは当然であり、二者択一の問題とは考えていない。今般の金融システム安定化対策と特別減税を初めとする諸施策は、こうした考え方のもとに断固たる対応をとるものである。

○特別減税の実施

アジアの通貨・金融不安や我が国金融機関の経営問題等の影響により家計や企業の景況感の悪化が見られる中で、日本発の経済恐慌は絶対に起こさないという決意のもとに、ぎりぎりの対策として特別減税を行うこととした。これが平成11年度以降も必要となるような状況にならないように、景気の回復に最大限努力をしたいと考えている。

〔金融システム安定化対策〕

○公的資金投入対象の拡大

一般の金融機関においても大規模な破綻が相次いで発生したこと等から、金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぎ、信用秩序と経済に重大な影響が懸念されている。こした状況のもと、預金の全額保護の徹底と金融システム安定化を図るとの強い姿勢を示すことが必要と考え、一般の金融機関をも公的資金投入の対象とする等の対策を提案した。

○優先株等の引き受け

今回の緊急対策における優先株等の引き受けについては、公正中立な審査機関等による厳正かつ透明な手続にするとともに、経営の健全性確保のための計画の提出を求めるなど、モラルハザードの防止措置も講じている。

○貸し渋り対策

早期是正措置の運用の弾力化などを行うほかに、中小中堅企業を対象として、政府系金融機関に新たな融資制度を創設することなどにより、信用保証分合わせて総額約25兆円の資金を用意する。

○金融機関の情報開示と経営責任

金融機関の破綻に関し、預金者の保護に万全を期す一方で、破綻金融機関について存続を許さないという方針は変わっていない。金融機関のディスクロージャーの強化を推進するとともに、破綻した金融機関の経営責任等について厳格な追及を行っていく。

○平成10年２月16日（月）

【橋本内閣総理大臣の施政方針演説】

〔はじめに〕

私は、将来の我が国を展望した上で現在をいかなる時代と認識し、何を優先課題とすべきかを考え、冷戦後の国際社会に対応した外交、沖縄が抱える問題の解決、行政改革を初めとする６つの改革に全力を傾けてまいりました。内閣総理大臣就任以来の２年余を顧み、我が国の進むべき方向を見据え、今何をなすべきか、改めて率直に申し上げたいと思います。

まず第１は、この10年来の経済面の困難を克服し、また、制度疲労を起こしている我が国のシステム全体を改革することであります。

経済のボーダーレス化、人口の少子・高齢化など内外情勢が大きく変化する中で、我が国がより安定した発展を続けていくために、改革を先送りすることは許されません。私は、自立した個人が夢を実現するために創造性とチャレンジ精神を存分に発揮できる国、また、内外のさまざまな変動に機敏にかつ柔軟に対応できる国を築きたい、年長者を敬い、親から子へと心の大切さや生活の知恵を伝えていくことのできる社会、そして豊かな自然や伝統、文化を大切に守り、伸ばしていけるような社会をつくり上げたい、心からそう思っております。私が進めている改革は、こうした認識に基づくものであり、内閣の総力を挙げ、どのような困難があってもやり抜く決意です。

第２は、この国の将来を担う子供たちのことであります。

明治以来、教育は、親や地域だけではなく、国が積極的に関与すべき課題とされ、今や我が国の学校教育は平均的には世界最高の水準にあると言われます。しかしながら、暮らしが豊かになり、家庭の役割が変化し、進学率が上昇する中で、受験戦争やいじめ、登校拒否、さらには青少年の非行問題が極めて深刻になっております。今、子供たちは本当に悩み、救いを求めていると思います。家庭にも学校にも居場所を見つけられず、進学や就職のこと、友達づき合いや男女交際のことで悩んでも、相談相手が得られない、解決を見出せないというのが厳しい現実でありましょう。しかし、この問題を放置すれば将来に禍根を残すことは間違いありません。大変難しい課題でありますが、子供たちのために何をすればよいのか、皆様とともに考え、真正面から取り組んでまいります。

第３は、冷戦後の国際秩序を模索する世界の動きに的確に対応した外交であります。

第２次世界大戦後の世界を分断した東西対立は過去のものとなり、日ロ関係の抜本的な改善を初め、我が国の外交が広がりを持つとともに、アジア太平洋地域の平和と安定がますます重要になっている今日、こうした認識に立って主体的な外交を進めます。

この３点を念頭に置いて施政の方針を明らかにし、国民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

〔力強い日本経済〕

我が国は、1980年代半ば以降、急激な円高、その後のバブルの発生と崩壊という経済の大きな変動を経験しました。特に、バブル崩壊の過程では、地価の下落、土地の需給の不

均衡、不良債権問題の深刻化、企業の財務状況の悪化が進み、さらに昨年の夏以降、アジア各国においては通貨・金融面の混乱、国内においては金融機関の破綻などが相次ぎました。

これらの問題を克服し、経済の停滞から一日も早く抜け出し、力強い日本経済を再建しなければなりません。そのためには、まず金融システムの安定と景気の回復が必要であり、同時に経済構造改革を初めとする構造改革が不可欠であります。財政構造改革の必要性も何ら変わっておりません。そして経済金融情勢の変化に応じて臨機応変の措置を講じ、景気の回復を図ることもまた当然であります。

今国会においては、金融システムの安定を図るとともに、一日も早く景気を回復するため、９年度補正予算と関連法案の成立に全力を挙げてまいりました。議員各位の御協力にお礼を申し上げるとともに、既に実施している緊急経済対策、２兆円規模の特別減税、9年度補正予算に加え、金融システム安定化対策の迅速かつ的確な執行に努めます。

10年度予算においては、社会保障、環境、科学技術、情報通信など、国民生活の安定と経済構造改革に資する予算を確保するとともに、公共投資を重点化、効率化し、過去最大の5,705億円、1.3%の一般歳出の減額と１兆1,500億円の公債減額を行っております。また、国鉄長期債務の処理、国有林野事業の債務の処理を含めた抜本的改革の実現を図ることとしております。景気回復を確実なものにするためにも、10年度予算の一日も早い成立に御協力をお願いいたします。

金融システムの信頼は、行政、金融機関、金融資本市場の参加者が責任を全うすることによって得られます。

行政の責任は、金融システム安定化対策を速やかに実施し、また、透明かつ公正な金融行政を遂行することであります。この重大な時期に、大蔵省職員、大蔵省出身の特殊法人役員が不祥事を起こし、金融行政のみならず、行政全体に対する信頼を著しく損ないました。事態を厳粛に受けとめ、大蔵大臣のもと、徹底した内部調査と関係者の厳正な処分を行い、綱紀を正し、不祥事を繰り返す土壌を根本から改めます。さらに、いわゆる公務員倫理法の制定を期します。

金融行政に関しては、客観的かつ公正なルールに基づく透明な行政に転換するとともに、民間専門家の登用、外部監査の活用などにより、厳正で実効性のある金融検査を確立します。金融機関に対しては、経営の徹底した合理化を強く要請するとともに、国際的に通用する水準の経営情報の開示を求めてまいります。また、破綻した金融機関の経営者の責任が厳しく問われることは当然であります。

こうした取り組みを進めながら、働いて蓄えた資産を有利に運用することができ、また、事業のリスクに見合ったコストで必要な資金を調達することができる公正かつ効率的な金融システムを目指し、株式売買の委託手数料の完全自由化と証券デリバティブの全面解禁、公正な証券取引ルールの整備などを行います。

金融システムの改革の進展に合わせ、金融関係税制については、10年度に有価証券取引税の税率の半減などを行うとともに、11年末までに見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて有価証券取引税を廃止することとしております。

次に、経済構造改革について申し上げます。

私が目指す力強い日本経済は、透明性の高い市場における活発な競争を通じて人と技術

が磨かれ、資金が循環し、これら３つが将来性のある分野におのずと集まる経済、個人消費と民間投資が主役となって成長し、質の高い雇用の場をつくり出す経済であります。これからの日本は、福祉、情報通信、環境などへのニーズがますます高まり、産業はこうした需要にこたえていかなければなりません。

また、企業活動の場としての我が国の魅力を高めるために、物流、運輸や、電力、石油などのエネルギー、情報通信などの分野で、コストを含めたサービス水準が2001年までに国際的に遜色のないものとなるよう、徹底した規制の撤廃と緩和を行います。

10年度税制改正においては、法人税及び法人事業税の基本税率などを引き下げ、新規産業の創出を促し、国際競争力を持つ企業が活動しやすい環境の整備に踏み出しました。法人課税の水準を国際水準に近づけていくことが重要であり、このような観点も踏まえ、法人事業税における外形標準課税の問題についても検討を進めます。

産業構造が変化し、終身雇用と年功序列を基礎とした雇用慣行が見直される中で、労働形態の多様化を進めることは、人々が生きがいを持って働くためにも、国全体の生産性を高めていくためにも重要な課題であり、転職をより容易にし、転職に伴う不利をなくすための制度改革、労働基準法の改正、能力開発のため主体的に努力する方々への支援、高齢者の雇用促進に力を入れます。また、企業倒産により生じる雇用問題には機動的に対策を講じます。

技術の面では、産学官の連携による研究開発とその成果の活用、適切な知的財産権の保護により新規事業の創出を図るとともに、我が国の競争力の源泉である物づくりを支える技術と技能、中小企業の人材の育成に努めます。

農林水産業と農山漁村の発展は、経済構造を改革する上でも、食糧の安定供給、自然環境や国土の保全のためにも極めて重要であります。昨年取りまとめた新たな米政策を推進するとともに、新しい農政の基本法の制定に向けた検討を進めるなど、農政の抜本的改革に取り組んでまいります。

〔自立した個人と社会の連帯〕

冒頭申し上げましたように、ナイフを使用した殺傷事件、薬物の乱用、学校でのいじめ、性をめぐる問題など、子供たちが直面する問題は極めて深刻であり、現象面にのみ目を奪われることなく、根底にある問題を真剣に考えなければなりません。

子供たちには、この世に生を受けて本当によかったと思ってほしい、みずからの目標に向かって邁進してほしい、成長してから社会が抱える問題に積極的にかかわってほしい、心からそう思います。家庭と学校がお互いの責任を強調しても問題を解決することはできません。子供たちがなぜこうした行動に走るのか、家庭、学校、地域、さらにはマスメディアなどを含め、皆が手を携えて取り組むためにどうすればよいのか、それぞれの経験、意見を持ち寄り、幅広い観点から議論し、今こそ大人の責任で対策を考え、実行しなければなりません。

常識、知恵、知識を身につけるための教育が、いつの日からか、皆が同じようによい学校に入り、よい仕事につくための手段になり、私たちは、いわゆるよい子の型に子供たちをはめようとする親と教師になっていないでしょうか。偏差値より個性を大切にする教育、心の教育、現場の自主性を尊重した学校づくり、中高一貫教育など選択肢のある学校制度、子供の悩みを受けとめられる教師の養成など、教育改革を進める上でも、このような問題

意識を十分反映させていかなければなりません。

６つの改革が前提とする個人は自立した個人です。社会を明るくし、未来を切り開く源はそうした個人の夢と希望であり、それをかなえるために努力する姿は本当にすばらしいものです。開催中の長野冬季オリンピックと引き続き行われるパラリンピック、そして６月のワールドカップサッカー大会における日本選手の活躍を心から期待いたします。そして子供たちがこうしたすばらしい活躍に胸を躍らせ、それぞれの地域で、スポーツ、文化、ボランティアなど好きなことに打ち込み、個性と能力を伸ばしていく、そのような社会をつくりたいと考えております。

個人の幸福と社会の活力をともにかなえるためには、個人が相互に支え合い、助け合う社会の連帯を大切にし、人権が守られ、差別のない公正な社会の実現に努力しなければなりません。中でも、男は仕事、家事と育児は女性といった男女の固定的な役割意識を改め、女性と男性がともに参画し、喜びも責任も分かち合える社会を実現することは極めて重要であり、そのための基本となる法律案を来年の通常国会に提出いたします。労使の方々にも、働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮することができるよう、御理解と御協力をいただきたいと思います。

社会保障、福祉政策はこれまで大きな役割を果たし、我が国は世界一の長寿国となりました。社会保障に係る負担の増大が見込まれる中で、国民皆年金・皆保険制度を守り、安心して給付を受けられる制度を維持していくためには、少子・高齢化や経済成長率の低下という環境の変化などに対応し、改革を進めなければなりません。

年金については、来年の財政再計算に向けて、世代間の公平、公私の年金の適切な組み合わせを考えながら、将来にわたって安定した制度づくりを行います。

医療については、いつでも安心して医療を受けられるよう、医療費の適正化と負担の公平の観点から、薬価、診療報酬の見直しを初め、抜本的な改革を段階的に行います。こうした改革を進める上では、国民の皆様の声を政策の立案過程から十分に伺い、議論を尽くし、結論を出します。

また、子育てや介護を担う方への支援を充実するとともに、介護保険制度の円滑な施行に向けて施設の整備、人材の確保に努めます。ハンディキャップを克服し、自立した生活を送ろうと努力する障害者の方々など、真に手を差し伸べるべき弱い立場にある方を支援することは当然であります。

〔かけがえのない環境、国土と伝統、文化、暮らしの安全と安心〕

かけがえのない環境、国土、伝統、文化を大切に守り、暮らしの安全と安心を確保することは、国の果たすべき責務であり、中でも、地球環境を守り子孫に引き継ぐことは最も重い責任の一つです。

昨年の12月、世界は地球温暖化の防止に向けて大きな合意をいたしました。その合意を実現するために、省エネルギー法の強化などによる省エネルギーの徹底、原子力、新エネルギーの開発・利用の促進、革新的な技術開発、途上国の支援などに取り組んでまいります。国民の皆様にもライフスタイルの見直しを初め、できる限りの御協力をお願いいたします。

また、限られた資源を有効に活用し、廃棄物を減量するため、家電製品などの再商品化に関する法整備を初め、廃棄物処理対策とリサイクルを一層強力に推進いたします。

さらに、ダイオキシン類の排出抑制、いわゆる環境ホルモンの問題への対応、新型インフルエンザなどの感染症対策など、人の健康と自然環境を脅かす新たな問題や、科学技術の進歩に伴う生命倫理の問題に精力的に取り組みます。

21世紀は、時間や距離の制約なく、だれもが大量の情報をやりとりすることができる高度情報通信社会であり、その到来に向けた戦略的な対応が必要です。政府としては、電子商取引の本格的な普及、西暦2000年問題、いわゆるハイテク犯罪など、情報化をめぐる諸問題に適切に対応するとともに、ネットワークインフラの整備、教育、医療など公共分野の情報化、利用者本位の行政の情報化を推進いたします。

これからの国土政策の基本は、多軸型の国土構造を形成していくことであり、新しい全国総合開発計画を策定し、首都機能移転問題への取り組みも含め実施してまいります。あわせて、ゆとりある国土空間と恵まれた自然環境を生かした北海道の総合開発計画を推進します。

社会資本整備については、国が関与する事業を重点化、効率化するとともに、民間の参加を期待することができる分野に新たな手法を導入してまいります。

土地税制の見直し、不動産の証券化、大都市における容積率の見直しなどにより、民間部門の建てかえや再開発、そして不良債権の処理、経済の活性化にも資する土地の有効利用を促進し、職と住の両面における都市の利便性、快適性を高めます。

中心市街地の活性化対策、大型店と地域社会がともに栄えるために実効性のある政策を行い、地域コミュニティーの発展を支援します。

さらに、国民共通のよりどころ、豊かな心をはぐくむ源である伝統、文化、芸術、工芸を大切に守り、育ててまいります。

危機管理、災害対策に関しては、在ペルー日本国大使公邸占拠事件、ナホトカ号重油流出事故などの教訓を踏まえ、初動体制の整備、内閣の体制の強化などを行い、万全を期します。阪神・淡路大震災の被災地の復興にも最大限の努力を続けます。

また、市民生活を脅かす銃器犯罪や薬物の乱用、組織犯罪、さらには公正な金融経済秩序の信頼を損なう行為に厳正に対処するとともに、暴力団やいわゆる総会屋などの反社会的勢力を根絶するよう断固として対応します。また、発生件数が５年連続して増加している交通事故の防止対策を推進します。

〔外交〕

次に、外交であります。

まず、焦眉の急となっているイラクの大量破壊兵器の廃棄をめぐる問題に関しては、関連する国連安保理決議に基づき、国連特別委員会の査察が即時、無条件に実施されることが必要であります。外交努力を続けながら、米国を初め関係国と協調して対処する方針であります。

アジア太平洋地域の平和と安定は、我が国外交の最大の課題でありますが、昨年夏以来のアジア各国の通貨金融市場の混乱は、この地域の経済に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、世界経済に不安定感を与えております。アジア各国が潜在的な力を発揮し、再び力強い経済成長を続けるためには、透明な市場原理に基づいてみずから富を生み出すことのできる、すそ野の広い経済を目指した経済・産業構造改革を進めることが重要であり、ＩＭＦを中心とする国際的な枠組みを基本として、関係国、関係国際機関と連携しながら

応してまいります。

アジア太平洋地域の平和と安定のためには、日本、米国、中国、ロシアの４カ国が、信頼と協調に基づく関係を構築していくことが重要であります。

そのような中で、私がまずもって重視するのは、ロシアとの関係の抜本的改善であります。４月にはエリツィン大統領の訪日が予定されています。大統領との間に生まれた信頼関係を一層強固なものとし、橋本・エリツィンプランを含め、昨年11月のクラスノヤルスク首脳会談の成果を着実に具体化しながら、2000年までに東京宣言に基づいて平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化するよう最大限努力いたします。

また、日中平和友好条約締結20周年を迎え、江沢民国家主席の来日が予定されている中国との間では、さまざまなレベルにおいて対話を深め、日中友好関係をさらに発展させるとともに、中国と国際社会との一層の協調を促してまいります。

韓国との間では、漁業協定締結交渉など懸案を抱えておりますが、より広い視点から金大中次期大統領との信頼関係を確立し、さまざまな分野での交流、協力を進めてまいります。

北朝鮮に関しては、朝鮮半島の平和と安定に向け、韓国などと緊密に連携しながら、拉致疑惑や日本人配偶者の故郷訪問、国交正常化交渉の再開、ＫＥＤＯの問題などに真剣に取り組みます。

アジア太平洋地域の平和と安定のためにも、ユーラシア外交を進めていくためにも、基軸となるのは日米関係であり、安全保障、政治、経済にわたる幅広い関係をさらに発展させてまいります。特に、日米安保体制の信頼性の向上は我が国の安全にとって不可欠であるとともに、アジア太平洋地域全体の平和と安定につながるものであり、新たな日米防衛協力のための指針の実効性を確保するための作業を着実に進めてまいります。

アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスが、地域の平和と安定に不可欠である状況のもとで、沖縄の方々が長年背負ってこられた負担に思いをいたし、沖縄が抱える問題の解決に全力を傾けたい、中でも普天間飛行場は市街地にあり、この危険な状況を放ってはおけない、だからこそ私は、ＳＡＣＯ最終報告を取りまとめ、普天間飛行場の返還を可能にする最良の選択肢として代替ヘリポートの建設を提案いたしました。今でもそのような私の思いは同じです。

米軍の施設・区域の整理、統合、縮小に引き続き全力を挙げ、代替ヘリポート建設に地元の御理解と御協力をいただけるよう粘り強く取り組みます。北部地域を含めた沖縄の振興にも最大限努力する決意であり、特別自由貿易地域制度の創設などを内容とする法案の成立を期します。

我が国の防衛については、日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守るとともに、防衛大綱及び昨年末に見直した中期防衛力整備計画に基づき、節度ある防衛力の整備に努めます。また、ＡＳＥＡＮ地域フォーラムなどの安全保障対話や防衛交流などにより、周辺諸国との信頼の醸成に努力してまいります。

また、人口が増大する中で、食糧、エネルギー、環境などの問題を克服し、持続可能な開発を実現していくことは極めて重要であります。我が国としては、これらの課題に積極的に取り組むとともに、途上国の自助努力を支援するため、貧困対策と社会開発、環境保

全、人づくりなどを重点として、質の高い援助を効果的に実施してまいります。

地域紛争、軍縮・不拡散、難民、テロなどの問題についても、国連平和維持活動への参加などにより積極的な役割を果たすとともに、我が国の安保理常任理事国入りの問題を含め、この分野において大きな役割を果たす国連が、全体として均衡のとれた形で改革されるよう努力いたします。

〔行政改革〕

行政改革の目的は、国の権限と仕事を減量し、簡素で効率的な行政、機動的で効果的な政策遂行を実現すること、国民の皆様から信頼される開かれた行政を実現することであります。これは同時に、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体が担えるようにすることであります。

地方分権に関しては、今国会中に政府の推進計画を作成し、確実に実施するとともに、市町村へのさらなる権限などの移譲、市町村の自主的な合併の積極的な支援、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保、地方の課税自主権の拡大を図ります。地方公共団体に対しては、徹底した行財政改革に取り組むよう強く求めてまいります。また、新たな規制緩和推進３カ年計画を作成し、一層の規制の撤廃と緩和を進めます。

これらの取り組みにより、国の権限と仕事を絞り込み、2001年１月には１府12省庁体制への移行を開始することを目指し、内閣機能の強化と中央省庁改革のための基本法案の成立を期します。

新体制に移行する過程においては、現業の改革、独立行政法人制度の導入、郵便貯金などの預託の廃止を含めた財政投融資制度の抜本的な改革などにより、公務員の定員を含め、行政を大幅にスリム化するとともに、公務員制度のあり方を検討し、必要な改革を行います。

今国会に提出する情報公開法案は、主権者である国民の皆様に、政策を評価、吟味し、御意見をいただき、政治と行政への関心を高めていただくために極めて重要であり、法案の早期成立をお願いいたします。また、開かれた行政への取り組みとして、動力炉・核燃料開発事業団の改革を行います。

最後に、行政改革によって不透明な規制を廃し、社会が事後監視・救済型へと転換していく中で、国家の基礎を支える司法の機能が充実することは欠くことのできない課題であり、内閣としても積極的に協力してまいります。

〔むすび〕

以上、私の所信を申し述べてまいりました。

本年は、バブル崩壊後の最終局面を乗り越え、改革に向けて力強い歩みを進める年、すなわち明日への自信を持つ年であります。私はこの国と国民の力を信じます。私たちは、敗戦後の廃墟から立ち上がり、石油危機、円高などの国際情勢の激変や公害問題など、その時々の困難を乗り越えてきました。その熱意と知恵と努力があれば、解決できない問題はありません。

我が国の将来像、進むべき方向を示し、それを実現するために政策を実行するのは政治の使命であります。政治が国民の信頼を回復し、国民の期待にこたえていくために、与党３党は、政治腐敗の防止のための方策、議員の兼職禁止に係る行為規範の見直しなど、政治倫理などに関する協議を精力的に進めており、その結論に従い、清潔で活力ある政治の

実現を図ります。私自身、政策を真剣に議論する政治を率先し、与党３党の協力関係を基本として、政策によっては各党各会派の御協力をいただき、国民の皆様のために全力を尽くします。

御臨席の各党各会派の議員各位、国民の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○平成10年２月16日（月）

【小渕外務大臣の外交演説】

第142回国会に当たり、我が国外交の基本方針につき所信を申し述べます。

まず私は、緊張の高まっているイラク情勢につき、一言申し上げたいと思います。

大量破壊兵器の廃棄をめぐる、重ねての国連安保理決議を無視し続けるイラク政府当局のかたくなな姿勢は、平和を願う国際社会全体への重大な挑戦であると言わざるを得ません。イラクが保有しているとされるサリンやＶＸガス等の恐ろしさは、私たち日本人自身がわずか数年前に体験したばかりであります。このような大量破壊兵器の拡散が生じないよう、イラクが国連の全面的査察を直ちに無条件に受け入れることが重要であります。我が国としては、外交努力を続けながら、関係国と協調して対処する方針であります。

〔国際情勢認識と外交の基本方針〕

21世紀まであとわずか３年を残すのみとなった現在、我が国を取り巻く国際情勢はいかなるものでありましょうか。冷戦終結後、一時期の混乱を経て、民主主義と自由市場経済を大切にする基本的考え方は広く世界に根づいたように思われます。さまざまな地域紛争も、今、解決へ向けての進展が見られます。我が国が位置するアジア太平洋地域では、日米両国に中国、ロシアを加えた４カ国の間で活発な外交が展開され、新たな枠組みづくりの動きが芽生えております。しかしその一方で、東アジア諸国が現在直面している経済問題のように、大胆な対応が緊急に必要とされる事態が生じております。

このような情勢の中で、我が国外交が目指すべき方向をしっかり考えなければなりません。その際重要なのは、冷静な歴史的視点と将来に対する的確な見通しであると思われます。私は、国際情勢の現状と変化を正しく見きわめ、21世紀の日本の姿を念頭に置きながら我が国の外交に果断かつ積極的に取り組む決意であります。

〔各国・地域との関係〕

さて、我が国が位置するアジア太平洋地域を見ると、地域の平和と安定の枠組みづくりを目指した日米中ロ４カ国間の協力を確保することが枢要であります。そのため、我が国としては、日本外交の基軸である日米関係の一層の強化に努めながら、日中関係の発展と日ロ関係の前進に向けて努力してまいります。また、このような４カ国の関係進展に伴い、将来４カ国が一堂に会して種々の議論を行うことも視野に入れておく必要があると考えます。

良好な日米関係は、日米両国のためだけでなく、アジア太平洋地域、ひいては世界全体

の安定と繁栄のために極めて重要であります。

この日米関係の根幹をなす日米安保体制は、我が国の安全保障政策の重要な柱であるとともに、アジア太平洋地域の平和と繁栄を支える役割を果たしております。このため、その一層円滑で効果的な運用に努めていく必要があり、特に、新たな日米防衛協力のための指針の実効性を確保するための施策に精力的に取り組んでいくことが重要であります。

また、普天間飛行場の返還、海上ヘリポートの建設を含め、ＳＡＣＯ最終報告の着実な実施が沖縄県の方々の御負担を軽減するための最も確実な道であるとの考えに変わりはありません。今後ともこの最終報告の実施に向け、地元の方々の御理解と御協力を得るべく努力してまいります。

もちろん、日米関係は、安全保障関係のみならず、経済、社会、文化等広範な分野にわたる包括的な協力関係であり、これを全体としてさらに進展させるべく努めてまいります。

中国との間では、昨年の両国総理による相互訪問に続き、日中平和友好条約締結20周年に当たる本年は江沢民国家主席の訪日が予定されております。今後とも活発な要人往来や安全保障を含むさまざまな対話を通じて相互理解と協力の一層の増進に努めてまいります。そして中国のＷＴＯ早期加盟の支持や経済協力等を通じて改革・開放政策を引き続き支援し、また、遺棄化学兵器処理問題等の日中間に存在する諸懸案の解決に努力いたします。

ロシアとの間では、クラスノヤルスクでの日ロ首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことに合意いたしました。さらに、経済分野や安全保障等各分野で均衡のとれた成果が達成され、両国関係はこれまでにない展開を見せております。昨年11月のプリマコフ外相との会談では、両外務大臣を責任者として平和条約交渉を行うことで一致し、先般、平和条約締結問題日ロ合同委員会が設置されました。また、北方四島周辺水域における操業枠組み交渉は、昨年末実質的妥結に達しました。

近く予定される私のロシア訪問や４月に予定されるエリツィン大統領の訪日等の機会を通じ、さまざまな分野での協力を進めるとともに、領土問題を解決して平和条約を締結し、日ロ関係の完全な正常化を達成するため、今世紀に起こったことは今世紀中に解決するとの姿勢で橋本総理とともに努力を尽くす決意であります。

次に、朝鮮半島情勢は極めて重要な問題であり、韓国との友好協力関係は我が国外交の最も重要な柱の一つであります。

韓国では、経済的困難の克服が喫緊の課題となっており、金大中次期大統領もこの問題に全力で取り組んでおられます。両国間のさまざまな問題に適切に対処するとともに、国際社会においても緊密に協力し、友好協力関係をさらに発展させなくてはなりません。私は、昨年末、金大中次期大統領に対してこのような考え方をお伝えし、積極的な反応を得ました。

なお、漁業協定につきましては、まことに残念ながら最終的に意見の一致に至らず、先般、現行協定に従いこれを終了させる意思を通告しました。政府としては、今後とも、国連海洋法条約の趣旨を踏まえた新たな漁業秩序を早期に確立するとの決意のもと、新たな協定を早期に締結すべく交渉を続けてまいります。

北朝鮮につきましては、その情勢を鋭意注視しつつ、また拉致疑惑や日本人配偶者の故

郷訪問などの諸懸案の解決に取り組みます。そして朝鮮半島の平和と安定に資する形で、日朝間の不正常な関係を正すべく韓国等と緊密に連携しながら対処いたします。また、４者会合本会談の開始を歓迎するとともに、引き続きＫＥＤＯの活動に積極的に取り組んでまいります。

昨年来、東アジア諸国が直面している経済困難への適切な対処は、この地域共通の枢要な課題であります。この問題は、近年地球的規模で相互依存が進展する中で発生したものであり、世界経済全体に不安定感を与えておりますが、国際社会が保護主義の台頭を抑え、一体となって対応することが急務となっております。我が国に対する期待も高まっており、これまで関係各国、国際機関とも連携して、タイ、インドネシア、韓国に対する支援を行ってまいりました。東アジア各国が現在直面する困難の解消に協力し、相互の関係を一層強固にすることが重要であります。

我が国は、世界第２の経済大国、そして地域における最大の経済主体として、今後とも、主要国首脳会議等の場を通じ、リーダーシップを発揮してまいります。この地域の経済は、健全なマクロ経済運営及び構造改革によりさらなる成長が可能であり、我が国自身、厳しい国内経済情勢ではありますが、国際社会からの期待にできる限りこたえていく決意であります。

広く世界に目を転ずれば、新たな国際秩序の構築過程において、欧州統合の進展は国際社会全体に重要な影響を及ぼすものであり、欧州との協力関係はさらに重要となります。各種外交日程、文化行事などを通じ、日欧関係の一層の強化のため努力してまいります。

中南米諸国については、民主化と経済発展を重視し、貧困、環境等の問題解決のために支援を強化します。

中東におきましては、中東和平プロセスの支援等を通じ、地域の平和と安定に貢献してまいります。

アフリカ諸国との関係では、開発と安定の両面からアフリカ諸国の自助努力を支援することが重要であり、本年10月には我が国で第２回アフリカ開発会議を主催いたします。

シルクロード地域に対しては、政治対話の強化や経済協力を通じて国づくりの努力を支援してまいります。

このように、私はさまざまな諸国との関係強化にきめ細かく努め、外交の幅を広げてまいります。

〔アジア太平洋地域を巡る地域協力〕

２国間関係の強化と並行して、アジア太平洋での地域協力の推進も重要であります。経済面では、ＡＰＥＣが現下の東アジア経済情勢のもとでも、貿易・投資の自由化、円滑化を推進するなど重要な役割を果たしております。安全保障面では、ＡＳＥＡＮ地域フォーラムが、信頼醸成に加え予防外交について政府レベルでの検討開始を確認するなど着実な成果を上げております。また、本年４月には、アジアと欧州間の相互理解と協力のために大きな意義を持つ第２回アジア欧州会合が開催されます。

〔国際社会の諸課題とグローバルな取り組みへの協力〕

次に、グローバルな視点から世界を見ると、地域紛争、軍縮・不拡散、開発、環境、民主化、人権、国際組織犯罪、テロなどの課題が今まで以上に重要となっております。我が国は、これらをみずからの課題としてとらえ、平和な世界、繁栄した世界の構築のため、

積極的に役割を果たしてまいります。

〔グローバルな問題に対処するための枠組み〕

グローバルな問題への対処に当たり重要な枠組みは国連であります。この国連が時代の要請に適合した役割を一層効果的に果たすよう、全体として均衡のとれた形での改革を早期に実現すべく最大限の努力を行います。我が国としては、このような国連改革が実現される中で、憲法が禁ずる武力の行使は行わないという基本的な考え方のもとで、多くの国々の賛同を得て、安保理常任理事国として責任を果たす用意があることは、これまで表明してきたところであります。

〔平和のためのイニシアティブ〕

先般、我が国が主催した紛争予防戦略に関する国際会議でも明らかにいたしましたとおり、我が国は地域紛争の予防から紛争後の国づくりまでを視野に入れて、国際社会の平和と安定のため、国連平和維持活動等に協力してまいります。この関連で我が国が和平成立に向けて努力してきましたカンボジアについては、本年７月の自由、公正な選挙の実施のため支援を行います。また、地域紛争に伴う難民問題についての支援を引き続き積極的に行う方針であり、政府予算案におきましても特に重点を置いております。

世界の平和のためには大量破壊兵器の軍縮と不拡散は重要な課題であり、包括的核実験禁止条約の早期発効等に向け、真剣に取り組みます。

私は、昨年12月、対人地雷全面禁止条約に署名いたしましたが、政府としては、今後、条約の早期批准を目指す所存であります。また、政府は、地雷除去や犠牲者支援のため、今後５年をめどに100億円程度の支援の実施を決定いたしました。さらに、人道的な対人地雷除去活動に必要な機材等の輸出については、これを武器輸出三原則等の例外とし、その輸出を可能といたしました。今後、小火器を含む通常兵器の移転と過剰な蓄積の問題にも率先して取り組んでまいります。

〔繁栄のためのイニシアティブ〕

世界経済の発展に関しては、国際社会がグローバリゼーションの恩恵を最大限に享受するよう、ＷＴＯを中心とする多角的貿易体制の強化が重要であります。

同時に、開発途上国の発展を促すことが必要であります。政府開発援助は、そのために我が国が行う貢献の最も重要な柱であります。来年度政府予算案の中でＯＤＡ予算は10.4％削減となっておりますが、政府としては、総合調整により予算の重点配分を行うとともに、国別の援助政策の充実、実施体制の改善、国民参加のＯＤＡの推進等、改革に大胆に取り組み、限られた財源で最大限の効果を発揮するよう努めます。そしてこの改革の中で国民の皆さんとともにＯＤＡのあり方を考え、御理解を得ていきたいと思います。

また、世界経済にとり、中長期にわたるエネルギー政策も不可欠であり、資源開発に対する支援などを通じ、安定的なエネルギー供給に向けた取り組みに参画してまいります。

一方、持続可能な発展のためには、環境問題に各国が協力して取り組まなくてはなりません。我が国は、先般の地球温暖化防止京都会議におきまして議長国として最大限の努力をしたところでありますが、地球全体の将来のために、今後とも積極的な役割を果たしてまいります。

〔海外安全対策〕

ますます多くの日本人が広く海外を旅行し、外国に在住されて、国際交流や国際貢献に

大きな役割を果たされることを願ってやみません。しかし、日本と治安状況も異なる海外で邦人が犠牲者となる痛ましい事故や事件が発生していることも記憶に新しいところであります。邦人の方々にこのような危険に御留意いただく中で、政府としても海外における邦人の安全対策の強化に努めてまいります。

〔結び〕

以上、外交の基本方針について詳細に述べてまいりました。

今日の厳しい国内経済状況を前にして、我々はとかく内向きとなり、対外関係よりも国内の問題に目が向きがちであります。しかし現在、平和にして豊かな我々の国民生活は、世界全体の平和や繁栄を度外視して維持することは不可能であります。

外交は政府だけの力で行うものではありません。日露戦争後の我が国外交の方向を危惧したエール大学の朝河貫一教授は、90年前に日本の危機を論じたその著書の中で、我が国と外国との関係を決定するのは、究極のところ外交に対する日本国民の理解いかんにかかるとの趣旨を述べました。これはそのまま今日の外交にも当てはまると思います。

平和で豊かな日本を、そして世界を次の世代へ引き継ぐために、日本の外交をどのように進めていくべきか、私は責任者の一人として、また一人の国民として皆様とともに考えていきたいと存じます。国民とともに歩む外交推進のため、皆様の英知ある温かい御支援、御協力を切にお願い申し上げるものであります。

○平成10年２月16日（月）

【松永大蔵大臣の財政演説】

〔金融検査をめぐる不祥事と今後の対応〕

平成10年度予算の御審議をお願いするに当たり、財政及び金融行政の運営の基本的考え方と予算の大要を御説明いたしたいと思いますが、その前に、このたびの金融検査をめぐる不祥事について申し述べます。

先般、大蔵省の金融検査部に所属する職員が収賄の容疑により逮捕されたことは大蔵省に対する信頼を著しく損なうものであり、ざんきにたえません。ここに改めて国民の皆様におわび申し上げます。

今回の事態への対応については、これまでの国会審議の過程などで申し上げているところでありますが、まず、綱紀の保持を徹底するため、新たに金融服務監査官を大臣官房に設置いたしました。金融服務監査官は、民間金融機関等の検査・監督に従事する職員について、綱紀の保持状況の監視・調査を行うものであり、その際、弁護士に助言を求めることとしております。今後ともこの制度を活用し、綱紀の保持の一層の徹底を図ってまいります。

また、現在、金融行政に関連する部局の職員と金融機関等の関係について大蔵省の内部調査を実施しておりますが、その結果を速やかに取りまとめ、問題がある場合には厳正に処分いたします。

さらに、金融行政に対する信頼を回復するため、検査体制、行政手法等に関し抜本的な改革を進めてまいります。

金融検査については、厳正で実効性ある検査体制、手法を確立するため、検査の基本的あり方を転換いたします。

具体的には、早期是正措置の導入を契機として、金融機関による自己査定を前提としつつ、事後的なルール遵守状況等の把握に重点を置くほか、予告検査の導入等の新たな金融検査の手法を構築いたします。さらに、民間専門家の登用、研修の強化充実、主要国監督当局との人材交流等を進めることとし、早急に具体策を取りまとめ、実施してまいります。

また、金融行政については、明確なルールに沿った透明性の高い手法に移行しつつありますが、こうした中で、さらに金融機関から意見を聴取したり行政の考え方を説明するため、定例の金融連絡会を新たに設置いたします。これは、いわゆるＭＯＦ担の存在を必要としない行政に転換するとともに、行政の透明性を確保するための措置であります。

私は、国民の皆様に信頼される新しい大蔵省をつくり上げるため、以上申し述べました措置を初めとする大蔵省の改革に全力を挙げて取り組んでまいる決意であります。

〔現下の経済金融情勢と当面の経済政策の運営方針〕

次に、財政及び金融行政の運営の基本的な考え方について所信を申し述べます。

最近の経済金融情勢を概観しますと、個人消費が低調な動きとなるなど、家計や企業の景況感の厳しさが実体経済に影響を及ぼしており、景気はこのところ停滞している状況にあります。また、アジア地域の通貨金融市場の混乱のほか、昨年秋以来、複数の金融機関の経営問題の表面化等を契機に我が国の金融システムの安定性が大きく揺らぎかねない事態が生じました。

こうした危機的な事態に機動的に対応するため提案いたしました平成９年度補正予算並びに特別減税及び金融システム安定化に関する法律について御賛同いただきましたことに感謝申し上げます。

同補正予算に計上されました災害復旧事業等の公共事業や一般公共事業に係る国庫債務負担行為などについては、現在、鋭意執行に努めております。

２兆円規模の特別減税については、給与所得者等に対して、今月の源泉徴収時から減税を実施しております。

預金者保護と金融危機時における金融機関の自己資本充実を柱とする金融システム安定化のための措置については、国会における御審議を踏まえ、厳正かつ透明性の高い運用に努めてまいります。とりわけ、多くの御議論がありました金融機関の発行する優先株等の引き受けについて、その審査を公正中立に行うため金融危機管理審査委員会を可及的速やかに設置し、金融機関からの審査要請に直ちに応じられるよう体制を整備することにより、金融機関の自己資本の充実に向けた取り組みを進めてまいります。

また、年度末に向けては、政府系金融機関の資金量を十分に確保するとともに、早期是正措置の弾力的運用などの方策を講ずることとし、資金供給の円滑化に努めてまいります。

政府としては、金融システムの安定化と経済の回復軌道への復帰に向けてこれらの施策を適切に実行してまいります。

〔構造改革の推進〕

経済金融情勢に対して機動的な対応を行うことと並行して、中期的な目標に向けた構造

改革を着実に推進することも重要な課題であります。

新世紀まであと３年となった現在、我が国経済社会は、本格的な高齢社会への移行、国際化、情報化の進展など、時代の大きな潮流変化の中にあります。経済社会を支えてきた旧来の制度をこうした変化に対応した新たなものとし、豊かで活力のある経済社会を構築していくために全力を挙げて財政構造改革、金融システム改革等の構造改革を推進していかなければなりません。

――財政構造改革――

まず、現在の危機的な財政状況から脱却し、さまざまな政策要請に十分対応できる財政構造を構築していくことが必要であります。私としては、財政構造改革法に規定された最終的な目標達成に向けて全力を尽くしてまいる所存であります。

また、財政投融資については、財政政策の中で有償資金を適切な分野に活用するという基本的な役割を踏まえつつ、その抜本的改革を進めてまいります。

――税制の対応――

さらに、税制については、平成10年度改正において、時代の潮流変化と各般の構造改革にあわせ、広範かつ思い切った措置を講ずることとしております。

主要な措置を申し述べますと、法人税制については、基本税率や中小法人に対する軽減税率等を引き下げるとともに、課税ベースを拡大・適正化いたします。これにより、法人税の基本税率は、シャウプ税制以降最も低く、米国の連邦法人税率を下回る水準となります。こうした改革は、経済活動に対する税の中立性を高め、経済構造改革の推進にも寄与するものと考えております。

金融関係税制については、金融システム改革に対応した措置を講じます。その中で、有価証券取引税及び取引所税について、その税率を本年４月から半減し、さらに、平成11年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化とあわせて廃止することとしております。

土地住宅税制については、土地をめぐる状況の変化等を踏まえ、地価税を当分の間課税しないこととするほか、個人、法人の土地譲渡益課税の大幅な軽減措置等を講じます。

また、所得課税においては、中堅所得者層の税負担等に配慮したきめ細かい措置を講じます。

――金融システム改革――

我が国の金融システムに対する内外の信認を確固たるものとしていくためには、金融システム安定化のための措置を実施していくとともに、新世紀に向けて金融システム改革を進め、自由かつ公正で国際的な金融システムを形成していくことが不可欠であります。

政府としては、このために、投資信託の整備、株式売買委託手数料の完全自由化、証券会社の原則登録制への移行等を図るとともに、公正取引ルール、金融機関のディスクロージャーに関する制度及び破綻の際の証券投資家、保険契約者の保護のための制度の整備を行います。また、不動産等の資産の流動化を促進するための制度整備等を行ってまいります。こうした措置を実施するため、今国会に金融関連の所要の法律案を提出することとしております。

このような政府の取り組みにあわせて、金融機関において、その社会的責任と高い公共性にかんがみ、国際的に通用するディスクロージャーの実現、責任ある経営体制の整備及

び経営の合理化、効率化に向けたさらなる取り組みが行われることを強く期待いたします。

〔世界経済の持続的発展への貢献〕

目を外に転じますと、世界経済は米国を中心に拡大基調を続けておりますが、昨年夏以降、タイに端を発し、インドネシア、韓国などのアジア地域に広がった通貨金融市場の混乱の影響が懸念されております。世界経済の持続的発展にとってアジア経済の安定が不可欠であります。そのために、我が国としては、ＩＭＦを中心とする国際的な支援体制の中で、関係各国中最大の支援を実施してまいりました。

さらに、アジアの通貨、金融の安定に向けた域内協力を強化するため、我が国の積極的な取り組み等により、昨年11月、マニラにおいてアジア地域を中心とした新たな支援の枠組みが合意され、ＡＰＥＣ首脳宣言でも支持されたところであります。今後とも、アジア地域の動向を注視していくとともに、関係各国及びＩＭＦ、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関とも密接に連携しながら適切に対処してまいる所存であります。

為替相場については、今後とも、主要国との政策協調及び為替市場における協力を通じ、その安定を図ってまいります。

また、我が国は、ＷＴＯ、ＡＰＥＣ等を通じ、多角的自由貿易体制の維持強化及び貿易円滑化に積極的に取り組んでおり、平成10年度関税改正においても、特定品目の関税率の引き下げ等、所要の改正を行うこととしております。

〔平成10年度予算の大要〕

次に、今国会に提出しております平成10年度予算の大要について御説明いたします。

平成10年度予算は、財政構造改革法に従い、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した見直しを行いつつ、限られた財源を重点的、効率的に配分したものとなっております。また、長年の懸案である国鉄長期債務及び国有林野累積債務についても具体的な処理策をまとめたところであります。

歳出面については、一般歳出の規模は44兆5,362億円となり、前年度当初予算に対して5,705億円、1.3%の縮減を達成いたしました。

国家公務員の定員については、第９次定員削減計画を着実に実施するとともに、増員は厳に抑制し、3,700人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。補助金等についても、地方行政の自主性の尊重及び財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進しております。

これらの結果、一般会計予算規模は77兆6,692億円となり、前年度当初予算に対し0.4%の増加となっております。

歳入の基幹たる税制については、さきに申し述べましたとおり、法人税制、金融関係税制、土地住宅税制等に関して適切な措置を講ずるほか、たばこ特別税を創設することといたします。

税の執行については、今後とも国民の信頼と協力を得て、適正公平な実施に一層努めてまいります。

以上の措置を受け、公債発行予定額については、前年度当初予算より１兆1,500億円減額し、15兆5,570億円としております。その減額の内訳は、建設公債について8,100億円、特例公債について3,400億円となっております。この結果、公債依存度は20%となり、前年度当初予算の21.6%より1.6ポイント低下しております。特例公債の発行等については、

既に関係の法律案を提出しており、御審議をお願いすることとしております。

財政投融資計画については、財政投融資の抜本的改革を推進するとの基本方針のもとで、民業補完や償還確実性の原則を徹底するとともに、景気に配慮しながら、資金の重点的、効率的な配分を図り、その規模のスリム化を図ったところであります。この結果、一般財政投融資の規模は36兆6,592億円となり、前年度当初計画に対し6.8%の縮減となっております。また、資金運用事業を加えた財政投融資計画の総額は49兆9,592億円となり、前年度当初計画に対し2.7%の縮減となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費については、少子・高齢化が急速に進む中で安定的な社会保障制度を構築する観点から、医療分野において薬価の大幅引き下げや老人医療費の負担の公平化を図るための制度改革を行うほか、雇用保険制度に係る国庫負担のあり方を見直すなどの措置を講じております。

文教及び科学振興費については、創造的で活力に富んだ国家を目指して、教育環境の整備、高等教育、学術研究の充実、創造的・基礎的研究に重点を置いた科学技術の振興等の施策の推進に努めております。

公共事業関係費については、物流の効率化対策に資するものを中心とした経済構造改革関連の社会資本及び生活関連の社会資本について重点的に整備することとしております。公共事業の実施に当たっては、費用対効果分析の活用や長期にわたる事業等を対象とした再評価システムの導入などを通じて公共事業の効率化、透明化に努めることとしております。

中小企業対策費については、厳しい経営環境に配慮し、中心市街地活性化、金融対策等に重点を置いて施策の充実を図っております。

農林水産関係予算については、自主流通米価格の急落等、米をめぐる厳しい状況に対処するため新たな米政策を構築するなど、担い手への施策の集中及び市場原理、競争条件の一層の導入を図りつつ、施策の着実な推進に努めております。

経済協力費については、事前調査、事後評価の拡充等を図りつつ、環境、社会開発、人道、人づくり等の分野に重点化を図り、所管の枠を超えた総合調整を行うなど、援助の量から質への転換を徹底しております。

防衛関係費については、先般見直しが行われた中期防衛力整備計画のもと、効率的で節度ある防衛力の整備を図ることとしております。

エネルギー対策費については、地球温暖化問題への対応の重要性等も踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政については、国と地方がバランスのとれた財政運営を行う必要があるという基本的考え方を踏まえつつ、所要の地方交付税総額を確保するなど、地方財政の運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講ずることとしております。地方公共団体におかれましても、財政の自主的かつ自立的な健全化に鋭意努力されるよう要請するものであります。

以上、平成10年度予算の大要について御説明いたしました。

何とぞ、関係の法律案とともに、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔結び〕

私は、これまで申し述べました諸施策を実施し、経済を回復軌道に復帰させるとともに、諸改革を通じ、将来世代のために豊かで活力ある経済社会を築いていくことに全力を尽くしてまいります。そして大蔵省に対する国民の皆様の信頼を回復するよう、財政及び金融行政を適正に運営してまいる決意であります。

国民各位の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

○平成10年２月16日（月）

【尾身経済企画庁長官の経済演説】

我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方について、所信を申し述べます。

〔我が国経済が直面している課題〕

我が国経済は、最近の株価等の動きに見られるように、市場心理には一部好転の兆しが見られるものの、金融機関の経営破綻、アジア地域における通貨金融市場の混乱等を背景に、家計や企業の景況感の厳しさが個人消費や設備投資に影響を及ぼしているなど、景気はこのところ停滞しております。このような現状の背景には、我が国経済が直面している次のような構造的な問題があり、これらを早急に解決する必要があると考えます。

第１に、金融機関や企業の不良債権問題であります。バブルの後遺症である不良債権処理のおくれと金融システムの安定性に対する信頼感の低下が景気回復の足かせとなっており、これらの問題の解決が急務であります。

第２に、日本的な経済システムの制度疲労の問題であります。グローバル化の進展、少子・高齢社会への移行、情報通信の高度化といった内外の環境変化の中で、我が国経済のさまざまな制度や慣行の変革が求められております。過剰な規制の存在は、民間企業の事業機会をそぎ、高コスト構造を通じて経済の活力を低下させるなど、規制緩和を初めとする経済構造改革の推進が重要課題となっております。

第３に、産業の空洞化の問題が挙げられます。経済のグローバル化が進展し、企業が最適な事業環境を求めて国際展開を進める中で、海外に生産拠点を移す動きが見られるなど、産業の空洞化が懸念されています。企業が国を選ぶ時代において、我が国が事業活動の拠点として選ばれる国になるためには、国際的に魅力ある事業環境を整備する必要があります。

〔民間需要を中心とした自律的な景気回復の実現〕

以上のような諸課題に対応し、私は、民間需要を中心として経済を順調な回復軌道に乗せ、自律的な安定成長を持続させ、もって豊かな国民生活の実現を図っていくことを経済運営の基本として取り組んでまいります。このため、政府として経済の体質を改善強化し、民間の活力を十分に生かせる体制を整備するなどの観点から、次の５つの点を中心とした諸施策に取り組んでまいります。

——金融システムの安定性確保——

第１に、金融システムの安定性確保と不良債権問題の早期解決であります。

金融システムは経済の根幹であり、その安定性確保が経済活性化の大前提であります。このため、預金者保護と金融システムの安定を図る観点から、合わせて30兆円の資金を活用できるよう、９年度補正予算及び関連法律において措置されたところであります。

他方、バブルの後遺症として、担保不動産の処分が滞っていることが不良債権処理の障害となっており、土地の有効利用の促進や土地取引の活性化が必要と考えられます。このような状況にかんがみ、地価税を凍結し、また、法人の土地譲渡益追加課税の適用停止等、バブル期に導入された措置を停止する等の土地税制の改正を行うこととしております。

さらに、いわゆる貸し渋りの問題があります。

本年４月の早期是正措置の実施を控え、民間金融機関において貸し出しに慎重さが見られる中、中小企業を初めとして経済を支える健全な企業に対する必要な資金供給が妨げられることがないよう適切な措置を講じてまいります。

このため、前述の金融システム安定化策に加えて、中小企業金融公庫等の政府系金融機関に新たな融資制度を創設するなどにより、信用保証分を含めて総額約25兆円の資金を用意し、その積極的な活用を促進してまいります。

——規制緩和を初めとする経済構造改革の推進と新たな発展基盤の整備——

第２に、規制緩和を初めとする経済構造改革の推進と新たな発展基盤の整備に努めてまいります。

規制緩和は、企業の自由な創意工夫を引き出すことによって新規事業、ベンチャー企業の創出を実現するなど、経済全体の体質強化につながるものであり、我が国が目指すべき民間活力中心の経済構造を構築する上で不可欠であります。

政府は、昨年11月に規制緩和を中心とする経済構造改革等を柱とした「21世紀を切りひらく緊急経済対策」を取りまとめました。一例を挙げれば、情報通信分野について思い切った規制緩和を行うこととしたところであり、これが料金の低廉化、サービスの多様化等を通じて電気通信分野の国際競争力の向上につながるほか、情報通信の高度化は、さまざまな分野における生産性の向上と新規事業の創出を通じ、経済構造改革を推進する原動力となるものと考えております。

また、土地の有効利用に関連して、都心の商業地域等における容積率の抜本的緩和、農地転用の円滑化、市街化調整区域における開発許可の弾力化などの措置を講ずることとしたところであります。

さらに、介護サービスへの民間参入の促進、労働者派遣事業の対象業務の拡大、活力ある証券市場を目指した金融システム改革の推進など、広範な措置を講ずることとしたところであります。

政府としては、これらの経済対策の確実な実施に努めるとともに、経済構造の変革と創造のための行動計画の推進及び新たな規制緩和推進計画の策定を含め、今後とも、さらに経済活性化のための具体的方策について検討を続け、より一層強力に規制緩和を中心とする経済構造改革を推進してまいります。

また、我が国産業の革新的な展開を図り、21世紀の新しい経済社会の発展を実現するためには、独創的で幅広い産業のフロンティアを開拓する環境を整備することが必要と考え

ます。科学技術は新たな成長のフロンティアを生み出す源泉であります。創造的な研究開発を推進するため、産学官連携による研究開発環境の整備を進めるなど、科学技術創造立国を目指して科学技術の発展に重点的に取り組んでまいります。

さらに、研究開発力を有する将来有望なベンチャー企業を初めとする新規産業の創出は、良質な雇用機会の確保、本格的な高齢社会における我が国経済の活力維持の観点からも重要であります。このため、規制緩和の強力な推進に加えて、リスクマネーの供給、人材の育成と移動の円滑化、適切な知的財産権の保護の強化等に力を注いでまいります。

なお、経済構造改革とともに、財政構造改革も車の両輪として推進していく必要があります。財政構造改革を進めていくためにも経済の活性化が重要であり、また、財政構造改革は、中長期的には国民負担率の上昇の抑制、公的部門の簡素化等により、経済の活性化に資するものと考えます。

こうした構造改革後の我が国経済社会の将来展望につきましては、現在、経済審議会において審議を進めておりますが、透明で公正な市場経済システムのもとに環境に調和した社会を構築し、プラスの蓄積を未来に発展、継承していくとの方向で、本年６月を目途に取りまとめを行う予定であります。

――企業にとって魅力ある事業環境の整備――

第３に、企業にとって魅力ある事業環境を整備し、産業の空洞化に対応してまいります。

法人課税については、その水準を国際水準に近づけていくことが重要であり、10年度税制改正においては、企業の活力を高め、国際競争力を引き続き維持していくため、国、地方を合わせた法人課税の実効税率を約3.6%引き下げることとしております。また、金融のグローバル化等に対応し、東京をニューヨーク、ロンドンに匹敵する国際金融市場として発展させていくなどの観点から、有価証券取引税の税率を当面２分の１に引き下げるなど、金融・証券関係税制を改正することにしております。

さらに、我が国の制度や仕組みをより国際的に調和のとれたものとするため、政府の苦情処理機能を活用しながら諸外国からの要望にこたえていくなど、貿易・投資環境の整備に努めてまいります。

――豊かで安心できる国民生活の実現――

第４に、豊かで安心できる国民生活の実現であります。

我が国は、戦後の目覚ましい発展を経て、国民一人当たり国内総生産は平成９年度で３万3,000ドル程度とＯＥＣＤ加盟国中のトップクラスとなっておりますが、国民が真に豊かさを実感できる経済社会の形成に向けて、なお一層の努力が必要であります。少子・高齢化の進展、日本的雇用システムの変貌などにより、国民生活の将来に不安の生ずることのないよう、社会保障制度の整備や雇用の確保に努め、経済活性化の成果が生活に反映される豊かで安心できる経済社会の構築を着実に進めていく必要があります。

我が国は、都市における地上過密、空中過疎の問題、都市と地方の間の過密過疎の問題を抱えております。これに対し、長期的な視野に立って、ゆとりある居住スペースやオフィススペースの実現、国民の行動範囲の拡大など、スペース拡大を図ることは、豊かな国民生活の実現とともに経済の活性化にも資するものと考えます。このような観点を踏まえ、昨年11月の経済対策においては、土地の有効利用に資する規制緩和や郊外型住宅の取得促進等の措置を講ずることとしたところであり、今後ともその一層の推進を図ってまいりま

す。

また、消費者の自立を支援し、消費者と企業が自己責任に基づいて行動できるような市場ルールを整備することが不可欠であります。現在急増している契約をめぐるトラブルに対応して、消費者利益の擁護・増進を図るため、消費者と事業者の間のあらゆる契約に関する具体的なルールの早期立法化に向けて努力してまいります。

さらに、国際化や高齢化の進展などの環境変化の中で、民間非営利団体、いわゆるＮＰＯによる社会貢献活動が活発化しており、今後、活力ある豊かで安心できる社会を築いていく上で重要な役割を果たすものと考えられます。このため、ＮＰＯの活動を促進するための環境整備を積極的に図ってまいります。

——国際社会への貢献——

第５に、我が国が世界とともに繁栄していくため、世界経済の持続的発展に貢献してまいります。

アジア諸国については、その長期的な成長力は依然として力強いと考えられますが、幾つかの国は通貨金融市場に不安定性が見られるなど困難に直面しております。

政府としては、ＩＭＦを中心とする枠組みの中でできる限りの支援を行うとともに、経済協力につきましても、アジア地域に重点を置き、経済インフラの整備、人材育成、中小企業、すそ野産業育成等を重視した支援を行い、この地域の発展を一層促進するよう努めてまいります。

また、地球温暖化防止京都会議の結果を踏まえ、経済の活性化の要請にも配慮しつつ、総合的な地球温暖化防止対策を講ずるなど、地球環境問題への対応に貢献してまいります。

〔平成10年度経済の見通し〕

平成９年度の我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動、金融機関の経営破綻、アジア地域における通貨金融市場の混乱等を背景とする企業や消費者の我が国経済の先行きに対する信頼感の低下等から大幅に減速いたしました。この結果、平成９年度の実質経済成長率は0.1％程度となるものと見込んでおります。

このような状況に対し、政府としては、以上申し上げた金融システム安定化措置、規制緩和等の経済構造改革の推進、土地の取引活性化と有効利用、法人課税、有価証券取引税の引き下げなどの政策対応に加え、２兆円規模の特別減税を行うこととしております。

平成10年度経済は、駆け込み需要の反動等の要因がなくなるとともに、これらの政策対応の効果が徐々に本格化し、また、平成10年度予算及び関連法案を早期に成立させていただくことにより、企業や消費者の我が国経済の先行きに対する信頼感の回復が期待されることから、次第に順調な回復軌道に復帰してくると考えております。こうした考え方のもと、平成10年度の実質経済成長率は1.9％程度と見通しております。

もとより政府としては、今後とも内外の経済、金融の実情に応じて、経済活性化に向けて適時適切な経済運営に努めていくことは言うまでもありません。

〔結び——改革と展望が生み出す活力ある21世紀——〕

以上、我が国が当面する主な経済運営の課題と基本的考え方について所信を申し述べました。

我が国経済は、21世紀に向けた新たな発展のために、従来の発想を抜本的に転換し、民間部門中心の強靭で活力に満ちた経済へとその体質を変えていくべき極めて重要な段階に

あります。そして政府の果たすべき役割は、規制緩和等を通じて民間部門がその活力を最大限に発揮できるよう、経済の体質を改善強化し、競争を促進し、弱者の保護にも配慮しつつ自己責任の原則を貫徹する条件を整えるなど、発展のための基盤を整備することにあると考えます。

我が国は、これまでに蓄積してきた8,000億ドルの対外資産、2,000億ドルを超える世界一の外貨準備、1,200兆円の個人金融資産等の資本、教育水準の高い人的資源、高度な技術基盤やそれを支える文化的基盤など、21世紀における新たな発展を実現するための高い潜在的能力を有しております。構造的諸問題を克服し、将来世代のために、これらのプラスの蓄積を未来に向けて発展、継承していかなければなりません。歴史の転換点にあって、一時的に足踏みを経験しつつも、経済構造改革の必要性については国民的コンセンサスがあります。

我が国経済は、一時的に霧に覆われた状況にありますが、経済の実情に応じた各種の施策の総合的推進により明るい展望が開かれ、一たん回復軌道に乗れば徐々に力強い足取りの景気拡大につながっていくものと考えます。改革と展望が生み出す活力ある21世紀を目指して、国民の皆様が元気を出して仕事に取り組んでいただけるよう、私は微力ながら精いっぱい努力してまいります。

国民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は2月19日、20日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

――質疑者――（発言順）

菅野　久光君（民友）	**井上　吉夫君（自民）**	**松浦　孝治君（自民）**
浜四津　敏子君（公明）	**梶原　敬義君（社民）**	**上田　耕一郎君（共産）**
泉　信也君（自由）	**真島　一男君（自民）**	**北澤　俊美君（民友）**

〔公務員の綱紀粛正〕

○大蔵省改革

大蔵省は、今回の事件を深く反省し、綱紀の粛正に努めることはもちろん、金融行政を明確なルールに沿った透明性の高いものに転換していく等の改革が必要である。職員一同が自覚を新たにし、一丸となって国民に対する信頼回復のために改革に取り組んでいかなければならない。

○公務員倫理法の制定

こうした法律案を考えなければならないこと自体、まことに遺憾である。現在、政府部内に公務員倫理問題に関する検討委員会を設け、いわゆる公務員倫理法の制定を期して鋭

意検討を行っている。同じく本問題を検討している与党3党とも連携し、早急に作業を進めていきたい。

〔外交・安全保障〕

○イラク情勢

安保理決議687の重大な違反が国際の平和と安全を脅かすものであることは既に関連安保理決議で認定されている。我が国は外交的解決が最善と考え、さまざまな外交努力を行ってきた。特にアナン事務総長のイラク訪問は事態解決のための決定的な機会であるので、事務総長に我が国の支持を伝達し、また在京イラク臨時代理大使に、イラクが本件訪問を重く受けとめ、関連安保理決議を遵守するよう要請した。

○日米中ロ4カ国の関係強化

アジア太平洋地域の安定と繁栄を図る上で、この4カ国の間に良好な関係が構築されることが極めて重要である。我が国としては、引き続き日米関係を基軸としながらその維持強化に努めつつ、中国、ロシア、韓国等の近隣諸国との関係強化を図り、同時にこの地域における協力の推進に積極的に努力していきたい。

○日ロ関係

明日から小渕外務大臣が訪ロし、また本年4月にはエリツィン大統領が訪日する予定である。このようなハイレベルの交流を通じて各般の分野における協力と関係強化を図るとともに、クラスノヤルスク合意を踏まえ、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するために全力で取り組む。

○日韓漁業協定

交渉をまとめるべく努力を傾けてきたが最終的合意に至らず、新しい漁業秩序を早急に確立するとの決意のもとでやむなく終了通告を行った。政府としては、国連海洋法条約の趣旨を踏まえた新たな漁業協定の締結交渉に取り組むとともに、日韓の友好協力関係を一層強化したい。

○新指針に基づく法整備

新指針の実効性確保については、昨年9月29日の閣議決定の趣旨を踏まえて、現在、政府部内で法的側面も含め検討を行っている。可能な限り速やかに検討作業を取りまとめ、所要の措置を講じることが重要と考えているが、現時点で法整備の内容、法案等の提出時期などについて具体的に定まってはいない。

○海上ヘリポート建設と沖縄振興策

政府としては、現時点における最良の選択肢と考える海上ヘリポートの実現に向けて、地元の理解と協力が得られるよう粘り強く取り組んでいく。沖縄振興策についても、米軍基地の整理、統合、縮小に対応し、依存型経済から自立型経済への移行が図られるよう、今後とも最大限の努力を払っていきたい。

〔経済・景気対策〕

○景気対策

政府としては、既に実施している緊急経済対策、２兆円の特別減税、９年度補正予算に加え、金融システム安定化対策の迅速かつ的確な執行に努めることとしている。それに加えて、当面、10年度予算及び法人税減税等を含む税制改正関連法案等を予定どおり通していただくことが最大の景気対策であると考えている。

○大規模減税の実施

大規模減税の実施は、後世代への負担の先送りである特例公債の大量発行を伴うという問題がある。また、我が国の租税負担率が欧州諸国に比べてかなり低い水準にある中で、税負担のあり方としても問題があると思う。

○貸し渋り対策

現下の金融経済情勢を踏まえれば、金融機関の融資対応力を強化し、健全な事業を営む中小企業などへの資金供給の円滑化を図ることが我が国経済の喫緊の課題である。そのためには金融機関の自己資本の強化や金融システムの安定が重要であり、でき得る限りあらゆる方策を講じ措置していくことが必要であると考えてさまざまな施策を実施している。

○公共事業予算

財政構造改革の趣旨を踏まえ、経済構造改革関連の社会資本について物流の効率化に資するものを中心として優先的、重点的に整備するほか、相対的に立ちおくれている生活関連の社会資本への重点化を図ることとしている。

○大型店の出店規制

許可制の導入によって経済的規制を強化することは適当ではなく、むしろ時代の変化に対応して政策転換を図り、交通、環境問題への対応及び計画的な地域づくりとの整合性の確保のために、大型店の出店に関し実効性ある新たな制度を用意することが必要であり、このために必要な法律案を今国会に提出する。

〔行政改革〕

○中央省庁等の改革

今回の改革は、単に現行の省庁をそのままの姿でくくり直すのではない。郵政事業を初め現業の改革、独立行政法人制度の創設、公共事業の見直し、国立病院等の施設等機関の見直し、局、課等の整理簡素化及び定員の削減などを通じて国の仕事の減量、効率化を推進し、行政を大幅にスリム化していく。

○地方分権の推進

地方分権推進委員会の４次にわたる勧告を最大限に尊重して、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うことをその基本とし、今通常国会が終了するまでのできるだけ早い時期に推進計画を策定し、地方分権を総合的かつ計画的に進めていきたい。

〔社会保障〕

○高額所得者に対する年金の支給制限

この問題は、財政構造改革法においても検討課題とされている。他方、社会保険方式の基本にかかわるという意見もある。政府としては、将来の現役世代の負担を過重なものとしないよう、国民的議論を十分に尽くしながら、合意を得て制度改正に取り組んでいきたい。

○基礎年金国庫負担率引き上げ

所要の財源について検討した結果、莫大な財源を必要とし、平成15年度の財政再建目標の達成が到底困難になること等から、政府としては、昨年6月の閣議決定において、現下の厳しい財政状況にかんがみ、財政再建目標達成後改めて検討を行うこととした。

〔農林水産業〕

○農政の改革

現在、食料・農業・農村基本問題調査会において幅広い議論が進められている。中間取りまとめで両論併記とされた事項を含めて、国民的な合意を形成し、農業農村の発展を図るための新たな農政の指針をつくり上げたい。

〔環境〕

○地球温暖化防止対策

京都会議直後、内閣に設置した地球温暖化対策推進本部において、温暖化対策の今後の取り組みについて決定をした。温室効果ガス削減目標の達成に向けて、推進本部において具体的で実効性のある対策を総合的に進めていく。

○有害化学物質による汚染対策

政府として重要な課題と認識し、実態の解明や規制の強化、情報公開等に努めている。ダイオキシンについては、廃棄物焼却炉等に係る排出規制等、各般の施策を進めており、また環境ホルモンについては、諸外国との連携のもとに調査研究を進めるべく、予算案で重点的に措置をした。

〔その他〕

○教育改革

家庭、地域社会、学校が力を結集した心の教育をいかに充実していくか、また、みずから学び、みずから考える教育への転換を図る教育内容そのものの見直し、現場の自主性を尊重した学校づくりなど地方教育行政システムの改善、中高一貫教育など選択肢のある学校制度の実現、特に子供たちの悩みを受けとめられる教師の養成など、教育改革にこのような問題意識を持って臨んでいきたい。

○少年事件の報道と審判のあり方

少年法の趣旨を逸脱する報道が関係者の人権に好ましからざる影響を及ぼすおそれのあ

ること、さらに、多くの人々に心の痛みを与える危険性のあることは関係当局においても十分承知し、必要な措置を講じているが、少年審判のあり方については、関係当局において必要な検討を今しているところである。

○労働基準法改正

時間外労働については、法律に根拠を置く上限に関する基準及びこれに関する労使の遵守義務を定めることにより適正な水準となるようにする。

裁量労働制及び変形労働時間制の見直しについては、健康確保や総労働時間の短縮のための措置をあわせて講ずるなど、労働者が健康で安心して働けるルールの設定を内容とする法律案とした。

○平成10年５月13日（水）

【松永大蔵大臣の財政演説】

今般、政府は、４月24日に決定した総合経済対策を実施するため、平成10年度補正予算を提出いたしました。その御審議をお願いするに当たり、当面の財政及び金融行政の運営の基本的な考え方を申し述べますとともに、補正予算の大要を御説明申し上げます。

最近の経済情勢は、家計や企業の景況感が悪化したことを背景に、景気は停滞し、一層厳しさを増しております。

政府は、こうした経済状況に対応し、我が国経済を力強い回復軌道に乗せ、我が国経済に対する内外の信頼を回復するため、総事業規模で16兆円を超え、国、地方の財政負担が12兆円規模の過去最大の総合経済対策を決定いたしました。

本対策においては、国内需要の喚起を図ると同時に、豊かで活力ある経済社会の構築に向け、21世紀を見据えて真に必要となる社会資本の整備に配慮し、国、地方合わせて総額７兆7,000億円程度の事業を実施することとしております。

具体的には、環境・新エネルギー、情報通信高度化・科学技術振興、福祉・医療・教育、物流効率化、緊急防災及び中心市街地活性化等民間投資誘発のための事業を実施するほか、災害復旧等のための事業に加え、地方単独事業についても追加を要請することとしております。

また、税制面では、国、地方合わせて２兆円規模の特別減税を既に実施中でありますが、これに２兆円規模の特別減税を追加し、定額方式によりできる限り早期に実施いたします。さらに、来年も２兆円規模の特別減税を継続することとしております。また、投資や住宅取得の促進を図るために、中小企業投資促進税制の創設、住宅取得促進税制の拡充等の措置を講じてまいります。

法人課税については、今後３年間のうちにできるだけ早く、国、地方を合わせた総合的な税率を国際的な水準並みにするよう、検討を行うこととしており、今後、税制調査会において、税体系全体のあり方も踏まえつつ、地方の法人事業税の外形標準課税の検討を初め、法人課税のあり方について真剣に検討してまいります。また、個人所得課税のあり方についても、税制調査会において公正、透明で国民の意欲が引き出せるような税制を目指し、幅広い観点から腰を据えた検討を行うこととしております。

今回の総合経済対策のように、経済金融情勢の変化に機敏に対応し、臨機応変の措置を講ずることは当然のことであります。それと同時に、主要先進国中最悪の危機的状況にある我が国の財政構造を中長期的に改革し、さまざまな政策要請に十分対応できるようにすることも重要な政策課題であります。

こうした認識のもと、財政構造改革を推進しつつも、その時々の状況に応じ、いわば緊急避難的に適切な措置を講じ得る枠組みを整備するため、財政構造改革法に修正を加えることとし、そのための所要の改正法案を提出したところであります。具体的には、特例公債発行枠の弾力化を可能とする措置を講ずるとともに、財政健全化の目標年度を平成17年度とするほか、平成11年度の社会保障関係費の増加額をできる限り抑制した額とすること

としております。

次に、金融上の措置について申し述べます。

金融は、経済活動に必要な資金を供給するという、経済全体にとって動脈とも言うべき役割を担うものであり、金融システムの安定性確保とその活性化を図っていくことは極めて重要な課題であります。

本対策においては、債権債務関係の迅速円滑な処理、土地の整形、集約化を行うとともに、資産担保証券市場の環境整備を図るなど、土地、債権の流動化を促進するための総合戦略を策定したところであり、不良債権問題の抜本的な解決に取り組むこととしております。

また、中小企業、中堅企業を初めとする各経済主体への資金供給の円滑化により経済構造改革に資するとともに、最近のいわゆる貸し渋り問題にも対応していくため、金融システム改革を着実に推進していくほか、中小企業金融公庫等の政府系金融機関に対して追加出資、融資の拡充等の措置を講じます。

一方、昨年夏以降、通貨金融市場の変動が続いていたアジア諸国では、成長率の低下、失業者の増加といった厳しい経済状況が続いておりますが、ほとんどの国において、最近の為替市場や株式市場は小康状態にあります。これらの諸国が持続的な経済成長軌道に戻ることができるよう、我が国としても、本対策の中でアジア諸国の経済安定化や構造改革支援のための措置を講ずることとしております。

以上、御説明申し上げました総合経済対策については、先日のサミット準備のための主要国蔵相会合において私から説明いたしました。各国からは、我が国の経済動向等に関し強い関心が示されるとともに、本対策の早期実施に期待が寄せられたところであります。

次に、今国会に提出いたしました平成10年度補正予算の大要について御説明申し上げます。

平成10年度一般会計補正予算では、歳出面において、21世紀を見据えた社会資本の整備の一環として、環境・新エネルギー特別対策費7,849億円、情報通信高度化・科学技術振興特別対策費8,265億円、福祉・医療・教育特別対策費5,238億円、物流効率化特別対策費4,330億円、緊急防災特別対策費4,317億円、中心市街地活性化等民間投資誘発特別対策費4,003億円、災害復旧等事業費1,702億円を計上しております。また、最近の経済金融情勢等にかんがみ、土地流動化対策費4,135億円、中小企業等特別対策費等2,972億円等を計上するとともに、アジア諸国の経済安定化等に必要な経費300億円を計上することとしております。

なお、今般の平成10年分所得税等の特別減税の追加実施等に関連して、臨時福祉特別給付金等2,729億円を計上しているほか、その税収の減少に伴う地方交付税交付金の減額4,714億円に対し、同額の地方交付税交付金の追加を計上しております。

他方、歳入面においては、租税及び印紙収入について、本対策に盛り込まれた税制上の措置を実施することに伴う減収見込み額1兆4,730億円を減額するとともに、その他収入の増加を見込んでもなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として6兆1,180億円の公債の追加発行を行うこととしております。なお、追加発行する公債のうち、4兆1,080億円が建設公債、2兆100億円が特例公債となっております。今回の措置により、平成10年度の公債発行額は21兆6,750億円となり、公債依存度についても、平成10年度当初

予算に対し6.3ポイント増加し、26.3%となります。

これらの結果、平成10年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し4兆6,455億円増加し、82兆3,146億円となります。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融資計画については、総合経済対策を実施するため、日本輸出入銀行、中小企業金融公庫等に対し1兆1,569億円、郵便貯金特別会計に対し4兆円、合計15機関に対し総額5兆1,569億円を追加することとしております。

以上、平成10年度補正予算の大要について御説明いたしました。何とぞ、関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

最後に、大蔵省の不祥事をめぐる問題について一言申し述べたいと存じます。

大蔵省においては、金融関連部局に在籍した職員を中心に調査を行い、その結果を去る4月27日に発表いたしました。多数の職員において民間金融機関等との間に公務員としての節度を欠いた関係があったことはまことに遺憾であり、改めて国民の皆様に深くおわび申し上げます。

大蔵省職員一同、これを契機に綱紀の厳正な確保を図るとともに、新しい時代の要請を踏まえて真に国民の負託にこたえられるよう全力を尽くしていく決意であります。

国民各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、人口構造の高齢化等、財政を取り巻く環境は大きく変容しており、財政構造改革を推進する必要性は変わるものではありません。

しかしながら、昨年末に大型金融機関の破綻が相次ぎ、また、アジアの幾つかの国で金融、経済の混乱が生じたことに伴い家計や企業の景況感が厳しさを増すなど、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状況にあります。こうした状況にかんがみますと、バブル崩壊後の資産価格の下落等による企業や金融機関の財務面の悪化への対応が長引くなど、我が国経済はいまだバブルの後遺症から抜け切れていないと言えます。

こうした我が国経済の状況を踏まえれば、財政構造改革を進めつつも、その時々の状況に応じ適切な財政措置を講じ得るような枠組みを整備する必要があります。

本法律案は、こうした考え方を踏まえ、所要の規定の整備を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第1に、特例公債発行額の各年度縮減の規定について、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生あるいは経済活動の著しい停滞という状況に応じ特例公債の発行枠の弾力化が可能となるよう所要の改正を行うこととしております。

第2に、財政構造改革の当面の目標の年度を平成17年度とすることとしております。

第3に、平成11年度の当初予算における社会保障関係費の増加額は、できる限り抑制した額とすることとしております。

次に、平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、当面の景気に配慮して、平成10年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業投資促進税制の創設等を行うほか、住宅取得促進税制の拡充等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第１に、今回の特別減税は、既に実施している特別減税に加え、定額による特別減税を追加実施するものであります。この追加分の特別減税の額は、本人について２万円、控除対象配偶者または扶養親族１人について１万円としております。したがって、当初分と追加分を合わせた特別減税の額は、本人について３万8,000円、控除対象配偶者または扶養親族１人について１万9,000円の合計額となります。

ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に関しましては、給与所得者については、平成10年８月１日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分の特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除することにより実施することとしております。最終的には、平成10年分の年末調整の際に、年税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除することにより精算することとしております。

次に、公的年金等の受給者については、給与等の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には、来年の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

また、事業所得者等については、平成10年分の所得税に係る第１期の予定納税額の納期を７月から８月に１カ月おくらせる等の特例措置を講じた上で、原則として、その第１期の予定納税額から当初分と追加分を合わせた特別減税額を控除し、控除し切れない部分の金額は、第２期の予定納税額から控除することにより実施することとしております。

なお、予定納税の必要のない者を含め、最終的には、来年の確定申告の際に、当初分と追加分を合わせた特別減税の額を精算することとしております。

第２に、民間投資及び研究開発の促進のための１年限りの措置として、中小企業者等が取得する機械等について税額控除と特別償却の選択適用等を認める中小企業投資促進税制の創設等を行うとともに、ベンチャー企業を含む中小企業者等の試験研究費の税額控除の特例の拡充を行うこととしております。

第３に、住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率を拡充し、平成10年居住分について６年間の控除限度額の総額を170万円から180万円に引き上げる等の措置を講じることとしております。

以上、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

○平成10年２月18日（水）

【松永大蔵大臣の平成８年度決算の概要についての報告】

平成８年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は81兆8,090億円余、歳出の決算額は78兆8,478億円余でありまして、差し引き２兆9,611億円余の剰余を生じました。この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成９年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成８年度における財政法第６条の純剰余金は4,442億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額77兆7,712億円余に比べて４兆378億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額３兆6,951億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は3,426億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額77兆7,712億円余に、平成７年度からの繰越額３兆6,773億円余を加えました歳出予算現額81兆4,485億円余に対しまして、支出済み歳出額は78兆8,478億円余でありまして、その差額２兆6,006億円余のうち、平成９年度に繰り越しました額は２兆3,495億円余となっており、不用となりました額は2,511億円余となっております。

このうち、予備費でありますが、平成８年度一般会計における予備費の予算額は2,000億円であり、その使用額は1,986億円余であります。

次に、平成８年度の特別会計の決算でありますが、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額でありますが、平成８年度末における債務額は416兆215億円余であります。

このうち、公債でありますが、平成８年度末における債務額は247兆5,439億円余であります。

次に、平成８年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いでありますが、同資金への収納済み額は56兆6,724億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は56兆6,585億円余であります。

次に、平成８年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

次に、国の債権の現在額でありますが、平成８年度末における国の債権の総額は288兆8,745億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額でありますが、平成８年度末における物品の総額は11兆6,993億円余であります。

以上が平成８年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

○平成10年４月14日（火）

【橋本内閣総理大臣の経済対策についての報告】

冒頭、経済対策の基本的考え方について、その概略を御報告申し上げます。

バブル経済の生成及びその崩壊後、我が国経済はいまだその後遺症から抜け切れておりません。昨年は、この端的なあらわれとして、大型金融機関の破綻が相次ぎました。また、アジアの幾つかの国の金融、経済の混乱など、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状態となっております。

私は、今、国民の皆様の、景気をよくしてほしいという強い要請と期待にこたえるため、構造改革を推進しながら、我が国経済及び経済運営に対する内外の信頼を回復するに必要かつ十分な規模の経済対策を講じることとし、次の点を基本に経済対策を編成してまいりたいと思います。

まず第１に、私は、４兆円を上回る大幅減税を行いたいと考えております。

所得税、住民税について、今年既に２兆円の減税を実施中ですが、さらに今年中に２兆円の減税を上積みし、来年も２兆円の特別減税を継続します。このほか、政策減税についても検討していきたいと考えております。また、個人の負担する所得税や住民税のあり方について、公正で透明な税制を目指し、幅広い観点から深みのある見直しを行いたいと考えています。同時に、法人に対する課税について、私は、今後３年のうちにできるだけ早く、総合的な税率を国際水準並みにしたいと考えております。

こうした問題について、政府及び党の税制調査会に対し早急な検討を開始するよう要請してまいります。

また、先週末より、私が議長を務める財政構造改革会議を開催し、財政構造改革法について議論を始めたところであります。

財政構造改革の必要性はいささかも変わるものではありません。しかしながら、今の深刻な経済情勢にかんがみ、私は、現在の財政構造改革の基本的骨格は維持しつつ、緊急避難的にどのような対応をとるべきかを早急に検討すべきと考えます。そのような緊急対応としての性格を明確にして、特例国債発行枠の弾力化を可能とする措置を導入するということが考えられてよいと思います。

第２に、21世紀を見据えて、豊かで活力のある経済社会の構築に向けて、真に必要となる社会資本等を整備することとしたいと思います。

その際、将来の世代が整備してくれてよかったと感謝してもらえるような分野を重点といたします。

いわゆる真水という議論がありますが、私は最も有効な経済対策は何かということを真剣に熟考し、そのために真に必要な財政負担は大胆に計上する決意であります。その結果、国と地方の減税や社会資本整備の財政負担が合計で10兆円規模となることも当然にあると予想しています。そして総事業規模は16兆円を上回る過去最大のものといたします。

今回の措置は緊急避難的対応であり、財政構造改革の骨格を維持いたします。政治責任の追及を恐れて必要な政策が打てないということならば、それこそが政治責任であると考えております。

国民各位の御協力、御支援をいただきたいと思います。

以上が、経済対策の基本的な考え方であります。

○平成10年５月22日（金）

【橋本内閣総理大臣の第24回主要国首脳会議出席等に関する報告】

15日から17日まで英国バーミンガムで開催された第24回主要国首脳会議について御報告いたします。

昨年のデンバー・サミット以降に発生したアジアの通貨・金融危機は、本年のサミットにおいて焦点の１つとなりました。特に、先日来大きな展開を示しているインドネシア情勢に関しては、当然ながらサミットで活発に議論されましたが、その結果、我々は人命の損失を深く懸念し、当局と市民の双方に暴力の高まりを回避するよう呼びかけるとともに、経済改革プログラムの履行を完全に支持し、さらに、インドネシア当局に対し必要な改革の迅速な実施を呼びかける声明を発出いたしました。

なお、インドネシアでは、昨日スハルト大統領が辞任し、ハビビ副大統領が新大統領に就任いたしました。我が国としては、インドネシアの民生の安定と経済の回復が一日も早く実現することを願っており、インドネシア国民の改革努力に対し引き続き支援を惜しまない考えであります。

アジアの経済情勢に関する議論の場で、私は、総額420億ドルに上る我が国の支援策につき紹介するとともに、Ｇ８諸国として引き続き精神・物質両面で危機克服努力への支援を継続すること、アジア経済危機を契機として保護主義が台頭しないよう警鐘を発すること、また、良好なファンダメンタルズを持つアジア諸国経済は、苦渋に満ちた調整期を経つつも、やがて必ず力強く復活するであろうと国際社会が信ずることが、今日最も重要である旨強調いたしました。これらの点は、国際資本移動のモニタリング等、国際金融システムの強化に関する私の主張とともに、各国首脳の賛同を得、一連の文書の発出に反映できたことは幸いでありました。

また、世界経済の現状に関する討議の中で私は、我が国の現下の経済運営につき、第１に景気回復に向けた減税と社会資本整備による内需の拡大、第２に不良債権問題の本格的な処理と金融システムの強化、第３に構造改革の実行という３つの柱につき説明し、その早期実施に向け必要な補正予算や減税法案を既に国会に提出していることを述べました。こうした我が国の総合経済対策は主要国首脳より強い歓迎を受けましたが、このことは、必ずや日本経済に対する内外の信頼を高める結果となるものと確信しております。

グローバルな経済問題としては、アジア経済のほか、貿易、開発、環境、エネルギーが取り上げられ、私からは、第２回アフリカ開発会議への協力要請、国際寄生虫対策、京都議定書の実現に向けた取り組みの継続と途上国の自主的参加慫慂の重要性等に言及いたしました。

ブレア首相が特に重点を置かれた雇用については、深刻なアジアの失業問題に言及しつつ、神戸会議が提起した活力ある雇用社会の実現や新規産業の育成等の重要性を指摘し、国際組織犯罪については、特に薬物、なかんずく覚せい剤対策の重要性等を指摘しながら、国内、国際両面にわたる取り組みを強化していく決意をしました。

インドの核実験について、私より、インドに対しては一連の核実験を非難し、新規円借

款の停止を含む強い措置をとり、同時にパキスタンに対しては最大限の自制を呼びかけるとの我が国の立場を説明し、Ｇ８としてのメッセージが強くかつ明確なものになるよう主張しました。

また、今次サミットの機会に、米国、ロシア、英国、ドイツ及びイタリアと２国間の首脳会談を行い、共通の関心事項につき有意義な意見交換を行いました。

以上、御報告申し上げます。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	インドの地下核実験に抗議する決議案	岡野 裕君 外８名	10. 5.13			10. 5.13 可決	
2	パキスタンの地下核実験に抗議する決議案	岡野 裕君 外８名	5.29			5.29 可決	
3	内閣総理大臣橋本龍太郎君問責決議案	菅野 久光君 外６名	6.17			6.17 否決	

○平成10年５月13日（水）

【インドの地下核実験に抗議する決議】

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

しかるに、今回、インドが地下核実験を強行したことは、包括的核実験禁止条約の採択によって高まった核軍縮への国際的努力に逆行し、当該地域における緊張を高める行為であり、誠に遺憾である。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓うとともに、インドの地下核実験に厳重に抗議し、同国が早急に核開発を停止するよう強く求めるものである。

政府は、これまでの核実験反対に対する我が国国民の意思を十二分に踏まえ、本院の主旨を体し、インド政府に対して直ちに適切な措置を講ずるとともに、当該地域における緊張の緩和と信頼醸成に努め、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用等に反対し、包括的核実験禁止条約の早期発効に一層努力すべきである。

右決議する。

○平成10年５月29日（金）

【パキスタンの地下核実験に抗議する決議】

本院は、我が国が唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

核実験は、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存を脅かす行為である。しかるに、今回、インドに続きパキスタンが、我が国を含む各国の真摯な自制の要請を無視して地下核実験を強行したことは、核軍縮・核不拡散の危機を深め、この地域の安定を著しく害する行為であり、極めて遺憾である。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不断の努力を誓い、パキスタンの地下核実験に厳重に抗議するとともに、同国が直ちに核実験及び核開発を停止し、無条件に核兵器不拡散条約及び包括的核実験禁止条約に参加するよう強く求めるものである。

政府は、本院の主旨を体し、パキスタン政府に対して直ちに必要かつ適切な措置を講じ、地域の安定と信頼醸成に努めるとともに、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用等に反対し、国際社会が結束して核軍縮・核不拡散の危機に対処するよう努力すべきである。

右決議する。

4 決算に対する議決

○平成10年１月１４日（水）

【平成７年度決算に対する議決】

1　本件決算は、これを是認する。

2　内閣に対し、次のとおり警告する。

⑴　我が国財政は、平成７年度末公債残高が225兆円に上るなど、極めて厳しい状況にある中で、財政構造改革が喫緊の課題とされており、とりわけ多額の資金と長期間を要する公共事業について、その効率的・効果的実施の必要性が指摘されている。

政府は、公共事業の実施に当たっては、事前の費用対効果分析の活用や事業実施後における事業効果の評価等により効率的な整備を推進し、社会経済情勢の変化等に対応した必要な見直しを行うことを検討するとともに、財政構造改革の観点から、こうした事業の実施状況等を踏まえ、公共事業予算の重点化・効率化に向けて一層努力すべきである。

⑵　平成７年12月に高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏えい事故が発生し、また、９年３月に東海事業所アスファルト固化処理施設の火災爆発事故、同年４月に新型転換炉「ふげん」発電所の重水精製装置において重水漏えい事故が発生するなど、動力炉・核燃料開発事業団の原子力施設における事故が相次ぎ、しかも、「もんじゅ」事故の教訓が生かされないまま、事故発生後の通報の遅れ、情報の隠ぺい、虚偽報告等が行われたことは、極めて遺憾である。

政府は、同事業団の一連の事故及び事故後の不適切な対応が我が国の原子力行政に対する国民の信頼を大きく損なったことを厳しく受け止め、事故の再発防止に万全を期するとともに、情報公開の徹底、安全性に関する職員の意識改革、責任体制が明確な組織の構築など今後の「動燃改革」に全力を尽くすべきである。

⑶　動力炉・核燃料開発事業団において、東海事業所のウラン廃棄物貯蔵施設の管理が長期にわたり不適切であり、安全確保のための抜本的対策が講じられなかったのみならず、平成７年度以降の同施設の改修費に関して、業務の実態を反映しない予算要求が連年行われ、政府において、同施設の改修費の執行状況等を十分把握していなかったことは、遺憾である。

政府は、同事業団に対して業務の実態を反映した予算要求と適切な予算執行を行うよう指導するとともに、ウラン廃棄物の安全管理に万全を期するべきである。

⑷　国有林野事業は、昭和53年度以降３次にわたる改善計画にもかかわらず収支は好転せず、平成３年度から実施された第４次改善計画においても、３年度以降８年度まで毎年度1,000億円を超える損失を計上し、現行改善計画の目標である12年度における経常事業部門の収支均衡の達成が困難な状況となっていることは、遺憾である。

政府は、現下の極めて厳しい財政状況にかんがみ、組織機構の簡素化、要員の縮減等による経営改善努力を更に徹底するとともに、国土保全、環境保全等森林が有する

公益的機能の重要性を踏まえ、国有林野事業の抜本的改革に取り組むべきである。

(5) 知的障害者を雇用する事業所の一部において、知的障害者に対する暴行・傷害等の人権侵害事件や雇用に係る助成金の不正受給事件が発生し、しかも、これら障害者雇用をめぐる人権侵害等の早期発見とその後の措置に関する行政の対応が必ずしも十分でなかったことは、遺憾である。

政府は、障害者を雇用する事業主及び障害者に対する就職後の助言や指導を今後一層充実するとともに、公共職業安定所と福祉機関、教育機関、労働基準監督機関及び人権擁護機関等の関係機関並びに関係団体との地域レベルにおける連携を更に強化し、障害者雇用に関する幅広い情報交換を行って、知的障害者に係るこの種事件の再発防止と人権擁護に万全を期するべきである。

(6) 首都高速道路公団が、指名競争入札又は公募型指名競争入札の方法により発注した建築工事について、いわゆる入札談合が行われ、しかも、これを同公団の職員が誘発・助長していたことが、公正取引委員会の平成９年６月の排除勧告により明らかになったことは、遺憾である。

政府は、公共工事の入札・契約手続について、新たな入札方式の導入を含む種々の改革を進めてきたにもかかわらず、再びこのような事件が発生したことを厳しく受け止め、同公団に対し、入札における公正・自由な競争の確保、工事発注に係る情報管理の徹底等の改善措置を着実に実行させるなど、この種事件の根絶に向けて一層努力すべきである。

1　委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出３件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願11種類166件のうち、３種類48件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年４月分から、恩給年額、寡婦加算及び遺族加算の年額を増額するほか、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の格付けを引き上げることにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、３月19日、恩給制度の意義、物価上昇率と恩給の改善率、国籍条項の見直し等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

内閣法等の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化の中で複雑多岐にわたる行政の課題に一層的確に対応できるよう、内閣官房における総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官１人を増員するとともに、近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生の状況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設けようとするものである。

国家行政組織法の一部を改正する法律案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を２人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

委員会においては、３月31日両案を一括して議題とし、危機管理監の職務の内容とわが国の危機管理体制、官房副長官増員の理由と内閣官房の総合調整機能の強化方策、政務次官制度の実態と今後の在り方等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

３月12日、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案、総理府関係の施策及び平成10年度内閣、総理府関係予算について村岡内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成10年度総務庁関係予算について小里総務庁長官から、平成10年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

４月２日、少年犯罪防止対策に関する件、政務次官制度改革に関する件、土地の再評価に関する法律に係る省令の公布手続に関する件、公務員倫理に関する件、戦後処理に係る諸問題に関する件、日朝間における未解決の問題に関する件、旧日本軍七三一部隊に係る資料に関する件等の諸問題について質疑が行われた。

また、４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理府本府、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く））の予算について審査を行い、極東軍事裁判をめぐる法的諸問題、いわゆる従軍慰安婦問題、中央省庁等改革基本法案の基本理念、少年犯罪対策、総務庁行政情報システムセンターの一般開放の必要性、在外邦人救出のための自衛隊派遣の可能性、財政改革デフレを強行した理由、「七三一」部隊の存在とその細菌実験実施の事実関係、エリツィン・ロシア大統領訪日日程等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年１月22日（木）（第１回）

○理事を選任した。

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年３月12日（木）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成10年度内閣、総理府関係予算に関する件について村岡内閣官房長官から、
総務庁の基本方針に関する件及び平成10年度総務庁関係予算に関する件について小里総務庁長官から、
平成10年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成10年３月19日（木）（第３回）

○**恩給法等の一部を改正する法律案**（閣法第７号）（衆議院送付）について小里総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、政府委員、総理府及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第７号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、新社、無
反対会派　なし
欠席会派　無

○平成10年３月26日（木）（第４回）

○**内閣法等の一部を改正する法律案**（閣法第22号）（衆議院送付）について村岡内閣官房長官から趣旨説明を聴き、
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について小里総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月31日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**内閣法等の一部を改正する法律案**(閣法第22号)(衆議院送付)
国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)
以上両案について村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、政府委員、大蔵省、通商産業省、農林水産省及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第22号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、自由、無
	反対会派	共産、新社
	欠席会派	無
(閣法第23号)	賛成会派	自民、民友、公明、社民、自由、無
	反対会派	共産、新社
	欠席会派	無

○平成10年４月２日（木）（第６回）
○少年犯罪防止対策に関する件、政務次官制度改革に関する件、土地の再評価に関する法律に係る省令の公布手続に関する件、公務員倫理に関する件、戦後処理に係る諸問題に関する件、日朝間における未解決の問題に関する件、旧日本軍七三一部隊に係る資料に関する件等について村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、政府委員、自治省、厚生省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月７日（火）（第７回）
○**平成10年度一般会計予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
（国会所管）について谷衆議院事務総長、黒澤参議院事務総長、緒方国立国会図書館長、藤田裁判官弾劾裁判所事務局長及び濱井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について疋田会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）））について村岡内閣官房長官、小里総務庁長官、緒方国立国会図書館長、政府委員、外務省、法務省及び防衛庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年６月18日（木）（第８回）
○理事の補欠選任を行った。
○請願第929号外47件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第１号外117件を審査した。
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第７号）

【要　旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成10年４月分以降、1.19%引き上げる。ただし、74号俸以上については、平成10年４月分から平成11年３月分まで、0.38%の引上げとする。

2　普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成10年4月分以降、1.19%引き上げる。

3　公務関係扶助料の最低保障額を、平成10年４月分以降、1.19%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成10年４月分以降、13万7,500円（現行13万3,800円）に引き上げる。

4　傷病恩給の基本年額を、平成10年４月分以降、1.19%引き上げる。

5　傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成10年４月分以降、1.19%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成10年４月分以降、９万10円（現行８万6,510円）に引き上げる。

6　普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成10年４月分以降、扶養遺族である子を２人以上有する妻にあっては26万8,600円（現行26万3,900円）に、扶養遺族である子を１人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては15万3,500円（現行15万800円）に引き上げる。

7　短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給の年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成10年４月分以降、１号俸引き上げる。

8　本法律は、平成10年４月１日から施行する。

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要　旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化の中で複雑多岐にわたる行政課題に一層的確に対応できるよう、内閣官房における総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官を１名増員するとともに、近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生状況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣法の改正

⑴　内閣官房副長官の増員

内閣官房副長官の定数を１人増員し、２人から３人に改める。

⑵　内閣危機管理監の新設

①　内閣官房に危機管理監を１人置く。

②　内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官

房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。

③　内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

④　内閣危機管理監の服務について定める。

2　国家公務員法の改正

国家公務員法に定める特別職の職に「内閣危機管理監」を加える。

3　特別職の職員の給与に関する法律の改正

特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に「内閣危機管理監」を加え、内閣危機管理監の俸給を定める。

4　内閣危機管理監について、弁護士との兼職を認めるため、弁護士法について所要の整備を行う。

5　本法律は、平成10年４月１日から施行する。ただし、内閣官房副長官の増員に係る改正部分については、同年７月１日から施行する。

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要　旨】

本法律案は、最近の国際情勢等にかんがみ、高度な判断に基づく戦略的な外交及び各国首脳レベルとの直接の対話を通じた機動的な外交の展開を可能とするとともに、外交上の対応を要する突発的事態に対しても高度なレベルでの交渉を行うなどにより、的確かつ機動的な危機管理を行い得る体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　政務次官を２人置くことができる省に外務省を加える。

2　本法律は、平成10年７月１日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（３件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※7	懲給法等の一部を改正する法律案	衆	10. 1.30	10. 3.17	10 3.19 可	10. 3.20 可	10. 3.11 内閣	10. 3.12 可	10. 3.13 可
※22	内閣法等の一部を改正する法律案	〃	2. 6	3.25	3.31 可	3.31 可	3.17 内閣	3.20 可	3.24 可
※23	国家行政組織法の一部を改正する法律案	〃	2. 6	3.25	3.31 可	3.31 可	3.17 内閣	3.20 可	3.24 可

【法務委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出７件、衆議院議員提出３件の合計10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願21種類322件のうち、６種類86件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所において増加を続けている民事訴訟事件及び民事執行事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を20人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を21人それぞれ増加するものである。質疑は、毎年、裁判官を増員していることによる効果、法曹人口の各国比較、司法の在り方、弁護士任官制度等について行われ、最高裁判所から東京地裁の裁判官１人当たりの民事事件の手持件数は、裁判官の増員により240件程度に減少したこと、法務省から法曹１人当たりの国民数は、米国が約290人であるのに対し、日本は約6,380人であること等が示された。

金融システムの動揺や株価の低迷等、経済の停滞が長期化し、３月末日の株価を基に作成される３月期の決算によっては深刻な事態を生じかねない状況に至り、緊急経済対策として、衆議院議員による議員立法が２件提出された。いずれも平成12年３月31日までの時限立法である。

まず、**株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**は、自民、平和・改革、自由、社民、さきがけの５会派の共同提案により提出されたもので、資本準備金を財源とする自己株式の取得・消却を認めるものである。発議者である保岡興治衆議院議員は、バブル期のエクイティ・ファイナンスにより株式が増加して株式市場が低迷する一方、資本準備金が多額になっており、金融破綻を防ぐためにも自己株式消却の必要性があり、本法律案では資本充実の原則の最も厳しい手続により自己株式消却をできる法制としていると説明した。

資本準備金は、その財源が資本に近い性質のものであり、会社の財政的基礎を強固にするため拘束が厳しく、その使用は、資本欠損の補填に充てる場合と資本に組み入れる場合だけに限定されている。この資本準備金を自己株式取得・消却の財源とすることについて、参考人として出席した奥島孝康早稲田大学総長は、資本の返還であり、隠れた資本減少となる自己株式の取得は容易に認めるべきではなく、その財源として資本準備金を用いることは、二重の意味において資本充実の原則に対抗するものであるとの見解を示した。

質疑は、資本準備金を自己株式の取得財源とする理由、株価に及ぼす影響等について行われ、その論議を踏まえて、資本準備金の性質に配慮しつつ、自己株式の取得・消却による資本の効率化を促進するため、法改正の趣旨及び内容を周知徹底するなどを内容とする３項目の附帯決議を行った。

次に、**土地の再評価に関する法律案**は、金融機関のいわゆる貸し渋りの解消のために、自民、社民、さきがけの３会派の共同提案により提出されたもので、時価による土地の再

評価を認めるものである。金融機関の貸し渋りは、今日、日本経済の大きな問題となっており、倒産の約７割が販売不振や不良債権の累積などの不況型倒産で、金融機関の貸し渋りのしわ寄せを受けて倒産する企業が急増している。

金融機関の貸し渋りは、金融機関が一定の自己資本比率に満たないと、監督当局から是正措置を受けるため、貸付けを減額することによって、自己資本比率を向上させようとするために生じる現象であるとも言われている。そこで、貸し渋り対策として、自己資本比率を向上させるために打ち出された手段の一つが土地の再評価である。その内容は、商法監査特例会社等が所有する事業用の土地の評価を簿価（取得価額）から時価（市場価額）に非課税で切り替えることを認めるもので、これにより含み益を表面化させ、財務内容を改善し、自己資本比率の向上を図ることにより、貸し渋りを解消しようとするものである。

時価評価は、国際的な流れであるが、再評価するか否かは任意であり、再評価の方法には、公示価格、標準価格、固定資産税評価額、地価税課税価格及び鑑定価格の５種類の価格による方法がある。質疑もこの点に集中し、発議者である大原一三衆議院議員は、土地の再評価が任意であることは国際的な慣行であり、我が国の戦後の資産再評価においても任意であったと答えた。再評価の方法について、参考人として出席した中川美佐子関東学院大学経済学部教授は、複数の中から企業に選択を認めているが、再評価の方法は一律に適用すべきであるとの意見を述べた。これらの論議を受けて、適正な土地の再評価と公正・妥当な会計監査の確保等を内容とする３項目の附帯決議を行った。

現行の外国弁護士受入制度は、昭和62年に施行された外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法によって導入されたが、その後、外国からの規制緩和要求等により、平成６年に職務経験要件の緩和等を内容とする改正が行われ、平成８年には国際仲裁手続における代理を認める改正が行われた。しかし、その後も、経団連、米国政府、ＥＵ等から更なる規制緩和要求を受け、政府は、平成８年３月の規制緩和推進計画において、職務経験要件の緩和等について検討に着手することとした。**外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案**は、以上の経緯により提出されたものであり、外国法事務弁護士となるための職務経験要件の緩和、外国法事務弁護士の職務範囲の拡充、外国法事務弁護士と我が国の弁護士との事業の目的に関する緩和等の措置を講じようとするものである。

質疑では、職務経験要件を５年から３年に短縮した理由について、法務省は、３年間の経験があれば、特段の支障は生じないと判断したと答えたが、討論において、司法制度は我が国の司法権と主権、国民の権利義務の公正な保障等に深くかかわり、国際経済や規制緩和の面からのみ安易に扱われてはならないとの反対意見が出された。

旅券が出入国管理及び難民認定法上有効なものとは認められない地域の外国人が本邦に入国する際には、旅券及び査証に代えて在外公館等において発給する渡航証明書が必要とされている。近年の国際交流の活発化に伴い、これらの外国人の入国者は年間80万人を超え、渡航証明書の発給及び再入国許可等にかかわる事務負担が増大している。そこで、出入国関係事務の合理化・効率化を図るため、**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**が提出された。その内容は、旅券の範囲に、日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関が発行した旅券等のほか、政令で定める地域の権限のある機関の発行した旅券等に相当する文書を追加するものであり、政令で定める地域としては

台湾が予定されている。質疑では、改正案と日中共同声明の趣旨との関係が問われたが、下稲葉法務大臣は、今般の改正により台湾護照を我が国の入管法上有効な旅券として取り扱うのは、日台間における民間交流の増大に伴う出入国管理関係事務の負担軽減を図るためであり、日中共同声明との関係で何ら問題を生ずるものではないとの見解を示した。

保護司は、保護観察を受けている者と接触を保ち、立ち直りに必要な指導や就学・就職などの調整を図ったり、環境調整や犯罪予防活動等多岐にわたる職務を行っている。

犯罪予防更生法によると、保護司は保護観察所長の指揮監督を受けて、保護観察官と共に、更生保護等に従事することとされている。しかし、実際には、保護観察や環境調整の具体的な職務については、保護観察所長等の指揮監督を受けながら行っているものの、犯罪予防活動等一般的な職務については、任意的組織である保護司会が計画的・組織的に行っている。このため、犯罪予防活動等一般抽象的な職務については、公務と非公務の区別が必ずしも明確でないものとなっている。

また、保護司法には保護司組織に関する規定はないものの、任意的組織として保護区ごとに地区保護司会が、保護観察所の管轄区域ごとに都道府県保護司連盟が、地方更生保護委員会の管轄区域ごとに地方保護司連盟が、更に全国組織として社団法人全国保護司連盟がそれぞれ設置されている。これらの保護司組織は、保護司制度にとって必要不可欠な存在となっているが、法的裏付けのないものである。

そこで、保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するともに、保護司組織を法定化する等の措置を講ずる**保護司法の一部を改正する法律案**が提出された。質疑は、保護司の高齢化と人材確保、保護司組織の法定化の意義、保護司の資格要件等について行われ、法務省から保護司の平均年齢は62.9歳であり、高い活動能力を備えた若手の保護司も相当数必要であるので、改正案で法定化される保護司組織による組織的な人材の確保に期待するとともに、保護司の職務のＰＲに一層努めていきたいとの答弁があった。

平成７年３月20日に発生した地下鉄サリン事件は、12人の死者と5,000人余の負傷者を出した。このほか、松本サリン事件、坂本弁護士一家殺害事件、ＶＸ事件、監禁致死事件等により、何の落度もない多数の人々が不慮の死を遂げ、死の恐怖を伴った重傷害を受け、あるいは今なおその後遺症に苦しんでいる。

ところで、オウム真理教は、平成８年５月10日に破産が確定し、破産手続が進められてきたが、平成10年３月15日現在で、負債合計が51億9,800万円であるのに対して、資産合計は10億4,000万円であり、被害者の損害賠償請求債権（39億6,400万円）に対する配当率は、17.8%程度と見積もられており、かねてから破産管財人や被害者から、「国は被害者への労災保険金の求償権などの債権を放棄し、地方自治体も地方税の滞納分の請求を撤回すべきだ」とする要望が出されていた。国の債権は４億5,900万円、地方自治体の租税債権は8,400万円である。

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案は、このような要望を受けて、オウム真理教に対する破産申立事件において、債権を届け出た被害者の救済を図るため、当該破産申立事件における国の債権に関する特例を定めるものであり、衆議院法務委員会において起草された。具体的には、国が届け出た債権のうち、労働者災害補償保険法その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及びオウム真理教

の清算人選任申立事件における予納金に係る償還請求権は、国以外の者が届け出た債権のうち、生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に後れるものとするものである。

質疑では、この事件に限らず、犯罪被害者給付金の支給制度の改善等の犯罪被害者救済策全般の充実・強化を今後の検討課題とすべきであること等が論議された。なお、本法の成立を受けて地方自治体及び営団地下鉄が自己の債権を劣後させる意向を表明し、被害者に対する配当率は、23%程度になる見込みである。

法曹養成制度改革について、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会は検討を進めてきたが、平成９年10月、我が国の社会の高度化、複雑多様化、国際化に伴い、国民の司法に対する期待がますます高まっており、これに対し司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるための方策を的確に講ずる必要があるとの認識において一致し、司法試験合格者の年間1,000人程度への増加とこれに伴う制度改革等について合意した。この合意を踏まえて、司法修習生の修習期間を現行の２年から１年６か月に短縮することを主な内容とする**裁判所法の一部を改正する法律案**及び論文式試験において民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とし、法律選択科目を廃止すること等を内容とする**司法試験法の一部を改正する法律案**が提出された。参考人として、東京大学法学部教授の青山善充氏、弁護士の上野登子氏、作家の佐木隆三氏及び弁護士の堀野紀氏から意見を聴取するとともに、法律選択科目廃止の理由と多様な法曹養成との関係、修習期間短縮と法曹教育の在り方等について質疑を行い、いわゆる合格枠制の見直しを含む法曹の選抜及び養成について、広く国民各層の意見を踏まえ、法曹三者において合意を得るよう努めることなど５項目を内容とする附帯決議を行った。

資金調達を望む企業が、安定したキャッシュ・フローを定期的に生み出す多数の債権を資本市場で投資家に販売するなどして、資本市場から直接資金を調達する手法である債権流動化は、近時、企業の新しい資金調達方法として注目されている。債権流動化は、資金調達手段の多様化、資金調達コストの削減及び資産のオフ・バランス化のメリットがあり、その推進を図るため、債権譲渡の第三者対抗要件の簡素化を求める実務界の要望が強くなったことから、平成７年、法務省民事局内に債権譲渡法制研究会が設置され、検討が進められた。平成９年４月、同研究会は、対抗要件法制の簡素化を図る包括的特別法を検討すべきであるとの提言を行った。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案は、この提言を受けて、債権流動化を促進させるため、法人が行う金銭債権の譲渡について、民法の特例を定めるものである。その主な内容は、債権譲渡の対抗要件について、第三者対抗要件と債務者対抗要件とを分離して、第三者対抗要件は、債権譲渡登記制度を創設して、債権譲渡登記をすることによって、第三者に対抗することができることとし、登記の日付を債権譲渡の確定日付とする。債務者対抗要件は、債権譲渡がされたこと、及びその譲渡について債権譲渡登記がされたことを、譲渡人若しくは譲受人が債務者に登記事項証明書を交付して通知するか、又は債務者が承諾することを必要とするものである。

参考人として出席した池田真朗慶應義塾大学法学部教授からは、債権譲渡の対抗要件制度、本法律案の必要性、背景事情等について、岩原紳作東京大学法学部教授からは、債権流動化の利用主体となる特定目的会社（ＳＰＣ）について、小野傑弁護士からは、実務家の視点から本法律案の意義と検討されるべき課題について、意見を聴取した。

質疑及び討論においては、民法、特定債権法及び本法律案による対抗要件が競合した場合の優劣関係、存在しない債権が登記されること等による債務者の信用やプライバシーの侵害のおそれ等に論議が集中し、それらを踏まえて、対抗要件が競合した場合における優劣関係が明確になるように、対抗要件制度全体の在り方について、更なる検討を行うことなど２項目からなる附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

３月10日、下稲葉法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取し、同月12日、それに対する質疑を行った。質疑は、法秩序の維持と国民の権利の保全に対する大臣の決意、組織犯罪対策立法の必要性、オウム真理教の動向、裁判の迅速化、少年法改正問題、少年による凶悪事件の実態、職務権限と贈収賄との関連性、民事訴訟法の文書提出命令制度の見直し問題、少年院施設の在り方、選択的夫婦別氏制度等を導入する民法改正問題、金融業界の不祥事に対する対応、地下鉄サリン事件等の被害者救済のための国の債権放棄、破壊活動防止法の見直し、被疑者・被告人・受刑者の家族等に対する差別問題等について行われた。

４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度裁判所、法務省及び運輸省（海難審判庁）所管予算について審査を行った。質疑では、慰謝料算定の基準、裁判所庁舎における身体障害者用エレベータ等の整備状況、裁判官の健康管理、矯正施設における矯正教育の概要、更生保護の現状及び予算措置、法制審議会における審議の在り方、最近の犯罪傾向と特徴、法律扶助制度の充実に向けての検討状況、海難審判庁の現状及び今後の充実強化策等の問題が取り上げられた。このうち、法律扶助制度の充実に向けての検討状況について、法務省は、規制緩和の進展により司法の役割はますます増大し、法律扶助制度は司法制度の重要な基盤であるので、本年３月23日に最終報告がとりまとめられた法律扶助制度研究会の研究成果を尊重して、本制度の充実・発展に努めたいとの考えを示した。

(2) 委員会経過

○平成10年１月20日（火）（第１回）

○理事を選任した。

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年３月10日（火）（第２回）

○法務行政の基本方針について下稲葉法務大臣から所信を聴いた。

○平成10年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○法務行政の基本方針に関する件について下稲葉法務大臣、政府委員、文化庁、文部省、警察庁当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成10年３月19日（木）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**（閣法第25号）（衆議院送付）について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第25号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院、新社
反対会派　なし
欠席会派　無

○平成10年３月24日（火）（第５回）

○**株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第６号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員上田勇君から趣旨説明を聴いた。

○**土地の再評価に関する法律案**（衆第７号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員大原一三君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月27日（金）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第６号）（衆議院提出）について参考人早稲田大学総長奥島孝康君から意見を聴き、
土地の再評価に関する法律案（衆第７号）（衆議院提出）について参考人関東学院大学経済学部教授中川美佐子君から意見を聴いた後、
株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第６号）（衆議院提出）
土地の再評価に関する法律案（衆第７号）（衆議院提出）
以上両案について両参考人に対し質疑を行った。

○**株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第６号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員保岡興治君、同上田勇君、下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第６号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由
反対会派　共産、二院、新社
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年３月31日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**土地の再評価に関する法律案**（衆第７号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員大原一三君、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第７号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、二院
反対会派　共産、新社
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案**(閣法第75号)について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月２日（木）（第８回）

○**外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案**(閣法第75号)について下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第75号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、二院
反対会派　共産、新社
欠席会派　無

○**保護司法の一部を改正する法律案**(閣法第76号)
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第101号)
以上両案について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月７日（火）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成10年度海難審判庁業務概況及び関係予算について政府委員から説明を聴いた。

○**平成10年度一般会計予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
（裁判所所管、法務省所管及び運輸省所管（海難審判庁））について下稲葉法務大臣、政府委員、海難審判庁及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年４月９日（木）（第10回）

○**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**(閣法第101号)について下稲葉法務大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第101号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院、新社
反対会派　なし
欠席会派　無

○平成10年４月14日（火）（第11回）

○**保護司法の一部を改正する法律案**(閣法第76号)について下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第76号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、二院、新社
反対会派　なし
欠席会派　共産、無

○**オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案**(衆第13号)(衆議院提出)について提出者衆議院法務委員長笹川堯君から趣旨説明を聴き、同

君及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第13号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院、新社
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

○**裁判所法の一部を改正する法律案**(閣法第52号)(衆議院送付)
司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)
以上両案について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月16日（木）（第12回）

○**裁判所法の一部を改正する法律案**(閣法第52号)(衆議院送付)
司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)
以上両案について下稲葉法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月21日（火）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**裁判所法の一部を改正する法律案**(閣法第52号)(衆議院送付)
司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)
以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東京大学法学部教授	青山　善充君
弁護士	上野　登子君
作家	佐木　隆三君
弁護士	堀野　紀君

○平成10年４月23日（木）（第14回）

○**裁判所法の一部を改正する法律案**(閣法第52号)(衆議院送付)
司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第53号)(衆議院送付)
以上両案について下稲葉法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第52号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院、新社
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

(閣法第53号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院、新社
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成10年５月26日（火）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○**債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案**(閣法第26号)(衆議院送付)

について下稲葉法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月28日（木）（第16回）

○**債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案**（閣法第26号）（衆議院送付）について下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年６月４日（木）（第17回）

○**債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案**（閣法第26号）（衆議院送付）について参考人慶應義塾大学法学部教授池田真朗君、東京大学法学部教授岩原紳作君及び弁護士小野傑君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、下稲葉法務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第26号）　賛成会派　自民、公明、社民、自由、二院
　　反対会派　民主、共産
　　欠席会派　新社、無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年６月18日（木）（第18回）

○請願第30号外81件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するもの、第2127号外３件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要しないものとそれぞれ審査決定し、第26号外235件を審査した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要　旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　裁判官のうち、判事補の員数を20人増加し、699人に改める。

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を21人増加し、２万1,613人に改める。

3　この法律は、平成10年４月１日から施行する。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案（閣法第26号）

【要　旨】

本法律案は、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　債権譲渡の対抗要件の特例等

(1)　法人が金銭債権を譲渡した場合において、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記がされたときは、債務者以外の第三者に対して、対抗要件を具備する。

(2)　債権譲渡登記がされた場合において、債権譲渡及び債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は債務者が承諾したときは、債務者対抗要件を具備する。

(3)　債務者対抗要件としての通知がされた場合において、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に対抗することができる。

(4)　法人が金銭債権を目的として質権を設定した場合には、金銭債権が譲渡された場合と同様の手続によって対抗要件を具備する。

2　債権譲渡登記

(1)　債権譲渡登記事務は、登記所で取り扱う。

(2)　債権譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、磁気ディスクで調製する債権譲渡登記ファイルに、譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所、譲渡債権の総額、債務者その他の譲渡債権を特定するために必要な事項、債権譲渡登記の存続期間等の所要の事項を記録することによって行う。

(3)　債権譲渡登記の存続期間は、特別の事由がない限り、50年を超えることができない。

(4)　登記事項の開示は、登記事項証明書等を交付することによって行う。

3　施行期日等

(1)　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(2)　この法律の制定に伴い、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正を行う。

【附　帯　決　議】

政府は、登記による債権譲渡の対抗要件制度の導入に当たり、取引の安全及び債務者保護を図るため、次の諸点につき格段の努力をするとともに、新制度の適切な運用に配慮すべきである。

1　債権譲渡の対抗要件に関する民法による通知並びに特例としての公告及び登記が競合した場合における優劣関係が明確になるように制度を運用し、その状況を踏まえて、対抗要件制度全体の在り方について、更なる検討を行うこと。

2　本法に基づく債権譲渡登記が譲渡に係る債権・債務の存在を公示するものではないことを含め、新制度の周知徹底を図るとともに、債務者の信用やプライバシーが侵害されることのないよう、適切な方策を講ずること。

右決議する。

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第52号）

【要　旨】

本法律案は、司法の機能を充実し、社会の法的ニーズにこたえるため、司法試験合格者を年間1,000人程度まで増加することに伴い、時代の要請に適応した法曹養成制度を構築しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　司法修習生の修習期間を現行の２年から１年６月に短縮する。
2　司法修習生が国庫から給与を受ける期間について、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分を除外する。
3　この法律は、平成11年４月１日から施行する。

【裁判所法の一部を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府並びに最高裁判所は、社会の高度化、複雑多様化、国際化の進展に伴う多様な法的ニーズに的確に対応するため、次の諸点につき格別の配慮をすべきである。
1　適正な法曹人口の在り方について、長期的かつ総合的な検討を加えるとともに、いわゆる合格枠制の見直しを含む法曹の選抜及び養成について、広く国民各層の意見を踏まえ、法曹三者において合意を得るよう努めること。
2　司法試験の在り方については、大学における法学教育との関連性を重視し、大学関係者の意見を十分尊重すること。また、試験問題の公表を含む司法試験情報の開示について検討すること。
3　法曹養成における司法修習制度の在り方については、統一修習を維持しながら、法曹として要求される識見、倫理等に関する研修の充実を図ること。また、修習体制の一層の整備を行い、司法試験から廃止される法律選択科目の研修に配慮すること。
4　法曹資格取得後の継続教育を充実強化するとともに、法曹三者による合同研修を行うことを検討し、また、将来の課題として、研修弁護士制度等について検討すること。
5　増加する国民の法的ニーズに迅速・的確に対応するため、裁判官及び検察官の必要な増員を図るとともに、法律扶助制度等の司法の制度的基盤の充実・強化に努めること。
右決議する。

司法試験法の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要　旨】

本法律案は、民事訴訟法及び刑事訴訟法についての知識が法曹となるのに必要不可欠なものである等の観点から司法試験第２次試験の試験科目の適正化を図ろうとするものであり、その内容は次のとおりである。
1　論文式による試験及び口述試験の試験科目について、民事訴訟法及び刑事訴訟法を必須科目とするとともに、法律選択科目を廃止する。
2　口述試験の試験科目を憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の５科目とする。
3　この法律は、平成12年１月１日から施行する。

【附　帯　決　議】

裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第52号)と同一内容の附帯決議が行われている。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国弁護士受入制度につい

ての規制を緩和する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　職務経験要件の緩和

外国法事務弁護士となる資格の承認基準の１つである外国弁護士としての職務経験期間を、現行の５年以上から３年以上に短縮するとともに、資格取得国以外の外国において法律業務を行った経験等についても、一定の要件の下に、右の期間に算入する。

2　職務範囲の拡充

外国法事務弁護士は、一定の要件の下に、第三国法（原資格国法、指定法、日本法以外の法）に関する法律事務についても行うことができる。

3　弁護士との共同の事業の目的に関する規制の緩和

外国法事務弁護士は、５年以上の職務経験を有する我が国の弁護士と、外国法の知識を必要とする法律事務等を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。

保護司法の一部を改正する法律案（閣法第76号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、保護司制度の充実強化を図るため、保護司の職務の遂行に関する規定を整備するとともに、保護司組織を法定化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画に定めるところに従い、当該保護観察所の所掌に属する一定の事務に従事する。

2　保護司は置かれた保護区ごとに保護司会を組織し、保護司会は都道府県（北海道にあっては、法務大臣が定める区域）ごとに保護司会連合会を組織する。

3　地方公共団体は、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。

4　この法律は、平成11年４月１日から施行する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第101号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、外国人の出入国の状況にかんがみ、出入国関係事務の簡素・合理化を図るため、旅券として取り扱う文書の範囲を拡大しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　旅券の範囲に、日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券等のほか、政令で定める地域の権限のある機関の発行した旅券等に相当する文書を追加する。

2　出入国管理及び難民認定法の規定に基づく命令（１に関する政令を含む。）の制定又は改廃に伴い必要と判断される経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）をその命令で定めることができるよう委任規定を設ける。

3　この法律は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
（衆第６号）

【要　旨】

本法律案は、公開会社（上場会社・店頭登録会社）について、資本準備金による自己株式の消却に関する商法の特例を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　資本準備金による自己株式の消却

⑴　公開会社は、定款に、取締役会の決議により資本準備金を財源として、自己株式を取得して消却することができる旨を定めることができる。その定款には、取得して消却することができる株式の総数及び取得価額の総額を定めなければならない。

⑵　取得価額の総額は、資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の４分の１に相当する額を控除した額を限度とする。ただし、最終の貸借対照表上で中間配当財源がないときは、自己株式を取得することができない。

2　債権者保護手続

資本準備金により自己株式を取得して消却する取締役会の決議があった場合には、会社は、債権者保護手続をし、その手続終了後遅滞なく、取得した自己株式の失効手続をしなければならない。

3　最初に招集される株主総会までの特例

⑴　この法律の施行後、最初に招集される株主総会までは、定款の定めがなくとも、資本準備金により自己株式を取得して消却するための取締役会の決議をすることができる。これにより自己株式を取得したときは、株主総会において特別決議による承認を得なければならない。

⑵　株主総会の承認があるまでは、会社は、取得した自己株式の失効手続をしてはならない。この承認がなかったときは、会社は、相当の時期に、その株式を処分しなければならない。

4　有効期限等

⑴　この法律は、公布の日から施行し、平成12年３月31日限りで効力を失うが、その時までに取締役会の決議があった場合は、自己株式を取得して消却することができる。

⑵　この法律の施行に伴い、租税特別措置法及び地方税法の所要の規定の改正を行い、みなし配当等の課税の特例を認める。なお、地方税法の改正については、平成11年４月１日から施行する。

【附　帯　決　議】

株式会社制度における資本の原則等の重要性にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

1　資本準備金の性質に配慮しつつ、自己株式の取得・消却による資本の効率化を促進するため、法改正の趣旨及び内容を周知徹底し、法の円滑な施行を図ること。

2　株主、債権者等の保護並びに企業経営の健全化を図るため、会社の業務及び会計に関する情報の開示制度の充実・改善に努めること。

3　自己株式の取得・消却に当たっては、インサイダー取引など不公正取引に対して、証券取引法の厳格な適用を行うとともに、監視体制を充実強化するよう指導に努めること。

右決議する。

土地の再評価に関する法律案（衆第７号）

【要　旨】

本法律案は、最近における金融機関のいわゆる貸し渋りの現状等にかんがみ、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与するため、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　銀行を含む大会社及び信用金庫、労働金庫、信用協同組合等の金融機関が、事業用土地について時価による再評価を行うことを認める。

2　再評価は、本法律の施行日から２年を経過する日までの期間内のいずれか一の決算期において行うことができる。

3　再評価を行った法人は、当該土地について再評価額と再評価前の帳簿価額との差額を、再評価差額金として貸借対照表に計上しなければならない。

4　再評価差額金は、当該土地を売却したとき及び評価額を減額したときを除き、取り崩すことができない。

5　再評価を行った土地の再評価後の決算期における時価の合計額が、当該土地の帳簿価額の合計額を下回ったときは、その差額を貸借対照表に注記しなければならない。

6　この法律は、平成10年３月31日から施行する。

【附　帯　決　議】

本法の施行に当たっては、政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

1　事業用土地の再評価に当たっては、企業経営の健全性に寄与するとともに、いわゆる貸し渋りを是正し、金融の円滑化が図られるよう法の趣旨及び内容を周知徹底すること。

2　適正な土地の再評価と公正・妥当な会計監査が確保されるよう指導を強化すること。

3　帳簿価額と時価との差額（再評価差額金）の貸借対照表への計上の在り方については、他の評価益に係る会計上の位置づけの展開等を踏まえ、時宜に即した取扱いとすること。

右決議する。

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案（衆第13号）

【要　旨】

本法律案は、地下鉄サリン事件等の惨禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において、債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における国の債権に関する特例を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　国の債権に関する特例

オウム真理教に対する破産申立事件においては、国が届け出た債権のうち労働者災害補償保険法その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及びオウム真理教

の清算人選任申立事件における予納金に係る償還請求権は、国以外の者が届け出た債権のうち生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に後れるものとする。

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※25	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 6	10. 3.16（予備）	10 3.19 可決	10. 3.20 可決	10. 3.12	10. 3.13 可決	10. 3.17 可決
※26	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案	〃	2. 6	5.25	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	5.14	5.20 可決 附帯決議	5.21 可決
52	裁判所法の一部を改正する法律案	〃	2.26	4.14	4.23 可決 附帯決議	4.24 可決	4. 1	4.10 可決 附帯決議	4.14 可決
53	司法試験法の一部を改正する法律案	〃	2.26	4.14	4.23 可決 附帯決議	4.24 可決	4. 1	4.10 可決 附帯決議	4.14 可決
75	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案	参	3. 9	3.16	4. 2 可決	4. 3 可決	4.24	5. 6 可決	5. 7 可決
76	保護司法の一部を改正する法律案	〃	3. 9	3.16	4.14 可決	4.17 可決	5. 6	5. 8 可決	5.12 可決
101	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	〃	3.24	4. 1	4. 9 可決	4.10 可決	4.21	4.28 可決	4.30 可決

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
6	株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	太田　誠一君 外7名 (10. 3. 9)	10. 3.10	10. 3.19	10. 3.20	10. 3 27 可決 附帯決議	10. 3.30 可決	10. 3.13	10. 3.18 可決 附帯決議	10. 3.19 可決
7	土地の再評価に関する法律案	大原　一三君 外5名 (10. 3. 9)	3.10	3.19	3.20	3.31 可決 附帯決議	3 31 可決	3.13	3.18 可決 附帯決議	3 19 可決
13	オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案	法務委員長 笹川　堯君 (10. 4. 8)	4. 8	4. 9	4. 8（予備）	4.14 可決	4.17 可決			4. 9 可決

【地方行政・警察委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出９件（うち衆議院継続１件）であり、いずれも可決された。

また、本委員会付託の請願４種類11件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案は、個人住民税について、平成10年度限りの措置として、定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じようとするものである。

また、**地方交付税法の一部を改正する法律案**は、所得税の特別減税の実施等による国税の減収に伴う地方財政への影響額について、平成９年度分の地方交付税の総額を確保するため、国の一般会計からの加算措置等を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して審議し、特別減税により生ずる地方公共団体の減収補てん対策、国の経済対策である特別減税が地方へ及ぼす財政負担、所得税に限定した減税対策の必要性、財政構造改革と特別減税の整合性等の質疑が行われた。

質疑終局後、有働理事（共産）から、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案に対して特別減税を平成11年度以降も継続する趣旨の修正案が提出されたが、討論の後、否決され、本案は多数をもって原案どおり可決された。また、地方交付税法の一部を改正する法律案については、討論の後、多数で可決された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、並びに公職選挙法の改正による投票時間の延長等に伴い、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準の改定等を行おうとするものである。

委員会では、執行経費改定額の妥当性、障害者の投票機会の確保、船員の洋上投票制度の検討等の質疑が行われ、全会一致で可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、法人事業税の税率の引下げ、個人住民税の土地譲渡益課税の見直し、特別土地保有税の免税点の特例の廃止等の措置を講ずるとともに、地方公共団体の課税自主権の拡充、帳簿書類の保存方法等の特例の創設等を行うほか、国有資産等所在市町村交付金の交付対象の見直しを行おうとするものである。

また、**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、地方の財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成10年度分地方交付税の総額の特例措置等を講ずるほか、後年度の法定加算額の特例の改正、交付税特別会計借入金の償還方法の変更を行うとともに、財政構造集中改革期間中における特例措置を講じようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して審議し、借入金に依存しない地方財源対策の確立、地方単独事業が及ぼす地方財政への影響、安定的税源確保と外形標準課税の導入問題、介護保険制度への取組状況と財源措置の在り方等の質疑が行われ、討論の後、いずれも多数で

可決された。なお、地方税法等の一部を改正する法律案については、４項目の附帯決議が付された。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、風俗環境の変化にかんがみ、風俗営業者に対する規制の合理化を図るため、客にダンスをさせる営業のうち一定の要件に該当するものを風俗営業から除外する等の措置を講ずるほか、善良の風俗と正常な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業等に関して行われる売春を防止するためのこれらの営業を営む者の遵守事項等を定めるとともに、無店舗型性風俗特殊営業等に関し、広告及び宣伝の方法の制限その他の必要な規制のための規定を整備しようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、わいせつ基準の不明確性、インターネット利用の有害映像送信営業に対する規制の在り方、広告・宣伝規制の実効性等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第140回国会提出閣法第92号）は、国際社会において我が国が果すべき役割の増大にともない、国外に多数の国民が居住している現状にかんがみ、これらの国民の選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設しようとするものであり、衆議院において、在外選挙人名簿登録資格について将来国内に住所を定める意思を有すると認められる者に限定しないこと等の修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、対象選挙の拡大の必要性、郵便投票の積極的活用、制度の周知徹底方法等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

地方自治法等の一部を改正する法律案は、都と特別区の役割分担の原則の規定を設け、特別区を基礎的な地方公共団体とし、都を特別区を包括する広域の地方公共団体と位置付けるとともに、特別区の事務処理に関する所要の改正を行う等の措置を講ずるほか、都に留保されている税財源の一部を特別区へ委譲すること、清掃事業など都が処理していた事務を特別区へ移管すること等を行おうとするものである。

委員会においては、都及び特別区の位置付け、大都市制度の検討の必要性、都区財政調整制度の在り方等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、３項目の附帯決議が付された。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、平成11年３月から５月までの間に任期が満了することとなる全国多数の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、その選挙の期日を統一することにより国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行と執行経費の節減を図ろうとするものであり、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成11年４月11日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙については４月25日をその選挙の期日とすること等を内容とするものである。

委員会においては、統一地方選挙の実施の趣旨及び投票率向上への影響、選挙期日の統一と任期との関係等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

〔決議〕

本委員会では、３月31日、累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実

施を制約することとならぬよう、地方の一般財源の充実強化によりその健全化を図ること等６項目にわたる**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

３月10日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、上杉自治大臣・国家公安委員会委員長から所信を、また、平成10年度自治省関係予算及び警察庁関係予算並びに平成10年度海上保安庁業務概況及び関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同12日、所信に対する質疑を行った。

３月26日、平成10年度地方財政計画について上杉自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また、４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度自治省、警察庁及び海上保安庁等関係予算の審査を行い、財政健全化債の取扱い方針、縁故債の任意繰上償還の実情、住民投票の結果と首長・議会の意思決定への拘束力、国庫補助負担金の見直しとその取扱い、平成10年度大規模地震対策関連予算の概要、各種犯罪の増大に対応した警察力強化の必要性、警察行政経費にかかる国庫支弁の改善が進まない理由、情報公開条例に警察情報を含める余地、ナホトカ号の油流出対策、中国密航船の取締り対策の実情などの質疑が行われた。

４月14日、暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置した。

(2) 委員会経過

○平成10年１月20日（火）（第１回）

○理事を選任した。

○地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年１月30日（金）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○**地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案**（閣法第４号）（衆議院送付）
地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

以上両案について上杉自治大臣から趣旨説明を聴き、同国務大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第４号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、改ク
　　反対会派　共産、自由、新社
（閣法第５号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、改ク
　　反対会派　共産、自由、新社

○平成10年３月10日（火）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について上杉国務大臣から

所信を聴いた。

○平成10年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年度海上保安庁業務概況及び関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第４回）

○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件及び平成10年度海上保安庁業務概況に関する件について上杉国務大臣、政府委員、総務庁、大蔵省、厚生省、資源エネルギー庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○**国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第35号)について上杉自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第35号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、新社、改ク
　　反対会派　なし

○平成10年３月26日（木）（第５回）

○平成10年度の地方財政計画に関する件について上杉自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。

○**地方税法等の一部を改正する法律案**(閣法第21号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)
以上両案について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月27日（金）（第６回）

○**地方税法等の一部を改正する法律案**(閣法第21号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)
以上両案について上杉国務大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成10年３月31日（火）（第７回）

○**地方税法等の一部を改正する法律案**(閣法第21号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)
以上両案について上杉自治大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第21号)　賛成会派　自民、社民
　　反対会派　民友、公明、共産、自由、新社、改ク
(閣法第34号)　賛成会派　自民、社民、改ク
　　反対会派　民友、公明、共産、自由、新社

なお、**地方税法等の一部を改正する法律案**(閣法第21号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

○ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第72号)について上杉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月７日（火）（第８回）

○**平成10年度一般会計予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
（総理府所管（警察庁）、運輸省所管（海上保安庁）、自治省所管及び公営企業金融公庫）について上杉国務大臣、政府委員、内閣官房、郵政省、厚生省、大蔵省及び国税庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第72号)について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年４月９日（木）（第９回）

○ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第72号)について参考人中央大学法学部教授堀部政男君、東京都立大学法学部教授前田雅英君及び社団法人テレコムサービス協会事業者倫理委員会委員長遠藤毅君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、上杉国家公安委員会委員長、政府委員、建設省、郵政省及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第72号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク
　　反対会派　なし
　　欠席会派　新社

なお、附帯決議を行った。

○平成10年４月14日（火）（第10回）

○**公職選挙法の一部を改正する法律案**(第140回国会閣法第92号)(衆議院送付)について上杉自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員細田博之君から説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○**暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会**を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成10年４月16日（木）（第11回）

○**公職選挙法の一部を改正する法律案**(第140回国会閣法第92号)(衆議院送付)について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

早稲田大学法学部教授　　戸波　　江二君
横浜市選挙管理委員会事務局長　　加藤　　武君

海外在住者投票制度の実現を目指す会企画委員長　　中條　　石君

○平成10年４月23日（木）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案**（第140回国会閣法第92号）（衆議院送付）について上杉自治大臣、政府委員、外務省当局及び参考人中央選挙管理会委員長皆川迪夫君に対し質疑を行った後、可決した。

（第140回国会閣法第92号）

賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、改ク

反対会派　なし

欠席会派　新社

なお、附帯決議を行った。

○**地方自治法等の一部を改正する法律案**（閣法第80号）（衆議院送付）について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月30日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○**地方自治法等の一部を改正する法律案**（閣法第80号）（衆議院送付）について上杉自治大臣、政府委員、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第80号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、改ク

反対会派　なし

欠席会派　新社

なお、附帯決議を行った。

○平成10年５月12日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案**（閣法第107号）（衆議院送付）について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月15日（金）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○**地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案**（閣法第107号）（衆議院送付）について上杉国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第107号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、新社、改ク

反対会派　なし

○平成10年６月18日（木）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第642号外10件を審査した。

○地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第４号）

【要　旨】

本法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、個人住民税について平成10年度限りの措置として定額による特別減税を実施するとともに、その減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方税法に関する事項

⑴　平成10年度分の個人住民税に限り、所得割の額から特別減税の額を控除することとし、特別減税の額は、個人住民税の所得割の額が次の合計額を超える場合には次の合計額とし、個人住民税の所得割の額が次の合計額を超えない場合には当該個人住民税の所得割の額とする。

①　納税義務者本人　8,000円

②　控除対象配偶者又は扶養親族１人につき　4,000円

⑵　平成10年度分の個人住民税の徴収方法について、普通徴収については平成10年６月分の納付において特別減税の額を控除し、控除しきれない特別減税の額がある場合には同年８月分以降の納付において控除することとし、特別徴収については平成10年６月において徴収せず、特別減税の額を控除した後の年税額を同年７月から翌年５月までの11か月間で徴収する。

2　地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置として減税補てん債を発行することができることとする。

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第５号）

【要　旨】

本法律案は、平成９年度補正予算において、所得税の特別減税等による国税の減収見込額が歳入に計上されたことに伴い、地方交付税交付金においても当初予算計上額に対して落込みが生ずることとなったことから、地方交付税の総額を確保するため、平成９年度分の地方交付税の総額の特例として、国の一般会計からの特例加算措置（2,221億2,511万1,000円）を講ずることとするとともに、当該加算相当額については、地方交付税法附則第４条の２第３項の規定に基づき平成13年度から同20年度までの各年度において当該年度分の地方交付税の総額に加算する額を減額しようとするものである。

なお、本法律は、公布の日から施行する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　地方税法に関する事項

⑴　法人事業税の税率の引下げ

①　特別法人の標準税率について、年400万円以下（現行年350万円以下）の所得に係る税率を5.6％（現行６％）に、年400万円超（現行年350万円超）の所得及び清算所得に係る税率を7.5％（現行８％）にそれぞれ引き下げる。

②　普通法人の標準税率について、年400万円以下（現行年350万円以下）の所得に係る税率を5.6％（現行６％）に、年400万円超800万円以下（現行年350万円超700万円以下）の所得に係る税率を8.4％（現行９％）に、年800万円超（現行年700万円超）の所得及び清算所得に係る税率を11％（現行12％）にそれぞれ引き下げる。

⑵　個人の住民税の土地等の譲渡益課税の見直し

①　平成10年１月１日から平成12年12月31日までの間の個人の長期（５年超）所有土地の譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分に係る税率を道府県民税は２％、市町村民税は４％とし、特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分に係る税率を道府県民税は２％、市町村民税は5.5％とする特例措置を講ずる。

②　平成10年１月１日から平成12年12月31日までの間の個人の短期（５年以下）所有土地等の譲渡益（事業所得等）に対する分離課税は適用しない。

③　平成９年12月31日までの譲渡をもって、個人の超短期（２年以下）所有土地等の譲渡益（事業所得等）に対する分離課税制度を廃止する。

⑶　特別土地保有税の制度の見直し

①　市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものを課税対象から除外する。

②　三大都市圏の特定市における免税点（基準面積）を1,000平方メートルに引き下げる措置を廃止する。また、これに伴い、三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対する課税の特例（ミニ保有税）の経過措置を廃止する。

③　地価下落に対応して、当分の間、課税標準額は土地の取得価額又は修正取得価額（当該土地の取得価額を地価の変動を勘案して修正した額）のいずれか低い額とする。

⑷　地方分権関係

①　道府県が標準税率と異なる税率で道府県民税所得割を課する場合の自治大臣への事前届出を廃止する。

②　道府県が標準税率を超える税率で不動産取得税を課税する場合の自治大臣への事前届出を廃止する。

③　市町村が1.7％を超える税率で固定資産税を課する一定の場合について自治大臣への事前届出及び自治大臣による税率の指示を廃止するとともに、それらに代えて、一定の納税義務者による議会への意見具申制度を設ける。

④　道府県が標準税率を超える税率で大規模償却資産に固定資産税を課税する場合の自治大臣への事前届出を廃止する。

⑤　個人の市町村民税均等割及び所得割の制限税率を廃止する。

⑸　帳簿書類の電子データによる保存

地方税法上保存義務がある帳簿書類について、電子データによる保存を認める。

⑹　非課税等特別措置の整理合理化関係

①　電気事業者、鉄道事業者等が変送電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直す。

②　外貿埠頭公社に係る現行の固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止し、新たな課税標準の特例措置を創設する。

2　国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

共用飛行場に附帯する民間航空の用に供する固定資産で国が所有するものについて市町村交付金の交付対象とする。

3　施行期日

1⑵の改正は平成11年4月1日から、1⑸の改正は公布の日から1年以内の政令で定める日から、その他の改正は平成10年4月1日から施行する。

【附　帯　決　議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

1　地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、住民の受益と負担の関係の明確化、国と地方の役割分担、及び中長期的な国と地方の税源配分の在り方を検討し、地方税の充実確保を図ること。この場合、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討すること。

2　法定外普通税の許可制度の廃止や法定外目的税の創設等については、国と地方の関係について地方分権推進委員会の勧告を踏まえ、速やかにその実現に努めること。

3　地方の法人課税については、税収の安定化、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化等の観点から、事業税の外形標準課税の問題を中心に総合的な検討を進めること。

4　税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要　旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成10年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、財政構造改革の集中改革期間中（以下「集中改革期間中」という。）における制度改正を行うほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用の改定等を措置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税の総額の特例

(1) 平成10年度分の地方交付税の総額の特例

平成10年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第６条第２項の額（15兆5,701億5,000万円）に、国の一般会計からの加算額3,000億円、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金１兆9,456億8,000万円及び交付税特別会計における剰余金2,000億円を加算した額から、交付税特別会計借入金利子支払額4,973億8,000万円を控除した額（17兆5,188億6,500万円）とする。

(2) 集中改革期間中における制度改正（交付税特別会計借入金の償還繰延措置等）

① 平成10年度の交付税特別会計借入金のうち7,550億円（国負担分）の償還金に相当する額については、平成13年度から平成22年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

② 平成10年度において一般会計から加算又は繰入れを予定していた額（１兆55億円）については、平成16年度から平成25年度までの地方交付税の総額に加算する。

③ 集中改革期間中は、原則として財源不足のうち地方交付税対応分は国・地方公共団体が折半して補てんすることに伴い、平成11年度及び平成12年度における借入金の増加額に係る一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例を設ける。

④ 平成11年度から平成24年度までの間における交付税特別会計借入金（国負担分）に係る利子相当額については、予算の定めるところにより、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることを法定する。

⑤ 集中改革期間中における交付税特別会計借入金の償還を平成13年度以降に繰り延べる。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 単位費用の改定

自主的・主体的な活力ある地域づくりに要する経費、住民に身近な社会資本の整備に要する経費、国土保全対策に要する経費、中心市街地再活性化対策に要する経費、防災対策強化のための経費、総合的な地域福祉施策の充実のための経費、教育水準の向上のための経費、農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、地方団体の行政改革及び人材育成の推進に要する経費の財源等を措置するため、単位費用を改定する。

(2) 単位費用の新設

「臨時税収補てん債償還費」を新設する。

3 基準財政収入額の算定方法の特例

平成10年度における住民税の特別減税に伴う減収額の一定割合を基準財政収入額に加算する算定方法の特例を設ける。

4 施行日

本法律は、公布の日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）（先議）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算

単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

2　最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である労務賃その他の額を実情に即するよう見直し、これらの経費に係る基準額を改定する。

3　公職選挙法の改正による投票時間及び不在者投票時間の延長等に伴い、投票所経費、開票所経費、事務費等の積算単価である超過勤務手当並びに投票管理者及び投票立会人の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

4　不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所を増設する場合において、事務費に所要の額の加算を行うものとする。

5　この法律は、公布の日から施行する。ただし、３及び４については、平成10年６月１日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
（閣法第72号）（先議）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　風俗営業等に関する用語の整備

⑴　風俗営業のうち、ぱちんこ屋、ゲームセンター等の「遊技場営業」を除いたものを「接待飲食等営業」と呼称することとする。

⑵　現行の風俗関連営業を「店舗型性風俗特殊営業」とし、新たに規制対象となる「無店舗型性風俗特殊営業」及び「映像送信型性風俗特殊営業」とあわせて「性風俗特殊営業」と呼称することとする。

2　風俗営業に関する規制の緩和

⑴　規制対象を見直し、設備を設けて客にダンスをさせる営業のうち、一定の要件に該当するダンス教授営業を風俗営業から除外することとする。

⑵　特例営業制度を新設し、公安委員会の認定を受けた風俗営業者については、営業所の構造・設備の変更の事前承認を事後の届出で足りること、風俗営業許可証に替えて認定証を掲示させることとする。

⑶　地域規制を緩和し、風俗営業の許可の特例として、震災、火災等による営業所の滅失の場合における制限地域内の設置を認めることができることとする。

⑷　営業時間の規制を緩和し、条例で定める特定の地域においては、午前１時まで営業することができることとする。

3　営業に関して行われる売春事犯の防止

⑴　許可の欠格事由を追加し、公安委員会は、不法就労助長罪を犯して１年未満の懲役等に処せられ５年を経過しない者に風俗営業の許可をしてはならないこととする。

⑵　営業者の遵守事項を強化し、風俗営業者、性風俗に関連する営業者等又は接客業務受託営業を営む者に関し、営業に関して行われる売春事犯を防止するため、接客従業者に対し、辞めた場合に直ちに完済することを条件として不相当に高額の債務を負担

させること、不相当に高額の債務を負担させた上でその旅券等を保管することを禁止することとする。

4　無店舗型性風俗特殊営業等に対する規制の新設

⑴　次の営業を規制対象とする。

①　無店舗型性風俗特殊営業

ア　派遣型の性的サービス提供営業　人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

イ　有害ビデオ等通信販売営業　電話等による客の依頼を受けて、専ら、性的好奇心をそそるビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの

②　映像送信型性風俗特殊営業（インターネット利用の有害映像送信営業）　専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態等の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むもの

⑵　届出制を設け、⑴の営業を営もうとする者は、営業の本拠となる事務所を管轄する公安委員会に所定の事項を記載した届出書を提出しなければならないこととする。

⑶　年少者保護のための規制として、⑴の営業を営む者は18歳未満の者を客としてはならず、⑴①の営業を営む者は18歳未満の者を客に接する業務に従事させてはならないこととする。

⑷　広告・宣伝の規制として、⑴の営業を営む者については、その営業につき、18歳未満の者へのビラ等の頒布、住居への差入れ、及び広告制限区域等における広告物の表示、ビラ等の頒布等を禁止する。

⑸　プロバイダーに対する規制として、プロバイダーは、⑴②の営業者がわいせつな映像を送信することを防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等とすることとする。

5　店舗型性風俗特殊営業に対する規制の強化

店舗型性風俗特殊営業を営む者の行う広告又は宣伝に関し、無店舗型性風俗特殊営業と同様の規制を課することとする。

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、２の⑴及び⑶については、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附　帯　決　議】

最近における風俗環境の著しい変化にかんがみ、善良の風俗と清浄な環境を保持し、年少者の健全な育成を図る観点等から、政府は左記の事項について措置すべきである。

1　風営適正化法の運用に当たっては、明確な基準を示し、都道府県警察における適確な執行ができるよう努めること。

特に、広告及び宣伝の規制については、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警察の第一線に至るまで周知徹底を図ること。

2　風営適正化法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的人権を侵害することのないよう慎重に配慮すること。また、職権の乱用は厳に戒めること。

特に、映像送信型性風俗特殊営業の規制の実施に当たっては、検閲の禁止、通信の秘密の保護あるいは表現の自由等に十分かつ慎重な配慮を行うこと。

3　風俗営業者への指導については、営業の自由を最大限尊重するとともに、営業者の立場・営業実態等を踏まえ、今後とも規制の在り方について見直すこと。

4　性風俗特殊営業については、売春防止法等に基づき今後とも有効適切な取締りに努めるとともに、これらの法の網を逃れる脱法的な形態の営業についても違反の取締りを強化すること。なお、あからさまに性を売りものにし、人間の尊厳を傷つける営業及び行為については公共の立場からこれを厳しく規制すること。

5　風営適正化法に基づく政令等の制定及び同法の運用に当たっては、風俗環境の改善等に関する事項が、本来地方公共団体の基本的事務であることにも配意し、広く各界の意見を聞くこと等により、法の運用に誤りなきを期すこと。

右決議する。

地方自治法等の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要　旨】

本法律案は、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自律性を強化するとともに、都から特別区への事務の委譲を行い、併せて都と特別区との間の役割分担の原則を定めるほか、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1　都と特別区の役割分担の原則

(1)　特別区の基礎的な地方公共団体としての位置付け

特別区は、基礎的な地方公共団体として、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に市町村が処理するものとされている事務を処理する。

(2)　都の役割

都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、都道府県が処理するものとされている事務、特別区に関する連絡調整の事務のほか、市町村が処理するものとされている事務のうち特別区の存する区域を通じて一体的に処理する必要のある事務を処理する。

2　特別区の自主性・自律性の強化

(1)　地方自治法上の特例措置

①　特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定める。

②　都知事の権限に属する事務の中で主として特別区の区域内に関するものについては、都の規則により、これを特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする規定を削除する。

③　特別区の区長等が行う国又は都の機関委任事務について、都知事等の指揮監督を

廃止する。

④　都は、条例で特別区の事務について特別区相互の間の調整上必要な規定を設けることができるものとする規定を削除する。

⑵　都区間の税財政制度

①　都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、併せて特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課する市町村民税法人分、固定資産税及び特別土地保有税の収入額に条例で定める割合を乗じて得た額を、条例により、特別区財政調整交付金として交付するものとする。

②　特別区が起債できる場合は、特別区財政調整交付金の財源となる都税（特別土地保有税を除く）の税率が、標準税率以上でなければならない。

③　特別区が法定外普通税を新設・変更する場合における都の同意を廃止する。

④　鉱泉浴場所在の特別区は入湯税を課する。

⑤　都はゴルフ場所在の特別区に対し、ゴルフ場利用税の額の10分の７に相当する額を交付する。

⑥　空港関係市町村に譲与すべき航空機燃料譲与税を特別区に対して譲与する。

３　都から特別区への事務の委譲

⑴　一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務

一般廃棄物の収集、運搬、処分の事務を都から特別区に移管する。

⑵　教育委員会の処理する事務

小中学校、養護学校及び幼稚園の教職員の任用・服務、教科書・教材、教育課程等に関する事務を特別区教育委員会へ移管する。

⑶　保健所設置市に係る留保事務

都に留保されている保健所に係る事務のうち、化製場等に関する法律に基づく事務、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務、浄化槽法に基づく事務を特別区に移管する。

⑷　別表の改正

法令の制定又は改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加える。

４　施行期日

この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、地方自治法別表の改正規定（この法律による関係法律の改正に伴う改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

【附　帯　決　議】

21世紀にふさわしい地方自治を実現するため、政府は、左記の事項について善処すべきである。

１　都区制度のあり方については、第22次地方制度調査会答申等の趣旨を踏まえ、さらに引き続き検討すること。また、大都市制度については、指定都市制度を含め、その適切なあり方を検討すること。

２　地方分権を推進する観点から住民に身近な行政を都から特別区へ移譲することの重要性にかんがみ、特別区が基礎的な地方公共団体としての体制を一層確立するよう、さらに行財政面における権限移譲に努めること。

3　都の清掃事業の特別区への移管に際しては、関係者において事業の運営のあり方及び職員の身分の取扱い等について特段の慎重な配慮が必要であることにかんがみ、政府においても、その円滑な実現のための協力を惜しまないこと。

右決議する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

（閣法第107号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　選挙の期日に関する事項

⑴　平成11年３月１日から同年５月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年２月28日以前に行う場合又は公職選挙法第34条の２の規定（以下、「90日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年４月11日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては同月25日とする。

⑵　平成11年６月１日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ⑴に掲げる期日とすることができるものとする。

2　選挙期日の告示に関する事項

選挙期日の告示日を次のように定める。

⑴	都道府県知事の選挙	平成11年３月25日
⑵	指定都市の長の選挙	平成11年３月28日
⑶	都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙	平成11年４月２日
⑷	指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙	平成11年４月18日
⑸	町村の議会の議員及び長の選挙	平成11年４月20日

3　90日特例の規定の取扱いに関する事項

90日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成11年３月１日から同年５月31日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

4　同時選挙に関する事項

統一地方選挙の実施に伴い、各地方公共団体の議員及び長の選挙並びに指定都市及び都道府県の選挙は、それぞれ同時選挙とするものとする。

5　重複立候補の禁止に関する事項

平成11年４月11日の選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域において、同月25日の選挙における公職の候補者となることができないものとする。

6　文書図画の掲示の禁止に関する事項

１の⑴における任期満了による選挙の文書図画の掲示の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日の６月前の日から当該選挙期日までの間とする。ただし３月１日から３月30日

までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員若しくは長又は90日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。

7　寄附等の禁止に関する事項

１の⑴又は⑵における任期満了による選挙の寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙期日までの間とする。ただし３月１日から３月30日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員若しくは長又は90日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙については適用しないものとする。

8　施行期日

本法律は、公布の日から施行するものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第140回国会閣法第92号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　在外選挙人名簿

⑴　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿（永久名簿）の調製及び保管を行うものとし、その様式はカード式とする。

⑵　在外選挙人名簿の登録は、年齢満20年以上の日本国民で、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き３箇月以上住所を有する者であって、将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者について行うものとする。

⑶　⑵の被登録資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合又は政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であって同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものである場合には、申請時の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に対し、領事官を経由して在外選挙人名簿の登録の申請をすることができるものとする。

⑷　市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をしたときは、在外選挙人証を交付しなければならないものとする。

⑸　市町村の選挙管理委員会は、毎年４回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際に、在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所（本籍地の市町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録された者である場合を除く。）及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならないものとする。

⑹　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、死亡したこと、日本の国籍を失ったこと等を知ったとき又は国内の市町村において住民票が新たに作成された日後４箇月を経過したときには、直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならないものとする。

2　在外投票

⑴　在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものは、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は

告示の日から、原則として、選挙の期日前５日までの間に、自ら在外公館の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して投票をしなければならないものとする。

(2) 在外公館における投票が困難であるものとして政令で定める選挙人は、郵便による投票を行うことができるものとする。

(3) (1)の選挙人の投票は、一定の期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票記載場所において行うことができるものとする。

3 国外犯

買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用するものとする。

4 その他

(1) 在外選挙人名簿の調製に要する経費、２の(2)又は(3)による在外投票に関する経費等について所要の措置を講ずるものとする。

(2) ２の(1)による在外投票及び在外公館の長に対する申請等の時間について所要の規定を設けるものとする。

(3) 在外投票を所定の期間内に行わせることができないときは、更に投票を行わせることはしないものとする。

(4) 当分の間、在外投票は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙に限り、行うものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、２の在外投票については、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、在外選挙人名簿の被登録資格の帰国意思要件を削除すること、在外選挙人名簿の様式はカード式に限らないものとすること、在外選挙人名簿に登録されている者が帰国したときに行う投票の時間を不在者投票の時間に合わせ、原則として午前８時30分から午後８時までとすること等の修正が行われた。

【附　帯　決　議】

国政選挙の投票機会を保障する在外選挙制度を創設するに当たり、その適切かつ実効ある執行を確保する観点から、政府は、左記の事項について善処すべきである。

1 衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙については、本法による在外投票制度の実施状況を踏まえ、できる限り速やかに在外投票の対象とする措置を講ずるものとすること。

2 郵便投票を行うことができる区域等について、政令を制定するに当たっては、在外公館の所在地から遠隔である地域に居住する選挙人も郵便投票により選挙権を行使することができるよう、所要の措置を講ずること。

3 在外選挙人名簿への登録の手続、在外投票の方法等在外選挙制度の仕組みについて、在外選挙人その他の関係者に周知させるよう、適切な措置を講ずること。また、国政選挙の執行に際しては、当該選挙が行われる旨の周知を図るとともに、名簿届出政党等及び候補者等に関する情報の提供に努めるものとすること。

4　在外選挙制度については、本法による選挙の実施状況を勘案し、選挙の公正確保に十分留意しつつ、在外選挙人にとって利用しやすい制度となるよう、不断の見直しを行うこと。

5　改正に伴う各地方公共団体における選挙執行経費の支出増については、的確かつ十分な措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
4	地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案	衆	10. 1.19	10. 1.30	10.1. 30 可決	10. 1.30 可決	10. 1.23 地方行政	10. 1.28 可決	10. 1.28 可決
			○10. 1.30 参本会議趣旨説明				○10. 1.23 衆本会議趣旨説明		
5	地方交付税法の一部を改正する法律案	〃	1.19	1.30	1.30 可決	1.30 可決	1.23 地方行政	1.28 可決	1.28 可決
			○10. 1.30 参本会議趣旨説明				○10. 1.23 衆本会議趣旨説明		
※21	地方税法等の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3.25	3.31 可決 附帯決議	3.31 可決	3.12 地方行政	3.20 可決 附帯決議	3.20 可決
			○10. 3.25 参本会議趣旨説明				○10. 3.12 衆本会議趣旨説明		
※34	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	2.10	3.25	3.31 可決	3.31 可決	3.12 地方行政	3.20 可決	3.20 可決
			○10. 3.25 参本会議趣旨説明				○10. 3.12 衆本会議趣旨説明		
※35	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	参	2.10	3. 9	3.12 可決	3.13 可決	3.24 公職選挙法改正調査特委	3.25 可決	3.27 可決
72	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 6	3.25	4. 9 可決 附帯決議	4.10 可決	4.21 地方行政	4.28 可決 附帯決議	4.30 可決
80	地方自治法等の一部を改正する法律案	衆	3.10	4.16	4.30 可決 附帯決議	4.30 可決	3.31 地方行政	4. 7 可決 附帯決議	4. 9 可決
107	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	〃	4.24	5. 8	5.15 可決	5.18 可決	5. 6 公職選挙法改正調査特委	5. 7 可決	5. 8 可決
140／92	公職選挙法の一部を改正する法律案	〃	9. 6.10	4. 9	4.23 可決 附帯決議	4.24 可決	1.12 公職選挙法改正調査特委	4. 3 修正 附帯決議	4. 7 修正
			○第140・141回国会衆継続						

(5) 委員会決議

―― 地方財政の拡充強化に関する決議 ――

現下の厳しい地方財政の状況及び財政需要の増大にかんがみ、地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

1　累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実施を制約するおそれがあることにかんがみ、地方の一般財源の充実強化に努め、その健全化を図ること。

2　地方分権の進展に対応し、地方団体の自主性・自立性を高めるため、地方税の充実強化に努めるとともに、安定的な地方税体系を確立すること。

3　地方交付税総額の中長期的安定確保のため、地方交付税法第６条の３第２項の趣旨を尊重し、財源不足を解消するための方策を講ずること。

　また、地方交付税が地方団体共有の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

4　地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併や広域行政など行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。

5　少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。

　特に、介護保険制度については、円滑な事務が遂行できるよう適切かつ十分な体制整備を図ること。

6　地方行財政の自主性を高めるため、国庫補助負担金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。

　なお、廃止・縮減に当たっては、その内容、規模等を考慮しつつ、地方への負担転嫁とならないよう、地方税、地方交付税等一般財源の適切な確保を図ること。

　右決議する。

【外交・防衛委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された案件は、条約18件及び内閣提出の法律案３件であり、条約18件を承認し、法律案３件を可決した。

また本委員会付託の請願11種類62件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約は、船舶の奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書は、大陸棚等に所在する固定プラットフォームの奪取、破壊等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

1971年９月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書は、国際空港における不法な暴力行為等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条２を改正する議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に規定する分担金の算出基準を改めることにより、同条約の円滑な運用を促進するためのものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定、航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定、航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定、及び**航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定**は、我が国とこれら諸国との間の定期航空業務の開設及び運営のため、権利の相互許与、業務の開始・運営についての手続及び条件、業務を行うことができる路線等について定めるものであり、委員会においては、いずれも全会一致で承認した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定は、本年10月に終了する現行協定に引き続き、原子力の平和的利用における日英協力の法的枠組みを提供し、核物質等の平和的非爆発目的使用、核物質防護措置の実施、核物質等が協定の適用を受けるための要件としての事前通告等を新たに定めるものである。委員会においては、日英原子力協定締結の目的とその意義、使用済核燃料の再処理と放射性廃棄物の取扱い、原子力技術の安全性等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定は、1988年に署名され、19

92年に我が国と米国との間で発効した、「常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定」に代わる新協定であり、ロシアの参加に伴う所要の改正等を行い、新たな国際協力の枠組みを確立しようとするものである。委員会においては、宇宙基地協力に我が国が参加する意義、日本実験棟の開発状況とその経費、宇宙の平和目的利用の確保等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定は、現行の日中漁業協定に代わるものであり、日中両国について平成８年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を確立するため、日中両国の排他的経済水域の全体を協定の適用水域と定め、そのうち相互入会水域における沿岸国による操業許可、暫定措置水域における共同管理、北緯27度以南の水域における操業等について規定するものである。委員会においては、協定締結の意義、協定適用水域の規制措置、わが国200海里水域における外国漁船の操業実態と資源保護、日韓漁業協定の締結等について質疑を行い、全会一致で承認した。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定は、1958年国際連合欧州経済委員会で採択された後、1967年及び1995年に改正されたものであり、自動車、その部品等に関する統一的な技術要件を定めた規則を作成し、同一規則を適用する締約国間で型式認定の相互承認を行うこと等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年３月19日にジュネーヴで改正された1961年12月２日の植物の新品種の保護に関する国際条約は、従前の保護条約の内容を基礎として、新たな国際的統一規則により、新品種の育成者権の保護を強化することを主たる目的とするものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定は、国際間の人的交流に伴って発生する公的年金保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、日独間で年金保険制度の適用の調整を行うことを定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

国際民間航空条約の改正に関する1984年５月10日にモントリオールで署名された議定書は、1983年の大韓航空機事件を踏まえ、同様の事件の再発を防止するため、国際法の原則である民間航空機に対する武器の不使用を条約上の義務として明文化するものであり、**国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書**は、航空機の国際的なリース等が行われる場合に、条約に基づく航空機登録国の一定の任務及び義務を航空機の運航国に移転できるよう定めるものであり、委員会においては、いずれも全会一致で承認した。

サービスの貿易に関する一般協定の第５議定書は、世界貿易機関の関係加盟国が、金融サービス分野における一層の貿易自由化達成のため、最恵国待遇を基本としつつ、市場アクセスの自由化及び内国民待遇の付与等を約束するものである。委員会においては、金融自由化が途上国に及ぼす影響、損害保険料率の自由化による危険性等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約は、国際商取引に関連して行われる外国公務員に対する贈賄行為を自国の法令の下で犯罪とすること、同行為について一定の範囲で裁判権を設定すること等を定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、アメリカ中西部のコロラド州・デンヴァーに日本国総領事館を新設すること、国名の変更等に伴いユーゴースラヴィア、西サモア、コンゴー及びザイールの各日本国大使館の名称等の変更を行うこと、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の手当額の改定を行うこと等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、統合幕僚会議の機能充実、陸上自衛隊の旅団の創設、海上自衛隊補給本部の新設、任期付研究員制度の導入、外国人教育訓練受託制度の充実、自衛官定数及び即応予備自衛官員数の変更等を行おうとするものであり、委員会においては、改正の目的とねらい、統幕機能充実の必要性とガイドラインとの関係、統合運用の対象範囲、外国人教育訓練の実績、防衛庁と民間との相互技術交流の促進等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案は、国連を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、協力の対象に国際的な選挙監視活動を加え、同活動のための国際平和協力業務の実施及び物資協力を行うことができることとすること、国連難民高等弁務官事務所等の一定の国際機関によって実施される人道的な国際救援活動のための物資協力について、停戦合意が存在しない場合であってもこれを行うことができることとすること、部隊として国際平和協力業務に従事する自衛官等の武器等の使用について、その一層の適正を確保するため、現場に上官が在るときは原則としてその命令によることとすること等を定めるものである。委員会においては、自衛隊の海外における活動と国会の承認、今般ＰＫＯ協力法を改正する理由、上官の命令による武器使用と憲法が禁ずる武力行使との関係、ＰＫＯ協力には武器を携行しないとの原則の確立、ＰＫＦ本体業務の凍結解除等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

〔**決議**〕

6月11日、外交・防衛委員会は、**世界的な核廃絶推進の行動を求める決議**を行った。

〔**国政調査等**〕

２月５日、特命全権大使ウズベキスタン国駐箚小畑紘一君、特命全権大使カザフスタン国駐箚三橋秀方君、特命全権大使ハンガリー国駐箚久米邦貞君、特命全権大使フランス国駐箚松浦晃一郎君、特命全権大使ベルギー国駐箚兵藤長雄君、特命全権大使ポーランド国駐箚佐藤俊一君、特命全権大使欧州連合日本政府代表部在勤時野谷敦君及び政府委員から説明を聞いた後、同大使及び政府委員に対し、欧州諸国の政治・経済等の諸問題について質疑を行った。

３月10日、小渕外務大臣及び久間防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

３月12日、参考人アメリカ合衆国元大統領ジミー・カーター君から意見を聴いた後、同

参考人に対し、日米関係とアジアの諸問題について質疑を行った。

３月26日、外交・防衛委員懇談会において、オーストラリア国外務大臣アレクサンダー・ダウナー君から意見を聴いた後、同大臣に対し、日豪関係とアジアの諸問題について質疑を行った。

３月31日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

５月７日、特命全権大使中華人民共和国駐箚谷野作太郎君、特命全権大使クロアチア国駐箚大羽奎介君、特命全権大使ハンガリー国駐箚糠澤和夫君の新任大使３名並びに政府委員の説明及び発言を聴いた後、同大使及び政府委員に対し、外交に関する諸問題について質疑を行った。

５月14日、小渕外務大臣からインドの地下核実験に関し報告を聴取した後、同問題について質疑を行った。

５月19日、バーミンガム・サミット、インドネシア情勢、インドの地下核実験、周辺事態、対人地雷全面禁止条約等の諸問題について質疑を行った。

６月11日、橋本内閣総理大臣から核廃絶について所見を聴取した。また、参考人として大東文化大学国際関係学部教授広瀬崇子君、野村総合研究所研究創発センター主任研究員森本敏君、外務省参与・国連小火器政府専門家グループ議長堂ノ脇光朗君及び広島市立大学広島平和研究所所長明石康君を招致し、意見を聴いた後、核廃絶の諸問題について質疑を行った。

なお、４月７日及び８日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、米軍横須賀基地12号バース延伸工事の汚染土壌処理経費、在ペルー日本大使公邸占拠事件の教訓と公邸跡地の利用計画、周辺事態法案の準備状況とその内容、在日米軍駐留経費、北朝鮮ノドン１号実戦配備報道、ペルー軍兵士日本人学生殺害事件のその後の経過、米軍厚木基地航空ショーの中止要請、国際テロリズム、北朝鮮による拉致疑惑、東ティモールの人権問題、ベトナムに対する円借款、インドネシア情勢と在留邦人の保護、Ｆ２支援戦闘機の開発と導入、横田基地騒音訴訟判決、基地周辺住宅の防音対策等の諸問題について質疑を行った。

また、５月７日には陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地を、６月16日には防衛産業に関する実情調査のため、石川島播磨重工業株式会社田無工場及び日本電気株式会社府中事業場を視察した。

(2) 委員会経過

○平成10年２月５日（木）（第１回）

○理事を選任した。

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○欧州諸国の政治・経済等に関する件について時野谷特命全権大使、松浦特命全権大使、兵藤特命全権大使、久米特命全権大使、佐藤特命全権大使、三橋特命全権大使、小畑特命全権大使及び政府委員から説明を聴いた後、三橋特命全権大使、松浦特命全権大

使、時野谷特命全権大使、兵藤特命全権大使、久米特命全権大使、佐藤特命全権大使、小畑特命全権大使及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年３月５日（木）（第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年３月10日（火）（第３回）

○外交の基本方針に関する件について小渕外務大臣から、
国の防衛の基本方針に関する件について久間防衛庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第４回）

○日米関係とアジアに関する件について参考人アメリカ合衆国元大統領ジミー・カーター君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成10年３月26日（木）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第27号）（衆議院送付）
海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）（衆議院送付）
大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）（衆議院送付）
1971年９月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条２を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）
航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）
航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）
航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）
航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）
以上９案件について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

（外交・防衛委員懇談会）

○日豪関係とアジアについてオーストラリア国外務大臣アレクサンダー・ダウナー君から意見を聴いた後、質疑を行った。

○平成10年３月31日（火）（第６回）

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について小渕外務大臣、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第27号)(衆議院送付)

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第１号)(衆議院送付)

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第２号)(衆議院送付)

1971年９月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第３号)(衆議院送付)

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条２を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第４号)

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

以上９案件について小渕外務大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第27号)(衆議院送付)を可決し、

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第１号)(衆議院送付)

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第２号)(衆議院送付)

1971年９月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第３号)(衆議院送付)

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条２を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第４号)

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

以上８件についていずれも承認すべきものと議決した。

(閣法第27号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし
(閣条第１号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし
(閣条第２号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし
(閣条第３号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし
(閣条第４号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし
(閣条第11号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし
(閣条第12号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし
(閣条第13号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし
(閣条第14号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし

○平成10年４月７日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成10年度一般会計予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
（総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について小渕外務大臣、久間防衛庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、同大臣、同長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月８日（水）（第８回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
（総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について小渕外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員、外務省当局及び参考人海外経済協力基金総裁西垣昭君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年４月14日（火）（第９回）

○**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**（閣法第24号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月16日（木）（第10回）

○**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**（閣法第24号）（衆議院送付）について久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第24号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、二院
　　反対会派　共産

○**原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第５号）（衆議院送付）

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上両件について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月23日（木）（第11回）

○**原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第５号）（衆議院送付）

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上両件について小渕外務大臣、政府委員、科学技術庁及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第５号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、二院
　　反対会派　共産

（閣条第７号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、二院
　　反対会派　共産

○**漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第６号）（衆議院送付）について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月28日（火）（第12回）

○**漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第６号）（衆議院送付）について小渕外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第６号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二院

○平成10年５月７日（木）（第13回）

○**車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第10号）（衆議院送付）

1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年３月19日にジュネーヴで改正された1961年12月２日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）

以上３件について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○外交に関する件について政府委員から説明を聴いた後、糠澤特命全権大使、谷野特命全権大使、大羽特命全権大使及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年５月12日（火）（第14回）

○**車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第10号）（衆議院送付）

1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年３月19日にジュネーヴで改正された1961年12月２日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）

以上３件について小渕外務大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第10号）	賛成会派	自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
（閣条第15号）	賛成会派	自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
（閣条第19号）	賛成会派	自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし

○平成10年５月14日（木）（第15回）

○インドの地下核実験に関する件について小渕外務大臣から報告を聴いた後、同大臣に対し質疑を行った。

○平成10年５月19日（火）（第16回）

○**国際民間航空条約の改正に関する1984年５月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件**（閣条第８号）（衆議院送付）

国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）（衆議院送付）

以上両件について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○バーミンガム・サミットに関する件、インドネシア情勢に関する件、インドネシア在留邦人の保護に関する件、インドの地下核実験に関する件、核廃絶に関する件、周辺事態に関する件、対人地雷全面禁止条約に関する件等について小渕外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○**サービスの貿易に関する一般協定の第５議定書の締結について承認を求めるの件**(閣条第16号)(衆議院送付)

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(衆議院送付)

以上両件について小渕外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月21日（木）（第17回）

○**国際民間航空条約の改正に関する1984年５月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件**(閣条第８号)(衆議院送付)

国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第９号)(衆議院送付)

サービスの貿易に関する一般協定の第５議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(衆議院送付)

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)(衆議院送付)

以上４件について小渕外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、**サービスの貿易に関する一般協定の第５議定書の締結について承認を求めるの件**(閣条第16号)(衆議院送付)について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第８号)	賛成会派	自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第９号)	賛成会派	自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし
(閣条第16号)	賛成会派	自民、民主、公明、社民、自由、二院
	反対会派	共産
(閣条第17号)	賛成会派	自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし

○ **国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第90号)(衆議院送付)について村岡内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月28日（木）（第18回）

○ **国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第90号)(衆議院送付)について村岡内閣官房長官、久間防衛庁長官、小渕外務大臣、政府委員、外務省及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成10年６月２日（火）（第19回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年６月４日（木）（第20回）

○ **国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第90号）（衆議院送付）について村岡内閣官房長官、久間防衛庁長官、小渕外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第90号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、二院
　　反対会派　社民、共産

○平成10年６月11日（木）（第21回）

○核廃絶に関する件について橋本内閣総理大臣から発言があった後、以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

大東文化大学国際関係学部教授	広瀬　崇子君
野村総合研究所研究創発センター主任研究員	森本　敏君
外務省参与・国連小火器政府専門家グループ議長	堂ノ脇　光朗君
広島市立大学広島平和研究所所長	明石　康君

○**世界的な核廃絶推進の行動を求める決議**を行った。

○平成10年６月18日（木）（第22回）

○請願第725号外61件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）

【要　旨】

この条約は、1985年（昭和60年）10月に起こったイタリア籍旅客船アキレ・ラウロ号乗っ取り事件を契機として、船舶の奪取、管理、破壊等の海洋航行の安全を損なうおそれのある国際的なテロリズムの防止の必要性が認識され、1988年（昭和63年）３月10日、ローマで開催された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する国際会議」において採択されたものである。この条約は、前文、本文22箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

１　この条約の適用上「船舶」とは海底に恒久的に取り付けられていないすべての型式の船をいう。この条約は、軍艦、航行の用に供されなくなった船舶等には適用しない。

２　締約国は、不法かつ故意に行う一定の行為（暴力等を用いて船舶を奪取し又は管理する行為、船舶内の人に対する暴力行為、船舶を破壊し又は船舶若しくは積荷に対しその安全な航行を損なう損害を与える行為、船舶を破壊するような物質等を船舶に置く行為、

海洋航行に関する施設を破壊し又はその運用を著しく妨害する行為、虚偽と知っている情報を通報し、それにより船舶の安全な航行を損なう行為、これらの行為等に関連して人に傷害を与え又は人を殺害する行為等)、その未遂、そのような行為への加担及び、そのような行為を行うとの脅迫を犯罪とする。

3　この条約は、船舶が一国の領海の外側の限界等を越えた水域を航行し又は航行する予定である場合等に適用する。これによりこの条約が適用されない場合であっても、犯人又は容疑者が当該国以外の締約国の領域内で発見されたときは、この条約を適用する。

4　締約国は、前記２の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

5　締約国は、前記２の犯罪が自国船舶に対し又は自国船舶内で行われる場合、自国領域内で行われる場合及び、自国民により行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

6　締約国は、前記２の犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者により行われる場合、当該犯罪の過程で自国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合及び、当該犯罪が何らかの行為を行うこと等を自国に強要する目的で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、このような裁判権を設定した場合及び、その後廃止した場合には国際海事機関事務局長に通報する。

7　締約国は、容疑者が自国領域内に所在し、かつ、裁判権を設定した他のいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

8　犯人又は容疑者が自国領域内に所在する締約国は、状況に応じ、当該犯人又は容疑者の所在を確実にするため抑留その他の措置をとる。

9　締約国（旗国）の船舶の船長は、前記２の犯罪を行ったと信ずるに足る相当な理由がある者を他の締約国（受取国）の当局に引き渡すことができ、受取国は、原則としてこの引渡しを受け入れる。

10　犯人又は容疑者が自国領域内で発見された締約国は、当該犯人又は容疑者を引き渡さない場合には、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

11　前記２の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

12　締約国は、犯罪の状況等に関して有する関係情報を国際海事機関事務局長に提供する。容疑者を訴追した締約国は、訴訟手続の確定的な結果を同事務局長に通報する。

13　この条約の解釈又は適用に関する紛争は、仲裁に付され又は国際司法裁判所に付託される。

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第２号）

【要　旨】

この議定書は、1985年（昭和60年）10月に起こったイタリア籍旅客船アキレ・ラウロ号乗っ取り事件を契機として作成された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」（以下「条約」という。）の検討過程で、大陸棚等に所在する石油掘削装置等の固定プラットフォームについても、その安全を損なうおそれのある国際的なテロリズムの防

止の必要性が認識されるに至り、検討が進められた結果、1988年（昭和63年）３月10日、ローマで開催された「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する国際会議」において条約とともに採択されたものである。この議定書は、前文、本文10箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　大陸棚に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われる後記２の犯罪については、条約の第５条（刑罰）、第７条（犯人又は容疑者の所在の確保）及び第10条から第16条までの規定（犯人又は容疑者を引き渡さない場合の自国当局への事件の付託、引渡犯罪、紛争解決等）を準用する。これによりこの議定書が適用されない場合においても、犯罪が一国の内水又は領海に所在する固定プラットフォームにおいて又はこれに対して行われ、かつ、その犯人又は容疑者が当該国以外の締約国の領域内で発見されたときは、この議定書を適用する。

2　締約国は、不法かつ故意に行う一定の行為（暴力等を用いて固定プラットフォームを奪取し又は管理する行為、固定プラットフォームにおける人に対する暴力行為、固定プラットフォームを破壊し又はその安全を損なうおそれがある損害を与える行為、固定プラットフォームにこれを破壊するような物質等を置く行為、これらの行為等に関連して人に傷害を与え又は人を殺害する行為等）、その未遂、そのような行為への加担及び、そのような行為を行うとの脅迫を犯罪とする。

3　締約国は、前記２の犯罪が自国の大陸棚に所在する固定プラットフォームに対し又は当該固定プラットフォームで行われる場合及び、自国民により行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

4　締約国は、前記２の犯罪が自国内に常居所を有する無国籍者により行われる場合、当該犯罪の過程で自国民が逮捕され、脅迫され、傷害を受け又は殺害される場合及び、当該犯罪が何らかの行為を行うこと等を自国に強要する目的で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定することができ、このような裁判権を設定した場合及び、その後廃止した場合には国際海事機関事務局長に通報する。

5　締約国は、容疑者が自国領域内に所在し、かつ、裁判権を設定した他のいずれの締約国に対しても当該容疑者を引き渡さない場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

1971年９月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第３号）

【要　旨】

この議定書は、1985年（昭和60年）12月にローマ及びウィーンの国際空港において発生したテロ事件を契機として、国際空港におけるテロ事件を防止するため、1988年（昭和63年）２月24日、モントリオールで開催された「航空法に関する国際会議」において、「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」（以下「条約」という。）を補足するものとして採択された。この議定書は、前文、本文９箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　この議定書は条約を補足し、この議定書の締約国間では、条約及びこの議定書を単一

の文書として一括して読み、かつ解釈するものとする。

2　条約に次の趣旨の規定を加える。

(1)　何らかの装置、物質又は武器を使用して不法かつ故意に行う一定の行為（国際民間航空に使用される空港（以下「空港」という。）における人に対する暴力行為、空港に係る施設若しくは空港にある業務外の航空機の破壊行為又は空港に係る業務を混乱させる行為であって、空港における安全を損ない又は損なうおそれがあるものに限る。）、その未遂及び、そのような行為への加担を犯罪とする。

(2)　締約国は、自国領域内に所在する前記(1)の犯罪の容疑者を犯罪行為地となった他の締約国に引き渡さない場合に自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条２を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（先議）

【要　旨】

この議定書は、1980年代に入り、大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「委員会」という。）に係る分担金について、開発途上国の滞納問題が顕在化し、委員会の財政事情が悪化したことから、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）に規定する分担金の算出基準を改正することにより、条約の円滑な運用を促進するため、1992年（平成４年）６月５日、マドリッドで開催された条約の締約国の全権委員会議において作成されたものである。この議定書は、前文、本文４箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　条約第10条２を次の趣旨に改正する。

(1)　締約国は、毎年、委員会の会計規則に規定される方式に従って算出された金額を拠出する。

(2)　委員会は、この方式を採択するに当たり、各締約国について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋のまぐろ類の漁獲量及び、これらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的発展の度合を考慮すべきである。

2　この議定書は、条約の締約国の４分の３による受諾書等のうち最後の文書が国際連合食糧農業機関事務局長に寄託された後90日で、すべての締約国について効力を生ずる。当該４分の３の締約国には、1992年６月５日において国際連合貿易開発会議により先進市場経済国に分類されているすべての締約国（カナダ、フランス、日本、ポルトガル、南アフリカ、スペイン及び米国）を含まなければならない。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）

【要　旨】

我が国と英国との間には、1968年（昭和43年）に原子力の平和的利用における協力のための現行協定が締結されている。現行協定は本年（平成10年）10月に終了するので、引き続き日英間の協力を維持・促進するための枠組みとして、現行協定締結後の核不拡散及び原子力の平和的利用に関する国際的な動向を反映させた新たな協定を締結するため、昨年

より交渉を行った結果、本年２月25日、東京においてこの協定が署名された。この協定は、前文、本文14箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書Ａ、Ｂ及びＣから成り、その主な内容は次のとおりである。

1　両国政府は、原子力の平和的非爆発目的利用の促進のため、専門家及び公開情報の交換、資材・核物質・設備の供給・受領、役務の提供等につき協力する。

2　資材・核物質・設備の供給・受領を行うに当たっては、我が国については我が国と国際原子力機関（ＩＡＥＡ）との間のフルスコープ保障措置協定、英国については英国、欧州原子力共同体（ユーラトム）及び国際原子力機関の間の保障措置協定がそれぞれ実施されていることを条件とする。

3　この協定に基づき移転された資材・核物質・設備・回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用される。

4　この協定に基づき移転された核物質・回収され又は副産物として生産された核物質は、各政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。

5　この協定に基づき移転された核物質・回収され又は副産物として生産された核物質に関し、適切な防護の措置がとられる。

6　この協定に基づき移転された資材・核物質・設備・回収され又は副産物として生産された核物質の管轄外移転に際しては、移転先において当該核物質等が平和的非爆発目的にのみ使用される等の保証を得るか又は供給国政府の事前同意を得なければならない。ただし、機微な原子力資機材については供給国政府の事前同意を必要とする。

7　両国間で移転される資材・核物質・設備は、供給国政府が移転を文書により事前通告した場合に限り、かつ、受領国政府の管轄に入る時からこの協定の適用を受ける。

8　現行原子力協定は、この協定が効力を生ずる日に終了し、現行原子力協定の適用を受けていた資材・核物質・設備は、この協定の適用を受ける。

9　この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等により解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の要請により、３人の仲裁裁判官で構成する仲裁裁判に付託する。

10　この協定は、効力発生後25年間効力を有し、その後は一方の政府による６か月前の文書による終了通告により終了するときまで効力を存続する。

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
（閣条第６号）

【要　旨】

日中漁業関係は、これまで1975年（昭和50年）に締結された現行の日中漁業協定の下で維持されてきている。この協定は、日中両国について1996年（平成８年）に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を日中間に確立するため、累次の協議を経て1997年（平成９年）11月11日に東京において署名された。この協定は、前文、本文14箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ及びⅡから成り、その主な内容は次のとおりである。

1　この協定の適用水域は両締約国の排他的経済水域全体とする。

2　各締約国は、この協定及び自国の関係法令に従い、自国の排他的経済水域において相

手国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

3　各締約国は、自国の排他的経済水域において認められる相手国の国民及び漁船の漁獲に関し、漁獲割当量等の操業条件を毎年決定する。この決定は、日中漁業共同委員会における協議の結果を尊重して行われる。

4　各締約国は、自国の国民及び漁船が相手国水域において操業する際、この協定の規定及び当該相手国の法令に定める海洋生物資源の保存措置等に従うことを確保するために必要な措置をとる。

5　各締約国は、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置等の条件を相手国の国民及び漁船が遵守することを確保するために、国際法に従い、自国の排他的経済水域において、必要な措置をとることができる。各締約国の権限のある当局は、相手国の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科された罰について、相手国に速やかに通報する。

6　協定水域のうちの暫定措置水域（北緯30度40分及び北緯27度の間の日中両国のおおむね距岸52海里の線で囲まれる水域）及び北緯27度以南の東海等一部水域については、前記２から５までの措置（相互入会い措置）は適用されない。

7　両締約国は、暫定措置水域において海洋生物資源の適切な保存措置及び量的な管理措置をとる。これらの措置を確保するための取締りは旗国により行われるが、相手国の漁船については注意喚起等を行うことができる。

8　各締約国は、自国の国民及び漁船に対し、航行及び操業の安全の確保等のため、指導その他の必要な措置をとる。

9　両締約国は、海難等の緊急事態が発生した場合に相互にできる限りの援助及び保護を与える。

10　両締約国は、漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力を行う。

11　両締約国は、この協定の目的を達成するため、両締約国の政府が任命するそれぞれ２人の委員で構成する日中漁業共同委員会を設置する。

12　この協定のいかなる規定も、海洋法に関する諸問題についての両締約国のそれぞれの立場を害するものとみなしてはならない。

13　この協定は、発効後５年間効力を有し、６箇月前に文書による予告を与えることにより、最初の５年の期間満了の際又はその後いつでも終了させることができる。

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）

【要　旨】

この協定は、1988年（昭和63年）に署名され、1992年（平成４年）に発効した「常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定」（以下「1988年の協定」という。）に代わる新たな協定であって、ロシアを加えた新たな宇宙基地協力の枠組みを確立することを目的に交渉を行った結果、1998年（平成10年）１月29日にワシントンにおいて、我が国を含む15か国によって署名された。この協定は、前文、本文28箇

条、末文及び附属書から成り、また、この協定に関連して、我が国と米国航空宇宙局（ＮＡＳＡ）との間の了解覚書が作成されているが、ロシアの参加に伴う所要の改正等を除いて、おおむね1988年の協定を踏襲したものとなっており、主な内容は次のとおりである。

1　この協定は、国際法に従って平和的目的のために常時有人の民生用国際宇宙基地（以下「宇宙基地」という。）の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する参加主体（カナダ、一の参加主体として集団的に行動する欧州諸国、日本、ロシア及び米国をいう。）間の長期的な国際協力の枠組みを、真の協力関係を基礎として、確立することを目的とする。

2　宇宙基地は、低軌道上の多目的施設であり、すべての参加主体によって提供される飛行要素及び宇宙基地専用の地上要素から成る。各参加主体は、宇宙基地の飛行要素を提供することにより、宇宙基地を利用する一定の権利を取得し、及び宇宙基地の運営に参加する。

3　各参加主体は、自己が提供する飛行要素を宇宙物体として登録し、また、自己が登録する要素及び宇宙基地上の自国民に対して管轄権及び管理の権限を保持する。

4　各参加主体等は、自己が提供する要素を所有する。要素又は宇宙基地上の装置を参加主体以外の国等に所有させる場合には、他の参加主体の事前の同意を必要とする。

5　宇宙基地の運営は、多数者間で行うことを基礎とする。参加主体は、宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を計画し及び調整する運営組織に参加し、これらの運営組織において責任を遂行する。

6　宇宙基地の利用要素を提供する参加主体は、原則として、その要素の利用権を保持するが、宇宙基地の基盤要素から得られる資源を提供する参加主体は、引換えに、特定の利用要素の利用権の一定割合を得る。

7　各参加主体は、この協定の目的等に合致するいかなる目的のためにも、自己の配分を利用し及びその利用者を選択することができる。ただし、企図されている利用が平和的目的のためのものであるかないかについては、要素を提供している参加主体が決定すること等を条件とする。

8　各参加主体は、衡平な分配に基づき宇宙基地搭乗員を提供する権利を有する。

9　各参加主体は、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすための経費を負担する。各参加主体の資金上の義務は、自己の予算手続及び利用可能な予算に従う。

10　参加国（ここでは、その協力機関を含む。）は、宇宙基地協力活動から生ずる損害についての責任に関する請求であって他の参加国、他の参加国の関係者等に対するもの（一定の場合を除く。）を相互に放棄する。

11　知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素上の活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす。

12　参加国は、いずれかの飛行要素上の人員であって自国民である者について刑事裁判権を行使することができる。

13　この協定は、日本、ロシア及び米国の批准書、受諾書又は承認書のうち最後の文書が寄託された日に効力を生ずる。

14　宇宙基地の主な要素として、①米国は居住棟、実験棟等、②ロシアはサービス棟、実験棟等、③日本は日本実験棟等、④欧州諸国は欧州与圧実験室等、⑤カナダは移動型サ

ービス施設、特殊目的精密マニピュレーター等を提供する。

国際民間航空条約の改正に関する1984年５月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）

【要　旨】

この議定書は、1983年（昭和58年）に大韓航空機が撃墜された事件を踏まえ、同様の事件の再発を防止するため、国際法の原則である民間航空機に対する武器の不使用を国際民間航空条約（以下「シカゴ条約」という。）上の義務として明文化しようとするもので、1984年（昭和59年）４月24日から５月10日までモントリオールで開催された国際民間航空機関の臨時総会において作成された。この議定書は、前文、本文４文及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、民間航空機に対して武器の使用に訴えることを差し控えなければならず及び要撃の場合においても人命を脅かしてはならないことを承認する。

2　締約国は、各国がその領空を許可なく飛行する民間航空機又はシカゴ条約の目的と両立しない目的でその領空を飛行する民間航空機に対して着陸要求権等を有することを承認する。また、締約国は、民間航空機に対する要撃についての国内規則を公表することに同意する。

3　締約国は、自国の民間航空機を前記の着陸命令等に従わせるために必要な国内法令を定め、その違反に対して重い制裁を課することができるようにする。

4　締約国は、自国の民間航空機がシカゴ条約の目的と両立しない目的のために意図的に使用されることを禁止するために適当な措置をとる。

5　この議定書は、102番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）

【要　旨】

この議定書は、航空機の国際的なリース等が行われる場合に、航空機の登録を受けた国（登録国）が国際民間航空条約（以下「シカゴ条約」という。）に基づいて負っている一定の任務及び義務を、航空機を実際に運航する航空企業等（運航者）の所在する国（運航国）に移転することを可能とするよう同条約を改正しようとするもので、1980年（昭和55年）９月16日から10月６日までモントリオールで開催された国際民間航空機関第23回総会において作成された。この議定書は、前文、本文３文及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　締約国において登録された航空機が他の締約国の運航者によってリース、チャーター、引継運航等に従って運航される場合、登録国は、運航国との間の協定により、シカゴ条約上の航空規則、航空機の無線装備、耐空証明書及び航空従事者の免状に係る登録国の任務及び義務の全部又は一部を運航国に移転することができる。登録国は、移転された任務及び義務についてその責任を免れる。

2　前記にいう移転は、シカゴ条約の規定に従って国際民間航空機関の理事会に登録され

及び公表されるまで他の締約国について、又は前記にいう協定のいずれかの当事国が他の関係締約国の当局に直接通告するまで当該他の関係締約国について、効力を生じない。

3　前記１及び２は、シカゴ条約第77条（共同運営組織の許可）の規定の適用を受ける場合についても、適用する。

4　この議定書は、98番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。

車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要　旨】

この協定は、貿易の促進に資するとの見地から、各国における車両、その部品等の型式認定についての国際的に統一された要件を定め、型式認定の相互承認を実現するため、1958年（昭和33年）に国際連合の欧州経済委員会において採択され、その後、1967年（昭和42年）及び1995年（平成７年）に改正が行われた。この協定は、前文、本文15箇条及び２の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、附属書１に定める手続規則に従ってすべての締約国で構成する運営委員会において、規則を作成し、作成された規則は、国際連合事務総長による締約国への通報の後６箇月以内に、通報時の締約国の３分の１を超える締約国が異議を通告しない限り、採択される。

2　採択された規則は、異議を通告しなかったすべての締約国について規則で定める日に効力を生ずる。

3　規則を適用している締約国は、自国が技術的能力を有すること及び附属書２の規定に従い製造の適合性を確保するための措置に満足することを条件として、規則に定める車両、その部品等の型式認定及び認定証の交付を行う。

4　１の締約国が規則に基づく型式認定を行った車両、その部品等は、当該規則を適用しているすべての締約国の法令に適合するものと認める。

5　不適合の通報を受領した締約国は、該当する製造者の製品を認定された型式に適合させるために必要な措置をとる。

6　締約国は、適合していない車両、その部品等の自国内での販売及び使用を禁止することができる。

7　この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によって解決し、交渉によって解決されない紛争は、紛争当事国であるいずれかの締約国の要請がある場合には、仲裁に付する。

8　附属書１は、規則案及び規則の改正案の作成の手続等について規定し、附属書２は、認定された型式と製品との製造の適合性について規定する。

航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
（閣条第11号）（先議）

【要　旨】

我が国とカタルとの間の定期航空路開設については、従来よりカタル側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1998年（平成10年）３月４日にドーハにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とカタルとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

1　両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

2　両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を輸送することができる。

3　指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。

4　特定路線における定期航空業務を開設するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。

5　両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。

6　指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

7　運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。

8　両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点―東南アジア地域内の２地点―インド亜大陸内の２地点―湾岸諸国内の地点―以遠の地点」、カタル側は「湾岸諸国内の地点―インド亜大陸内の２地点―東南アジア地域内の２地点―大阪」とする。

9　この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文及びガルフ航空運航に関するカタルのこの協定上の責任を確認する公文が交換されている。

航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件
（閣条第12号）（先議）

【要　旨】

我が国とオマーンとの間の定期航空路開設については、従来よりオマーン側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1998年（平成10年）２月24日にマスカットにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とオマーンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営

を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

1　両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

2　両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を輸送することができる。

3　指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。

4　特定路線における定期航空業務を開設するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。

5　両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。

6　指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

7　運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。

8　両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点―東南アジア地域内の２地点―インド亜大陸内の２地点―湾岸諸国内の地点―以遠の地点」、オマーン側は「湾岸諸国内の地点―インド亜大陸内の２地点―東南アジア地域内の２地点―大阪」とする。

9　この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文及びガルフ航空運航に関するオマーンのこの協定上の責任を確認する公文が交換されている。

航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（先議）

【要　旨】

我が国とアラブ首長国連邦との間の定期航空路開設については、従来よりアラブ首長国連邦側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1998年（平成10年）３月３日にアブ・ダビーにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とアラブ首長国連邦との間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

1　両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

2　両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地

点との間の貨客を輸送することができる。

3　指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。

4　特定路線における定期航空業務を開設するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。

5　両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。

6　指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

7　運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。

8　両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点―東南アジア地域内の２地点―インド亜大陸内の２地点―湾岸諸国内の地点―以遠の地点」、アラブ首長国連邦側は「湾岸諸国内の地点―インド亜大陸内の２地点―東南アジア地域内の２地点―大阪」とする。

9　この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文及びガルフ航空運航に関するアラブ首長国連邦のこの協定上の責任を確認する公文が交換されている。

航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（先議）

【要　旨】

我が国とバハレーンとの間の定期航空路開設については、従来よりバハレーン側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、1998年（平成10年）３月４日にマナーマにおいてこの協定が署名された。この協定は、我が国とバハレーンとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

1　両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

2　両国の指定航空企業は、この協定の不可分の一部を成す付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を輸送することができる。

3　指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等について相手国の関税等を免除される。

4　特定路線における定期航空業務を開設するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。

5　両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。

6　指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

7　運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。

8　両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、日本側は「日本国内の地点―東南アジア地域内の２地点―インド亜大陸内の２地点―湾岸諸国内の地点―以遠の地点」、バハレーン側は「湾岸諸国内の地点―インド亜大陸内の２地点―東南アジア地域内の２地点―大阪」とする。

9　この協定に関連し、相手国の指定航空企業による自国内での支店設置等を相互に認める公文及びガルフ航空運航に関するバハレーンのこの協定上の責任を確認する公文が交換されている。

1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年３月19日にジュネーヴで改正された1961年12月２日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

（閣条第15号）

【要　旨】

この条約は、1972年の議定書によって改正された1961年の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「1961年・1972年の条約」という。）、右条約をもとに1978年に新たに作成された条約（以下「1978年の条約」という。我が国は1982年（昭和57年）に本条約を締結した。）の内容を基礎として、植物の新品種の育成者の権利について、新たな国際的統一規則によりその保護を強化することを主たる目的として、1991年（平成３年）３月、ジュネーヴで作成されたものである。この条約は本文42箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、品種を育成し又は品種を発見しかつ完成させた者等（育成者）に、この条約に定める育成者の権利（育成者権）を与え、これを保護する。

2　締約国は、この条約によって拘束されることとなる日から、1961年・1972年の条約又は1978年の条約によって既に拘束されている場合は５年の期間の満了時までに、いずれの条約によっても拘束されていない場合は10年の期間の満了時までに、すべての植物の種類を保護する。

3　締約国の国民等は、育成者権の付与及び保護に関し、他の締約国の領域において、内国民待遇を与えられる。

4　育成者権は、新規性、区別性、均一性及び安定性の要件を満たしている品種について与えられる。

5　育成者は、育成者権の最初の出願をする当局の属する締約国を自由に選択することができる。

6　いずれかの締約国において正規に品種の保護の出願をした育成者は、他の締約国における出願に関し、12箇月の期間、優先権を有する。

7　締約国は、育成者権の付与のための出願の時又は出願の公表の時から育成者権の付与までの期間、育成者の利益を保護するための措置（仮保護）をとる。

8　保護される品種の種苗に関し、生産又は再生産、増殖のための調整、販売の申出、販売その他の商業目的による譲渡、輸出、輸入及びこれらの行為を目的とする保管の各行為には、育成者の許諾を必要とする。

9　保護される品種に関する育成者権は、保護される品種に本質的に由来する品種、保護される品種から明確に区別されない品種及び保護される品種を反復して使用することが生産に必要な品種に対しても及ぶ。

10　育成者権は、私的にかつ非商業目的で行われる行為、試験目的で行われる行為及び新品種を育成する目的で行われる行為には及ばない。

11　締約国は、合理的な範囲内で、農業者が、保護される品種を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようにするために育成者権を制限することができる。

12　締約国は、公共の利益のために必要である場合を除くほか、育成者権の自由な行使の制限を行ってはならない。

13　育成者権の保護の期間は、育成者権の付与の日から20年未満であってはならず、樹木及びぶどうについては25年未満であってはならない。

14　品種には、その固有性を示すための一の名称を付する。

15　締約国は、育成者権に関し、保護の条件が満たされていなかったことが判明した場合には無効とし、保護の条件が満たされなくなったことが判明した場合には取り消すことができる。

16　1961年の条約によって設立され1972年の議定書、1978年の条約及びこの条約において更に規定する植物の新品種の保護のための同盟（以下「同盟」という。）は法人格を有し、締約国は同盟国となる。同盟の常設機関は理事会及び事務局とする。

17　同盟の経費は、国である同盟国の年次分担金等をもって支弁する。

18　この条約は、1961年・1972年の条約又は1978年の条約の３の締約国を含む５の国の批准書等が寄託された後１箇月で効力を生じ、その後はいずれの国も、1978年の条約に加入することはできない。

サービスの貿易に関する一般協定の第５議定書の締結について承認を求めるの件

（閣条第16号）

【要　旨】

この議定書は、世界貿易機関（以下「ＷＴＯ」という。）設立協定の附属書として作成された「サービスの貿易に関する一般協定」が対象とする金融サービス分野について、1995年（平成７年）10月６日に作成された「サービスの貿易に関する一般協定の第２議定書」の発効後、一層高い水準の自由化達成を目的とする交渉が1997年（平成９年）12月12日に妥結したことを受けて、1998年（平成10年）２月27日に作成されたものである。

この議定書は、前文、本文、末文並びにＷＴＯの関係加盟国の約束表（市場アクセス、内国民待遇等に関する特定の約束に係る表）及び免除表（最恵国待遇義務の免除に係る表）から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　この議定書に附属する金融サービスに関する関係加盟国の約束表又は免除表は、この議定書が効力を生ずる時に、当該関係加盟国の約束表又は免除表の金融サービスに関す

る部分に代わるものとする。

2　この議定書は、1999年（平成11年）１月29日まで関係加盟国の受諾のために開放しておく。

3　この議定書は、すべての関係加盟国が受諾した日の後30日目の日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が1999年（平成11年）１月30日前にこの議定書を受諾しなかった場合には、同日前にこれを受諾した関係加盟国は、その後30日以内にその効力発生に関する決定を行うことができる。

4　この議定書に附属する日本国の約束表の主たる内容は、次のとおりである。

⑴　保険分野においては、関係加盟国の保険サービス提供者に対して、一定の制限（内航海運に使用される日本国籍の船舶及び国内運送貨物に係る越境保険取引の禁止、越境保険取引の仲介の禁止等）を除くほか、市場アクセス、内国民待遇等を認める。

⑵　銀行・証券分野においては、関係加盟国の金融・証券サービス提供者に対して、一定の制限（投資一任契約に係るサービスの越境取引の禁止、投資信託の委託サービスの拠点設置に係る現地法人設立の義務づけ等）を除くほか、市場アクセス、内国民待遇等を認める。

なお、我が国は免除表を提出しておらず、すべての金融サービス分野において最恵国待遇の義務を負うこととなる。

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

【要　旨】

この条約は、国際商取引に関連して行われる外国公務員に対する贈賄行為が公正な競争を阻害しているとの問題意識の高まりから、経済協力開発機構（以下「ＯＥＣＤ」という。）における議論等を踏まえ、1997年（平成９年）11月21日に採択され、同年12月17日に、我が国を含む33箇国が署名したものである。この条約は、前文、本文17箇条、末文及び附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、ある者が故意に、国際商取引において商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、外国公務員に対し、当該外国公務員が公務の遂行に関して行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員又は第三者のために金銭上又はその他の不当な利益を申し出、約束し又は供与することを、自国の法令の下で犯罪とするために必要な措置をとる。

2　締約国は、自国の法的原則に従って、外国公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。

3　締約国は、外国公務員に対する贈賄について、効果的で、均等がとれたかつ抑止力のある刑罰を科し、また、賄賂及び外国公務員に対する贈賄を通じて得た収益（又は収益に相当する価値を有する財産）を押収し若しくは没収し又は同等な効果を有する金銭的制裁を適用するために必要な措置をとる。

4　締約国は、自国領域内において外国公務員に対する贈賄が行われた場合においてこの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。また、国外において自国の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、同一の原則

により、外国公務員に対する贈賄についても国外において自国の国民によって行われた場合に自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

5　資金洗浄に係る法制の適用において自国の公務員に関する贈賄又は収賄を前提犯罪としている締約国は、外国公務員に対する贈賄についても、その行われた場所にかかわらず、同一の条件で資金洗浄に係る法制を適用する。

6　締約国は、自国の法令の範囲内で、一定の企業が、外国公務員に対して贈賄を行い又はその贈賄を隠蔽することを目的として、帳簿外取引等を実施し、架空の支出を記載し、不正な書類を使用することを禁止するために必要な措置をとり、また、企業の帳簿、財務諸表等における欠落又は虚偽の記載に関し、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある罰則を定める。

7　締約国は、国内法、関連する条約等に基づき最大限に可能な範囲で、捜査、刑事手続及び刑事手続以外の手続について、迅速かつ効果的な法律上の援助を他の締約国に与える。

8　外国公務員に対する贈賄に関して行われる犯罪人引渡しの請求を当該者が自国の国民であることのみを理由として拒否した締約国は、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

9　締約国は、この条約の完全な実施を監視し及び促進するため、組織的な事後措置の計画を実行することに協力する。締約国は、締約国がコンセンサス方式により別段の決定を行わない限り、事後措置の計画の費用を、ＯＥＣＤの国際商取引における贈賄に関する作業部会（又はその役割を継承するもの）に適用される規則に従って負担する。

10　この条約は、ＯＥＣＤ加盟国のうち最大の輸出額を有する10箇国のうちの５箇国であって、その輸出額の総計がこれらの10箇国の輸出額の総計の少なくとも60％を占めるものが受諾書等を寄託した日の後60日目の日に効力を生ずる。また、1998年（平成10年）12月31日までに、この条約が効力を生じない場合には、受諾書等を寄託した国は、この条約の効力が生ずることを受け入れる用意がある旨を寄託者に対し書面によって宣言することができ、少なくとも２箇国がそのような宣言書を寄託した日の後60日目の日にこれらの国について、この条約は効力を生ずる。なお、この条約の効力発生要件に係るＯＥＣＤ加盟国の輸出統計は附属書に掲げられている。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第19号）（先議）

【要　旨】

この協定は、我が国とドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）との間で、両国間の人的交流に伴って発生する両国の公的年金保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを主たる目的とするものであって、従来からのドイツ側との協議等を踏まえ、1998年（平成10年）４月20日に東京で署名されたものである。この種の協定は、主要先進国の間では近年一般的に締結されるようになってきているが、我が国が締結するのは今回が初めてである。この協定は、前文、本文25箇条、末文及び、この協定の不可分の一部を成す議定書から成っているほか、この協定と併せてこの協定の実施のための細目を定めた実施取極が作成されており、それらの主な内容は次のとおりである。

1　この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金、私立学校教職員共済年金及び農林漁業団体職員共済年金に、ドイツについては、法定年金保険、製鉄従業者付加保険及び農業者老齢保障に適用する。

2　この協定は、いずれかの締約国の国民等に適用する。

3　いずれかの締約国の国民等であって、いずれかの締約国の領域内に通常居住するものは、一方の締約国の法令の適用に当たり当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

4　一方の締約国の法令による給付は、両締約国の領域外の地域に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、当該地域に通常居住する当該一方の締約国の国民に対する場合と同一の条件で行う。

5　一方の締約国の領域内において就労する者の年金保険制度への強制加入については、当該一方の締約国の法令のみを適用することを原則とするが、一時的に派遣（原則５年以内）される被用者等の場合には派遣元国の法令のみを適用するとともに、これに該当しない場合でも申請により一方の締約国の法令の適用があることを条件として他方の締約国の法令の適用を免除する。

6　一方の締約国の年金給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を確立するために必要とされる資格期間（注・老齢年金の場合、原則として、我が国の制度では25年、ドイツの制度では５年とされている。）の計算に当たっては、他方の締約国の保険期間と通算することにより、当該一方の締約国の保険期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても受給権の確立を図る。

7　我が国の障害年金及び遺族年金（注・初診日又は死亡日が我が国の年金保険制度加入中であることが受給権確立の要件とされている。）については、ドイツの保険期間中の保険事故も、我が国の年金保険制度加入中の保険事故とみなして、受給権の確立を図る。

8　年金額の計算に当たっては、原則として相手国の保険期間は考慮せず、それぞれの国内法の規定に従って自国の保険期間に応じた額を支給する。

9　前記の例外として、我が国の場合は、この協定により初めて給付を受けることができるようになる一部の給付については、給付額が我が国の保険期間に対応した額となるように我が国の保険期間とドイツの保険期間の比率で按分する等の計算を行う。

10　一方の締約国の法令による給付の申請等が他方の締約国の保険者等に対して提出された場合、当該申請等は、その提出の日に当該一方の締約国の保険者等に提出されたものとみなす。

11　この協定の実施のため、一方の締約国の保険者等は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報を当該一方の締約国の法令等に従って他方の締約国のこれらの機関に伝達する。当該個人に関する情報は保護される。

12　この協定の解釈又は適用に関して紛争が生ずる場合には、交渉により友好的に当該紛争を解決するよう努め、交渉により解決できない場合には、仲裁裁判所に決定のため付託する。

13　この協定は、発効後無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合は、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要　旨】

本法律案は、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、統合幕僚会議の所掌事務を改め、陸上自衛隊の部隊として旅団を置き、及び海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができることとし、並びに任期付研究員制度を導入するとともに外国人の教育訓練の受託に関する制度を充実させ、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　防衛庁設置法の一部改正

⑴　第13師団の旅団化及び第６師団の改編等に伴い、陸上自衛官の定数を5,141人減員して17万2,866人に、政府専用機の運航安全に万全を期するために航空自衛官の定数を29人増員して４万7,236人に、統合幕僚会議の機能充実及び情報本部の所要の要員確保のため統合幕僚会議に所属する自衛官の定数を34人増員して1,426人とし、全体としての自衛官の定数を5,078人減員して26万7,280人とする。

⑵　出動時（防衛出動及び治安出動）以外においても自衛隊の統合運用が必要な場合に統合幕僚会議が防衛庁長官を補佐することができる。

⑶　統合幕僚学校において外国人の教育訓練を受託することができる。

2　自衛隊法の一部改正

⑴　陸上自衛隊の部隊として新たに旅団の編成等を定めるとともに、第13師団を第13旅団（司令部は広島県海田市駐屯地）に改編する。

⑵　出動時以外の統合部隊の運用についての指揮命令に関し、統合幕僚会議が防衛庁長官を補佐する場合にはその運用に係る長官の指揮は統合幕僚会議議長を通じて行う。

⑶　海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができる。

⑷　新たに任期付研究員を導入し、その任期、任用手続等を定める。

⑸　即応予備自衛官の員数を2,006人増員し、3,379人とする。

⑹　教育訓練の委託を受けた外国人を支援するため給付金を支給することができる。

3　防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

任期付研究員の給与に関し必要な事項を定める。

4　本法律は、平成11年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、任期付研究員制度の導入、外国人の教育訓練の受託に関する制度の充実に係る規定は公布の日から、海上自衛隊の補給本部に係る規定は平成10年12月31日までの間において政令で定める日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　在ユーゴースラヴィア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ユーゴースラヴィア連邦共和国日本国大使館及びユーゴースラヴィア連邦共和国に、在西サモア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在サモア日本国大使館及びサモアに、在コンゴー日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在コンゴー共和国日本国大使館及び

コンゴー共和国に、在ザイール日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在コンゴー民主共和国日本国大使館及びコンゴー民主共和国に変更する等の規定の整備を行う。

2　在デンヴァー日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

3　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

4　研修員手当の手当額を改定する。

5　この法律は、平成10年４月１日から施行する。ただし、在デンヴァー日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要　旨】

この法律案は、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対して適切かつ効果的に寄与するため、「国際的な選挙監視活動」、「人道的な国際救援活動のための物資協力」及び「武器の使用」の３点に関し、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国際連合平和維持活動等に対する協力の対象に国際的な選挙監視活動を加え、国際的な選挙監視活動のための国際平和協力業務の実施及び物資協力を行うことができることとする。

2　人道的な国際救援活動のための物資協力に関して、当該活動が国際連合難民高等弁務官事務所等の一定の国際機関によって実施される場合には、停戦合意が存在しない場合であってもこれを行うことができることとする。

3　部隊として国際平和協力業務に従事する自衛官等の武器等の使用について、現場に上官が在るときは、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、当該上官の命令を受けるいとまがない場合を除き、その命令によらなければならないこととする。

4　現場に在る上官は、統制を欠いた武器等の使用が自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器等の使用が自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛するという目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

5　この法律は、公布の日から施行する。ただし、武器等の使用に係る改正規定は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条　約（18件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
1	海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	10. 2.24	10. 3.19	10. 3.31 承認	10. 3.31 承認	10. 3.13 外務	10. 3.18 承認	10. 3.19 承認
2	大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	2.24	3.19	3.31 承認	3.31 承認	3.13 外務	3.18 承認	3.19 承認
3	1971年9月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	2.24	3.19	3.31 承認	3.31 承認	3.13 外務	3.18 承認	3.19 承認
4	大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条2を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	参	2.24	3.19	3.31 承認	3.31 承認	4.17 外務	4.24 承認	4.28 承認
5	原子力の平和的利用における協力のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 6	4.15	4.23 承認	4.24 承認	3.27 外務	4.10 承認	4.14 承認
6	漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	4.21（予備）	4.28 承認	4.30 承認	4.14 外務	4.17 承認	4.21 承認
7	民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	4.15	4.23 承認	4.24 承認	4. 1 外務	4.10 承認	4.14 承認
8	国際民間航空条約の改正に関する1984年5月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	5.15	5.21 承認	5.22 承認	4.23 外務	5.13 承認	5.14 承認
9	国際民間航空条約の改正に関する1980年10月6日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	5.15	5.21 承認	5.22 承認	4.23 外務	5.13 承認	5.14 承認
10	車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	4.30	5.12 承認	5.13 承認	4.17 外務	4.24 承認	4.28 承認
11	航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	3. 6	3.19	3.31 承認	3.31 承認	4.23 外務	5.13 承認	5.14 承認
12	航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	3.19	3.31 承認	3.31 承認	4.23 外務	5.13 承認	5.14 承認
13	航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 6	3.19	3.31 承認	3.31 承認	4.23 外務	5.13 承認	5.14 承認

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
14	航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	10. 3. 6	10. 3.19	10. 3.31 承認	10. 3.31 承認	10. 4.23 外務	10. 5.13 承認	10. 5.14 承認
15	1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年３月19日にジュネーヴで改正された1961年12月２日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 9	4.30	5.12 承認	5.13 承認	4.17 外務	4.24 承認	4.28 承認
16	サービスの貿易に関する一般協定の第５議定書の締結について承認を求めるの件	〃	4.10	5.19	5.21 承認	5.22 承認	5.12 外務	5.15 承認	5.19 承認
17	国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	4.10	5.19	5.21 承認	5.22 承認	5.12 外務	5.15 承認	5.19 承認
19	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	4.24	4.30	5.12 承認	5.13 承認	5.14 外務	5.20 承認	5.21 承認

・内閣提出法律案（３件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※24	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 6	10. 4.10	10. 4.16 可決	10. 4.17 可決	10. 3.17 安全保障	10. 4. 2 可決	10. 4. 3 可決
			○10. 4.10 参本会議趣旨説明 ○10. 3.17 衆本会議趣旨説明						
※27	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 6	3.18	3.31 可決	3.31 可決	3.11 外務	3.13 可決	3.17 可決
90	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3.13	5.20	6. 4 可決	6. 5 可決	4.30 安全保障	5.14 可決	5.15 可決
			○10. 5.20 参本会議趣旨説明 ○10. 4.30 衆本会議趣旨説明						

(5) 委員会決議

―― 世界的な核廃絶推進の行動を求める決議 ――

本日、本委員会は、インド及びパキスタンの地下核実験がもたらした核をめぐる危機的状況を踏まえ、緊急に橋本内閣総理大臣の出席を求めて所見を聴取し、参考人を招致して質疑を行った。

質疑を通じて我々は、核の脅威を深く憂慮し、特に核保有国による核廃絶の動きが遅々として進展しない状況はもはや看過できない事態であることを確認した。本委員会は、何よりも核保有国が核軍縮交渉の義務を誠実かつ迅速に実行して核廃絶への道を具体的に示すこと、また、インド、パキスタン等の潜在的核保有国が核開発を直ちに放棄するよう強く求めるものである。

このため政府は、唯一の原爆被爆国であり、非核三原則を国是とする非核国家日本として非核政策の確立に一層努めるとともに、来るべき21世紀を非核の時代とすべく、核廃絶に向けた国際世論の再構築と、核兵器廃絶の実現のためあらゆる具体的行動を強力に推進するよう特段の努力を尽くすべきである。特に、当面、地域紛争と核開発との連関に着目し、南アジアの安全保障の確立をめざし、インド、パキスタン両国間の対話及び多国間の協議を積極的に支援していくよう求める。

右決議する。

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

〔国政調査等〕

第141回国会閉会後の１月８日、租税及び金融等に関する調査のうち、金融安定化対策等に関する件について調査を行った。

委員会においては、金融システム安定化のための緊急対策について大蔵大臣及び大蔵省当局から説明を聴取した後、公的資金投入の在り方、金融機関の経営責任及び大蔵省の金融行政に対する責任、不良債権のディスクロージャー問題等について、質疑が行われた。

さらに、橋本総理大臣の出席を求め、平成９年12月に自由民主党の緊急金融システム安定化本部が提案した30兆円の公的資金投入策に関する質疑を中心に行い、金融システム安定化は現下の政府に課せられた極めて重要な責務であり、現時点において必要な措置と考えている旨の答弁がなされた。

なお、質疑に引き続き、同件等について、委員間の自由討議を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年１月８日（木）（第141回国会閉会後第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融安定化対策等に関する件について三塚大蔵大臣から説明を、大蔵省当局から補足説明を聴き、橋本内閣総理大臣、三塚大蔵大臣、大蔵省、経済企画庁、通商産業省当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

【財政・金融委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出19件、衆議院議員提出１件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願20種類262件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

財政・金融委員会においては、現在の経済情勢、財政及び金融事情を反映した税財政、金融等のほか、委員会再編により新たに所掌事項となった郵便貯金・簡易保険及び農協金融の関係法律案が付託され、審査された。

我が国経済は、バブル崩壊後の長期的な不況から脱することができず、昨年11月の相次ぐ金融機関の破綻を契機に国民の消費マインドが一層冷え込んでいるほか、円・株・債券のトリプル安による日本売りが起きるなど深刻な状況に陥っており、平成９年度の経済成長率はマイナス0.7%と戦後最悪のマイナス成長となった。

我が国に対し、アジアの通貨不安を解消する役割が期待される中、昨年12月のＡＳＥＡＮ非公式首脳会議に出席した橋本総理は、「日本発の世界恐慌の引き金は絶対に引かない」との強い決意を表明し、２兆円規模の特別減税の実施を決定した。本決定を受け、**平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案**が提出された。同法律案は、平成10年分の所得税について、定額による特別減税を本年２月から実施することとし、減税額は、本人について１万８千円、控除対象者配偶者又は扶養親族１人について９千円の合計額とすることとしている。

委員会においては、総理が特別減税を決断した理由、２兆円という規模の是非も含めた特別減税の経済的効果、定額減税方式を採用した理由等について質疑が行われた。

２月より実施された特別減税であるが、即効性を発揮するには至らず、再び景気対策に対する要請が高まり、本年４月、橋本総理は４兆円規模（本年分：２兆円、来年分：２兆円）の追加特別減税を含む16兆円規模の総合経済対策を発表した。これに伴い、昨年11月に成立した財政構造改革法の改正が決定され、平成10年度補正予算編成に踏み切っている。財政改革路線からの実質的な転換により、国及び地方の長期債務残高は544兆円にまで膨らむこととなったほか、２度にわたる特別減税は、課税最低限を極めて高い水準にまで押し上げ、税の中立性を阻害するとの問題が指摘された。なお、関係法律案は、行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託された。

税制改正関連では、**法人税法等の一部を改正する法律案**が提出された。同法律案は、法人税について、企業活力を高め、国際競争力を維持するとの観点から、法人税の基本税率をシャウプ税制以来最低水準である34.5%（現行37.5%）にまで引き下げるほか、昭和40年の法人税法の全文改正以来、本格的な見直しが行われてこなかった課税ベースについて、経済社会環境の変化に即した見直しを行うほか、所得税について、中堅所得者に配慮し、特定扶養親族に係る扶養控除額を58万円（現行53万円）に引き上げる等の措置を講じよう

とするものである。

委員会においては、法人税の実効税率をさらに引き下げるべきとの意見に対し、国際的に最低水準である法人税の基本税率のこれ以上の引下げは困難であり、地方税である法人事業税への外形標準課税の導入等につき今後検討を進めていく必要があるとの政府見解が示された。

さらに、有価証券取引税の引下げをはじめとした金融税制の改正や土地・住宅税制の改正を中心に盛り込んだ**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**が成立したほか、沖縄振興や税関手続の簡素化に資すること等を目的として、**関税定率法等の一部を改正する法律案**が成立した。その他、税財政関連では、**平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**、**電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保守方法等の特例に関する法律案**、さらに議員立法である**平成９年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**が成立している。

金融関連では、預金者の不安を払拭するとともに、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復するため、30兆円の公的資金（10兆円の国債と20兆円の政府保証）を活用できるよう措置するという**預金保険法の一部を改正する法律案**及び**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案**（以下「金融安定化二法案」という）が提出され、序盤国会の大きな焦点となった。前者は、金融機関の破綻処理に17兆円の公的資金を設け、預金の全額保護を徹底するほか、破綻処理の受皿銀行となる整理回収銀行の機能の拡充及び預金保険機構における不良債権の回収強化を図ることを目的にしている。後者は、ペイオフ実施までの時限措置として、13兆円の公的資金を活用して金融機関の発行する優先株等を引き受け、金融機関の自己資本充実を図ることにより、金融機関の連鎖的破綻を回避するほか、貸し渋り解消も狙っている。優先株等の引受けに当たっては、個別金融機関の救済とならないよう、民間の有識者３名（両議院の同意を得て内閣が任命）及び大蔵大臣、金融監督庁長官、日銀総裁、預金保険機構理事長の７名で構成される金融危機管理審査委員会が、厳正な審査・議決を行うこととしている。

委員会においては、公的資金投入という事態に至らしめた金融機関の経営責任及び大蔵省・日銀の金融政策に対する責任、公的資金投入が貸し渋り解消に及ぼす効果等が議論された。また、参考人として、岸全国銀行協会会長ほか学識経験者２名を招致し、金融危機管理審査委員会の運営方法を含めた公的資金投入の在り方、金融機関の貸し渋りの現状と解消策を中心に意見聴取が行われたほか、金融安定化二法案の審査中、黒澤日本興業銀行取締役会長及び松野元大蔵省証券局長を参考人として招致し、日本道路公団に対する興銀の接待汚職及び山一證券の飛ばし問題について質疑が行われた。さらに橋本総理大臣の出席を求め、公的資金投入の前提として、金融機関の徹底した経営合理化の必要性が質された。総理は、国民に御理解をいただくため、金融機関に対し一層の合理化を強く促すとともに、その実施状況の積極的な開示に努めるとの答弁を行った。

なお、農漁協の経営破綻に対応する農水産業貯金保険制度についても、借入れに対する政府保証を付与するなど預金保険制度と同様の措置を講じようとする**農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案**が提出された。

さらに、**特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**が提出された。同法律案は、住宅金融債権管理機構（以下「住管機構」と

いう）に譲渡された住専の貸付債権等の処理を促進し、国民の二次負担を回避しようとするものである。具体的には、平成８年12月26日に6,800億円の財政資金が１次損失の処理のため、住管機構に交付されたが、これら１次損失として既に処理された債権からも回収により益金が生じた場合、住管機構が引き継いだ資産から発生する２次損失と相殺可能とすることにより、職員の回収意欲を高め、回収益の極大化を図ろうとするものである。

委員会においては、中坊住管機構社長を参考人として招致し、住専問題を引き起こした母体行や旧住専経営者の経営責任問題、住管機構に譲渡された債権回収の見通し等についての質疑が行われた。

また、金融ビッグバンのフロントランナーとして、本年４月から改正外為法が施行となったが、今国会に提出された金融ビックバン関連法案の中心となるのが、**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**である。同法律案は、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等22本の金融関係法律の一部改正を取りまとめた一括法案であり、金融ビッグバンの本格的始動に向け、制度的な枠組みを整備することを主眼としている。具体的には、銀行等の投資信託の窓口販売導入、株式売買委託手数料の完全自由化、取引所集中義務の撤廃等により、金融市場の効率性と魅力を高め、多様化する利用者のニーズに応えるほか、連結ベースのディスクロージャーの整備、投資者保護基金や保険契約者保護機構の創設等により、利用者が安心して取引を行うための枠組を構築しようとするものである。委員会においては、現下の経済状況で金融システム改革を実施する必然性、公正・透明な金融行政の確立、金融システム改革により直接金融が育成される可能性、金融機関に対する商品説明義務の徹底化、金融サービス法制定の必要性等について質疑が行われた。また、参考人として、銀行・証券・保険各分野の業界団体及び学識経験者の６名を招致し、投資者保護基金及び保険契約者保護機構の透明な運営の確保、金融トラブルにおける消費者保護の必要性等を中心に意見聴取を行った。

その他、金融ビッグバン関連法案として、特定目的会社（ＳＰＣ）を活用した土地の流動化を狙いとした**特定目的会社における特定資産の流動化に関する法律案**、その整備法である**特定目的会社における特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**、及びデリバティブ取引における決済の安定性を確保することを目的とする**金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案**が成立した。

国際金融関連では、**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。同法律案は、昨夏のタイの通貨暴落に端を発したアジア通貨危機においても支援の中心的役割を果たした国際通貨基金の資金基盤を強化することを目的としたものであり、委員会においては、主要出資国にふさわしい指導力を発揮すべきであるとの意見が出された。

さらに、郵政省関連法案では、郵便局のＡＴＭ（現金自動預払機）・ＣＤ（現金自動支払機）と民間金融機関等のＡＴＭ・ＣＤとの相互利用を可能とする**郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案**（いわゆるＡＴＭ接続法案）のほか、**郵便貯金法の一部を改正する法律案、郵便振替法の一部を改正する法律案、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**が提出され、金融ビッグバンが進捗する中での資金運用を中心とした郵貯・簡保の在り方を中心に質疑が行われた。

〔国政調査等〕

３月10日、松永大蔵大臣より財政及び金融等の基本施策に関して所信を聴取し、３月12日、所信に対する質疑を行った。また、４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度大蔵省関係予算等の審査が行われた。

会期中、大蔵省及び日銀の接待汚職事件が発覚し、大蔵大臣及び日銀総裁がともに引責辞任に追い込まれる事態が発生したことから、今国会では、金融行政の在り方に関する議論が集中したほか、金融機関への公的資金投入問題、不良債権処理策等を中心とする金融面での課題及び景気対策の必要性に関する議論が大半を占めた。

大臣の所信においては、大蔵省の不祥事に対する遺憾の意とともに、綱紀の一層の保持と透明性の高い行政への転換に全力を尽くすとの決意が表明されたほか、徹底した内部調査を行い、厳正な処分を行うとの大臣の見解が示された。金融関連部局に在籍した職員を中心に実施された内部調査の結果は、４月27日に公表され、合計112名の処分が行われた。

また、２月に成立した金融安定化二法のスキームに従い、金融危機管理審査委員会に公的資金受け入れを申請した際、都銀９行が横並びの申請を行ったことに対し、護送船団方式からの転換を図ろうとしている現在、こうした横並び体質が残存していることを問題視する意見が出されたが、大臣からは、幾つかの銀行の申請額が一致したことは事実であるが、大蔵省側が各銀行に指示をしたことはないとの答弁がなされた。

一方、景気対策の必要性について、平成10年度予算から財政構造改革法が適用となったわけであるが、悪循環に陥っている景気の現況にかんがみ、財政構造改革法を改正し、早急に景気対策を打ち出すべきとの意見が多数出された。委嘱審査において、大臣からは、予算成立後開会される財政構造改革会議の論議を踏まえ検討していきたい旨の答弁がなされた。

(2) 委員会経過

○平成10年１月20日（火）（第１回）

○理事を選任した。

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年１月30日（金）（第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案**（閣法第３号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣・大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、経済企画庁当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第３号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、改ク

反対会派　共産、自由

○平成10年２月10日（火）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**預金保険法の一部を改正する法律案**（閣法第１号）（衆議院送付）

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第２号)(衆議院送付)

以上両案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員、通商産業省、建設省、経済企画庁当局及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年２月12日（木）（第４回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**預金保険法の一部を改正する法律案**(閣法第１号)(衆議院送付)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第２号)(衆議院送付)

以上両案について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った後、以下の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

全国銀行協会連合会会長　岸　暁君
株式会社野村総合研究所主席研究員　リチャード・クー君
財団法人日本証券経済研究所主任研究員　紺谷　典子君

○平成10年２月13日（金）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**預金保険法の一部を改正する法律案**(閣法第１号)(衆議院送付)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第２号)(衆議院送付)

以上両案について以下の参考人に対し質疑を行った。

株式会社日本興業銀行取締役会長　黒澤　洋君
元大蔵省証券局長　松野　允彦君

○**平成９年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**(衆第１号)(衆議院提出)について提出者衆議院大蔵委員長村上誠一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第１号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク
　　反対会派　なし

○**預金保険法の一部を改正する法律案**(閣法第１号)(衆議院送付)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(閣法第２号)(衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、政府委員、参考人日本銀行信用機構局長増渕稔君及び同銀行理事山口泰君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第１号)　賛成会派　自民、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　民友、共産
(閣法第２号)　賛成会派　自民、社民
　　反対会派　民友、公明、共産、自由、改ク

○平成10年３月10日（火）（第６回）

○財政及び金融等の基本施策に関する件について松永大蔵大臣から所信を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第７回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第54号)について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○財政及び金融等の基本施策に関する件について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第54号)について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本輸出入銀行理事鏡味徳房君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第54号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成10年３月19日（木）（第８回）

○**郵便貯金法の一部を改正する法律案**(閣法第61号)
郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案(閣法第62号)
郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第63号)
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第64号)

以上４案について自見郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月24日（火）（第９回）

○**電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案**(閣法第10号)(衆議院送付)
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)

以上両案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月27日（金）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**(閣法第51号)(衆議院送付)
平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第６号)(衆議院送付)
法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第８号)(衆議院送付)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第９号)(衆議院送付)

以上４案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○**電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案**(閣法第10号)(衆議院送付)
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)

以上両案について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、**関税定率法等の一部を改正する法律案**(閣法第30号)(衆議院送付)につい

て討論の後、両案をいずれも可決した。

(閣法第10号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク
　　反対会派　なし

(閣法第30号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産

なお、**関税定率法等の一部を改正する法律案**(閣法第30号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○**特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**(閣法第51号)(衆議院送付)について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第51号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産

○平成10年３月31日（火）（第11回）

○**平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**(閣法第６号)(衆議院送付)

法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第８号)(衆議院送付)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第９号)(衆議院送付)

以上３案について松永大蔵大臣、政府委員、郵政省、厚生省及び自治省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第６号)　賛成会派　自民、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　民友、共産

(閣法第８号)　賛成会派　自民、社民
　　反対会派　民友、公明、共産、自由、改ク

(閣法第９号)　賛成会派　自民、社民
　　反対会派　民友、公明、共産、自由、改ク

なお、**法人税法等の一部を改正する法律案**(閣法第８号)(衆議院送付)及び**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**(閣法第９号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○平成10年４月２日（木）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**郵便貯金法の一部を改正する法律案**(閣法第61号)

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案(閣法第62号)

郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第63号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第64号)

以上４案について自見郵政大臣、政府委員、自治省当局及び参考人日本道路公団理事黒川弘君に対し質疑を行い、**郵便貯金法の一部を改正する法律案**(閣法第61号)及び**簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第64号)につ

いて討論の後、４案をいずれも可決した。

(閣法第61号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産

(閣法第62号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク
　　反対会派　なし

(閣法第63号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、改ク
　　反対会派　なし

(閣法第64号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産

○平成10年４月７日（火）（第13回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
（総理府所管（金融監督庁）、大蔵省所管、郵政省所管（郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計）、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行）について松永大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、自治省、経済企画庁、労働省、内閣官房当局、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行副総裁藤原作弥君、株式会社共同債権買取機構取締役社長飛松集一君、国民金融公庫総裁尾崎護君、日本輸出入銀行総裁保田博君、日本開発銀行総裁小粥正巳君及び日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年５月12日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案**(閣法第95号)(衆議院送付)について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月19日（火）（第15回）

○**農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案**(閣法第95号)(衆議院送付)について島村農林水産大臣、松永大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第95号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**(閣法第86号)(衆議院送付)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)
以上４案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月21日（木）（第16回）
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**(閣法第86号)(衆議院送付)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)
以上４案について松永大蔵大臣、村岡内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。
○また、４案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年５月26日（火）（第17回）
○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**(閣法第86号)(衆議院送付)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)
以上４案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

全国銀行協会連合会会長	岸　　暁君
社団法人生命保険協会会長	藤田　　譲君
社団法人日本損害保険協会会長	小野田　　隆君
日本証券業協会副会長・専務理事	関　　要君
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長	澤藤　統一郎君
京都大学教授	森本　　滋君

○平成10年５月28日（木）（第18回）
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**(閣法第86号)(衆議院送付)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)
以上４案について松永大蔵大臣、政府委員、法務省当局及び参考人日本銀行理事安

斎隆君に対し質疑を行った。

○平成10年６月４日（木）（第19回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**(閣法第86号)(衆議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第88号)(衆議院送付)

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(閣法第89号)(衆議院送付)

以上４案について松永大蔵大臣、政府委員、郵政省当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第86号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産
(閣法第87号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産
(閣法第88号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産
(閣法第89号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産

なお、４案について附帯決議を行った。

○平成10年６月18日（木）（第20回）

○請願第２号外261件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第１号）

【要　旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、預金者の保護と信用秩序の維持を図るため、預金の全額保護を図る体制を整備するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　本則関連（恒久的措置）

(1)　一般勘定に係る業務のための債券発行及び政府保証

預金保険機構（以下「機構」という。）の一般勘定における資金調達が円滑に行われるよう、日本銀行等からの借入れに加え債券発行機能を付与するとともに、国会の議決を経た範囲内において、当該借入金又は債券に係る債務に対し、政府保証を付与することができる。

2　附則関連（時限的措置）

⑴　協定銀行に係る業務の特例等

①　機構は、破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関から買い取った資産の管理及び処分を行うことを主たる目的とする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結することとするとともに、当該協定を実施するための業務として、協定銀行から納付される金銭の収納を行うことを追加する。

②　協定銀行が譲受債権等に係る債権の取立てを効果的に実施するため必要があるときは、あらかじめ機構の承認を受けて特定住専債権等処理法に規定する債権処理会社に委託することができる。

⑵　罰則付立入調査権

機構の職員は、協定銀行の譲受債権等に係る債権の債務者等の財産調査又は特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権の回収に係る業務において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該債務者等が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入り、当該不動産の現況を確認し、その者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。

⑶　区分経理

一般金融機関特別勘定、信用協同組合特別勘定の勘定区分を改め、特例業務勘定とする。

⑷　特例業務勘定に係る業務のための債券発行及び政府保証

機構の特例業務勘定における資金調達が円滑に行われるよう、日本銀行等からの借入れに加え債券発行機能を付与するとともに、国会の議決を経た範囲内において、当該借入金又は債券に係る債務に対し、政府保証を付与することができる。

⑸　特例業務勘定に係る業務のための基金の設置・使用等

①　機構は、特例業務勘定にその健全性を確保し、かつ、特例業務を円滑に実施するための基金（以下「特例業務基金」という。）を置き、政府が交付する７兆円の国債をこれに充てる。

②　機構は、特別資金援助等及び協定銀行に対する損失の補てんを行う場合において、特例業務勘定の健全性を確保し、かつ、これらの業務を円滑に実施するため必要があると認めるとき、並びに特別資金援助等の業務終了の日において特例業務勘定に累積欠損金があるときには、政令で定めるところにより特例業務基金を使用することができる。

③　政府は、機構が特例業務基金を使用するため、交付した国債につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。また、政府は、国債整理基金特別会計に所属する株式の売払収入金を、交付した国債の償還財源に優先して充てるものとするほか、償還財源の適切な確保に努める。

⑹　機構の特例業務の終了等

①　機構は、平成13年度末において、特例業務勘定を廃止する。

②　機構は、特例業務勘定を廃止する場合において、特例業務基金に償還されていな

い国債があるときは、当該国債を政府に返還しなければならないこととし、同勘定に剰余金があるときは、当該剰余金を特例業務基金の使用に係る金額を限度として、国庫に納付しなければならない。

③ 機構は、特例業務勘定廃止後に、機構が特別資金援助に係る資産の買取りにより取得した資産の回収により生じた利益に相当する金額及び協定銀行から納付された金額を、特例業務基金の使用に係る金額を限度として、国庫に納付しなければならない。

3 その他

(1) この法律は、公布の日から施行する。

(2) 経過措置等について所要の規定を設ける。

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案（閣法第２号）

【要　旨】

本法律案は、金融機関等の自己資本の充実を図ることにより、我が国における金融の機能の安定化を図るため、緊急の特例措置として、預金保険機構に、金融機関が発行する優先株式の引受け等を行うことを協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務を行わせるとともに、預金保険機構がその業務を実施するために必要な国の財政上の措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 預金保険機構の業務の特例等

(1) 預金保険機構（以下「機構」という。）は、協定銀行と金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定を締結し、協定銀行に対する優先株式等の引受け等のために必要な資金の貸付け、協定銀行に対する協定の定めによる業務の実施により生じた損失の補てん等の金融危機管理業務を行うことができる。

(2) 金融機関等の自己資本充実のための業務のうち、優先株式等の引受け等の業務は、次のいずれかの場合に該当する場合においてのみ行う。

① 受皿金融機関の場合

合併等により自己資本の充実の状況が悪化した金融機関について、優先株式等の引受け等によりこれが改善されなければ、信用秩序の維持と地域経済の安定に大きな支障が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがある場合

② 一般の金融機関等の場合

優先株式等の引受け等により自己資本の充実の状況が改善されなければ、我が国における金融の機能に対する内外の信頼が大きく低下するとともに信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずることとなる事態として次に掲げるいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合

㋑ 金融機関等が内外の金融市場において資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、我が国における金融の機能に著しい障害が生ずることとなる事態

㋺ 金融機関等が破綻し、それが他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、これらの金融機関等が業務を行っている地域又は分野において、企業の活動や雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済活動に著しい障害が生ずる

こととなる事態

⑶　機構は、平成13年３月31日までの間に協定銀行と発行金融機関等との連名による優先株式等の引受け等の申請を受けた場合には、審査委員会の議決を得る手続をとらなければならない。また、審査委員会の議決が申請を承認した場合、大蔵大臣及び内閣総理大臣は、閣議にかけて、承認をするかどうかを決定しなければならない。

⑷　機構は、金融危機管理業務に係る経理については、特別の勘定（以下「金融危機管理勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

⑸　機構は、金融危機管理業務を行うため必要があると認めるときは、日本銀行若しくは金融機関等からの資金の借入れ又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行をすることができる。

２　金融危機管理審査委員会

⑴　機構に、両議院の同意を得て内閣が任命する審議委員３人のほか、大蔵大臣、金融監督庁長官、日本銀行総裁及び機構の理事長の委員７人で組織する審査委員会を置く。

⑵　審査委員会は、委員長のほか、委員のうち４人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。但し、優先株式等の引受け等に係る重要な事項については、現に在任する委員の全員一致をもって議決する。

⑶　審査委員会は、機構が優先株式等の引受けの承認に係る審査委員会の議決において承認の決議をするための審査基準として、次の要件を含む基準をあらかじめ定め、公表しなければならない。

①　受皿金融機関の場合

協定銀行による優先株式等の引受け等が、発行金融機関等の自己資本の状況に照らし破綻処理の円滑な実施のために必要な範囲を超えていないこと

②　一般の金融機関等の場合

㋑　優先株式等の引受け等が、当該発行金融機関等の経営の再建を目的とするものではなく、信用秩序の維持を目的とするものであること

㋺　発行金融機関等の経営の状況が悪化しており、協定銀行が優先株式等の引受け等を行った後でも当該発行金融機関が破綻する蓋然性が高いと認められる場合でないこと

㋩　協定銀行が優先株式等の引受け等を行った後相当の期間が経過しても、その取得をした優先株式等又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと

⑷　優先株式等の引受け等の承認の申請を行った金融機関等は、審査委員会に対し、経営の健全性確保のための計画を提出しなければならない。審査委員会は、承認があったときは、信用秩序を損なうおそれのある事項等を除き、計画を公表する。また、審査委員会は、計画の履行状況につき報告を求め、信用秩序を損なうおそれのある事項等を除き、これを公表することができる。

⑸　審査委員会の委員長は、審査委員会が優先株式等の引受け等の承認に係る議決を行ったときは、速やかに、議事の概要を公表するとともに、相当期間経過後に議事録を公表しなければならない。

３　政府による財政上の措置等

(1) 政府保証

政府は、国会の議決を経た範囲内において、機構の金融危機管理勘定における借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

(2) 金融危機管理基金の設置・使用等

機構は、金融危機管理勘定に金融危機管理基金（以下「基金」という。）を置き、協定銀行に対する貸付け又は損失の補てん及び金融危機管理勘定に生じた欠損金がある場合に、その基金を使用することができる。また、機構は、協定銀行から利益の納付を受けたとき、及び、使用した基金に係る貸付金の返還を受けたときは、これを基金に充てる。

(3) 政府は、基金に充てるため、３兆円の国債を発行し、これを機構に交付する。

(4) 国債の償還等

政府は、機構が基金を使用するため、交付した国債につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。政府は、国債整理基金特別会計に所属する株式の売払収入金を、交付した国債の償還財源に優先して充てるものとするほか、償還財源の適切な確保に努める。

4 預金保険機構の特例業務の終了等

機構は、協定銀行による優先株式等の引受け等の業務の終了の日において、基金の残高が基金のその後の使用見込額を超えるときは、その超える部分の額を国庫に納付しなければならない。

また、機構は、金融危機管理業務の終了の日に金融危機管理勘定を廃止する。

5 その他

この法律は、公布の日から施行することとし、金融監督庁設置までの経過措置等所要の規定を設ける。

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第３号）

【要　旨】

本法律案は、平成10年分の所得税について、特別減税を行うための臨時措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税の額の控除及び減税額

平成10年分の所得税について、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除することとし、その額は、本人について１万8,000円、控除対象配偶者又は扶養親族１人について9,000円の合計額とする。ただし、その合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合にはその所得税額を限度とする。

2 特別減税の実施方法

(1) 事業所得者等に係る特別減税

原則として、平成10年分の所得税として最初に納付する平成10年７月の第１期の予定納税額から特別減税の額を控除し、控除しきれない部分の金額は、第２期の予定納税額（11月納付分）から特別減税額を控除することにより、実施する。最終的には、予定納税の必要のない者を含め、平成10年分の確定申告の際に、特別減税の額を精算する。

⑵　給与所得者に係る特別減税

平成10年２月１日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から特別減税額を控除し、控除しきれない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除することにより実施する。また、平成10年分の年末調整の際に、年税額から特別減税額を控除することにより精算する。

⑶　公的年金等の受給者に係る特別減税

⑵の給与所得者の特別減税に準じた方法により実施することとし、最終的には平成10年分の確定申告の際に特別減税の額を精算する。

なお、本法律施行に伴う租税減収見込額は、平成９年度が9,790億円、平成10年度が4,240億円である。

平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

（閣法第６号）

【要　旨】

本法律案は、平成10年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　特例公債の発行等

⑴　特例公債の発行

政府は、財政法第４条第１項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成10年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（７兆1,300億円）の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

⑵　⑴により発行することができるとされた特例公債の発行は、平成11年６月30日まで行うことができることとし、同年４月１日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成10年度所属の歳入とすることとする。

⑶　政府は、⑴の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととする。

⑷　政府は、⑴により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

２　一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例

⑴　平成10年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第79条に係るものについては、同条の規定による国庫負担金の額から7,000億円を控除した額を繰り入れることとする。

⑵　将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、繰入調整分（7,000億円）及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れるものとする。

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）

【要　旨】

本法律案は、近年の経済社会の変化や国際化の進展にかんがみ、企業活力の発揮に資する等の観点から、法人税率の引下げを行うとともに、法人税の課税所得の計算の適正化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　法人税率の引下げ

⑴　普通法人の税率を34.5%（現行37.5%）に引き下げる。

⑵　中小法人の軽減税率を25%（現行28%）に引き下げる。

⑶　公益法人等、協同組合等、特定医療法人の軽減税率を25%（現行27%）に引き下げる。

2　課税所得の計算の適正化

⑴　引当金

①　貸倒引当金の繰入限度額の計算を、期末貸金を個別に評価する債権と一括して評価するその他の債権とに区分して計算する方法に改める。また、中小法人を除き、貸倒引当金の法定繰入率を廃止する。

②　賞与引当金、製品保証等引当金を廃止する。

③　特別修繕引当金について、その繰入限度額を現行の４分の３とする等の見直しを行った上、特別修繕準備金に改組する。

⑵　収益及び費用

①　工期２年以上の長期大規模工事について工事進行基準を採用する。

②　賦払期間が２年以上のものを除き、割賦基準を廃止する。

③　不正な行為によって支給する役員報酬は損金不算入とする。

④　役員と特殊な関係にある使用人に対する過大給与は損金不算入とする。

⑤　罰金等の損金不算入の対象に、外国等が課する罰金又は科料に相当するものを加える。

3　その他

⑴　特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入制度の適用要件に、国内にある資産を現物出資して外国子会社を設立するものでないことを加える。

⑵　土地等を含む資産の現物出資をした場合の課税の繰延割合を100分の80とする縮減措置を廃止する。

⑶　法人税法及び所得税法に係る税務職員の守秘義務違反に係る罰則を２年以下の懲役又は30万円以下の罰金（現行は２年以下の懲役又は３万円以下の罰金）とする。

⑷　特定扶養親族に係る扶養控除額を58万円（現行53万円）に引き上げるほか、特別障害者に係る障害者控除額を40万円（現行35万円）に引き上げる等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成10年度の租税減収見込額は、約3,840億円である。

【法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　現下の厳しい経済・財政の現状にかんがみ、財政構造改革に努めるとともに、税制に

対する国民の理解と信頼を確保する観点から、所得課税の在り方等を含め税制全般にわたる検討を行うこと。

一　経済活動に対する税の中立性を高め、企業活力と国際競争力を維持する観点から、国・地方を通じた法人の税負担及び課税ベースの在り方等について、引き続き検討を行うこと。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する高度情報化社会など変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化・情報化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構・職場環境の充実及び事務の一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第９号）

【要　旨】

本法律案は、当面の金融・経済情勢を踏まえつつ、経済社会の構造的な変化及び諸改革に対応するため、金融関係税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　金融関係税制

⑴　証券関係税制

①　有価証券取引税及び取引所税の税率を２分の１に引き下げる。

②　株式譲渡益課税のうち、源泉分離選択課税のみなし譲渡利益率の特例（5.25%）を２年間延長する。

⑵　新金融システム等に対応する税制

①　商法改正で一般的にストック・オプションの付与が認められることを踏まえ、一般化されたストック・オプションについて、一定の要件の下で権利行使時点までの課税の繰延べ等を認める。

②　銀行持株会社の創設などが円滑に進むよう、消滅銀行の株主が現物出資した株式に係る取得価額の引継ぎによる課税繰延べ等の措置を講ずる。

2　土地・住宅税制

⑴　土地税制

①　地価税の課税（現行は税率0.15%）を当分の間、停止する。

②　個人及び法人の土地譲渡益課税を３年間、軽減する措置を講ずる。

③　長期所有土地等（所有期間10年超）に係る事業用資産の買換え特例について、地域限定要件を適用せず、一律に80%の課税繰延べを認める。

⑵　住宅税制

①　居住用財産の買換え特例について、譲渡資産の適正価額要件・譲渡価額要件及び買換資産の適正価額要件を廃止する。

②　所有期間５年超の居住用財産の譲渡をして居住用財産に買換えた場合において、

譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額について３年間の繰越控除を認める。

③　住宅取得促進税制の所得要件を3,000万円以下（現行2,000万円以下）に引き上げる。

3　沖縄の経済振興に係る税制上の措置

沖縄の経済振興のために、特別自由貿易地域における立地促進所得控除制度（法人税の35％所得控除制度）の創設等の措置を講ずる。

4　阪神・淡路大震災の被災者等に係る特例

阪神・淡路地域の一層の復旧・復興を図るため、被災者が取得する一定の共同住宅の敷地の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税等の措置を講ずる。

5　その他

⑴　中心市街地の整備改善・活性化のための新法の制定に伴い、商業施設等の整備に資する措置（特別償却、特別控除等）を講ずる。

⑵　平成９年度酒税改正法の税率改正時期のうち、しょうちゅう乙類について最終段階の税率引上げ時期を平成12年10月１日（現行は平成13年10月１日）とする等の措置を講ずる。

⑶　特別国際金融取引勘定（いわゆるオフショア勘定）において経理された預金等の利子の非課税措置、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等、適用期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成10年度の租税減収見込額は、約3,680億円である。

【附　帯　決　議】

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）と同一内容の附帯決議が行われている。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案

（閣法第10号）

【要　旨】

本法律案は、情報化社会に対応し、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿書類の保存に係る負担を軽減する等のため、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等について、所得税法、法人税法その他の国税に関する法律の特例を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等

自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類については、税務署長等の承認を受けた場合には、一定の要件の下で、電磁的記録による保存を認める。

2　国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類については、税務署長等の承認を受けた場合には、一定の要件の下で、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を認める。

3　電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、その取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要　旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、還付制度等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　関税率等の改正

金属製時計バンド、粗糖等の関税率の引下げ等を行う。

2　暫定関税率の適用期限の延長

平成10年３月31日に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する。

3　関税の還付制度の適用期限の延長

平成10年３月31日に適用期限の到来する関税の還付制度について、適用期限を延長する。

4　沖縄振興策

自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を設ける等のため所要の改正を行う。

5　税関手続の簡素化等

保税地域の許可を受けている法人が合併により解散した場合において、合併後の新法人が当該保税地域の許可を承継できることとする等、税関手続の簡素化等のため所要の改正を行う。

6　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成10年４月１日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成10年度一般会計の関税減収見込額は約10億円である。

【附　帯　決　議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、貿易自由化の流れに基礎を置きながら、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定･向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一　著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、銃砲を始め、麻薬・覚せい剤、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要　旨】

本法律案は、債権処理会社（住宅金融債権管理機構）が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権等の処理の促進を図るため、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　１次損失からの回収益と２次損失への補助金との相殺

国庫納付又は国庫補助の基準となる債権処理会社による譲受債権等の回収等に伴う利益又は損失について、各事業年度ごとの１次損失からの回収益と２次損失の２分の１相当額（国庫補助可能額）を相殺をした上で、国庫納付又は国庫補助を行う。

2　預金保険機構の罰則付き財産調査権の対象範囲の拡大

譲受債権等に係る預金保険機構の罰則付き財産調査権の対象に、現行の債務者に係る財産に加え、当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を追加する。

3　譲受債権等に係る債権の取立ての委託

債権処理会社は、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ預金保険機構の承認を受けて、預金保険法に規定する協定銀行（整理回収銀行）に委託することができる。

4　施行期日等

この法律は公布の日から施行する。ただし、回収益と２次損失への補助金との相殺に関する規定については、債権処理会社の平成10年４月１日の属する事業年度の直前の事業年度から適用する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、国際通貨基金（ＩＭＦ）の第11次増資に伴い、政府が、同基金に対し、133億1,280万特別引出権に相当する金額（現行は82億4,150万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資するための措置を講じようとするものである。

【附　帯　決　議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　国際通貨基金の運営等に当たっては、人材面等での協力を進めるとともに、その政策決定において主要出資国にふさわしい指導力の発揮に努めること。

一　国際通貨基金について、その活動内容に関する情報開示の充実等に努めること。

一　アジア地域の金融・通貨危機に対処するため、同地域における経済構造及び金融セクター等の改革が着実に行われるよう、国際通貨基金とも連携しながら積極的な役割を果たすこと。

右決議する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、郵便貯金の預金者に対するサービスの向上を図るため、貯金証書に写真を

複写する取扱いその他の特別な取扱いを行い、当該取扱いに係る手数料を徴収することができることとするとともに、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ委託できることとし、及び同資金を先物外国為替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　貯金証書に写真を複写する取扱いその他の特別な取扱いを行い、当該取扱いに係る手数料を徴収することができることとすること。

2　特別な取扱いの実施に伴い、納付された手数料の還付に関する規定を整備すること。

3　郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもって取得した債券を信託業務を営む銀行又は信託会社へ信託することができることとするとともに、同資金を先物外国為替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃すること。

4　その他所要の規定の整備を行うこととすること。

5　本法律は、平成11年１月４日から施行すること。ただし、３については、公布の日から施行すること。

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案（閣法第62号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、預金者等の利便の増進を図るため、郵便貯金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を金融機関に委託して行わせるとともに、郵政官署において金融機関から委託を受けて預金等の業務に係る金銭の受入れ又は払渡し等の事務を行うことができるようにしようとする（郵便局のＡＴＭ（現金自動預払機）・ＣＤ（現金自動支払機）と民間金融機関等のＡＴＭ・ＣＤとの相互利用ができるようにする）ものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　郵政大臣は、郵便局の現金自動預払機又は現金自動支払機（以下「自動預払機等」という。）で取り扱う郵便貯金又は貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払渡しに関する事務及びこれらに付随する事務であって郵政省令で定めるものの一部を銀行、信託会社、保険会社その他の金融業を営む者であって郵政省令で定めるもの（以下「金融機関」という。）に委託することができることとし、その際、郵政大臣は、遅滞なく、受託金融機関の名称その他の事項を公示しなければならないこととすること。

2　受託金融機関において、１の役務の提供を受けようとする者は、郵政省令で定める額の手数料を、郵政省令で定めるところにより、国に納付しなければならないこととすること。

3　郵政大臣は、金融機関から、自動預払機等で取り扱う預金、貸付け、信託、保険その他の金融機関の業務で郵政省令で定めるものに係る金銭の受入れ又は払渡し及びこれらに付随する事務として郵政省令で定めるものの一部の委託を受けることができることとし、その際、郵政大臣は、委託を受ける金融機関の名称その他の事項を公示しなければならないものとすること。

4　郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を

確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、金融機関預金受払事務に係る金銭の受入れ及び払渡し等について利用を制限し、又は停止することができることとすること。

5　その他所要の規定の整備を行うこととすること。

6　この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、利用者の利便の向上等を図るため、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防の事業等を行う法人又は団体に対する寄附金の送金に係る料金を免除することができることとするとともに、払出証書１枚当たりの金額の制限を引き上げることとしようとするものである。

1　寄附金の送金に係る料金を免除する法人又は団体に、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防の事業及び地球環境の保全を図るための事業を行う法人又は団体を加えることとすること。

2　特殊取扱等として、払込人及び口座を特定するために必要な事項を電磁的方式によって記録したカードを発行する等の取扱いができることとすること。

3　郵便振替の払出しにおいて、加入者が払出証書の交付を受け、加入者において受取人に送付することができることとすること。

4　払出証書１枚当たりの金額の制限を1,500万円とすること。

5　支払通知書１枚当たりの金額の制限を30万円とすること。

6　その他所要の規定の整備を行うこととすること。

7　１については、公布の日から、４及び５については、公布の日から起算して１月を経過した日から、２及び３については、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第64号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金を先物外国為替に運用する場合における証券会社に取引を委託してしなければならないとの条件を撤廃しようとするものであり、公布の日から施行することとする。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第86号）

【要　旨】

本法律案は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国の金融システムとの調和を図りつつ、自由で公正な金融システムを構築していく必要性にかんがみ、内外の利用者に資するよう金融システムを改革するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　資産運用手段の充実

証券投資法人制度（いわゆる会社型投信）の創設や私募投資信託の導入のほか、金融機関に証券投資信託の受益証券募集の取扱い等（銀行等による投資信託の窓口販売）を可能とする等所要の措置を講ずる。

2　活力ある仲介活動を通じた魅力あるサービスの提供

証券業について現行の免許制を原則登録制に改めるとともに、その専業義務を見直し、幅広い業務を行うことができるようにするほか、株式売買委託手数料の完全自由化、保険会社と銀行及び証券会社との間の相互参入の促進等所要の措置を講ずる。

3　多様な市場と資金調達のチャンネルの整備

証券業協会が開設する市場を店頭売買有価証券市場と定義し、店頭登録市場の機能強化を図るほか、いわゆる私設取引システム（電子的取引システム）を証券業として整理する等所要の措置を講ずる。

4　利用者が安心して取引を行うための枠組みの構築

企業内容の開示を連結ベース主体に移行することや金融機関及び証券会社に業務及び財産の状況に関する説明書類等の公衆縦覧を義務付けること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備や銀行及び保険会社の子会社の範囲を明確化するほか、証券投資者や保険契約者の保護が図られるよう投資者保護基金及び保険契約者保護機構を創設する等所要の措置を講ずる。

5　施行期日

損害保険の算定会の改革（平成10年７月１日）、連結ベース主体の開示への移行（平成11年４月１日）、株式売買委託手数料の完全自由化（平成11年12月31日までの政令で定める日）、銀行系証券子会社の業務制限の撤廃（平成11年10月１日から平成12年３月31日までの政令で定める日）等を除き、原則として平成10年12月１日から施行する。

【金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　金融システムが経済及び国民生活の基盤をなすものであることを踏まえ、不良債権の迅速かつ本格的な処理を促すとともに金融システムの安定化に格段の配慮を払うこと。

一　今後の金融行政の運営に当たっては、いわゆる通達行政を見直し、明確なルールに基づく市場規律を軸とした金融行政と政策決定過程の透明化を早急に確立し、金融行政に対する内外の信頼回復に最大限の努力を傾注すること。

一　我が国の金融・資本市場を公正かつ透明で利用者が安心して取引できるものにするため、仲介金融機関の法令遵守のための内部管理体制の早急な確立を促すとともに、不公正な取引等に対する検査・監視体制を抜本的に充実・強化し、また、金融関係法律の罰則規定についても、社会経済情勢の変化に対応して不断の見直しを行うこと。

一　多様な金融商品やサービスが提供されるようになることにかんがみ、預金者等の利用者が不測の損害を被ることのないよう金融機関に義務づけられた商品説明等が適切に行

われるよう留意すること。また、いわゆる金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。

一　投資者の保護を十全なものにするため、証券会社による分別管理の徹底を図るとともに、その監視を強化し、違反に対しては厳正に対処すること。また、投資者保護基金を発動した場合には、分別管理等に関する違反がなかったか原因の究明を厳正に行い、証券会社の経営者がモラルハザードに陥ることのないように努めること。

一　投資者保護基金及び保険契約者保護機構は、借入れに対する政府保証債務の履行が安易に行われることのないよう透明性の高い運営に留意すること。

一　金融機関が抱える不良債権の流動化について、本法の実効性を確保するため、米国のＲＴＣ等諸外国の制度も参考にしつつ不良債権の処理方策等について検討すること。

一　金融システム改革は、我が国経済・社会の活性化に不可欠のものであり、我が国金融業の発展に資するものであるが、雇用面での摩擦的な痛みを伴う可能性があることにも留意をして進めること。

右決議する。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案（閣法第87号）

【要　旨】

本法律案は、証券の発行による資産の流動化が、資産保有者の資金調達の円滑化、投資商品の多様化等に資することにかんがみ、特定目的会社（ＳＰＣ）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特定資産の流動化の制度

特定目的会社を活用した、特定資産の流動化（資産対応証券の発行により得られる金銭で特定資産を取得し、その特定資産の管理・処分により得られる金銭をもって資産対応証券の元利支払等を行うこと）の制度を創設する。

(1)　特定資産（流動化の対象となる資産）は、指名金銭債権、不動産及びこれらの資産を信託する信託の受益権とする。

(2)　特定目的会社が発行する資産対応証券は、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形とする。

(3)　特定目的会社を、商法上の会社とは異なる法人として創設する。

①　特定目的会社は、取締役１人以上、最低資本金300万円とし、株式型と債券型の有価証券を同時に発行できる。

②　特定目的会社は、内閣総理大臣（委任により金融監督庁長官）の登録を受けなければ、業務を行ってはならない。

(4)　特定目的会社が可能な業務内容を、特定資産の流動化に限定する。

①　特定目的会社は、特定資産（信託の受益権を除く）の管理及び処分については、適切な受託者に委託を義務づけ、受託者による分別管理義務、説明義務、帳簿閲覧義務等を契約に明記する。

② 特定目的会社は、一般投資者の保護に反しない場合として定める場合を除き、資金の借入を行ってはならない。

③ 特定目的会社は、資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 投資家等の保護措置

(1) 資産流動化計画の策定を義務づけ、定款に記載させる。

(2) 優先出資申込証、特定社債申込証に、裏付けとなる特定資産の概要の記載を義務づけ、出資者等にその内容を開示する。

(3) 優先出資証券への出資者は、役員の任免等に係る一定の議決権、違法行為差止請求権等の議決権を前提としない共益権を活用し、役員の法令・定款違反の行為等を監督・是正することができる。

(4) 特定社債管理会社は、その管理の委託を受けた特定社債につき必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(5) 特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って、自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。

(6) 内閣総理大臣（委任により金融監督庁長官）は、法令違反の是正を目的とした最低限の監督を行う。

3 施行期日

この法律は、平成10年９月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)と同一内容の附帯決議が行われている。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第88号）

【要 旨】

本法律案は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴い、銀行法、証券取引法その他の関係法律について、特定目的会社が発行する証券に係る業務の取扱い等を定めるとともに、所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、農林中央金庫法、商工組合中央金庫法及び保険業法の一部改正

銀行その他の金融機関がその付随業務として営むことができる業務に特定目的会社が発行する特定社債等（資産流動化計画において当該社債等の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又はその信託受益権のみを取得するものに限る。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを加える。

2 証券取引法の一部改正

特定目的会社の発行する特定社債券及び優先出資証券を証券取引法上の有価証券と位置づけるとともに、一定の特定社債券、優先出資証券等の取扱いを金融機関に認める。

3　特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正

特定目的会社が特定債権等に係る事業の規制に関する法律上の特定債権を特定事業者から譲り受ける場合にあっては、特定目的会社を特定債権等譲受業者とみなして、特定債権の譲渡に係る計画の確認及び当該譲渡に係る公告等の規定を適用する。

4　租税特別措置法その他の税法の一部改正

特定目的会社が一定の要件を満たす事業年度に支払う利益の配当の額を、当該特定目的会社のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入すること等所要の税制上の措置を講じる。

5　施行期日

この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行の日から施行する。

【附　帯　決　議】

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)と同一内容の附帯決議が行われている。

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案（閣法第89号）

【要　旨】

本法律案は、金融機関等が行う特定金融取引（デリバティブ取引）の決済の安定性の確保とこれによる特定金融取引の活性化を図ることにより、我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上等に資するため、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算についての破産手続等における取扱いを確定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　一括清算の定義

「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方が破産又は更生手続開始の申立てを行った場合、双方の意思にかかわらず、その時点で当該基本契約書に基づいて行われているすべての特定金融取引のそれぞれの評価額を合算し、当事者間における１つの債権又は債務にすることをいう。

2　一括清算と破産手続等との関係

一括清算条項が付された基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方が、破産宣告又は更生手続開始の決定を受けた場合、当該取引に関する全ての債権債務を一括清算した後の１つの債権をもって、破産手続又は更生手続上の債権とする。

3　施行期日

この法律は、平成10年12月１日から施行する。

【附　帯　決　議】

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第86号)と同一内容の附帯決議が行われている。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案（閣法第95号）

【要　旨】

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合について的確な処理を図るため、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）による借入れに対する政府保証の付与、資金援助として劣後特約付金銭消費貸借（劣後ローン）による資金の貸付けを行うための基準の設定等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　政府保証の付与

政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の農林中央金庫又は日本銀行からの借入れに係る債務の保証をすることができる。

2　資金援助の基準の設定等

⑴　資金の貸付けのうち劣後特約付金銭消費貸借によるものは、合併後存続し、若しくは合併により設立される農水産業協同組合等又は信用事業の全部若しくは一部を譲り受ける農水産業協同組合等であって、合併等により自己資本の充実の状況が悪化したものについて、その自己資本の充実の状況を改善する必要があるものとして主務省令で定める基準に適合する場合に限り、行うことができる。

⑵　資産の買取りの対象に合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産を追加する。

3　相互援助取決めに係る援助対象の拡充

機構が資金援助を行う対象に、相互援助取決めにより農水産業協同組合連合会等がその子会社に行わせる経営困難農水産業協同組合からの資産の買取りその他の援助を追加する。

4　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から施行する。

⑵　その他所要の規定を整備する。

【附　帯　決　議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　本法の運用に当たっては、貯金者の保護という視点を明確にしつつ、経営困難な組合の合併や経営再建等に活用するよう十分指導すること。

また、貯金保険機構は、安易に政府保証債務の履行が行われることのないよう適切な運営に留意すること。

一　貯金保険制度と相互援助制度は、それぞれの目的に応じた役割分担を踏まえ、両々相まって貯金者保護に資するよう両制度の適切な運用に留意すること。

一　貯金保険機構の資金援助等に当たっては、安易な救済措置につながることのないよう留意するとともに、機構は、資金援助等の決定の経過、理由等の概要を公表すること。

一　早期是正措置に基づく自己資本比率改善計画の合理性、実行の確実性を適正に判断するよう都道府県に対し適切な指導を行うとともに、自己資本比率の充実への対応が貸し渋りにつながらないようきめ細かい指導を行うこと。

一　経営困難な組合の役員等の経営責任を明らかにするとともに、不良債権及び経営実態に関する情報開示の一層の充実が図られるよう指導すること。

一　農漁協経営の健全性を確保するため、行政検査及び監査体制の一層の拡充、強化を図

ること。
右決議する。

平成９年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第１号）

【要　旨】

本法律案は、新生産調整推進対策に資するため、平成９年度において政府等が稲作の転作を行う者等に対し交付する新生産調整推進助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

1　個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

2　農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後２年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成９年度における租税の減収見込額は、約５億円である。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１９件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
1	預金保険法の一部を改正する法律案	衆	10. 1.19	10. 2. 9	10. 2.13 可決	10. 2.16 可決	10. 1.20 大蔵	10. 2. 6 可決	10. 2. 7 可決
			○10. 2. 9 参本会議趣旨説明				○10. 1.20 衆本会議趣旨説明		
2	金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案	〃	1.19	2. 9	2.13 可決	2.16 可決	1.20 大蔵	2. 6 可決	2. 7 可決
			○10. 2. 9 参本会議趣旨説明				○10. 1.20 衆本会議趣旨説明		
3	平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	〃	1.19	1.30	1.30 可決	1.30 可決	1.23 大蔵	1.28 可決	1.28 可決
			○10. 1.30 参本会議趣旨説明				○10. 1.23 衆本会議趣旨説明		
※6	平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案	〃	1.19	3.25	3.31 可決	3.31 可決	3.10 大蔵	3.20 可決	3.20 可決
			○10. 3.25 参本会議趣旨説明				○10. 3.10 衆本会議趣旨説明		
※8	法人税法等の一部を改正する法律案	〃	1.30	3.25	3.31 可決 附帯決議	3.31 可決	3.10 大蔵	3.20 可決 附帯決議	3.20 可決
			○10. 3.25 参本会議趣旨説明				○10. 3.10 衆本会議趣旨説明		
※9	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	〃	1.30	3.25	3.31 可決 附帯決議	3.31 可決	3.10 大蔵	3.20 可決 附帯決議	3.20 可決
			○10. 3.25 参本会議趣旨説明				○10. 3.10 衆本会議趣旨説明		
10	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案	〃	1.30	3.20	3.27 可決	3.30 可決	3.10 大蔵	3.18 可決	3.19 可決
※30	関税定率法等の一部を改正する法律案	〃	2.10	3.20	3.27 可決 附帯決議	3.30 可決	3.10 大蔵	3.18 可決 附帯決議	3.19 可決
51	特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	〃	2.24	3.25	3.27 可決	3.30 可決	3.19 大蔵	3.24 可決	3.24 可決
54	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	参	2.26	3.10	3.12 可決 附帯決議	3.13 可決	4. 1 大蔵	4. 3 可決	4. 7 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
61	郵便貯金法の一部を改正する法律案	参	10. 2.26	10. 3.17	10. 4. 2 可決	10. 4. 3 可決	10. 4.21 逓信	10. 5.15 可決	10. 5.19 可決
62	郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案	〃	2.26	3.17	4. 2 可決	4. 3 可決	4.21 逓信	5.15 可決	5.19 可決
63	郵便振替法の一部を改正する法律案	〃	2.26	3.17	4. 2 可決	4. 3 可決	4.21 逓信	5.15 可決	5.19 可決
64	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.26	3.17	4. 2 可決	4. 3 可決	4.21 逓信	5.15 可決	5.19 可決
86	金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案	衆	3.13	5.18	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	4. 9 大蔵	5.15 可決 附帯決議	5.15 可決
			○10. 5.18参本会議趣旨説明			○10. 4. 9衆本会議趣旨説明			
87	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案	〃	3.13	5.18	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	4. 9 大蔵	5.15 可決 附帯決議	5.15 可決
			○10. 5.18参本会議趣旨説明			○10. 4. 9衆本会議趣旨説明			
88	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3.13	5.18	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	4. 9 大蔵	5.15 可決 附帯決議	5.15 可決
			○10. 5.18参本会議趣旨説明			○10. 4. 9衆本会議趣旨説明			
89	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案	〃	3.13	5.18	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	4. 9 大蔵	5.15 可決 附帯決議	5.15 可決
			○10. 5.18参本会議趣旨説明			○10. 4. 9衆本会議趣旨説明			
95	農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案	〃	3.13	5. 7	5.19 可決 附帯決議	5.20 可決	4.16 農林水産	4.28 可決 附帯決議	4.30 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成９年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 村上　誠一郎君 (10. 2.10)	10. 2.10	10. 2.10	10. 2.10 (予備)	10. 2.13 可決	10. 2.13 可決			10. 2.10 可決

【文教・科学委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出９件（うち本院先議２件)、本委員会において継続審査中であった衆議院議員提出３件の合計12件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願17種類138件のうち、２種類17件を採択した。

〔法律案の審査〕

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものである。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、新たにスポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等所要の規定の整備を行おうとするものである。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めようとするものである。

上記３法案は、衆議院議員提出法律案として第140回国会本院に提出され、継続審査議案とされてきたものである。

委員会においては、３案を一括議題として審査し、再編された文教・科学委員会において、改めて発議者より趣旨説明を聴き、先国会に引き続き参考人の意見を聴取するとともに、スポーツ振興予算の現状、スポーツ振興投票制度における公正の確保、スポーツ振興投票の青少年への影響、ギャンブル性の有無、国民の理解の状況、スポーツ振興投票による収益の配分等について質疑が行われた。質疑を終局した後、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して小野理事より、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出された。スポーツ振興投票の実施等に関する法律案に対する修正案は、地方公共団体等の行うスポーツ振興事業に対する支援の強化、児童・生徒の教育に重大な悪影響等があると認めるとき等のスポーツ振興投票の実施の停止、スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する国会への報告等情報の公開、指定試合の公正を確保するための罰則の追加等を内容とするものである。また、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案に対する修正案は、日本体育・学校健康センターが毎事業年度の収益から国庫に納付すべき金額の割合について修正を行うものである。両修正案について質疑を行い、原案並びに修正案について討論を行った後、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案及び日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案は多数をもって修正議決され、スポーツ振興法の一部を改正する法律

案は多数をもって可決された。なお、３案に対し、７項目の附帯決議が付された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、岡山大学医療技術短期大学部及び鹿児島大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、あわせて昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成10年度の職員の定員を改めようとするものである。

委員会においては、看護系大学の整備計画、看護職員の養成の在り方、医療の高度化と看護教育の状況、看護系教員の育成確保、高齢社会を担う専門職員の人材確保等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

日本育英会法の一部を改正する法律案は、日本育英会における学資の貸与に充てる資金の効率的運用を図るため、大学又は高等専門学校において学資金の貸与を受けた者が教育の職にあることにより、学資金の返還免除を受けることができる制度を平成10年４月入学者から廃止するとともに、余裕金の適切な運用を図るため、余裕金の運用方法を拡大しようとするものである。

委員会においては、今後の育英奨学事業の在り方、日本育英会の事業運営及び財務状況、大学院生返還免除特例の是非、滞納者及び滞納額の回収状況、育英奨学事業の事務手続の改善等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、５項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**教育職員免許法の一部を改正する法律案**は、教員の資質の保持と向上を図るため、教員免許制度を改善しようとするものであり、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする科目の単位数を改めること、社会人を教員として活用するための特別免許状制度及び特別非常勤講師制度を拡充すること、３年以上の教職経験を有する現職の養護教諭が保健の授業を担任する教諭又は講師となることを可能とすること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、教員養成における開放制の原則と教職課程の在り方、法改正に伴う各大学の条件整備、社会人教員を登用する際の問題点、養護教諭の担うべき役割、小・中・高等学校の教員の需給状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、５項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案**は、宇宙開発事業団の人工衛星等の打上げの業務の円滑な推進及び確実な被害者保護に資するため、宇宙開発事業団が行う人工衛星の打上げにより第三者に損害を生じた場合の損害賠償措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、宇宙開発分野における国際協力、通信放送技術衛星「かけはし」の軌道投入失敗、宇宙開発事業団の開発体制、地球観測センターのシアン漏えい問題等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

参議院先議として提出された**美術品の美術館における公開の促進に関する法律案**は、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大するため、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開の促進等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、登録美術品の相続税物納の特例、児童生徒の鑑賞機会の拡大、登録美術品の基準と評価機関、文化財の情報システム等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案は、これまでの

動力炉・核燃料開発事業団の業務を抜本的に見直し、整理縮小するとともに、経営の刷新や機能強化を図り、核燃料サイクルの技術的な確立に向けた開発・研究を行う法人として再出発させるために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は、改組後の法人の名称を「核燃料サイクル開発機構」に改めること、原子力施設の立地地元重視の観点から同機構の主たる事務所を茨城県に置くこと、同機構における業務運営の透明性を確保するため内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命する委員により構成される運営審議会を設置すること、同機構の業務として、核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な高速増殖炉、核燃料物質の再処理、高レベル放射性物質の処理及び処分等に関する開発・研究を行うとともに、その成果の普及を行うこと、適切な情報の公開により同機構の業務運営における透明性を確保すること等である。

委員会においては、参考人からの意見聴取、茨城県東海村における地方公聴会の開催及び現地視察を行うとともに、原子力政策見直しの必要性、高速増殖炉の開発を継続する理念、新法人の業務範囲を定めるに当っての基本的な考え方、公的な原子力開発研究機関における役割分担の在り方、動燃の経営体質、監督官庁としての科学技術庁の責任、新法人における情報公開の在り方等について質疑を行い、更に橋本総理大臣に対し質疑を行った。

質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、７項目の附帯決議が付された。

平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案は、平成14年に日本と韓国との共同で開催されるワールドカップサッカー大会の円滑な準備及び運営に資するため、財団法人2002年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄付目的として、寄付金付郵便葉書等の発行ができるものとするほか、同組織委員会に出向した国家公務員及び地方公務員について、退職共済年金等の長期給付に関する規定の適用の特例等について定めようとするものである。

委員会においては、ワールドカップサッカー大会を日本で開催する意義、共同開催国である韓国の大会組織委員会との連携の必要性、開催自治体によるスタジアム整備の状況、ワールドカップサッカー大会のテレビ放映の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

研究交流促進法の一部を改正する法律案は、科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を一層促進するための措置を講ずるもので、国以外の者が、国の試験研究機関等と共同して行う研究に係る施設の用に供する国の試験研究機関等の土地の使用について、その者が当該施設において行った研究により得た記録、資料その他の研究の結果を国に提供することを約するときは、当該土地の使用の対価を時価よりも低く定めることができることとするものである。

委員会においては、国の研究開発機関の評価の実施方法、国の機関と民間等との共同研究の在り方、国の試験研究機関との共同研究における研究成果の取り扱い、産業振興政策と産学官連携の関係、国の試験研究機関等の敷地に民間が整備する研究施設の管理権等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

学校教育法等の一部を改正する法律案は、中等教育の多様化を推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、現行の中学校と高等学校の制度に加えて、新たな学校の種類として修業年限６年の中等教育学校を設け、中高一貫教育制度を導入するとともに、

高等教育の段階において、一定の専修学校の専門課程の修了者について大学に編入学できる途を開くこと等制度の弾力化を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、中高一貫教育の導入の趣旨及び経緯、選択的導入とした理由、小学校段階における進路指導の是非、受験競争の低年齢化及び受験エリート校化の防止策、いわゆる連携型中高一貫教育の具体的内容、都道府県における中高一貫教育研究会議の趣旨等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、10項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月10日、町村文部大臣から文教行政の基本施策について所信を、小野文部大臣官房長から平成10年度文部省関係予算について説明を聴取し、また、谷垣科学技術庁長官から科学技術振興のための基本施策について所信を、加藤科学技術政務次官から平成10年度科学技術庁関係予算について説明を聴取した。

３月12日、文教行政の基本施策及び科学技術振興のための基本施策について質疑を行い、教師の負担と学校週五日制の早期実施、道徳教育の現状と問題点、財政再建と科学技術基本計画の推進、学校における国旗・国歌の取扱い及び指導、学校運営における職員会議の位置付け、宇宙開発事業団の財務状況、校内暴力の現状と実効性のある対策、中高一貫教育制度導入の趣旨、30人学級と教職員の定数改善計画、児童生徒の薬物乱用問題等が取り上げられた。

３月17日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のうち、科学技術に関する件について質疑を行い、青森県知事による返還ガラス固化体の搬入拒否、「かけはし」の軌道投入に失敗したＨⅡロケットの宇宙開発に及ぼす影響、原子力発電所解体に伴うバックエンド対策、研究所における核燃料物質の管理、科学技術基本計画の進捗状況、理科教育と若者の科学技術離れ、動力炉・核燃料開発事業団の改革等の問題が取り上げられた。

４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度、総理府所管のうち日本学術会議、科学技術庁及び文部省所管予算について審査を行い、日本学術会議の役割及び科学技術会議との整合性、ライフサイエンス研究の推進、幌延貯蔵工学センター計画の見直し、環境ホルモンに対する研究の現状、学校教育におけるボランテイア活動の義務付け、公民教育の目的、行政改革と文部行政、教育・研究施設の老朽化対策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年１月20日（火）（第１回）

○理事を選任した。

○教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年１月22日（木）（第２回）

○**スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上３案について発議者衆議院議員船田元君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年２月３日（火）（第３回）

○**スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上３案について発議者衆議院議員松浪健四郎君、同船田元君、同柳沢伯夫君、同小坂憲次君、同福留泰蔵君、同河村建夫君、同大畠章宏君、町村文部大臣、政府委員、大蔵省及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成10年２月５日（木）（第４回）

○**スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上３案について発議者衆議院議員柳沢伯夫君、同福留泰蔵君、同船田元君、同松浪健四郎君、町村文部大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成10年２月12日（金）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上３案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本体育大学教授	浅見	俊雄君
弁護士	斎藤	義房君
福島大学教育学部助教授	黒須	充君
財団法人日本サッカー協会会長	長沼	健君
新日本スポーツ連盟事務局長	和食	昭夫君
作家	猪瀬	直樹君

○平成10年２月17日（火）（第６回）

○**スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）

以上３案について発議者衆議院議員船田元君、同松浪健四郎君、同柳沢伯夫君、同小坂憲次君、同福留泰蔵君、町村文部大臣、政府委員及び警察庁当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年３月10日（火）（第７回）

○文教行政の基本施策に関する件について町村文部大臣から所信を聴いた。

○平成10年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
○科学技術振興のための基本施策に関する件について谷垣科学技術庁長官から所信を聴いた。
○平成10年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第８回）

○文教行政の基本施策に関する件及び科学技術振興のための基本施策に関する件について町村文部大臣、谷垣科学技術庁長官、政府委員、内閣官房及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年３月17日（火）（第９回）

○科学技術に関する件について谷垣科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。
○**スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
以上両案に対し修正案が提出され、両修正案について修正案提出者馳浩君、同長谷川道郎君、同小野清子君、町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、
スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）
以上３案について討論の後、
スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）
日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第22号）
以上両案をいずれも修正議決し、
スポーツ振興法の一部を改正する法律案（第140回国会衆第23号）を可決した。

（第140回国会衆第21号）		
（修正案）	賛成会派	自民、民友の一部、社民、自由
	反対会派	民友の一部、公明、共産
	欠席会派	無
（修正部分を除いた原案）	賛成会派	自民、民友の一部、社民
	反対会派	民友の一部、公明、共産、自由
	欠席会派	無
（第140回国会衆第22号）		
（修正案）	賛成会派	自民、民友の一部、社民、自由
	反対会派	民友の一部、公明、共産
	欠席会派	無
（修正部分を除いた原案）	賛成会派	自民、民友の一部、社民
	反対会派	民友の一部、公明、共産、自由
	欠席会派	無
（第140回国会衆第23号）	賛成会派	自民、民友の一部、社民
	反対会派	民友の一部、公明、共産、自由

欠席会派　無

なお、３案について附帯決議を行った。

○平成10年３月26日（木）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第17号）（衆議院送付）
日本育英会法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）
以上両案について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月31日（火）（第11回）

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第17号）（衆議院送付）
日本育英会法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）
以上両案について町村文部大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、**日本育英会法の一部を改正する法律案**（閣法第18号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第17号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由
反対会派　なし
欠席会派　無

（閣法第18号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由
反対会派　共産
欠席会派　無

なお、**日本育英会法の一部を改正する法律案**（閣法第18号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成10年４月７日（火）（第12回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（日本学術会議））について政府委員から説明を聴き、
（総理府所管（科学技術庁））について谷垣科学技術庁長官、政府委員、環境庁当局及び参考人動力炉・核燃料開発事業団理事坪谷隆夫君に対し質疑を行った後、
（総理府所管（日本学術会議）及び文部省所管）について町村文部大臣、政府委員、厚生省、外務省、自治省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年４月９日（木）（第13回）

○**教育職員免許法の一部を改正する法律案**（閣法第68号）について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月14日（火）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**教育職員免許法の一部を改正する法律案**(閣法第68号)について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

明海大学副学長
筑波大学名誉教授　　高倉　　翔君
全国私立大学教職課程研究連絡協議会事務局長
中央大学文学部教授　　奥田　　泰弘君

○平成10年４月16日（木）（第15回）

○**教育職員免許法の一部を改正する法律案**(閣法第68号)について町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第68号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由
　　反対会派　共産
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案**(閣法第100号)について谷垣科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月21日（火）（第16回）

○**美術品の美術館における公開の促進に関する法律案**(閣法第106号)について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月23日（木）（第17回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案**(閣法第100号)について谷垣科学技術庁長官、政府委員及び参考人宇宙開発事業団理事石井敏弘君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第100号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

○**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**(閣法第29号)(衆議院送付)について谷垣科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○**美術品の美術館における公開の促進に関する法律案**(閣法第106号)について町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第106号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

○平成10年４月28日（火）（第18回）

○**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第29号）（衆議院送付）の審査のため委員派遣を行うこと及び必要に応じ動力炉・核燃料開発事業団の役職員を参考人として出席を求めることを決定した。

○**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第29号）（衆議院送付）について谷垣科学技術庁長官、政府委員、資源エネルギー庁当局、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事長近藤俊幸君、同事業団理事坪谷隆夫君及び同事業団理事中野啓昌君に対し質疑を行った。

○平成10年４月30日（木）（第19回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第29号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

中央大学理工学部教授	久米　　均君
東京大学工学部教授	近藤　　駿介君
埼玉大学講師	角田　　道生君

○平成10年５月12日（火）（第20回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第29号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、谷垣科学技術庁長官、政府委員、参考人動力炉・核燃料開発事業団理事中野啓昌君、同事業団理事菊池三郎君及び同事業団理事長近藤俊幸君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第29号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由
　　反対会派　共産
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案**（閣法第73号）（衆議院送付）について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月19日（火）（第21回）

○**平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案**（閣法第73号）（衆議院送付）について町村文部大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第73号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

○**研究交流促進法の一部を改正する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について谷垣科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月21日（木）（第22回）

○**研究交流促進法の一部を改正する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について谷垣科学技術庁長官、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第91号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由
　　反対会派　共産
　　欠席会派　無

○平成10年５月26日（火）（第23回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**（閣法第77号）（衆議院送付）について町村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月27日（水）（第24回）

○理事の補欠選任を行った。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**（閣法第77号）（衆議院送付）について町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年５月28日（木）（第25回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**（閣法第77号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東京学芸大学教育学部教授	児島　邦宏君
大東文化大学文学部教育学科教授	太田　政男君
宮崎県立五ヶ瀬中・高等学校校長	前田　稔君

○平成10年６月４日（木）（第26回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**（閣法第77号）（衆議院送付）について町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第77号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由
　　反対会派　共産
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成10年６月18日（木）（第27回）

○請願第1722号外16件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第15号外120件を審査した。

○教育、文化、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　岡山大学併設の医療技術短期大学部及び鹿児島大学併設の医療技術短期大学部を廃止すること。

2　昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成10年度の職員の定員を、２万95人（13人増）に改めること。

3　この法律中、国立医科大学等の職員の定員の改正規定は平成10年４月１日から、岡山大学併設の医療技術短期大学部及び鹿児島大学併設の医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成14年４月１日から施行すること。

日本育英会法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　大学又は高等専門学校において学資金の貸与を受けた者が教育の職にあることにより学資金の返還免除を受けることができる制度を廃止すること。

2　余裕金の運用の方法として、文部大臣の指定する金融機関への預金を追加すること。

3　罰金及び過料の額を引き上げること。

4　この法律は平成10年４月１日から施行すること。

【附　帯　決　議】

政府及び日本育英会は、憲法、教育基本法の精神にのっとり、教育の機会均等を実現するため、育英奨学事業の拡充を図るとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額の拡充に努めるとともに、貸与金額・貸与方法の多様化についても検討すること。

2　大学等への進学の希望を持つ者が安心して勉学に取り組めるよう予約採用に比重を置くとともに、奨学生の選考については、経済的基準についてその収入限度額を大幅に引き上げるよう努めるとともに、学力基準の弾力化に努めること。

3　奨学金受給者の割合について国公立と私立との格差の是正に努めること。

4　研究者の養成・確保が、我が国の文化及び科学技術の発展のための最優先課題であり、大学院に優秀な学生を確保するための経済的支援の充実が緊急の課題となっていることにかんがみ、大学院学生に対する育英奨学事業の一層の充実を図ること。

5　多様な回収方法を講ずることにより返還金回収率の向上に努めるとともに、育英奨学事業の運営にあたっては、その簡素化、効率化等の改善を図ること。

右決議する。

原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要　旨】

本法律案は、動力炉・核燃料開発事業団の抜本的な改革を図るために必要な措置を講ずるとともに、その名称を核燃料サイクル開発機構に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　原子力基本法の一部改正

原子炉のうち高速増殖炉及び核燃料物質に関する開発等を行わせるため核燃料サイクル開発機構を置くものとし、核燃料サイクル開発機構に関する規定は、別に法律で定めるものとすること。

2　動力炉・核燃料開発事業団法の一部改正

⑴　題名等

題名を「核燃料サイクル開発機構法」に改めるとともに、動力炉・核燃料開発事業団（以下「事業団」という。）を核燃料サイクル開発機構（以下「機構」という。）に改称するものとすること。

⑵　目的

機構は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとすること。

⑶　事務所

主たる事務所を茨城県に置くものとすること。

⑷　役員

理事について、１人を減員するとともに、任期を４年から２年に改めること。

⑸　運営審議会

機構に、委員15人以内で組織する運営審議会を置くものとし、運営審議会は、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を審議し、及び機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができるものとすること。

⑹　業務

機構は、⑵の目的を達成するため、次の業務等を行うものとすること。

①　核燃料サイクル（原子炉に燃料として使用した核燃料物質を再度原子炉に燃料として使用することにより核燃料物質を有効に利用するために必要な一連の行為の体系をいう。）を技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。

㋑　高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究

㋺　㋑に掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究

㋩　核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究

㋥　㋩に掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究

②　①に掲げる業務に係る成果について、技術の提供その他の方法により、普及を行

うこと。

⑺　業務の運営等

機構は、⑹の業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行い、適切な情報の公開により業務の運営の透明性を確保するとともに、適正かつ効率的な業務運営に努めなければならないものとすること。

機構の業務運営に関する基本的事項等については、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める基本方針に従って実施されなければならないものとすること。

⑻　業務の特例

機構は、この法律の施行の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型転換炉に関する開発等を行うものとすること。

３　その他

⑴　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること（ただし、事業団の役員に関する経過措置等についての規定は、公布の日から施行）。

⑵　所要の規定の整備

本法の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改正するものとすること。

【附　帯　決　議】

政府及び核燃料サイクル開発機構は、動力炉・核燃料開発事業団による度重なる事故及び不祥事を重く受けとめ、本法の施行に際し、次の事項に関し特に配慮すべきである。

一　原子力開発利用に係る安全の確保に万全を期すよう努めること。

一　核燃料サイクル開発機構における情報の公開については、「情報公開指針」の積極的な運用等により、適時・的確かつ信頼性の高いものとし、公共の安全に関する情報や業務の財務状況に関する情報については、特に配意すること。

特に事故時にあっては、関係自治体等に対し、迅速かつ分かり易い形での情報提供を行うこと。

一　整合性のある原子力開発を行うため、高速増殖炉、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処理・処分等の核燃料サイクルに係る政策については、今後とも国民的議論を継続し、その合意形成に努めること。

一　核燃料サイクル開発機構の運営に当たっては、同機構は自らに付与される明確な裁量権と責任について十分に認識し、地元重視を大前提として、立地地域の住民の信頼が得られるよう地域社会との共生に努めるとともに、透明性ある運営に努めること。

一　原子力防災については、原子力施設周辺住民の不安が十分に解消されるよう、地元自治体の要望にも配慮しつつ、人材や資材の適切な確保を含め、より実効性の高い防災体制の整備に向けた検討を進めること。

一　本法の施行によって動燃改革が完了するものではないことを十分に認識しつつ、今後とも役職員の意識改革を徹底し、その体質を改善し、真の動燃改革が達成されるよう努めること。

一　原子力の研究開発利用に際し、国民の理解と協力が不可欠であることに鑑み、学校教

育等においてその適切な理解の増進が図られるよう努めること。

右決議する。

教育職員免許法の一部を改正する法律案（閣法第68号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、教育職員養成審議会の答申等を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、教員免許制度を改善しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする科目について、「教科に関する科目」の単位数を減らすとともに「教職に関する科目」の単位数を増やす等の措置を講ずること。

2　社会人を教員として活用するため、次の措置を講ずること。

(1)　教員免許状を有しない者を非常勤の講師に充てることができる事項について、小学校における国語、社会、算数、理科及び生活並びに盲学校、聾学校又は養護学校における特殊の教科等の領域の一部に係る事項を新たに加え、全教科を対象とするとともに、当該非常勤の講師の任命又は雇用について、免許状の授与権者の許可制から授与権者への届出制に改めること。

(2)　特別免許状を授与することができる教科について、小学校における国語、社会、算数、理科及び生活並びに盲学校、聾学校又は養護学校における特殊の教科以外の教科を新たに加え、全教科を対象とするとともに、特別免許状の有効期間を３年以上10年以内から５年以上10年以内に改めること。

3　３年以上の勤務経験がある現職の養護教諭は、当分の間、勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項を担任する教諭又は講師になることができることとすること。

4　盲学校、聾学校又は養護学校において、精神薄弱者に対する特殊の教科以外の教科（国語、社会等）の授業を担任する教諭又は講師は、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園から高等学校までのいずれかの学校の教諭の普通免許状を有するものであれば足りることとすること。

5　短期大学の専攻科のうち文部大臣が指定するものの課程等において、高等学校教諭を除く教諭の１種免許状取得のための単位を修得できるようにすること。

6　この法律は、平成10年７月１日から施行すること。

【附　帯　決　議】

政府は、教員免許制度の重要性にかんがみ、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

1　教員養成における開放制の原則が堅持できるよう、教員養成大学・学部以外の大学・学部における教員養成にかかる諸条件の一層の充実に努めること。

2　今回の法改正に伴い必修とされる科目については、教育職員養成審議会第１次答申を踏まえ、趣旨の徹底を図るとともに、その具体的な名称及び内容に関しては、各大学の創意工夫と自主性を尊重すること。

3　教員養成大学・学部以外の大学・学部が教員養成を引き続き円滑に実施することができるよう、「教職に関する科目」の単位を大学の卒業要件に算入することを可能とする

とともに、教職課程における単位互換制度の導入及び専任教員基準の緩和を図る等十分な対応措置を講ずること。

4　特別非常勤講師制度及び特別免許状制度等、社会人が教育に参加する制度の実施に当たっては、これまでの実施成果を十分に検証し、各学校が適切に同制度を活用できるよう、その条件整備に努めること。

5　養護教諭を保健の教科の領域に係る事項の教授を担任する教諭又は講師とするに当たっては、養護教諭の本務や保健室の機能が阻害されることのないよう配慮するとともに、養護教諭の増員及び適正配置についても引き続き検討すること。

右決議する。

平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案（閣法第73号）

【要　旨】

本法律案は、平成14年に開催されるワールドカップサッカー大会（以下「大会」という。）の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものであり、その内容は次のとおりである。

1　財団法人2002年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会（以下「組織委員会」という。）が調達する大会の準備費及び運営費に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等の発行ができることとすること。

2　国家公務員が組織委員会に派遣された後、国家公務員に復帰した場合の退職手当の算定に際しては、組織委員会での在職期間を国家公務員の在職期間に通算する措置を講ずるとともに、共済年金等の長期給付に関する規定の適用に当たっては、国家公務員及び地方公務員は組織委員会に派遣されている間、引き続き派遣前に所属していた共済組合の組合員とすること。

3　組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

4　この法律は、公布の日から施行すること。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要　旨】

本法律案は、中等教育の多様化を推進し、生徒の個性をより重視した教育を実現するため、現行の中学校と高等学校の制度に加えて、中高一貫教育制度を導入するとともに、高等教育の段階において、専修学校の専門課程の修了者について大学に編入学できる途を開くこと等制度の弾力化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　学校教育法の一部改正

(1)　中等教育学校制度

①　中等教育学校の創設

新たな学校の種類として、中等教育学校を設けること。

②　中等教育学校の目的及び目標

中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とし、これを

実現するために、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと等の目標の達成に努めなければならないものとすること。

③　中等教育学校の修業年限並びに前期課程及び後期課程の区分

中等教育学校の修業年限は、６年とし、前期３年の前期課程及び後期３年の後期課程に区分すること。

④　前期課程及び後期課程の目的及び目標

中等教育学校の前期課程においては、中等普通教育を施すことを実現するために、中学校における教育と同一の目標の達成に努め、後期課程においては、高等普通教育及び専門教育を施すことを実現するために、中等教育学校における教育の目標の達成に努めなければならないものとすること。

⑤　中等教育学校の教科及び学科

中等教育学校の前期課程の教科並びに後期課程の学科及び教科に関する事項は、②及び④に従い、監督庁が定めるものとすること。

⑥　中等教育学校の教職員

中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員等の職員を置くものとすること。

⑦　同一の設置者が設置する中学校及び高等学校における一貫教育

同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、監督庁の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校教育と高等学校教育を一貫して施すことができるものとすること。

⑧　その他

中等教育学校に係る設置廃止の認可、就学義務の履行及び大学の入学資格並びに罰金の額の引き上げ等所要の規定を整備すること。

⑵　専修学校の専門課程の修了者の大学への編入学等

①　専修学校の専門課程のうち文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者は大学に編入学することができるものとすること。

②　大学の学生以外の者として大学において単位を修得した者が当該大学に入学する場合に、相当期間を修業年限に通算することができるものとすること。

2　施行期日等

⑴　この法律は、平成11年４月１日から施行すること。ただし、大学の単位の修得者が当該大学に入学する場合の修業年限に関する規定は平成10年10月１日から、中等教育学校設置のため必要な行為に関する規定は公布の日から施行すること。

⑵　中等教育学校設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができることとすること。

【附　帯　決　議】

政府及び関係者は、中高一貫教育の選択的導入に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1　中高一貫教育の導入は、新しい学校種を設けるなど今後の中等教育全体の改革の端緒となるものであることを踏まえ、児童・生徒や保護者のニーズ、地域の実情に十分に配慮して実施すること。

2　中高一貫教育の内容は、「ゆとり」のある学校生活の中で、生徒の個性や創造性を大いに伸ばすという本旨にのっとり検討され、受験準備に偏したいわゆる「受験エリート校」化など、偏差値による学校間格差を助長することのないように十分に配慮すること。

3　中高一貫教育の導入は、中等教育を多様化し、生徒や保護者の選択の幅を広げることを趣旨とするものであることに鑑み、大学の入学者選抜方法については、その学習成果が生かされるよう工夫改善に努めること。

4　中高一貫教育を行う公立の学校では、入学者の決定に当たって学力試験を行わないこととし、学校の個性や特色に応じて多様で柔軟な方法を適切に組み合わせて入学者選抜方法を検討し、受験競争の低年齢化を招くことがないように十分に配慮すること。

5　いわゆる連携型の中高一貫教育については、その有機的連携を可能ならしめるように十分に検討すること。

6　各都道府県等においては、中高一貫教育の導入に際して、「中高一貫教育研究会議」等を通じて、幅広い関係者による協議を行い、一貫教育の内容、入学者の決定方法、通学区の設定など地域の実情等を踏まえたものとなるように努めること。

7　国は、中高一貫教育の推進に係る実践研究事業の一層の充実に努めること。

8　児童・生徒が中高一貫教育を行う学校を実質的に選択できることとなるように、設置者の意向を踏まえ、必要な財政措置を講ずること。

9　中等教育における選択の幅が広がることに伴い、児童、保護者に対して十分な情報提供を行うとともに、小学校における進路指導の在り方についても検討すること。

10　本法施行に伴う学校教育法施行規則その他政省令の改正に当たっては、中高一貫教育の導入の趣旨及び本委員会における審議を十分に踏まえ、これを行うこと。

右決議する。

研究交流促進法の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要　旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

1　国は、国の研究に関し交流の促進を図るため、政令で定めるところにより、国以外の者であって、試験研究機関等その他の政令で定める国の機関と共同して行う研究に必要な施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものに対し、その者が当該施設において行った研究により得た記録、資料その他の研究の結果を国に政令で定める条件で提供することを約するときは、当該施設の用に供する土地の使用の対価を時価よりも低く定めることができるものとすること。

2　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第100号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）の人工衛星等の打上げの業務の円滑な推進及び確実な被害者保護に資するため、事業団が行う人工衛星等の打上げにより第三者に損害を生じた場合の損害賠償措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行お

うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害の賠償措置

⑴　事業団は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するため、主務大臣が定める金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行ってはならないこととすること。

⑵　事業団は、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関する特約を打上げ委託者とすることができることとすること。

2　事業団が保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行った場合等における罰則について必要な規定を設けること。

3　この法律は、公布の日から施行するものとすること。

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案（閣法第106号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、登録美術品公開契約（登録美術品の美術館への引渡し及びその公開を約する旨の契約）の締結を要件とする美術品の登録制度を導入し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　登録美術品制度の導入

⑴　美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができることとすること。

⑵　文化庁長官は、⑴の登録の申請があった場合において、当該申請に係る美術品が国の重要文化財に指定されたもの等であり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならないものとすること。

⑶　登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもって、その保管を行わなければならないものとすること。

⑷　文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあっせんに努めなければならないものとすること。

2　相続税の物納の特例

租税特別措置法の一部を改正し、税務署長は、相続税の納税義務者が物納の許可を申請しようとする場合において、当該物納に充てようとする財産が登録美術品であるときは、相続税法第41条第３項の規定にかかわらず、同条第１項の規定による物納を許可することができることとすること。

3　検討

政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行すること。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案（第140回国会衆第21号）

【要　旨】

本法律案は、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、スポーツ振興投票を行うことができるものとすること。

2　スポーツ振興投票の対象となるサッカーの試合の指定、投票券の発売、19歳未満の者及び関係者等による投票券の購入の禁止、払戻金の交付等、スポーツ振興投票の実施についての所要の規定を設けること。

3　スポーツ振興投票に係る収益について、地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設の整備に要する資金の支給に充てる等、その使途についての規定を設けること。

4　スポーツ振興投票の対象となるサッカーの試合を行うスポーツ振興投票対象試合開催機構についての所要の規定を設けること。

5　センターは、スポーツ振興投票に関する国民の理解を深めるため、情報の提供等の措置を講ずること。

6　地方公共団体等の行うスポーツ振興事業への支援に充てる金額の総額は、センターが収益のうちから国庫に納付する金額のおおむね３分の１相当額となるようにするものとすること。

7　罰則に関する所要の規定を設けること。

8　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、この法律施行後７年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らして、スポーツ振興投票制度の在り方について見直しを行うこと。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案委員会修正

【要　旨】

1　地方公共団体等の行うスポーツ振興事業に対する支援の強化

(1)　日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、スポーツ振興投票に係る収益をもって、地方公共団体が行うスポーツ振興事業に要する資金の支給に充てることができるものとすること。

(2)　センターは、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（以下「投票法」という。）の規定により地方公共団体又は地方公共団体の出資若しくは拠出に係るスポーツ団体に対する資金の支給の業務を行うに当たっては、その支給に充てる金額の総額がスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の３分の１に相当する金額となるようにするものとすること。

2　スポーツ振興投票の実施の停止

(1) 文部大臣は、センターが投票法（同法に基づく命令を含む。）若しくはスポーツ振興投票に係る日本体育・学校健康センター法の規定（これに基づく命令又は処分を含む。）に違反し、又はスポーツ振興投票の実施につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができるものとすること。

(2) 文部大臣は、スポーツ振興投票の実施が児童、生徒等の教育に重大な悪影響を及ぼしていると認めるときは、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴いて、センターに対し、スポーツ振興投票の実施の停止を命ずることができるものとすること。

3 スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する国会への報告その他情報の公開

(1) 文部大臣は、センターから毎事業年度のスポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書を受理し、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとすること。

(2) センターは、必要に応じ、スポーツ振興投票に係る収益から資金の支給を受けたスポーツ団体に対し、その資金の使途に関する情報の公開を求めるものとすること。

4 指定試合の公正を確保するための罰則の追加

(1) スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）の役職員又は機構の登録を受けた選手、監督、コーチ、審判員等の試合関係者のその担当する機構の業務に係る職務又はその関与する指定試合に関する収賄、加重収賄、事前収賄及び事後収賄を処罰するものとすること。

(2) (1)の賄賂についての必要的没収及び(1)に係る贈賄罪の規定を設けるものとすること。

(3) 指定試合においてその公正を害すべき方法による試合を共謀した者を処罰するものとすること。

5 その他

その他所要の規定の整理を行うものとすること。

【スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、スポーツが心身の健全な発達と、明るく豊かな社会の形成に寄与するものであることにかんがみ、スポーツ振興投票の実施等に当たっては、その適正な運営に万全を期すとともに、次の事項について特段に配慮すべきである。

1 スポーツ振興のための予算措置について今後もその充実を図るとともに、各省庁にまたがるスポーツ関係予算の有機的連携に努めること。

2 スポーツ振興のための適切な施策を講ずるため、スポーツ振興法第４条に規定するスポーツの振興に関する基本的計画について検討すること。

3 スポーツ振興投票券の発売に当たっては、青少年に悪影響を及ぼさないよう販売方法等について十分留意すること。

4 スポーツ振興投票の収益の配分に当たっては、国民が自主的、自発的に行うスポーツ活動の振興のために地域のスポーツクラブなど民間スポーツ団体の果たす役割の重要性に十分留意すること。また、地方においても、スポーツ振興投票の収益を活用し、地域

スポーツクラブ等の育成が促進されるように十分配慮すること。

5　障害のある人のニーズに対応したスポーツ環境の充実のため、関係各省庁の連携を十分図るとともに、スポーツ振興投票の収益の配分に当たっても適切に配慮すること。

6　保健体育審議会の委員の選任について本委員会に報告するなど、スポーツ振興投票制度の運営全般にわたって公正及び透明性を十分確保すること。

7　スポーツ振興投票制度を円滑に実施するため、社団法人日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）が適切かつ安定的な運営に努めるよう促すこと。

右決議する。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(第140回国会衆第22号)

【要　旨】

本法律案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、これに関連する業務を日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)の業務とする等の所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　センターの目的のうち、「スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助」を「スポーツの振興のために必要な援助」に改めること。

2　センターの業務として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を追加すること。

3　文部大臣は、センターのスポーツ振興投票等業務に係る事業計画等を認可しようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないものとすること。

4　センターは、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の２分の１に相当する金額を、国庫に納付しなければならないものとすること。

5　政府は、４の金額に相当する額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならないものとすること。

6　この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行の日から施行すること。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

日本体育・学校健康センターが国庫に納付しなければならない金額は、スポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益の３分の１（原案は２分の１）に相当する金額とすること。

【附　帯　決　議】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第140回国会衆第21号)と同一内容の附帯決議が行われている。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案(第140回国会衆第23号)

【要　旨】

本法律案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、必要な措置を講じようとするものであり、その内

容は次のとおりである。

1　国は、スポーツの水準の向上のための措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとすること。

2　国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プロスポーツの選手の高度な競技技術の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないものとすること。

3　この法律は、公布の日から施行すること。

【附　帯　決　議】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案(第140回国会衆第21号)と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※17	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 3	10. 3 19	10. 3.31 可決	10. 3.31 可決	10. 3.12 文教	10. 3.18 可決	10. 3.19 可決
18	日本育英会法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3.23	3.31 可決 附帯決議	3.31 可決	3.12 文教	3.18 可決 附帯決議	3.19 可決
29	原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案	〃	2.10	4.22	5.12 可決 附帯決議	5.13 可決	3.27 科学技術	4.10 可決 附帯決議	4.14 可決
			○10. 4.22 参本会議趣旨説明				○10. 3.27 衆本会議趣旨説明		
68	教育職員免許法の一部を改正する法律案	参	3. 3	4. 8	4.16 可決 附帯決議	4.17 可決	5.22 文教	6. 3 可決 附帯決議	6. 4 可決
73	平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案	衆	3 9	4.28	5.19 可決	5.20 可決	3.31 文教	4. 3 可決	4. 7 可決
77	学校教育法等の一部を改正する法律案	〃	3.10	5.25	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	5.14 文教	5.22 可決 附帯決議	5.22 可決
91	研究交流促進法の一部を改正する法律案	〃	3.13	5.13	5.21 可決	5.22 可決	4.21 科学技術	5. 6 可決	5. 7 可決
100	宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案	参	3.24	4. 9	4.23 可決	4.24 可決	5.12 科学技術	5.22 可決 附帯決議	5.28 可決
106	美術品の美術館における公開の促進に関する法律案	〃	4.14	4.17	4.23 可決	4.24 可決	5.26 文教	6. 3 可決 附帯決議	6. 4 可決

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への送付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
140／21	スポーツ振興投票の実施等に関する法律案	島村 宜伸君 外12名（9. 4.25）		10. 3.20	10 1.12	10. 3.17 修正 附帯決議	10. 3.20 修正	10. 4 24 文教	10. 5. 8 可決 附帯決議	10. 5 12 可決
140／22	日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名（9. 4.25）		3.20	1.12	3.17 修正 附帯決議	3.20 修正	4.24 文教	5. 8 可決 附帯決議	5.12 可決
140／23	スポーツ振興法の一部を改正する法律案	島村 宜伸君 外12名（9. 4.25）		3.20	1.12	3.17 可決 附帯決議	3.20 可決	4.24 文教	5. 8 可決 附帯決議	5.12 可決

【国民福祉委員会】

(1) 審議概観

第142回国会においては、本委員会から法律案１件を提出した。また、本委員会に付託された法律案は、内閣提出５件（うち本院先議３件）であり、いずれも可決ないし修正議決した。

このうち、**精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**（本委員会提出）、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**及び**検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案**（いずれも内閣提出、本院先議）は、衆議院厚生委員会において継続審議となった。

また、本委員会付託の請願74種類1,011件のうち、３種類55件を採択した。

国民福祉

〔法律案の審査〕

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案は、精神薄弱者福祉法等の法律において現在使用されている「精神薄弱」という用語について、知的な発達に係る障害の実態を的確に表していない、あるいは、精神・人格全般を否定するかのような響きがあり障害者に対する差別や偏見を助長しかねないといった問題点が指摘されており、関係団体等から、障害の状態を価値中立的に表現することができる用語に改めるべきであるという意見が表明されていた経緯を踏まえて、障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、この「精神薄弱」という用語を「知的障害」に改める必要があることから提出されたものである。委員会においては、草案趣旨説明が行われた後、全会一致で本委員会提出の法律案とされた。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（本院先議）は、最近における感染症の発生の状況、医学医術の進歩及び衛生水準の向上、患者等の人権の尊重等の要請、国際交流の進展等を踏まえ、明治30年の制定以来100年が経過した伝染病予防法を抜本的に見直そうというものであり、その内容は、総合的な感染症予防対策の推進を図るため、現行の伝染病予防法、性病予防法及び後天性免疫不全症候群の予防に関する法律を廃止するとともに、措置の対象となる感染症について類型を設けて見直し、感染症予防のための基本指針等の策定、感染症に関する情報の収集及び公表、感染症の類型に応じた健康診断、就業制限及び入院、感染症のまん延を防止するための消毒その他の措置を定め、また、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物について輸入検疫に関する制度を創設しようとするものである。

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（本院先議）は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策を推進する一環として、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の国内への侵入及びまん延を防止するため、検疫の対象となる疾病並びに隔離及び停留の方法及び手続を見直すとともに、検疫所において感染症に関する情報提供等を行うこととするほか、狂犬病の国内への侵入を防止するための検疫の対象に猫その他の動物を追加する等

の措置を講ずる必要があることから提出されたものである。

両法律案は、まず、本会議において趣旨説明が行われ、感染症対策の基本理念、過去の感染症対策への反省、感染症患者等の人権への配慮、感染症対策に係る人材育成の在り方等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、国立感染症研究所及び国立国際医療センターにおける実情調査、参考人（７名）からの意見聴取を行うとともに、感染症患者等の人権の尊重、感染症の新たな類型の定義、感染症の予防とまん延の防止に関する体制の確立、総合的な感染症予防対策の推進等について質疑が行われた。

質疑終局後、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案について、自由民主党の尾辻理事より、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して、病原体等の検査体制の整備、患者等の人権の配慮等に関する修正案が、また、日本共産党の西山委員より、法の基本理念における人権尊重の明確化等に関する修正案がそれぞれ提出され、討論の後、西山委員提出の修正案は賛成少数をもって否決、尾辻理事提出の修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対して、13項目の附帯決議を付した。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（本院先議）は、ドイツとの人的交流に伴って発生する両国の公的年金制度への二重加入等の問題を解決するため、本年４月、日独両政府が署名した協定（外交・防衛委員会に付託）を実施するために必要な国内の法整備を行おうとするもので、その内容は国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法について、被保険者の資格、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例その他必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給する措置を講ずる必要があることから提出されたものである。委員会においては、質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案は、高齢化の進展等に伴い、市町村国民健康保険における退職者に係る老人医療費拠出金が増大していること、老人加入率が著しく高い市町村国民健康保険の保険者数が増加していること等にかんがみ、医療保険制度等の抜本的な改革までの間、退職被保険者等に係る老人医療費拠出金について、その額の２分の１を退職者医療制度において負担することとし、また、老人加入率の上限を現行の100分の25から100分の30に改めるとともに、医療保険制度への信頼の確保と医療費の適正化に資するため、診療報酬の不正請求の防止のための措置及び医療法に基づく勧告に従わない場合について全部又は一部の病床を除外して指定を行う等の保険医療機関の指定制度の見直しの措置を講ずるほか、市町村国民健康保険の事務費負担金の見直し等の措置について、定める必要があることから提出されたものである。なお、衆議院において、施行期日につ

き、所要の修正が行われた。

本法律案は、まず、本会議において趣旨説明が行われ、社会保障関係費の歳出上限枠の見直し、医療保険制度の抜本改革の道筋等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、新潟市における地方公聴会、参考人（９名）からの意見聴取を行うとともに、財政構造改革法が改正される状況下での本法律案の妥当性、医療保険制度の抜本改革への取り組みの状況、老人医療費拠出金制度の在り方、病床過剰地域における病床指定の制限の是非、必要病床数の算定方法の見直し、保険医療機関への指導・監査の充実等について質疑が行われた。

質疑終局後、社会民主党・護憲連合の清水理事より、法案中の「医療保険制度等の抜本的な改革までの間」の意義の明確化、保険医療機関の病床の指定等に関する規定の適用に当たって配慮すべき事項等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、12項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

３月10日、小泉厚生大臣から所信を、政府委員から平成10年度厚生省関係予算概要説明を聴取した。

３月12日、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、社会保障関係費と国民負担率、医療保険制度抜本改革への取り組み、総合的少子化対策の推進、環境ホルモン対策等の問題が取り上げられた。

４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度厚生省関係予算を審査し、財政構造改革法の改正と社会保障関係費の在り方、薬価基準・診療報酬制度抜本見直しの方向、ダイオキシン対策、介護保険制度導入に向けた取り組み等について質疑が行われた。

６月18日、長野パラリンピック冬季競技大会の開会式前日（平成10年３月４日）における車いすダンス参加者に対する主催者側の対応の問題について、委員長及びこの問題についての各派代表者等による関係者からの事情聴取及び意見交換が行われたこと（５月26日）を受け、委員長からその概要を報告した。

また、小泉厚生大臣から、臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した（それぞれの報告書については委員会会議録の末尾に掲載することに決した）。

(2) 委員会経過

○平成10年１月14日（水）（第１回）

○理事を選任した。

○社会保障等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年３月10日（火）（第２回）

○厚生行政の基本施策に関する件について小泉厚生大臣から所信を聴いた。

○平成10年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○厚生行政の基本施策に関する件について小泉厚生大臣、政府委員、厚生省、科学技術庁、文部省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成10年３月19日（木）（第４回）

○**戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案**（閣法第32号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、外務省、総務庁、総理府及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第32号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし

○平成10年４月７日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について小泉厚生大臣、政府委員、文部省、環境庁、農林水産省、大蔵省、会計検査院及び法務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年４月10日（金）（第６回）

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月14日（火）（第７回）

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について小泉厚生大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月16日（木）（第８回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について小泉厚生大臣、政府委員、警察庁及び消防庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月21日（火）（第９回）

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本医師会常任理事	小池　麒一郎君
聖マリアンナ医科大学客員教授	清水　喜八郎君
弁護士	鈴木　　利廣君
全国ハンセン病療養所入所者協議会会長	高瀬　重二郎君
国立国際医療センター研究所所長	竹田　　美文君
明治大学法学部教授	新美　　育文君
大阪ＨＩＶ訴訟原告団代表	花井　　十伍君

○平成10年４月28日（火）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について小泉厚生大臣、政府委員、文部省、総務庁及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月30日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**（閣法第84号）
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）

以上両案について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案（閣法第84号）を修正議決し、
検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案（閣法第85号）を可決した。

（閣法第84号）		
（修正案）	賛成会派	自民、民主、公明、社民、自由
	反対会派	共産、二院
（修正部分を除いた原案）	賛成会派	自民、公明、社民、自由
	反対会派	民主、共産、二院
（閣法第85号）	賛成会派	自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
	反対会派	なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月７日（木）（第12回）

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○また、同法律案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○**社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**（閣法第108号）について小泉厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月12日（火）（第13回）

○**社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**（閣法第108号）について小泉厚生大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第108号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、二院
　　反対会派　なし

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年５月19日（火）（第14回）

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

全国市長会社会文教分科会委員長・大阪府守口市長	喜多　洋三君
全国町村会副会長・京都府園部町町長	野中　一二三君
日本労働組合総連合会生活福祉局長	桝本　純君
健康保険組合連合会東京連合会副会長・日本通運健康保険組合理事長	安岡　正泰君
上智大学文学部教授	山﨑　泰彦君
全国保険医団体連合会副会長・医師	河野　和夫君
鹿児島県医師会長	鮫島　耕一郎君
社会保険診療報酬支払基金理事長	末次　彬君
弁護士	濱　秀和君

○平成10年５月21日（木）（第15回）

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員、公正取引委員会、大蔵省、会計検査院及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成10年５月26日（火）（第16回）

○**精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**の草案について提案者尾辻秀久君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定し

た。

○平成10年５月28日（木）（第17回）

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年６月４日（木）（第18回）

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について小泉厚生大臣、政府委員、運輸省、文部省及び消防庁当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（閣法第31号）

（修正案）	賛成会派	自民、民主、公明、社民、二院
	反対会派	共産
（修正部分を除いた原案）	賛成会派	自民、社民、二院
	反対会派	民主、公明、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成10年６月18日（木）（第19回）

○長野パラリンピック冬季競技大会における車いすダンス参加者への対応に関する件について委員長から報告があった。

○臓器移植に関する件について小泉厚生大臣から報告を聴いた。

○請願第648号外54件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第19号外955件を審査した。

○社会保障等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要　旨】

本法律案は、近年の高齢化の進展等に伴い、市町村国民健康保険における退職者に係る老人医療費拠出金の増大、老人加入率が著しく高い市町村国民健康保険の保険者数の増加を踏まえ、医療保険制度等の抜本改革が行われるまでの間において、老人医療費拠出金について現行制度の下における所要の見直しを行うとともに、医療保険制度への信頼の確保と医療費の適正化に資するため、診療報酬の不正請求の防止のための措置及び病床過剰地域等における保険医療機関の指定の在り方等に関し必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直しに関する事項

医療保険制度等の抜本的な改革が行われるまでの間、市町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る分について、その額の２分の１を退職者医療制度を通

じて被用者保険において負担する。

2　老人加入率上限に関する特例の見直しに関する事項

医療保険制度等の抜本的な改革が行われるまでの間、老人医療費拠出金の算定に用いられる各保険者の老人加入率の上限を100分の30(現行100分の25)とする。

3　保険医療機関の指定等の取消しが行われた場合の再指定等を行わないことができる期間の延長に関する事項

保険医療機関の指定及び保険医の登録等の取消しが行われた場合に、都道府県知事が再指定等を行わないことができる期間を最長５年(現行最長２年)に改める。

4　診療報酬の不正請求に係る返還金に対する加算金の割合の引上げに関する事項

診療報酬の不正請求に係る返還金に対する加算金の割合を100分の40(現行100分の10)に改める。

5　保険医療機関の病床の指定等に関する事項

都道府県知事は、保険医療機関の指定の申請があった病院又は療養型病床群を有する診療所について、次のいずれかに該当するときは、病床の全部又は一部について保険医療機関の指定等を行わないことができるものとする。

⑴　医療法による病床過剰地域における都道府県知事の勧告に従わないとき

⑵　医師、看護婦その他の従業者の人数が医療法に定める数を勘案して厚生大臣の定める基準により算定した数に満たないとき

⑶　その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から当該病院等の病床の利用に関して保険医療機関として著しく不適当なところがあると認めるとき

6　国民健康保険組合等の予算の認可の見直しに関する事項

国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の予算についての都道府県知事の認可を届出に改める。

7　市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化に関する事項

市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化に伴い、所要の改正を行う。

8　その他所要の規定の整備

9　施行期日等

⑴　退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直しに関する事項　平成10年７月１日

⑵　老人加入率上限に関する特例の見直しに関する事項及び市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化に関する事項　公布の日（衆議院修正。原案では、平成10年４月１日）

⑶　保険医療機関の指定等の取消しが行われた場合の再指定等を行わないことができる期間の延長に関する事項、診療報酬の不正請求に係る返還金に対する加算金の割合の引上げに関する事項、保険医療機関の病床の指定等に関する事項及び国民健康保険組合等の予算の認可の見直しに関する事項　公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日

⑷　⑵の修正に伴い、平成10年度の老人医療費拠出金の額の算定等について所要の措置を講ずる（衆議院修正による追加）。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

1　「医療保険制度等の抜本的な改革までの間」とは、「平成12年度までのできるだけ早い時期に、医療保険制度等について抜本的な改革を行うための検討を行いその結果に基づいて必要な措置を講ずるまでの間」であることを明記すること。

2　政府は、保険医療機関の病床の指定等に関する規定の適用に当たっては、被保険者等医療を受ける者の必要を反映して、良質かつ適切な地域医療が確保されるよう十分配慮するとともに、その理由を明らかにする等、公正の確保及び手続の透明性の確保に努めるものとすること。

3　その他所要の整理を行うこと。

【附　帯　決　議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

1　医療提供体制、薬価基準制度、診療報酬制度、高齢者医療制度の抜本的な見直し等の医療保険制度等の抜本改革を、平成12年度に実施すること。とりわけ、市町村財政にとって大きな負担となっている国民健康保険制度の抜本改正について遅滞なく取り組むこと。

2　抜本改革に当たっては、保険者機能の在り方、医療情報の提供の推進、患者の権利擁護、医療費の地域間格差の是正など国民の立場に立った検討を加え、法制化も含めた必要な措置を講ずるよう努めること。さらに、社会保障制度に対する国民の信頼を損なうことのないよう、医療保険制度における給付と負担の公平化を図り、社会全体で支える仕組みを構築すること。

3　抜本改革に当たっては、科学的データに基づいた医薬品・医療技術の有用性等の再評価、高額医療機器の共同利用の推進、内外価格差の是正等についても検討すること。

4　老人医療費拠出金制度に係る今回の改正が暫定的な措置であることにかんがみ、高齢者医療・保険制度の具体的検討に直ちに着手すること。また、その検討に当たっては、高齢者の所得・資産・生活の実態を踏まえ、高齢者の保険料及び自己負担が過度な負担とならないよう留意し、低所得者への十分な配慮を行うとともに、自己負担、保険料、公費負担のそれぞれの在り方について検討すること。

5　政府管掌健康保険に係る国庫補助の繰入特例措置分及びその利子については、国及び政府管掌健康保険の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかな繰り戻しに努めること。

6　医療計画における必要病床数の算定方法について、急性期・慢性期用の病床の区分等を含めて検討を加え、地域間格差の是正に向けて見直しを行うとともに、それに沿って地域での診療機能にも配慮しながら都道府県における医療計画の見直しを行うこと。また、無医地区の解消、病床の偏在の是正を図り、より多くの地域住民が良質な医療を受けられるよう努めること。

7　医療法上の勧告と健康保険法上の病床制限に関する措置については、地域住民に必要な医療機関の参入を妨げない等、良質な医療を受ける機会を制約することとならぬよう十分留意し、その公平公正な運用の確保に努めるとともに、勧告に関する都道府県医療審議会の審議及び病床の指定制限に関する地方社会保険医療協議会の審議を公開する等手続の透明化を図ること。

8　保健医療福祉の総合的なサービス提供体制を確立するため、都道府県における医療計画の見直しに際しては、住民の意見反映に努めながら、今後策定される介護保険事業計画との整合性を図ること。また、住民の生活圏を考慮しつつ医療圏域、老人保健福祉圏域及び障害保健福祉圏域の整合性を図ること。

9　入院医療・看護の質を高めるため、看護要員の充実確保について所要の措置を推進すること。

10　審査及び指導監査の充実等、医療費の不正請求の防止、医療費の適正化を図るための対策を強化すること。また、これらを適正・円滑に進めるため、レセプト処理の効率化を図ること。

11　医療全般について、医学会や臨床現場の意見に耳を傾け、保険診療のルールとの整合性について検討を進めること。

12　医療現場の実情を把握し、円滑に国民に適切な医療が遂行できる環境づくりに努めること。

右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要　旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護の充実

⑴　障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、第１項症の場合、平成10年４月分から年額566万9,000円（現行年額560万2,000円）に増額する等とする。

⑵　遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成10年４月分から年額193万3,500円（現行年額190万8,800円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。

2　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護の拡充

国債（第５回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面100万円、５年償還の無利子の国債を支給する。

3　施行期日

この法律は、平成10年４月１日から施行する。

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第108号）（先議）

【要　旨】

国際化が進展する中で、日本人等が外国に一時的に派遣された場合に、日本と外国の年金制度に二重に加入しなければならないほか、外国の年金制度への加入期間が短いと年金

受給権に結びつかないなどの問題が生じている。このような問題の解決を図るため、ドイツ連邦共和国との間で、「社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」が締結された。

本法律案は、この協定を実施するため、日本国及びドイツ連邦共和国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　被保険者の資格等に関する特例

(1)　公的年金制度共通事項

次のいずれかに該当する者は、被保険者としない。

①　日本で就労する者であって、加入義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者（原則５年以内）。

②　ドイツで就労する者であって、加入義務に関するドイツ年金法令の規定の適用を受ける者（協定により加入義務に関するドイツ年金法令の規定の適用が免除される者（原則５年以内）を除く）。

(2)　国民年金に関する事項

(1)の①に該当する者について我が国の公的年金制度の適用が免除されている期間、その者に随伴する配偶者及び子も国民年金の被保険者としない。

2　給付の支給要件に関する特例

ドイツの年金制度へ保険料を納付した期間を有する者であって、公的年金制度の給付の受給資格要件を満たさない者について、次の特例を設ける。

(1)　ドイツ保険料納付期間等の算入

老齢厚生年金等の受給資格要件たる期間を満たさない者について、その者のドイツ保険料納付期間等を厚生年金保険の被保険者期間等に算入する。

(2)　障害厚生年金等の支給要件の特例

ドイツ保険料納付期間中に初診日又は死亡日がある者について、障害厚生年金等の支給要件に関する規定を適用する場合においては、当該初診日又は死亡日において公的年金制度の被保険者等であったものとみなす。

3　給付の額に関する特例

２の特例により初めて給付の受給資格要件を満たした者に支給する額について、次の特例を設ける。（老齢厚生年金や老齢基礎年金など加入期間に比例した額が支給される給付については特例を設けず、現行どおりの額を支給する。）

(1)　給付の額に関する期間比例計算

老齢厚生年金の加給等、厚生年金保険の被保険者期間等が一定期間を満たす場合に定額が支給される給付の額は、当該定額に厚生年金保険の被保険者期間等を当該一定期間で除して得た率を乗じて得た額とする。

(2)　給付の額に関する按分（あんぶん）計算

障害基礎年金等、被保険者期間等に関わらず定額が支給される給付の額は、当該定額をドイツ保険料納付期間と日本の年金制度に加入した期間とで按分（あんぶん）した額とする。

このほか、被保険者期間が300月に満たない場合の障害厚生年金等の額や障害共済年

金等の職域年金相当部分についても特例を設ける。

4　その他

ドイツ年金の申請書等を社会保険庁長官等が受理すること等、協定を実施するため必要な措置を設ける。

5　施行期日

この法律は、協定の発効日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※31	国民健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	10. 2.10	10. 4.30	10. 6. 4 修正附帯決議	10. 6. 5 修正	10. 3.31 厚生	10. 4.28 修正	10. 4.30 修正
			○10. 4.30 参本会議趣旨説明　○10. 3.31 衆本会議趣旨説明 ○10. 6 5 衆へ回付　○10. 6.10 衆同意						
※32	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	〃	2.10	3.17	3.19 可決	3.20 可決	3.11 厚生	3.13 可決	3.17 可決
84	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案	参	3.11	4.10	4.30 修正附帯決議	4.30 修正	5.21 厚生	継続審査	
			○10. 4.10 参本会議趣旨説明　○10. 5.21 衆本会議趣旨説明						
85	検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案	〃	3.11	4.10	4.30 可決附帯決議	4.30 可決	5.21 厚生	継続審査	
			○10. 4.10 参本会議趣旨説明　○10. 5.21 衆本会議趣旨説明						
108	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案	〃	4.24	4.30	5.12 可決	5 13 可決	5.13 厚生	5 15 可決	5.19 可決

・参議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
5	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案	国民福祉委員長 山本　正和君（10. 5.26）	10. 5.26	10. 5.27			10. 5.27 可決	10. 6.11 厚生	継続審査	

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件（うち本院先議１件)、本院議員提出２件、衆議院議員提出１件の合計７件であり、内閣提出４件を可決し、衆議院議員提出１件を修正議決した。

また、本委員会付託の請願16種類171件のうち、３種類59件を採択した。

〔法律案の審査〕

市民活動促進法案は、第139回国会に衆議院において熊代昭彦君外４名から提出され、翌第140回国会で同院において修正議決された後、本院において同国会及び第141回国会で継続審査になっていたものであり、その内容は、市民活動を行う団体に広く法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与しようとするものである。すなわち、団体への法人格の付与については簡便な認証方式を採用するとともに、その活動の是非を法人情報の開示等により市民の判断にゆだねるなど、行政庁の関与を必要最小限にとどめるほか、当該法人の税制上の取扱いについては基本的に「人格のない社団」と同じ扱いにすること等を規定している。

非営利法人特例法案は、第141回国会に本院の笠井亮君外２名から発議され、本院において継続審査になっていたものであり、営利を目的としない自主的な民間団体全般を対象とし、準則主義に則して法人格を付与することなどを規定している。

市民公益活動法人法案は、第141回国会に本院の山本保君外３名から発議され、本院において継続審査になっていたものであり、法人格付与に当たっていかなる分野の公益活動も排除しないこと、一定の基本基金の保有を義務づけることなどを規定している。

以上のいわゆるＮＰＯ関連３法案は、これまで旧内閣委員会に付託されていたが、委員会再編に伴い、今国会において、本委員会に付託されることとなったものである。

委員会においては、これら３法案は一括して審査に付され、民法法人との整合性、12項目に活動分野を限定したことの意義、法人格付与に準則主義を採ることの適否、法人に基本基金保有を義務づけることの是非、宗教活動や政治活動等を制限することの妥当性、法人認証に当たっての所轄庁の審査の在り方、「市民活動」という言葉の概念、暴力団等の団体を排除することの必要性、情報公開充実の必要性、行政庁の関与・監督の在り方、税制上の優遇措置の必要性等について質疑が行われた。

また、参考人として、日本ＮＰＯセンター常務理事・事務局長山岡義典君、弁護士福島瑞穂君、芸術文化振興連絡会議議長江見俊太郎君、経団連１％クラブ会長若原泰之君、日本民際交流センター代表秋尾晃正君、株式会社電通総研研究主幹伊藤裕夫君を招致し、意見の聴取と質疑が行われた。

一方、質疑における修正要求、参考人の意見、関係団体の要望等を踏まえ、理事会構成メンバーの間で修正協議が重ねられた。

これら３法案のうち市民活動促進法案に対する質疑を終局した後、自由民主党の海老原理事、狩野理事、民友連の笹野理事、今泉委員、公明の山本委員、社会民主党・護憲連合の大脇理事、新党さきがけの堂本委員の７名を代表して海老原理事より、市民活動促進法案に対する修正案が提出された。その内容は、第一に、この法律中の「市民活動」を「特定非営利活動」に、「市民活動法人」を「特定非営利活動法人」に、更に法律の題名の「市民活動促進法」を「特定非営利活動促進法」にそれぞれ改めるとともに、第二に、所轄庁に関する規定については、団体委任事務であることを一層明確化し、第三に、法人設立の認証に係る申請書の添付書類としての「誓約する書面」を「各役員が誓う旨の宣誓書の謄本」または「確認したことを示す書面」に改めるほか、認証の基準や情報公開に関する規定を新たに追加する等の９項目にわたるものであった。

次いで、この修正案に関し、「市民活動」を「特定非営利活動」に変更した理由、暴力団排除規定の解釈と運用の在り方等について質疑が行われた。

修正案に対する質疑を終局した後、修正案及び修正部分を除く原案に対し、自由民主党を代表して狩野理事、民友連の竹村理事、公明の山本委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇理事、日本共産党を代表して吉川理事、自由党を代表して都築委員、新党さきがけを代表して堂本委員より、賛成討論が行われた。

討論の後、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致で可決され、市民活動促進法案は修正議決された。

また、本法律案に対し、特定非営利活動の自主性の尊重、税制を含めた見直しへの取組、非営利法人制度の総合的な検討、省庁再編に当たっての責任ある推進体制の構築を内容とする４項目の附帯決議が行われた。

なお、市民活動促進法案は本会議において修正議決され、衆議院に送付されたが、その対案関係にある非営利法人特例法案及び市民公益活動法人法案は審査未了となった。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、国際情勢の変化等に伴い、今後においても駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が予想されることにかんがみ、現行の離職者対策を引き続き講ずる必要があるため、両臨時措置法についてその有効期限を５年間延長しようとするものである。

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案は、雇用を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するとともに、財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度等について、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の額等の見直し、失業等給付に要する費用に係る国庫負担の見直し等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上２法案は一括して審査に付され、現下の厳しい雇用失業情勢と今後の雇用対策への取組、雇用保険等に係る国庫負担の在り方、教育訓練・介護休業に係る給付内容充実の必要性、高年齢求職者給付金見直しの根拠、両臨時措置法を恒久法に改めない理由、沖縄米軍基地移設等に伴う雇用問題への対応策、沖縄における雇用環境の特殊性、漁業をめぐる国際情勢等について質疑が行われた。

両案に対する質疑終了後、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案については、全会一致で可決され

た。また、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案については、日本共産党による反対討論の後、多数で可決された。なお、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対し、高年齢者雇用・就業対策の充実等を内容とする３項目の附帯決議が行われた。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（本院先議）は、高齢化の進展、金融情勢の変化等に対応して、中小企業退職金共済制度の安定を図るため、退職金額等の見直しを行うとともに、同制度の有する老後所得確保機能の充実に資するため、商工会議所などが行う特定退職金共済制度との通算制度を創設するなど、所要の措置を講ずるものである。

委員会においては、中小企業退職金共済制度の役割とその加入促進策、資産運用の現状と低金利政策転換の是非、高齢化や雇用の流動化に対応した退職金制度の在り方、給付水準の低下が事業主や労働者に及ぼす影響等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数で可決された。なお、本法律案に対し、本制度の普及促進を図るための事業主団体等との連携強化等を内容とする３項目の附帯決議が行われた。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、社会保険労務士試験の安定的、効率的な実施体制の構築並びに行政事務の簡素合理化を図るため、同試験に係る事務を、合格の決定に関するものを除き、全国社会保険労務士会連合会に委託できることとするとともに、社会保険労務士の業務を拡充するなど、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、国家試験の民間委託に当たっての基準、試験制度の公平性・信頼性の確保策、いわゆる士（さむらい）業の業務独占の在り方、労働保険業務の現状と課題、現下の雇用情勢に対する認識と今後の対策等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

〔国政調査等〕

３月10日、伊吹労働大臣から所信を、渡邊労働大臣官房長から平成10年度労働省関係予算について説明を聴取し、３月12日、労働行政の基本施策について質疑を行った。

最近の雇用失業情勢と今後の対応、労働分野の構造改革の影響と対策、競争の促進と終身雇用制の在り方、育児・介護等に係る家庭と仕事の両立支援策等の必要性、精神障害者も含めた障害者雇用対策の推進、労働者派遣法改正の視点、ＩＬＯ第181号条約の批准に向けた国内法整備、労働基準法違反に対する労働基準監督署の対応、変形労働時間制の運用の実態、パート労働者への雇用保険の適用条件、余暇・家族・ボランティア等社会政策に関する各省の施策と予算、児童虐待の現状と対策、ＮＰＯ法成立に伴う所轄庁の今後の対応等の問題が取り上げられた。

なお、４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度労働省関係予算の審査を行い、雇用失業情勢の現状とその対策、若年者の高失業率の要因、中高年齢者の離職の現状とその対策、失業者の増加と雇用保険の収支の見通し、シルバー人材センター事業関係予算、職業能力評価制度の在り方、労働条件に関する紛争の解決援助のための体制整備、事業所内託児施設助成金の拡充等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年１月22日（木）（第１回）

○理事を選任した。

○労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。

○**市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）について発議者衆議院議員小川元君から趣旨説明を聴いた。

○**非営利法人特例法案**（第141回国会参第３号）について発議者参議院議員笠井亮君から趣旨説明を聴いた。

○**市民公益活動法人法案**（第141回国会参第５号）について発議者参議院議員山本保君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年１月27日（火）（第２回）

○**市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
非営利法人特例法案（第141回国会参第３号）
市民公益活動法人法案（第141回国会参第５号）

以上３案について発議者参議院議員笠井亮君、同山本保君、同戸田邦司君、同都築譲君、発議者衆議院議員小川元君、同河村建夫君、修正案提出者衆議院議員金田誠一君、政府委員、衆議院法制局、総理府、文化庁、文部省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成10年１月29日（木）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
非営利法人特例法案（第141回国会参第３号）
市民公益活動法人法案（第141回国会参第５号）

以上３案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本ＮＰＯセンター常務理事・事務局長	山岡　義典君
弁護士	福島　瑞穂君
芸術文化振興連絡会議議長	江見　俊太郎君
経団連１％クラブ会長	若原　泰之君
日本民際交流センター代表	秋尾　晃正君
株式会社電通総研研究主幹	伊藤　裕夫君

○平成10年２月３日（火）（第４回）

○**市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
非営利法人特例法案（第141回国会参第３号）
市民公益活動法人法案（第141回国会参第５号）

以上３案について発議者参議院議員山本保君、同吉岡吉典君、同都築譲君、同戸田

邦司君、発議者衆議院議員小川元君、同河村建夫君、同辻元清美君、修正案提出者衆議院議員金田誠一君、政府委員、郵政省、外務省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成10年２月５日（木）（第５回）

○**市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
非営利法人特例法案（第141回国会参第３号）
市民公益活動法人法案（第141回国会参第５号）
以上３案について発議者参議院議員山本保君、同戸田邦司君、発議者衆議院議員小川元君、同河村建夫君、同辻元清美君、修正案提出者衆議院議員金田誠一君、政府委員、衆議院法制局、厚生省、文部省、建設省、総理府及び参議院法制局当局に対し質疑を行った。

○平成10年２月26日（木）（第６回）

○**市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）
非営利法人特例法案（第141回国会参第３号）
市民公益活動法人法案（第141回国会参第５号）
以上３案について発議者衆議院議員小川元君、同辻元清美君及び修正案提出者衆議院議員金田誠一君に対し質疑を行い、
市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）について質疑を終局した後、同案に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者海老原義彦君、同大脇雅子君、同堂本暁子君及び同山本保君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年３月３日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。
○**市民活動促進法案**（第139回国会衆第18号）について討論の後、修正議決した。
（第139回国会衆第18号）
賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、さき
反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。

○平成10年３月10日（火）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。
○労働行政の基本施策に関する件について伊吹労働大臣から所信を聴いた。
○平成10年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第９回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
○労働行政の基本施策に関する件について伊吹労働大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成10年３月19日（木）（第10回）

○**中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案**（閣法第69号）について伊吹労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月24日（火）（第11回）

○**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について伊吹労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月27日（金）（第12回）

○**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について伊吹労働大臣、政府委員及び社会保険庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年３月31日（火）（第13回）

○**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について伊吹労働大臣、政府委員、文部省、厚生省、人事院、社会保険庁、水産庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）を可決した。
（閣法第13号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、さき
反対会派　なし

○**雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案**（閣法第12号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第12号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、さき
反対会派　共産
なお、附帯決議を行った。

○平成10年４月２日（木）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案**（閣法第69号）について伊吹労働大臣、政府委員及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第69号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、さき
反対会派　共産
なお、附帯決議を行った。

○平成10年４月７日（火）（第15回）

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（労働省所管）について伊吹労働大臣、政府委員、外務省及び総務庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年４月16日（木）（第16回）

○**社会保険労務士法の一部を改正する法律案**（閣法第71号）（衆議院送付）について伊吹労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月23日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。
○**社会保険労務士法の一部を改正する法律案**（閣法第71号）（衆議院送付）について伊吹労働大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第71号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派　なし
欠席会派　さき

○平成10年６月18日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。
○請願第655号外58件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第656号外111件を審査した。
○労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要　旨】

本法律案は、我が国における雇用を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応するとともに、財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度等において、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の見直し等の所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　雇用保険法の一部改正

(1)　教育訓練給付制度の創設

職務に必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められている中で、労働者の主体的な能力開発の取組を支援するため、自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた被保険者等に対し、費用の８割に相当する額（上限20万円）の「教育

訓練給付金」を支給する。

⑵　介護休業給付制度の創設

介護休業制度が平成11年度から義務化されることを踏まえ、労働者が介護休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助、促進するため、家族を介護するための休業を取得した被保険者に対し、休業前賃金の25%を限度として「介護休業給付金」を支給する。

⑶　高年齢求職者給付金の支給額等の見直し

①　65歳以降に離職した場合に支給される高年齢求職者給付金について、年金との整合性等を踏まえ、その支給額を概ね半分に引き下げる。

②　高年齢求職者給付金に要する費用に係る国庫負担について、年金との整合性等を踏まえ、平成10年度から廃止する。

⑷　失業等給付に要する費用に係る国庫負担の見直し

財政構造改革の趣旨を踏まえ、失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平成10年度以後当分の間、現在国庫が負担することとされている額の７割に相当する額とする。

２　船員保険法の一部改正

船員保険法についても雇用保険法の改正と同様、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の支給額の変更等の所要の改正を行うほか、失業保険金の所定給付日数等の改善を行う。

３　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、教育訓練給付制度の創設については、平成10年12月１日から、介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の支給額の変更及び船員保険における失業保険金等に係る改正については、平成11年４月１日から施行する。

【附　帯　決　議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

１　本格的な高齢社会の到来を迎え、65歳現役社会の実現を図るため、65歳までの継続雇用の推進等高年齢者雇用・就業対策の一層の充実強化に努めること。

２　労働者の自発的な職業能力開発の取組を支援するため、職業能力評価制度の一層の充実を図るとともに、教育訓練給付制度の充実について引き続き検討に努めること。

３　職業生活の円滑な継続並びに家庭生活との両立支援に資するため、育児休業及び介護休業の取得状況等を勘案しつつ、これら休業の取得促進を図るとともに、諸制度の充実について引き続き検討に努めること。

右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要　旨】

本法律案は、国際情勢の変動に即応する米国部隊の配備の変更や我が国の漁業をめぐる国際環境等に照らし、今後においても駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が予想され

ることにかんがみ、現行の駐留軍関係離職者等対策及び漁業離職者対策を引き続き実施するため、両臨時措置法についてその有効期限を延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を５年延長し、平成15年５月16日までとすること。

2　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を５年延長し、平成15年６月30日までとすること。

3　この法律は、公布の日から施行すること。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、高齢化の進展、金融情勢の変化等に対応して、中小企業退職金共済制度の安定及び充実を図るため、退職金額等の見直しを行うとともに、他の退職金共済制度との通算制度を設ける等の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　基本退職金の額の改定

予定運用利回りの見直しに伴い掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額を改定する。

2　他の退職金共済制度との通算制度の創設

労働者が、本制度加入企業と商工会議所等が行う特定退職金共済制度加入企業との間を移動した場合に、退職金を通算して支給を受けることができるよう制度を整備する。

3　分割支給制度の改善

退職金の受給方法について、現行の全額一時金払及び全額分割払に加え、新たに一時金払と分割払の併用の方法も選択できることとする。

4　退職金共済契約の申込手続の簡素化

退職金共済契約の申込みを行う際に申込金を添えることを要しないこととする。

5　施行期日

本法律は、平成11年４月１日から施行する。

【附　帯　決　議】

政府は、中小企業に働く労働者が比較的頻繁に労働移動する実情にかんがみ、中小企業退職金共済制度の運用に当たり、次の事項について特段の配慮を行うべきである。

1　本制度の普及促進を図るため、地方公共団体及び事業主団体等との連携を一層強化するとともに、増大するパートタイム労働者等に対する加入促進策を積極的に進めること。

2　本制度の安定に資するため、その資産運用について、その安全性と有利性の確保に一層努めるとともに、制度運営についての情報公開に努めること。

3　少子高齢社会に対応し退職金制度の有する労働者の老後保障機能の充実を図るため、適格退職年金等との通算について検討すること。

右決議する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要　旨】

本法律案は、社会保険労務士試験の安定的、効率的な実施体制を構築するとともに、政府の規制緩和推進計画に基づいて行政事務の簡素合理化を図るため、社会保険労務士試験の実施に関する事務を、合格の決定に関するものを除き、外部に委託できることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　社会保険労務士試験の試験事務の外部委託

⑴　主務大臣（厚生大臣及び労働大臣）は、社会保険労務士試験の試験事務を、合格の決定に関するものを除き、全国社会保険労務士会連合会に行わせることができることとする。

⑵　同試験事務を連合会に行わせる場合、試験事務に従事する役員等に秘密保持義務を課すこと等、試験事務の適正な実施確保のための規定の整備を行う。

2　社会保険労務士制度の充実

⑴　社会保険労務士は、労働社会保険諸法令に基づく不服申立てに関する代理を行うことができることとする。

⑵　社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士がこの法律等に違反するおそれがあると認めるときは、注意勧告をすることができることとする。

3　施行期日

この法律は、平成10年10月１日から施行する。

市民活動促進法案（第139回国会衆第18号）

【要　旨】

本法律案は、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与するため、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　本法律において「市民活動」とは、次に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

⑴　保健、医療又は福祉の増進を図る活動（衆議院において「保健福祉」を「保健、医療又は福祉」に修正）

⑵　社会教育の推進を図る活動

⑶　まちづくりの推進を図る活動

⑷　文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

⑸　環境の保全を図る活動（衆議院において「地球環境」を「環境」に修正）

⑹　災害時の救援の活動

⑺　地域安全活動

⑻　人権の擁護又は平和の推進を図る活動

⑼　国際協力の活動

⑽　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

⑾　子どもの健全育成を図る活動

⑿　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（衆議院修正により追加）

2　本法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、次のいずれにも該当する団体であって、本法律の定めるところにより設立された法人をいう。

⑴　次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

①　社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。（衆議院において「及び会員」を削除）

②　役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の３分の１以下であること。

⑵　その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

①　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

②　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

③　特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。

3　市民活動法人は、その行う市民活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益事業を行うことができる。

4　市民活動法人の所轄庁は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、２以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあっては、経済企画庁長官とする。

5　市民活動法人を設立しようとする者は、定款、役員に係る書類等の一定の書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

6　所轄庁は、認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び申請年月日等の事項を公告するとともに、定款、役員名簿等の書類を申請書を受理した日から１月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

7　所轄庁は、認証の申請が本法律の基準に適合すると認めたときは、その設立を認証しなければならない。

8　市民活動法人は、事業報告書等を作成して事務所に備え置き、社員その他の利害関係人に閲覧させるとともに、その写しを所轄庁に提出し、所轄庁は、請求があった場合これを閲覧させなければならない。

9　所轄庁は、市民活動法人が法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該市民活動法人に対し、業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は立入検査をすることができる。

10　所轄庁は、市民活動法人がその要件を欠くに至ったと認めるときその他法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民活動法人に対し、改善を命ずることができる。

11　所轄庁は、市民活動法人が改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき又は３年以上にわたって所轄庁に事業報告書等の提出を行わないときは、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

12　所轄庁は、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経な

いでも当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

13　市民活動法人に対する税法上の規定の適用については、人格のない社団等とみなす。

14　本法律の規定に違反した者等に対する所要の罰則を設ける。

15　本法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

16　市民活動法人制度については、本法律施行後３年以内に検討を加え、必要な措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、前掲のほか、報酬を受ける社員の数が３分の１以下であることを市民活動法人の要件とする規定、設立の認証の際に経済企画庁長官が当該市民活動法人が行う事業の所管大臣に意見を求めることができるとする規定、市民活動法人が法令等に違反している等の疑いがあると思料する者は、何人も所轄庁に申し出ることができるとする規定等を削除する等の修正が行われた。

市民活動促進法案委員会修正

【要　旨】

1　本法律案のうち、「市民活動」を「特定非営利活動」に、「市民活動法人」を「特定非営利活動法人」に改めるとともに、題名の「市民活動促進法」を「特定非営利活動促進法」に改める。また、目的に関する規定中「市民に開かれた自由な社会貢献活動」とあるのを「市民が行う自由な社会貢献活動」に改める。

2　特定非営利活動法人の定義に関する規定中、特定の公職の候補者等若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに「反対するものでないこと」とあるのを、「反対することを目的とするものでないこと」に改める。

3　所轄庁に関する規定について、団体委任事務であることを明確化するため、「その事務所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのを「その事務所が所在する都道府県の知事」に改める。

4　設立の認証に係る申請書の添付書類のうち、特定非営利活動法人の役員が本法律の定める欠格事由に該当しないこと等を「誓約する書面」については、「各役員が誓う旨の宣誓書の謄本」に改め、また、当該法人が宗教活動を主たる目的としない等の要件に該当することを「誓約する書面」については、「確認したことを示す書面」に改める。

5　認証の申請に係る添付書類の縦覧期間を１箇月間から２箇月間に延長する。

6　認証の基準として、申請に係る特定非営利活動法人が「暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと」を追加する。

7　経済企画庁長官の所轄に係る特定非営利活動法人は、同長官に事業報告書等の書類の写しを提出しなければならないこととし、同長官はこれらの写しを当該法人の事務所が所在する都道府県の知事に送付しなければならないこととするとともに、送付を受けた知事は、これらの写しを、条例の定めるところにより、閲覧させることができる旨の規定を追加する。

8　報告及び検査に関する規定中「立入検査」とあるのを「検査」に改める。

9　別表に掲げる活動のうち「災害時の救援の活動」とあるのを「災害救援活動」に改める。

【附　帯　決　議】

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

1　この法律の施行に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由に配意し、特定非営利活動の自主性を損なうことのないよう努めること。

2　特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して２年以内に検討し、結論を得るものとすること。

3　民法第34条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとすること。

4　中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※12	雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案	衆	10. 1.30	10. 3.24	10. 3.31 可決 附帯決議	10. 3.31 可決	10. 3.13 労働	10. 3.20 可決 附帯決議	10. 3.24 可決
※13	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	1.30	3.24	3.31 可決	3.31 可決	3.13 労働	3.20 可決	3.24 可決
69	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	参	3. 3	3.17	4. 2 可決 附帯決議	4. 3 可決	4.10 労働	4.17 可決 附帯決議	4.21 可決
71	社会保険労務士法の一部を改正する法律案	衆	3. 6	4.16	4.23 可決	4.24 可決	4. 7 労働	4.10 可決	4.14 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
141／3	非営利法人特例法案	笠井 亮君 外2名（9.10.13）			10. 1.12	未了				
141／5	市民公益活動法人法案	山本 保君 外3名（9.12. 5）			1.12	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への送付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
139／18	市民活動促進法案	熊代 昭彦君 外4名（8.12.16）		10. 3. 4	10. 1.12	10. 3. 3 修正 附帯決議	10 3 4 修正	10. 3.11 内閣	10. 3.17 可決 附帯決議	10. 3.19 可決

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議２件)、衆議院農林水産委員会提出１件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願13種類34件のうち、４種類10件を採択した。

なお、深刻な食糧不足状態にあるインドネシアに対して米の食糧支援を早期に具体化すべきである旨の**インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議**を行うとともに、平成10年度畜産物価格の決定に当たり、**畜産物価格等に関する決議**を行っている。

〔**法律案の審査**〕

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、水産加工業の一層の体質強化のために必要な資金の貸付けに係る措置を講じるとともに、本法の有効期限を平成15年３月31日まで５年間延長しようとするものである。**真珠養殖事業法を廃止する法律案**は、最近における我が国の真珠産業をめぐる状況の変化に対応するとともに、規制緩和を推進する観点から、平成11年１月１日をもって真珠養殖事業法を廃止しようとするものである。なお、両法律案は参議院先議として提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、水産加工業の振興策、融資制度の在り方、ＨＡＣＣＰ方式導入への具体的対応策、真珠養殖事業法廃止後の民間検査の在り方、真珠養殖事業等に対する振興方策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致で可決された。次に、真珠養殖事業法を廃止する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、災害復旧事業として国の補助の対象とする工事の費用の最低額を引き上げるとともに、災害にかかった箇所が連続している場合において、１箇所の工事とみなすことができる間隔を拡大しようとするものである。**青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**は、最近における農業就業人口の減少にかんがみ、農業の担い手の確保に資するため、就農支援資金の貸付け等新規就農者に対する支援措置の対象者の拡大を図ろうとするものである。**主要農作物種子法の一部を改正する法律案**は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及について、地方分権推進委員会第２次勧告を踏まえ、地域の実情に応じた自主的、弾力的な推進を図るため、ほ場審査等に要する都道府県の経費に対する国の補助を廃止しようとするものである。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、農地の防災対策、災害復旧に係る農

家負担への影響、中高年新規就農者の農政における位置付け、農地の取得方策、技術研修の在り方、優良種子の普及・供給体制等について質疑が行われた。

質疑を終了し、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。次に、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、全会一致で可決された。なお、６項目の附帯決議が行われた。次に、主要農作物種子法の一部を改正する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案は、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、国の基本方針の策定、高度化計画の認定を行う法人の指定等について定めるとともに、高度化計画に従って施設の整備を行う事業者に対し、金融・税制上の支援措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、ＨＡＣＣＰ手法の導入に伴う関連産業への影響、中小零細事業者の支援対策、輸入種子の防疫体制等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、６項目の附帯決議が行われた。

農地法の一部を改正する法律案は、地方分権の推進及び行政事務の基準の明確化を図るため、２ヘクタールを超え４ヘクタール以下の農地転用の許可権限を都道府県知事へ委譲するとともに、農地転用の許可基準を法定する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、優良農地の確保対策、都道府県知事への転用許可権限委譲に伴う運用の在り方、農地法の基本理念である耕作者主義の堅持等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、３項目の附帯決議が行われた。

種苗法案は、植物の新品種の保護に関する新たな国際条約の締結に伴い、品種登録制度について、育成者権その他登録品種に関する権利を設定することにより新品種の育成者の権利を拡充するとともに、対象となる農林水産植物の範囲の拡大、品種登録の要件及び手続の整備等を行うため、現行種苗法の全部を改正しようとするものである。

委員会においては、新品種育成の促進、審査体制の強化、農業者の行う自家増殖の取扱い、品種登録制度と特許制度との関係等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

衆議院農林水産委員会提出の**漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案**は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併をより一層促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を平成15年３月31日まで５年間延長しようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長から趣旨説明を聴取し、討論の後、賛成多数で可決された。

〔決議〕

本委員会は、３月13日、深刻な食糧不足状態にあるインドネシアに対して米の食糧支援を早期に具体化すべきである旨の**インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議**を行った。

また、３月25日、加工原料乳保証価格については、再生産の確保を旨として適正に決定

することなど５項目にわたる**畜産物価格等に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

３月10日、平成10年度の農林水産行政の基本施策について、島村農林水産大臣から所信を聴取し、12日にこれに対する質疑を行った。この中で、食料・農業・農村基本問題調査会における検討状況、食料自給率、平成10年度農林水産関係予算、次期ラウンド交渉への対応方針、ＯＥＣＤ農業大臣会合の結果、インドネシアに対する食糧支援、中山間地域対策、グリーンツーリズムの推進方策、都市農業対策、環境と調和した農業への取組、農業における教育の重要性、遺伝子組換え食品の表示についての検討状況、食品の衛生管理対策、卸売市場の現状、新たな米政策の下での生産調整の在り方、米の備蓄問題、日韓漁業協定などが取り上げられた。

また、３月25日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、農業政策における畜産の位置付け、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に対する現在の農林水産省の取組、生産費調査における家族労働の評価、畜産環境対策、指定生乳生産者団体の広域化、口蹄疫、狂牛病等の伝染病の現状と我が国の対応、飼料穀物の備蓄、牛乳の表示の在り方、搾乳牛頭数の現状、交雑種と乳用種の子牛の価格差などについて質疑が行われた。

なお、４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度農林水産省関係予算の審査を行い、食料・農業・農村基本問題調査会における検討状況、食料自給率の現状及びその向上のための方策、次期ラウンド交渉の展望、ＯＥＣＤ農業大臣会合及び５カ国農相会議の結果、ＷＴＯ協定上の「緑の政策」の現状、インドネシアに対する食糧支援、新たな食糧支援体制の検討状況、農林水産省のＯＤＡ関係予算、農業協同組合における経営管理委員会の導入状況、小規模企業共済制度の取扱窓口として農協を活用することの可能性、ほ場整備事業の目的と効果、土地改良事業負担金の軽減策、中山間地域における広域支援活動事業、農業者年金基金に対する会計検査院の改善要求、農業後継者問題、酪農ヘルパーの現状、卸売業者の経営状況及び支援策、緑のオーナー制度の実績、海外漁業協力財団に対する行政監察結果への対応方針、沖縄農業の振興策などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年１月23日（金）（第１回）

○理事を選任した。

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年３月10日（火）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成10年度の農林水産行政の基本施策に関する件について島村農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第３回）

○平成10年度の農林水産行政の基本施策に関する件について島村農林水産大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○**原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第56号）

真珠養殖事業法を廃止する法律案（閣法第57号）

以上両案について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月13日（金）（第４回）

○**原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第56号）

真珠養殖事業法を廃止する法律案（閣法第57号）

以上両案について島村農林水産大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）を可決した。

（閣法第56号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、無
反対会派　なし
欠席会派　二院

なお、附帯決議を行った。

真珠養殖事業法を廃止する法律案（閣法第57号）について討論の後、可決した。

（閣法第57号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、無
反対会派　共産
欠席会派　二院

なお、附帯決議を行った。

○**インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議**を行った。

○平成10年３月24日（火）（第５回）

○**農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第19号）（衆議院送付）

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

主要農作物種子法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上３案について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月25日（水）（第６回）

○畜産物等の価格安定等に関する件について政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を

行った。

○**畜産物価格等に関する決議**を行った。

○平成10年３月27日（金）（第７回）

○**農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第19号）（衆議院送付）

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

主要農作物種子法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）

以上３案について島村農林水産大臣、政府委員、厚生省、自治省及び消防庁当局に対し質疑を行った。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第19号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、無
反対会派　共産
欠席会派　二院

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第20号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、無
反対会派　なし
欠席会派　二院

なお、附帯決議を行った。

主要農作物種子法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第42号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、無
反対会派　共産
欠席会派　二院

○**漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案**（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長北村直人君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第10号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、無
反対会派　共産
欠席会派　二院

○平成10年４月７日（火）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）

平成10年度特別会計予算（衆議院送付）

平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について島村農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、外務省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年４月14日（火）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案**（閣法第65号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年４月16日（木）（第10回）

○**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案**（閣法第65号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

東京都立衛生研究所理化学部長	小久保彌太郎君
社団法人日本缶詰協会常務理事兼研究所長	森　　光國君
ハナマルキ株式会社代表取締役社長	花岡　　俊夫君

○平成10年４月24日（金）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○**食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案**（閣法第65号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第65号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、無
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二院

なお、附帯決議を行った。

○**農地法の一部を改正する法律案**（閣法第74号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月28日（火）（第12回）

○**農地法の一部を改正する法律案**（閣法第74号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第74号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、二院、無
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成10年５月14日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○**種苗法案**（閣法第83号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月21日（木）（第14回）

○**種苗法案**（閣法第83号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣、政府委員及び外務省

当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第83号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、無
反対会派　なし
欠席会派　二院

○平成10年６月17日（水）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第241号外９件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第20号外23件を審査した。

○農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要　旨】

本法律案は、農林水産業施設の災害復旧を取り巻く状況の変化に対応し事業の効率的な実施を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　災害復旧事業として国の補助の対象とする工事の費用の最低額を１箇所当たり30万円から40万円に引き上げることとする。

2　災害にかかった箇所が連続している場合において、１箇所の工事とみなすことができる間隔を、100メートル以内から150メートル以内に、漁港施設にあっては50メートル以内から100メートル以内に、拡大することとする。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要　旨】

本法律案は、最近における農業就業人口の減少にかんがみ、農業の担い手の確保に資するため、就農支援資金の貸付け等新規就農者に対する支援措置の対象者の拡大を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　新規就農者に対する支援措置の対象者として、青年以外の者で近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有するものを追加することとする。

2　青年以外の者を就農支援措置の対象とすることに伴い、本法の題名を「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改めるとともに、目的規定において、確保すべき農業者の範囲を青年農業者に限定しないこととする。

3　就農促進方針、就農計画、都道府県青年農業者育成センター等に関する規定について、青年以外の者を就農支援措置の対象とすることに伴い、所要の整備を行うこととする。

【附　帯　決　議】

近年における農業就業者の急速な減少と高齢化の進行、ウルグァイ・ラウンド農業合意等による農業経営環境の厳しさの増大に対処して、次代を担う経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業の担い手を確保・育成することが農政における喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業の担い手、とりわけ新規就農者の確保・育成に資するため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

1　今回新たに貸付対象となる中高年齢者の就農計画の認定等に当たっては、地域における農業の実情を十分踏まえた運用が行われるよう指導すること。

2　研修受入れの農家、農業大学校等の関係機関における指導者の養成及び資質の向上、研修施設の整備等に対する支援を充実すること。

3　ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策として創設された就農支援資金の貸付状況にかんがみ、今後とも本資金の一層の効果的な活用に努めるとともに、新たな農政の指針の策定に当たり、就農促進のための総合的な対策の在り方について引き続き検討を行うこと。

4　研修終了後の営農が円滑に行われるよう、他の金融・補助制度との連携に配慮しつつ、支援に努めること。

5　都道府県、市町村、青年等農業者育成センター、新規就農ガイドセンター等の関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ個々のニーズに合致した弾力的な新規就農支援活動を行うよう指導すること。

6　農業後継者として就農しようとする青年及び女性が意欲と希望を持って取り組めるよう、魅力ある農業の実現に積極的に努めること。

右決議する。

主要農作物種子法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要　旨】

本法律案は、主要な農作物の優良な種子の生産及び普及について、地方分権推進委員会第２次勧告を踏まえ、地域の実情に応じた自主的、弾力的な推進を図るため、ほ場審査等に要する都道府県の経費に対する国の補助を廃止しようとするものである。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、水産加工業の一層の体質強化のために必要な資金の貸付けに係る措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　題名の改正

法律の題名を「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」に改めることとする。

2　法律の有効期限の延長

法律の有効期限を５年間延長し、平成15年３月31日までとすることとする。

3　外国政府による衛生規制強化への対応

外国政府による水産加工品の衛生に係る規制の強化に即応して緊急に行われる水産加工施設の改良等に必要な資金について、平成11年３月31日までの間、農林漁業金融公庫等が水産加工業を営む者等に対して貸付けを行うことができることとする。

【附　帯　決　議】

水産加工業を取り巻く状況は、国際的な水産資源の保全及び管理の強化による原材料の供給事情の悪化に加え、加工品の輸入も引き続き増加する傾向にある。さらに、米国におけるＨＡＣＣＰ方式の導入等、水産加工品の安全性確保のための衛生規制の強化により、我が国の水産加工品貿易に著しい影響を及ぼすことが懸念されている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

1　本融資制度については、今後とも漁業生産及び加工利用の実情等に即し、貸付対象魚種及び地域を見直す等、制度運用の改善に努めること。

2　我が国の水産加工業は、中小・零細企業が大部分を占めることから、組織化・共同化を推進し、経営基盤の強化に努めること。

3　食品の安全性志向の高まりに対応するため、我が国水産加工業の実情に配慮しつつ、新たな衛生管理手法であるＨＡＣＣＰ方式の円滑な導入を図ること。

4　水産資源の保全及び管理の強化により、水産加工原材料の安定的確保にも資するよう、漁獲可能量制度の適切な運用を図ること。

5　水産資源の有効利用を促進するとともに、消費者ニーズに的確に対応するため、水産加工技術の高度化を推進すること。

6　環境問題への関心が高まる中で、水産加工廃棄物の再生利用の促進を図るとともに、環境への負荷を軽減するための技術開発を推進すること。

右決議する。

真珠養殖事業法を廃止する法律案（閣法第57号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における我が国の真珠産業をめぐる状況の変化に対応するとともに、規制緩和を推進する観点から、平成11年１月１日をもって真珠養殖事業法を廃止しようとするものである。

【附　帯　決　議】

真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業は、戦前から現在に至る我が国経済の向上と輸出の振興に大きく貢献し、真珠養殖事業法は、国営検査等を通じて国産真珠の輸出の振興に重要な役割を果たしてきた。

よって政府は、本法を廃止するに当たり、今後の真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業の一層の発展に資するよう、次の事項の実現に努めるべきである。

1　廃止される国営検査に代わり、民間による検査を行うに当たっては、真珠の品質が確保されるよう、十分な指導を行うこと。

2　真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業については、現在の真珠をめぐる厳しい状況にかんがみ、安定した経営が維持できるよう、必要な支援措置を講じること。

3　一昨年秋に各地で発生したアコヤ貝のへい死事件については、今後の対応策の確立に向けた研究調査を推進するとともに、漁場環境の保全対策に万全を期すること。

右決議する。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案（閣法第65号）

【要　旨】

本法律案は、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、国の基本方針の策定、高度化計画の認定を行う法人の指定等について定めるとともに、高度化計画に従って施設の整備を行う事業者に対し、金融・税制上の支援措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　厚生大臣及び農林水産大臣は、食品の製造過程の管理の高度化の基本的な方向等を明らかにする基本方針を策定することとする。

2　厚生大臣及び農林水産大臣は、食品の製造過程の実態に応じた製造過程の管理の高度化に関する基準の作成及び個々の事業者の製造過程の管理の高度化に関する計画の認定の業務を適確かつ円滑に行うことができると認められる事業者団体を、指定認定機関として指定することができることとする。

3　指定認定機関は、食品の種類ごとに高度化基準を作成し、基本方針に照らし適切である旨の厚生大臣及び農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

4　事業者は、食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに高度化計画を作成し、高度化基準に適合する旨の指定認定機関の認定を受けることができることとし、この高度化計画に従って施設の整備を行う事業者に対し、農林漁業金融公庫からの長期低利資金の貸付け等、金融・税制上の特例措置を講ずることとする。

5　食品の製造過程の管理の高度化を緊急に促進するための臨時的な措置である本法律は、施行の日から５年以内に廃止するものとする。

【附　帯　決　議】

最近における国民の食品の安全性に対する関心の高まり等を背景に、我が国の食品製造業は、ＨＡＣＣＰ手法の導入等、食品の衛生・品質管理の高度化を求められている。

しかしながら、中小零細企業が大半を占める食品製造業は、近年の景気の停滞、加工食品の輸入増大等により、非常に厳しい状況に直面している。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　ＨＡＣＣＰ手法の導入を図るに当たっては、我が国の食品製造業の厳しい経営実態を踏まえ、関係事業者に対する啓発、人材の育成等所要の支援措置を講ずるとともに、今後とも、本法の目的が十分達成されるよう配慮すること。

また、ＨＡＣＣＰ手法の導入に伴う施設整備が過度の製造コストの増大につながることのないよう、きめ細かい指導を行うこと。

2　指定認定機関の指定、高度化基準及び試験研究計画の認定が適切かつ迅速に実施されるよう努めること。

また、事業者団体が行うＨＡＣＣＰ手法に関する試験研究を積極的に支援すること。

3　指定認定機関として指定された事業者団体に対しては、高度化基準の作成及び高度化計画の認定業務が適切に実施されるよう、指導・監督を行うこと。

4　食品製造業へのＨＡＣＣＰ手法の導入と併せ、生産から流通、消費に至る各段階における食品の衛生・品質管理の促進に努めること。

5　食品産業の廃棄物の減量化・再資源化等への取組を支援するとともに、適正処理のための新技術の開発・普及に努めること。

6　フードシステムの高度化を推進することにより、食品産業の競争力の強化と国産農林水産物の利用拡大を図ること。

右決議する。

農地法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要　旨】

本法律案は、地方分権の推進及び行政事務の基準の明確化を図るため、２ヘクタールを超え４ヘクタール以下の農地転用の許可権限を都道府県知事へ委譲するとともに、農地転用の許可基準を法定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　２ヘクタールを超え４ヘクタール以下の農地転用の許可権限を農林水産大臣から都道府県知事へ委譲することとする。

都道府県知事は、当分の間、２ヘクタールを超える農地についての転用許可をしようとする場合は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならないこととする。

2　従来通達で定められていた農地転用の許可基準を法律に規定することとする。

【附　帯　決　議】

最近における我が国農業は、食料自給率の低下、国際化の進展に伴う農産物輸入量の増大、農業就業人口の急速な減少と高齢化の進行、転用や耕作放棄に伴う農地面積の減少等極めて厳しい状況に置かれている。

現在、21世紀に向けて新たな食料・農業・農村政策が検討されているが、その中で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保と有効利用の促進が重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　近年における農地の減少にかんがみ、食料安全保障体制強化の観点から必要な農地の確保に遺憾なきを期すること。

また、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加に対処するため、同地域が有する国土・自然環境の保全等公益的・多面的機能が発揮されるよう施策の充実に努めること。

2　本法に基づく農地転用許可制度、農業振興地域の整備に関する法律、地域整備関連の諸法律等の運用に当たっては、無秩序な開発の防止に努め、優良農地の確保に万全を期するよう厳正に対処すること。

3　農地転用許可基準の法定化について、関係者にその趣旨・内容が周知徹底されるよう指導すること。

右決議する。

種苗法案（閣法第83号）

【要　旨】

本法律案は、植物の新品種の保護に関する新たな国際条約の締結に伴い、品種登録制度について、育成者権その他登録品種に関する権利を設定することにより新品種の育成者の権利を拡充するとともに、対象となる農林水産植物の範囲の拡大、品種登録の要件及び手続の整備等を行うため、現行種苗法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　品種登録制度の対象とする植物の範囲を拡大し、栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類についてはすべてを、その他の植物については政令で指定するものを対象とすることとする。

2　品種登録の要件を緩和し、品種登録出願の日から１年をさかのぼった日までの間の出願品種の譲渡は品種登録を妨げる事由とはならないこととする。

3　育成者の権利を法律上明確に育成者権として規定し、育成者権は品種登録により生ずることとするとともに、その存続期間は、原則として20年、果樹等の永年性植物については25年に延長することとする。

4　育成者権者は、登録品種等を業として利用する権利を専有することとし、この利用行為として、種苗の生産、調整、譲渡の申出、譲渡、輸出、輸入及びこれらの行為のための保管並びに種苗段階で権利を行使する適当な機会がなかった場合の収穫物に関する同様の行為を定めることとする。

　また、登録品種のわずかな特性のみを変化させた品種の利用についても育成者の権利が及ぶこととする。

5　農業者の行う自家増殖については、一部の栄養繁殖をする植物である場合及び契約で特に定めがある場合を除き、育成者権者の許諾を必要としないこととする。

　また、育種素材として登録品種を利用することについても育成者権者の許諾を必要としないこととする。

6　品種登録出願があった場合には、その内容を公示して出願公表を行うこととするとともに、出願公表から登録までの間の出願品種等の利用に対し、出願者が警告をしたときは、品種登録後に、補償金を請求することができる仮保護の制度を設けることとする。

7　昭和56年改正時からの物価上昇等を考慮して、出願料及び登録料の改定を行うこととする。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要　旨】

本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併をより一層促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　題名の改正

　法律の題名を「漁業協同組合合併促進法」に改めることとする。

2　基本構想及び基本計画の作成

全国連合会は、漁業協同組合の合併の促進に関する基本構想を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることができることとするとともに、都道府県連合会は、基本構想に基づき、漁業協同組合の合併の促進に関する基本計画を作成し、これを都道府県知事に届け出ることができることとする。

3　国及び都道府県の助言等

国及び都道府県は、基本構想及び基本計画の作成及びその円滑な実施について、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めることとする。

4　合併及び事業経営計画の提出期限の延長

合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を５年間延長し、平成15年３月31日までとすることとする。

5　施策の実施に当たっての配慮

国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たり、漁業協同組合の合併が促進されるよう適切な配慮をすることとする。

6　都道府県漁業協同組合合併推進法人

都道府県は、組合の合併についての援助及び合併に係る漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された法人を、都道府県漁業協同組合合併推進法人として指定することができることとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※19	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 3	10. 3.23	10. 3.27 可決	10. 3.30 可決	10. 3.12	10. 3.19 可決	10. 3.20 可決
※20	青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3.23	3.27 可決 附帯決議	3.30 可決	3.12	3.19 可決 附帯決議	3.20 可決
42	主要農作物種子法の一部を改正する法律案	〃	2.17	3.23	3.27 可決	3.30 可決	3.12	3.19 可決	3.20 可決
56	原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	参	2.26	3. 9	3.13 可決 附帯決議	3.13 可決	3.27	3.31 可決 附帯決議	3.31 可決
57	真珠養殖事業法を廃止する法律案	〃	2.26	3. 9	3.13 可決 附帯決議	3.13 可決	3.27	3.31 可決 附帯決議	3.31 可決
65	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案	衆	2.27	4.13	4.24 可決 附帯決議	4.30 可決	3.31	4. 9 可決 附帯決議	4.10 可決
74	農地法の一部を改正する法律案	〃	3. 9	4.22	4.28 可決 附帯決議	4.30 可決	4. 7	4.16 可決 附帯決議	4.21 可決
83	種苗法案	〃	3.11	5. 8	5.21 可決	5.22 可決	4.23	5. 7 可決	5. 8 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
10	漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 北村　直人君 (10. 3.24)	10. 3.24	10. 3.24	10. 3.24 (予備)	10. 3.27 可決	10. 3.30 可決			10. 3.24 可決

(5) 委員会決議

―― インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議 ――

本委員会は、去る第138回国会閉会後の委員会において「食糧・農業援助の拡充に関する決議」を行ったところである。

最近、インドネシアにおいては、エルニーニョ現象に起因する干ばつ、経済困難から生じた通貨危機によるコメ輸入の途絶等により深刻な食糧不足状態が発生し、我が国にコメの援助を要請してきているところである。

よって政府は、人道的見地及び同国経済の重要性を考慮し、コメの食糧支援を早期に具体化すべきである。

また、その際、在庫米を有効に活用すべきとの前記の本委員会決議の趣旨を尊重すべきである。

右決議する。

―― 畜産物価格等に関する決議 ――

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、ウルグァイ・ラウンド合意による牛肉及び豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、担い手の減少、高齢化の進行、畜産環境問題の深刻化等極めて厳しい情勢に直面している。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成10年度畜産物価格の決定に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

1　新たな農政の指針の策定に当たっては、我が国畜産・酪農の持続的発展を目指す観点に立って、その役割の重要性を明確にするとともに、生産振興及び経営安定を図る政策を確立すること。

2　加工原料乳保証価格については、農家が意欲と希望を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。

　また、生乳の需給調整対策、国産ナチュラルチーズ、生クリームの生産振興等の対策を講ずるとともに、ゆとりある経営の実現に向け、酪農ヘルパー、コントラクターへの支援対策を今後とも積極的に推進すること。

3　牛肉及び豚肉の安定価格については、畜産農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。

4　飼料をめぐる情勢を踏まえ、配合飼料価格安定対策の適切な運用を図るとともに、政府操作飼料については、需給事情を踏まえた安定確保を図ること。

　また、新たな麦政策の検討に当たっては、畜産農家が必要な飼料を確保できるよう措置すること。

5　畜産業の発展に資するため、経営継承対策、負債対策、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、堆きゅう肥の生産・流通促進対策、家畜改良促進対策、家畜衛生・防疫対策等を総合的に推進するとともに、食肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。

右決議する。

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件であり、いずれも可決した。

また、本委員会に付託された請願９種類84件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律については、平成７年の「規制緩和推進計画」においてその見直しが明記され、また、平成９年の「経済構造の変革と創造のための行動計画」において、平成９年中に結論を得ることとされた。これを受けて、通商産業省の産業構造審議会流通政策部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議は、平成９年８月に中心市街地の商業活性化策を提言し、12月には大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止等を内容とする中間答申をまとめた。大規模小売店舗立地法案及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案はこれらを踏まえて提出されたものである。

大規模小売店舗立地法案は、大規模小売店舗設置者が配慮すべき指針の策定、大規模小売店舗施設の配置・運営方法等に関する都道府県への新増設の届出、届出内容に関する説明会の開催、都道府県の意見聴取及び勧告等を主な内容とするものである。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案は、国による基本方針の作成、市町村による基本計画の作成、事業者の作成する事業計画の認定、市街地の整備改善に関する支援措置、商業・都市型新事業の活性化に対する支援措置等を主な内容とするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人からの意見聴取、国土・環境委員会との連合審査会を行うとともに、勧告に対する実効性の担保、中心市街地の概念及びその数、出店調整における自治体の役割、中心市街地活性化対策の実施体制、大規模小売店舗立地法の指針の具体的な内容、大店法廃止の理由、商工会議所及び商工会の法的位置付け、消費者の意見が反映されるシステム、社会的規制の是非、大規模小売店舗の届出内容に対して意見が提出できる主体の範囲、都市計画法によるゾーニング規制、数年後の見直しの必要性、特別用途地区設定の実現性、中心市街地活性化法の基本方針の具体的な内容、用途地域以外に出店する大型店に対する規制、第13条「地域的な需給状況」の意味、小売商業政策を大きく転換した理由、中心市街地活性化対策における関係省庁の連携の必要性等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党から大規模小売店舗立地法案に対する修正が提出され、同党の修正案に賛成、両法律案に反対の討論がなされた後、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対してそれぞれ５項目の附帯決議が付された。

商品取引所法の一部を改正する法律案は、我が国の商品先物市場が海外の商品先物市場に比べて遅れをとっており、外為制度が改正される中、我が国商品先物市場からの資金流

出の進行が懸念されるため、平成10年１月の商品取引審議会答申を踏まえて、商品の上場手続等における諸規制を緩和し、商品先物市場の利便性の向上を図るとともに、委託者保護の強化のため、適合性原則に反する勧誘の禁止、市場取引監視委員会の設置等の措置を講じようとするものである。委員会においては商品取引所の実情を調査するとともに、外為法改正による商品先物市場への影響、委託手数料等に係る規制緩和の促進、勧誘及び取引等における委託者保護の在り方等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、６項目の附帯決議が付された。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案は、近年、企業の廃業率が開業率を上回る状態が続いており、また、平成10年４月からの自己資本比率規制の導入に伴う金融機関の貸し渋りによりベンチャー企業の事業活動が深刻な打撃を受けているため、 ベンチャー・キャピタルによる投資事業が容易となるよう、無限責任組合員と有限責任組合員とからなる新たな組合契約制度を創設する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、新しい組合契約制度の企業育成における効果、ベンチャー・キャピタルとしての年金資金の位置付け、ベンチャー企業の経済構造上の重要性等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るため、日本貿易振興会とアジア経済研究所を統合するとともに、通商産業省の鉱山保安監督局を部に改組しようとするものである。委員会においては、両法人の統合の経緯と理由、統合後の新機関における業務及び組織運営の一体化策、組織の改編に伴う職員の処遇等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案は、我が国の研究資源の多くが集中している大学等における技術に関する研究成果を民間事業者へ移転し、産業界における新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上を図るため、特定技術移転事業者に対する助成金の交付、研究成果を活用する中小企業者への中小企業投資育成株式会社による出資の特例、技術移転事業者が支払うべき特許料の免除等の措置を講じようとするものである。

また、**特許法等の一部を改正する法律案**は、我が国経済の活力を維持するためには、技術開発成果等の迅速かつ十分な保護により、新たな知的創造活動を促進することが重要であるため、工業所有権の保護の強化を行い、あわせて工業所有権制度の国際的調和を図ることを目的として、損害賠償制度の見直しによる権利者の損害補填の適正化、登録要件としての創作性水準の引上げ等意匠の権利保護の強化、特許料の引下げ等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、技術評価及びマーケティングに精通した人材の育成、特許料等の侵害訴訟手続の在り方、工業所有権制度の国際的調和の促進等について質疑が行われた。質疑終局後、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案は、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、４項目の附帯決議が付された。また、特許法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、２項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、平成７年３月の「規制緩和推進計画」等累次の閣議決定において、合併・営業譲受等の届出制度、株式所有の報告制度等について、制度の趣旨・目的、企業の負担軽減、国際的整合性の確保等の観点から見直しを図ることとされ、平成９年の公正取引委員会独占禁止法第４章改正問題研究会の検討結果を踏まえ、合併及び株式所有報告等の事前届出制度における対象企業の縮減、国外における合併及び株式保有等に対する規制等の措置を講じようとするものである。委員会においては、銀行法等の業法と独占禁止法との関係、公正取引委員会の合併審査における事務処理基準の透明化、国外での合併に対する審査及び排除措置の実効性等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年末の地球温暖化防止京都会議での合意に基づき、二酸化炭素を初めとする温室効果ガス排出量の削減目標を確実に達成するため、エネルギーの合理的な使用が義務付けられる工場等の範囲の拡大、省エネ機器普及のため最も効率の良い機器を勘案した基準の設定等の措置を講じようとするものである。

特定家庭用機器再商品化法案は、家庭等から排出される機械器具に係る廃棄物量の増大、廃棄物の最終処分場のひっ迫等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している一方、廃棄物から得られる資源を有効に利用していくことが求められているため、平成９年６月の通商産業省産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会電気・電子機器リサイクル分科会の報告を踏まえ、特定家庭用機器廃棄物について、基本方針の策定、小売業者の特定家庭用機器の引取義務及び製造業者等への引渡義務、製造業者及び輸入業者の特定家庭用機器廃棄物の再商品化義務、収集運搬又は再商品化等に関する料金の請求、再商品化を実施する指定法人の創設、特定家庭用機器を確実に製造業者等に引渡しを担保する管理票制度の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、法改正で見込まれる省エネルギー効果、リサイクル費用負担の在り方、不法投棄防止への対応策等について質疑が行われ、日本共産党より特定家庭用機器再商品化法案に対する反対討論の後、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、８項目の附帯決議が付された。また、特定家庭用機器再商品化法案は多数をもって原案どおり可決された。なお、10項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月12日、通商産業行政及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、景気の現況と見通し、金融機関による貸し渋り対策、週40時間労働制の中小企業への影響、消費税率引上げの景気への影響、内需拡大策としての減税問題、経済構造改革の目的と意義、CO_2削減目標、環境ホルモン問題、新エネルギーの開発状況、住宅の内需拡大効果、フランチャイズ契約に関するトラブル問題、出版物の再販制度維持問題、景況判断の信頼性、地球温暖化対策等の問題が取り上げられた。

４月７日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省関係予算の審査を行い、繊維産業政策、景気対策、環境ホルモン及びダイオキシン対策、貸し渋り対策、電子商取引、政府開発援助、代替フロン等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年１月22日（木）（第１回）

○理事を選任した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年３月10日（火）（第２回）

○通商産業行政の基本施策に関する件について堀内通商産業大臣から所信を聴いた。

○経済計画等の基本施策に関する件について尾身経済企画庁長官から所信を聴いた。

○平成９年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○通商産業行政の基本施策に関する件、経済計画等の基本施策に関する件及び平成９年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について尾身経済企画庁長官、堀内通商産業大臣、根來公正取引委員会委員長、政府委員、外務省、労働省、厚生省、文部省、環境庁当局及び参考人日本銀行企画局長川瀬隆弘君に対し質疑を行った。

○平成10年３月19日（木）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**商品取引所法の一部を改正する法律案**（閣法第58号）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月31日（火）（第５回）

○**中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案**（閣法第81号）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月２日（木）（第６回）

○**商品取引所法の一部を改正する法律案**（閣法第58号）について堀内通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第58号）　賛成会派　自民、民友の一部、公明、社民、自由、さき、無

反対会派　民友の一部、共産

なお、附帯決議を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成10年４月７日（火）（第７回）

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）

平成10年度特別会計予算（衆議院送付）

平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(公正取引委員会、経済企画庁)、通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫)について堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官及び根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官、根來公正取引委員会委員長、政府委員、厚生省、環境庁、大蔵省、文部省及び自治省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月9日(木)(第8回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案**(閣法第81号)について堀内通商産業大臣、政府委員、大蔵省当局及び参考人日本銀行理事本間忠世君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第81号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、さき
　　反対会派　共産
　　欠席会派　無

○**日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案**(閣法第36号)(衆議院送付)について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月16日(木)(第9回)

○**日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案**(閣法第36号)(衆議院送付)について堀内通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第36号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、さき、無
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案**(閣法第37号)(衆議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)

以上両案について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月23日(木)(第10回)

○**大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案**(閣法第37号)(衆議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)

以上両案について堀内通商産業大臣、政府委員、法務省及び総務庁当局に対し質疑を行い、**大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案**(閣法第37号)(衆議院送付)について討論の後、両案をいずれも可決した。

(閣法第37号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、さき
　　反対会派　共産

欠席会派　無
（閣法第38号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、さき
反対会派　なし
欠席会派　無
なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成10年５月12日（火）（第11回）

○**大規模小売店舗立地法案**（閣法第49号）（衆議院送付）
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）
以上両案について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年５月14日（木）（第12回）

○**大規模小売店舗立地法案**（閣法第49号）（衆議院送付）
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）
以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

学習院大学経済学部教授	田島　義博君
日本チェーンストア協会副会長	荒井　伸也君
協同組合連合会日本専門店会連盟常任理事・政策委員長	岩井　滉君
社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	三村　光代君
彦根市長	中島　一君

○平成10年５月19日（火）（第13回）

○**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第50号）（衆議院送付）について村岡内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、根來公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年５月20日（水）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案**（閣法第39号）（衆議院送付）について国土・環境委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することを決定した。

○平成10年５月20日（水）（経済・産業委員会、国土・環境委員会連合審査会第１回）

○**中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律**

案(閣法第39号)(衆議院送付)について堀内通商産業大臣、瓦建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成10年５月21日（木）（第15回）

○**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第50号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

（閣法第50号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、さき、無
　　反対会派　共産

○**大規模小売店舗立地法案**(閣法第49号)(衆議院送付)
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)

以上両案について橋本内閣総理大臣、堀内通商産業大臣、政府委員、建設省及び外務省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成10年５月26日（火）（第16回）

○**大規模小売店舗立地法案**(閣法第49号)(衆議院送付)
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第49号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、さき
　　反対会派　共産
　　欠席会派　無
（閣法第39号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、さき
　　反対会派　共産
　　欠席会派　無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第96号)(衆議院送付)
特定家庭用機器再商品化法案(閣法第97号)(衆議院送付)

以上両案について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月28日（木）（第17回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第96号)(衆議院送付)
特定家庭用機器再商品化法案(閣法第97号)(衆議院送付)

以上両案について堀内通商産業大臣、政府委員、建設省、運輸省、外務省当局及び参考人財団法人家電製品協会専務理事牧野征男君に対し質疑を行い、**特定家庭用機器再商品化法案**(閣法第97号)(衆議院送付)について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第96号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由、さき、無
　　反対会派　なし
（閣法第97号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、さき、無
　　反対会派　共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成10年６月17日（水）（第18回）

○請願第42号外83件を審査した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要　旨】

本法律案は、行政に関する組織の簡素合理化を図るため、日本貿易振興会とアジア経済研究所を統合するとともに、通商産業省の地方支分部局のうち、鉱山保安監督局制度を廃止し、鉱山保安監督部制度に一元化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　日本貿易振興会法の一部改正

⑴　目的規定及び業務規定の変更

アジア経済研究所が行っていたアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情についての基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及のための業務を日本貿易振興会（「振興会」）に行わせる。

⑵　振興会の組織変更等

①　理事長１人、副理事長１人、理事９人以内及び監事２人以内を置く。

②　副理事長は、理事長が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

③　理事の任期は、２年とする。

④　運営審議会は、委員25人以内で組織し、委員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

⑶　罰則

役員等の秘密保持義務違反、虚偽の報告等における罰則について、罰金額を引き上げる。

2　通商産業省設置法の一部改正

通商産業省の地方支分部局のうち、鉱山保安監督局制度を廃止し、鉱山保安監督部制度に一元化する。

3　附則

⑴　施行期日

この法律は、平成10年７月１日から施行する。

⑵　アジア経済研究所の解散等

①　アジア経済研究所をこの法律の施行時に解散し、その権利・義務は、日本貿易振興会が承継する。

②　①措置に伴い、アジア経済研究所法を廃止する。

【附　帯　決　議】

政府は本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

1　統合の実をあげるため、両機関の既存の業務・人員配置の全般について見直しを行い、業務の重複の排除、その政策効果の評価の徹底に万全を期するとともに、積極的な人材育成、内部登用の促進等を含めた適材適所を通じ業務の一層の活性化を図ること。

2　現アジア経済研究所の移転後においても、調査研究事業及び貿易・投資振興事業の運営について、新機関が一体となって総合力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、調査研究の成果を公表する等利用者の利便性の確保にも十分留意すること。

3　新機関がアジア地域等の基礎的かつ総合的な調査研究を行うに際しては、我が国の当面する貿易の振興及び経済協力の推進に寄与し、国の要請に応えうるよう措置するとともに、自主的かつ効率的な調査研究活動を促進するよう努めること。

4　新機関の職員の処遇については、身分の変更に伴う不利益が生じることがないよう十分配慮すること。

5　経済活動のグローバリゼーション化、地域経済の相互依存関係が一層進展する中、新機関の機能をより有効に活用するため、我が国中小企業、地域産業の国際化支援、現地のニーズを踏まえた経済協力の促進等に一層力を注ぐこと。

また、民間への情報提供についてもそのニーズを常に汲み上げ、求めるものが的確に提供できるよう特段の努力を行うこと。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

（閣法第37号）

【要　旨】

本法律案は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るための措置を講ずることにより、新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上並びに大学等の研究活動の活性化を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　特定大学技術移転事業の定義

大学等の特定研究成果を、国以外の者に属する特許権等の譲渡、専用実施権の設定等により、特定の民間事業者へ移転する事業をいう。

2　実施指針の策定

文部大臣及び通商産業大臣は、特定大学技術移転事業の実施指針を定め、公表する。

3　実施計画の承認

特定大学技術移転事業を実施しようとする者は、特定大学技術移転事業の実施計画を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受ける。

4　産業基盤整備基金の業務

特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた者に対し、産業基盤整備基金による

助成金の交付及び債務保証等の措置を講ずる。

5　中小企業投資育成株式会社による出資の特例

特定大学技術移転事業により大学等の特定研究成果の移転を受け、その成果を活用する中小企業者に対し、中小企業投資育成株式会社による出資の特例を講ずる。

6　特許料等の納付義務の免除

国立大学等における特定研究成果について、国から特許権等の譲渡を受けて民間事業者への移転を行う特定の事業者に対して、特許料等の納付義務を免除する。

【附　帯　決　議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　民間事業者への特定研究成果の円滑かつ効果的な移転促進を図るため、国立大学等の研究者が技術移転機関の役員等の職を兼ねることを可能とする措置について、早急に結論を得ること。

2　国立大学等の研究者が、その研究成果を事業化しようとする民間企業の事業活動に、主体的に参画できるような制度について、積極的に検討を進めること。

3　大学等からの民間事業者への技術移転の促進を図る上で、特定研究成果に対する市場性の評価が重要であることにかんがみ、技術評価やマーケティングに精通した人材の養成及び確保に努めること。

4　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進するための措置がとられることにより、いやしくも基礎研究に対する取組が軽視されることのないよう、十分に注意すること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要　旨】

本法律案は、国際的な大競争時代の到来を背景に、我が国の経済活力を維持するためには、技術開発の成果等の迅速かつ十分な保護により、新たな知的創造活動を促進することが重要であることから、工業所有権の保護の強化を行い、あわせて工業所有権制度の国際的調和を図るため、特許その他の工業所有権制度全般にわたり改善を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

1　工業所有権の保護の強化

⑴　損害賠償制度の見直し

①　損害賠償額の算定に当たり、侵害者が譲渡した物の数量に基づき妥当な損害額を算定する方式を導入し、損害額の立証を容易化する。

②　訴訟において、実施料相当額の損害賠償額の認定に当たり、事件の事情を考慮した権利者の損害の適正な補てんができることとする。

⑵　侵害罪の罰則の見直し

①　特許権等の侵害の罪について、親告罪の規定を削除し、非親告罪とする。

②　特許権等の侵害について、法人の罰金刑の上限を1億5,000万円とする法人重課を導入する。

2　意匠制度の見直し

(1) 物品の部分のデザイン創作を、部分意匠として保護の対象とする。
(2) 意匠登録の要件である創作容易性の水準を引き上げる。
(3) 組物の意匠の登録要件を、構成部分ごとでなく組物全体のみに求める。
(4) 同人、同日の出願に限り、類似する複数の意匠を関連意匠として意匠登録を認める。
(5) 物品の機能上不可欠な形状のみからなる意匠の登録は認めない。

3 オンライン・システムによる手続等の拡大
(1) 意匠法及び商標法の規定による手続、処分、通知等で政令で定めるものについては、オンライン・システムを使用して行うことができることとする。
(2) 磁気ディスクによる手続は、オンライン・システムを使用して手続を行うことができない場合に限り認める。
(3) 意匠又は商標公報は、磁気ディスクで発行できることとする。

4 審査処理の促進
(1) 無効審判の請求に当たり、請求の理由の補正は、要旨の変更とならない範囲で認める。
(2) 特許出願等に関して、放棄又は拒絶査定等が確定したときは、先願の地位を認めない。

5 権利者の負担の軽減
(1) 10年目以降の特許料を平準化する。
(2) 国と国以外の者が特許権等を共有している場合は、特許料等のうち国の持分に相当する額を免除する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 知的財産権の侵害訴訟の解決の迅速化を進め、権利の保護強化を図るため、文書提出命令の拡充、計算鑑定人制度の創設等、訴訟手続きの見直しについて引き続いて検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。

2 工業所有権制度の国際調和の重要性にかんがみ、特許制度の調和を目的とする特許法条約の制定に最大限の努力を払いつつ、商標の国際登録制度への加盟についても、その実現に積極的に取り組むこと。

右決議する。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案（閣法第39号）

【要 旨】

本法律案は、都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが必要であると認められる中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善、商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 中心市街地活性化対策の基本的枠組み
(1) 国による基本方針の策定
主務大臣は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推

進に関する基本方針を定めなければならない。

⑵　市町村による基本計画の作成

①　市町村は、基本方針に基づき、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本計画を作成することができる。その際、商業の活性化のための事業に関する事項については、商工会議所又は商工会の意見を聴取しなければならない。

②　主務大臣及び都道府県は、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

⑶　事業者の作成する事業計画の認定

市町村の基本計画に則って中小小売商業の高度化事業を推進する機関及び民間事業者等が作成する商店街整備や中核的商業施設整備等に関する事業計画（以下「特定事業計画」、「中小小売商業高度化事業計画」という）を、主務大臣は認定することができる。

2　市町村の基本計画に基づく市街地の整備改善に関する措置

⑴　公益施設等の用地を確保するため、土地区画整理事業の保留地の特例を創設する。

⑵　都市公園の地下に設ける路外駐車場の整備事業のため、都市公園の占用許可の特例を創設する。

⑶　再開発用地の土地の買取のため、都市開発資金貸付制度を拡充する。

⑷　市町村長は、中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対する情報提供、事業用地の取得等を適切かつ確実に行うことができると認められる公益法人を、中心市街地整備推進機構として指定することができる。

3　市町村の基本計画に基づく商業等の活性化に関する措置

⑴　地域振興整備公団は、中心市街地の活性化に関する土地区画整理事業、市街地再開発事業及び都市型新事業のための工場等の整備を行うことができるほか、商業基盤施設の整備等を行う事業者に対し出資を行うことができる。

⑵　特定事業計画に関する措置

①　産業基盤整備基金による債務保証、利子補給等を行う。

②　中小企業信用保険の特例を創設し、付保限度額の拡大、保険料率の引下げ等を図る。

③　特定商業施設等整備事業、貨物運送効率化事業等一定の特定事業計画によって取得した施設に対し、租税特別措置法により特別償却を認める。

④　特定事業計画に係る一定の施設に対し、地方税の不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収を補てんする措置を講じる。

⑤　特定事業計画に係る食品流通円滑化事業、旅客・貨物運送事業、中心市街地電気通信施設整備事業に対し業務の特例等の措置を講ずる。

⑶　中小小売商業高度化事業計画に関する措置

①　中小企業設備近代化資金の特例を創設し、償還期間を７年まで延長できるようにする。

②　中小小売商業高度化事業計画によって取得した施設に対し、租税特別措置法により特別償却を認める。

③　中小小売商業高度化事業計画に係る一定の施設に対し、地方税の不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収を補てんする措置を講じる。

4　その他

地方公共団体が基本計画を達成するために行う事業の経費に充てるための地方債について、特別の配慮をする。

【附　帯　決　議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　中心市街地の活性化のための諸施策は、それぞれの地域の実情に応じた多様な事業実施を適切に支援するためのものであることにかんがみ、市町村における柔軟な施策選択を可能とし、施策の活用し易さを高めるよう配慮すること。

また、それぞれの地域における十分なコンセンサス形成の下、適切な時期に事業が実施できるよう、国及び地方公共団体は所要資金の確保に努めること。

2　関連施策の一体的かつ総合的な実施のため、関係省庁間の緊密な連携を図る体制を整備し、市町村の基本計画に盛り込まれた種々の事業の円滑な実施を促進すること。

また、市町村への情報提供及び市町村からの基本計画の写しの受理を一元的に行う窓口を設けるなど、手続き面での負担が過重とならないようにすること。

3　国の基本方針は、人口や都市規模による一律的な基準により中心市街地を限定することなく、中心市街地の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする市町村を広く対象とし、十分な支援を受けられるよう策定すること。

4　市町村の基本計画は、中心市街地の活性化のための事業内容等を自らの創意と地域の特性に応じて定めることとなっていることにかんがみ、政府の事業支援及び指導・助言等を通じた市町村への関与は必要最小限にとどめること。

5　市町村の基本計画の下、認定構想推進事業者（ＴＭＯ）の中小小売商業高度化事業、及び中心市街地整備推進機構の市街地整備改善のための事業など、関連事業が一体となって推進されるよう、制度の運用について点検、助言を行うこと。

また、これらの機関を中心とする街づくりの推進のため、企画力、指導力に優れた人材の育成、確保を始めとするソフト面での十分な支援を行うこと。

右決議する。

大規模小売店舗立地法案（閣法第49号）

【要　旨】

本法律案は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗の設置者により、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされる必要があることから、店舗の新増設に際し、都道府県、市町村、周辺住民等が生活環境の保持の見地から意見を述べるための手続等を定めるとともに、その意見を反映させるための措置を講ずるものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　基準面積

大規模小売店舗の基準面積は、政令で定める。都道府県は、条例で、周辺地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、政令で定める基準に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

2　指針

通産大臣は、大規模小売店舗の立地に関し、大規模小売店舗の設置者が配慮すべき基

本的な事項及び大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項について指針を定め、これを公表する。

3　大規模小売店舗の新増設に関する届出等

大規模小売店舗の新増設をする者は、設置日・店舗面積の合計・施設の配置及び運営方法等を大規模小売店舗が所在する都道府県に届け出なければならない。都道府県は、届出があったときは、届出の概要を公告するとともに、公告の日から４月間縦覧に供しなければならない。届出者は、届出から８月を経過した後でなければ、届出に係る店舗の新増設をしてはならない。

4　説明会の開催等

届出者は、届出をした日から２月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村において、届出内容等を周知させるための説明会を開催しなければならない。

5　都道府県の意見等

都道府県は、届出を公告したときは、その旨を市町村に通知し、公告の日から４月以内に、市町村から大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を聴かなければならない。また、周辺住民、事業者、商工会議所又は商工会等において、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、公告の日から４月以内に、都道府県に対し意見書を提出することができる。都道府県は、届出から８月以内に、市町村等からの意見に配意し、指針を勘案しつつ、生活環境の保持の見地から意見を有する場合は、書面により述べるものとする。届出者は、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行う。

6　都道府県の勧告等

都道府県は、届出者の対応では周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、指針を勘案しつつ、届出又は通知がなされた日から２月以内に限り、理由を付して、必要な措置をとるべきことを勧告できる。また、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

7　地方公共団体の施策

地方公共団体は、小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合には、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行う。

8　罰則

大規模小売店舗の新増設に関する虚偽の届出等を行った者は、100万円以下の罰金に処する等の罰則を整備する。

9　附則

この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律は廃止する。

【附　帯　決　議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　小売業は地域密着性が高いという特性を有していることにかんがみ、大規模小売店舗の立地について、地域社会との融和の中で円滑に進められるよう地域住民、関係団体等の意見を広く聴取し、的確に対応するためのシステムを創設すること。

2　大規模小売店舗の立地が街づくりに影響することにかんがみ、生活環境の保持、住民利便の確保の観点から、地域・街づくりにも十分配慮して指針等を策定すること。

3　大規模小売店舗の立地及び運営に際して、本法の趣旨が十分に尊重され、周辺環境に適切な配慮がなされるよう、大規模小売店舗の設置者に対し実効性のある対応を促すこと。

4　中小小売業は、身近な購買機会を提供し、さらには、地域コミュニティの核である等、社会・経済的に極めて重要な役割を担っていることから、中小小売業の活性化のための諸施策の充実に努めること。

5　本法施行までの間の現行法の運用に十分に配慮するとともに、施行後においては、大規模小売店舗の立地後の地域社会等への影響、状況を常時把握し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第50号）

【要　旨】

本法律案は、最近における経済情勢に対応して、企業の負担軽減及び規制の趣旨等に照らして、より効率的かつ機動的な制度の運用を行うことができるよう、企業結合規制の手続規定の見直し等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　報告及び届出対象範囲の縮減等

⑴　株式所有報告の対象範囲の縮減

①　会社の株式所有に関する報告の対象会社の範囲を、会社単体の総資産20億円超の会社から、親子会社の総資産を合計した総資産100億円超の会社に変更する。

②　事業年度ごとの全所有株式の報告から、会社単体の総資産10億円超の会社の株式を一定比率を超えて取得した場合の報告に変更する。

⑵　合併及び営業譲受け等届出対象範囲の縮減等

①　会社の合併届出対象会社の範囲を、すべての合併から、親子会社の総資産を合計した総資産100億円超の会社が同10億円超の会社と合併する場合に変更する。

②　届出対象となる営業譲受け等の範囲を、すべての営業の全部又は重要部分の譲受け等から、親子会社の総資産を加えた合計金額100億円超の会社が譲り受ける場合で、会社単体の総資産が10億円超の会社から営業の全部譲受けのとき、ないし譲受対象部分に係る年間売上高が10億円超の営業の重要部分又は営業の固定資産を譲り受けるときに変更する。

③　50％超の株式保有関係にある親子・兄弟会社間の合併及び営業譲受け等並びに営業の貸借、経営の受任及び損益共通契約について届出を不要とする。

⑶　競争関係にある会社の役員兼任に係る届出制度及び会社以外の者が競争関係にある２以上の会社の株式所有報告書の提出制度を廃止する。

⑷　会社の合併又は営業譲受け等に係る審査手続について、公正取引委員会が届出受理後30日以内に追加資料を求めた場合等に、勧告又は審判開始決定を行うことができる期間を延長できることとする。

２　国外における株式保有及び合併等の企業結合行為についても、規制の対象とする。

３　金融会社の株式保有制限に対する適用除外として、他の国内の会社が利益をもって自己株式を消却することにより、発行済み株式総数に占める当該金融会社の所有株式の割合が限度を超える場合を加える。

商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、我が国の商品先物市場をめぐる内外の経済的環境の変化に対応して、我が国の商品先物市場の健全な発展を図るため、委託者保護の強化を図りつつ、その利便性及び信頼性を向上させる措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

１　商品先物市場の利便性の向上

⑴　新規商品上場の円滑化

①　開設期限を定めた商品市場の開設等（試験上場）について、上場商品の先物取引の十分な取引量が見込まれないこと、上場商品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼすこと等に該当しないときは、商品取引所の設立の許可又は定款変更の認可をしなければならない。

②　①の許可又は認可について主務大臣が公示日から４月以内に通知を発しなかったときは、許可又は認可があったものとみなす。

⑵　商品取引員の許可制度の改善

①　商品取引員の許可については、許可区分を簡素化し、商品市場ごとから複数の商品市場に改める。

②　商品取引員の許可の更新期間を４年から６年に延長する。

③　商品取引員は商品取引所の会員であることを要しない。

④　商品取引員の営業所の開設等については、主務大臣の許可から届出に改める。

⑤　商品取引員は商品市場における取引の委託の取次ぎ業務も扱うことができる。

⑶　委託手数料の規制撤廃

委託者から徴収する委託手数料は商品取引所の定める手数料基準によるべきものとする規制を撤廃する。

２　商品先物市場の信頼性の向上

⑴　委託者保護の強化

①　商品取引員等は、顧客に対して誠実かつ公正な業務を遂行しなければならない旨の原則条項を設ける。

②　取引の委託等を受けた商品取引員が、その委託に係る取引が有利な価格で取引できるとして、先に自分で取引すること（通称フロントランニング）を、禁止される

行為類型に追加する。

③　委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘行為を行っている商品取引員に対し、業務の改善等を命ずることができる。

⑵　監督体制及び紛争処理体制の強化

①　商品市場における取引の公正を確保するため、商品取引所に市場取引監視委員会を設置する。

②　主務大臣の認可を受けて商品取引員により設立される商品先物取引協会に、協会員に対する制裁措置、委託者との紛争解決のためのあっせん・調停委員会の設置等所要の規定を設ける。

【附　帯　決　議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

1　商品の上場に係る許可、認可基準等が緩和されることにかんがみ、それが商品市場の活性化に資するものとなるよう環境整備に努めるとともに、上場商品の適格性について、上場の効果、流通実態等を踏まえ常時見直しを行い、上場の適格性を失ったものについては速やかに廃止を検討すること。

2　市場取引監視委員会が、システム取引の普及・活用による取引実態の把握等を通じ、市場監視機能の充実を図り、公正、透明な商品市場を実現できるよう指導、監督に努めること。

3　委託者保護の見地から、委託者財産の分離保管を徹底させるとともに、受託取引の適正化を一層進めること。

なお、預託先銀行等の経営破綻への対応策についても早急に検討すること。

4　適合性原則の導入を踏まえ、商品取引員の営業姿勢の適正化に努めるとともに、商品取引員の業務実績、財産状況等のディスクロージャー、電話勧誘時における告知制度等不当な勧誘の防止策、適切な受託の実現策など、取引前の事前保護策についても引き続き検討すること。

5　あっせん・調停委員会の委員の適切な人選、業務運営が図られ、商品先物取引協会に対する信頼性向上につながるよう努めること。

6　商品取引員の取引委託の取次ぎ業務については、委託者保護に欠けることがないよう商品取引員の許可、業務の監督等に万全を期すること。

右決議する。

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案（閣法第81号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、ベンチャー・キャピタルによる投資活動を活性化し、株式未公開の中小企業等に対して、物的担保の不要な資金が円滑に供給されるよう、中小企業等に対する投資事業に適した新たな組合契約の制度を創設しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　中小企業等投資事業有限責任組合契約による投資事業組合制度の創設

業務を執行する無限責任組合員と、出資した金額の範囲で責任を負う有限責任組合員から構成される中小企業等投資事業有限責任組合契約による投資事業組合制度を創設す

る。

2　組合の業務

中小企業等の株式、転換社債、工業所有権等の取得及び保有、経営又は技術の指導等を行う。

3　投資家の保護

⑴　無限責任組合員は毎事業年度、財務諸表及び業務報告書を作成するとともに、これらの書類に関する公認会計士又は監査法人の意見書を併せて備えていなければならない。

⑵　組合員及び組合の債権者はいつでも財務諸表等の閲覧又は謄写を請求できる。

4　第三者の保護

組合契約の第三者に対する公示のため、登記制度等を設ける。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第96号）

【要　旨】

本法律案は、内外におけるエネルギー消費量の著しい増加、大量のエネルギー消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等にかんがみ、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化を図るための措置の拡充、エネルギーを消費する機械器具のエネルギー消費効率の向上を図るための措置の拡充等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

この法律において使用の合理化の対象となる電気から、太陽光発電、風力発電等によって得られる電気を除く。

2　工場に係る措置等

⑴　事業者の判断の基準となるべき事項

通商産業大臣が定める事業者の判断基準となるべき事項において、エネルギーの使用の合理化の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置を示す。

⑵　第１種エネルギー管理指定工場に係る措置

エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（第１種エネルギー管理指定工場）を設置している者は、毎年、エネルギーの使用の合理化の目標に関し、中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

⑶　第２種エネルギー管理指定工場に係る措置

通商産業大臣は、第１種エネルギー管理指定工場以外の工場であって、エネルギー消費量が政令で定める数値以上の工場（第２種エネルギー管理指定工場）を指定し、エネルギー管理員の選任やエネルギー使用状況の記録を義務付けるとともに、エネルギーの使用の合理化が著しく不十分である工場に対する勧告の措置を創設する。

3　機械器具に係る措置

⑴　製造業者等の判断の基準となるべき事項

自動車、エアコンなどの特定機器について、そのエネルギー消費効率向上の目標基準を策定するに当たり、技術開発の将来見通しを踏まえ、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている製品の性能等を勘案して定める。

⑵　特定機器の性能の向上に関する公表及び命令

通商産業大臣は、特定機器の性能の向上を図るべき旨の勧告を受けた製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表し、さらにエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるとき等は、その勧告に係る措置を命ずることができる。

4　その他

公布の日から起算して1年以内に施行する。

【附　帯　決　議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　二酸化炭素排出量を極力抑制するため、地球温暖化防止対策への取組を一層強化するとともに、産業、運輸、民生の各部門において自主的に実効ある対策が講じられるよう環境整備に努めること。

2　ＣＯＰ３合意による削減目標の達成に当たっては、企業及び国民生活等において省エネルギー努力が求められていることから、学識経験者等国民の意見を幅広く聴取しつつ、その合意形成に努めること。

また、今後一層の温室効果ガスの排出削減を図るため、「革新的な技術開発」等に取り組むなど、省エネルギー政策の強化に努めること。

3　民生部門における一層のエネルギー消費の削減を図るため、省エネルギー型の新しい生活様式の提案等、国民一人一人の節約意識とライフスタイルの見直しにつながるよう、広報体制の一層の拡充及び情報提供の充実に努めること。

4　特定機器におけるエネルギー消費効率の目標基準を設定するに当たっては、可能な限り具体的に明示するとともに、学識経験者等の意見を幅広く聴取し、公平性かつ透明性を確保すること。

5　一般消費者が特定機器を購入するに当たっての、エネルギー消費効率の高い機械器具の選択に資するため、適切な表示等を実施するよう指導すること。

なお、住宅及び業務用建築物に係る省エネルギー対策の強化を図るとともに、自主的な取組についても検討すること。

6　省エネルギー政策とあわせ、原子力対策及び新エネルギーの開発・導入等エネルギーの供給対策を講じ、バランスのとれたエネルギー供給構造を確保すること。

7　地球温暖化防止対策の推進に当たっては、関係省庁の緊密な連携の下、総合的に整合性のある対策を実施するよう努めること。

なお、地球温暖化防止に関する新たな対応の必要性が生じた場合には、直ちに見直しを行うこと。

8　地球温暖化防止に向けて、地球的規模での取組が重要であることにかんがみ、発展途上国の取組に対する支援を強化するとともに、先進国が一体となって対応するよう働きかけを行うなど積極的貢献に努めること。

右決議する。

特定家庭用機器再商品化法案（閣法第97号）

【要　旨】

本法律案は、廃棄物の発生量が増大する一方、再生資源の利用が十分に行われていない

状況にかんがみ、テレビ、冷蔵庫等の特定家庭用機器の廃棄物（特定家庭用機器廃棄物）について、基本方針、収集及び運搬に関する小売業者の義務、再商品化等に関する製造業者等の義務及び指定法人に関する事項を定めること等により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　基本方針等

⑴　基本方針

主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬、再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定め、公表する。

⑵　事業者及び消費者の責務

事業者及び消費者は、特定家庭用機器廃棄物の排出抑制に努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、その求めに応じ料金の支払いに応じること等により、その収集又は運搬をする者、再商品化等をする者に協力しなければならない。

2　小売業者の収集及び運搬

⑴　引取義務

小売業者は、次に掲げるときは、特定家庭用機器廃棄物を排出する者から、その廃棄物を引き取らなければならない。

①　自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

②　特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

⑵　引渡義務

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等に引き渡さなければならない。

⑶　料金の請求

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、排出者に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬に関する料金を請求することができる。

3　製造業者等の再商品化等の実施

⑴　引取義務

製造業者等は、自らが製造等をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、指定引取場所において、その引取りを求めた者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

⑵　再商品化等実施義務

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしなければならない。

⑶　料金の請求

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、引取りを求めた者に対し、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を請求することができる。

4　指定法人

⑴　指定等

主務大臣は、公益法人であって、再商品化等業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定法人として指定することができる。

⑵ 業務

指定法人は、引き取るべき製造業者等が存在しない場合、特定の製造業者等の委託を受けた場合等において特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施する。

5 その他

主務大臣は、製造業者等及び小売業者による業務履行を確保するため、引取り、再商品化等の義務に違反する場合の勧告・命令・罰則、報告徴収・立入検査等所要の監督を行うものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 廃棄物及びリサイクル行政の実施においては、関係省庁間の緊密な連携を図るとともに、個別の生産、流通、消費の実態に即したきめ細かいリサイクル対策推進の必要性を踏まえつつ、総合的な廃棄物及びリサイクル対策について早急に検討を行うこと。

2 本法の施行に当たっては環境基本計画を最大限尊重するとともに、再商品化等に際しての化学物質対策について適正な措置を講ずること。

3 廃棄物の不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重大性等にかんがみ、不法投棄に関する情報収集及び公開に努め、不法投棄の防止等に有効な措置を講ずること。

4 産業界に対しては、リサイクルコスト低減努力を促すとともに、製造業者等のリサイクル事業に対しては、税制・金融面等における支援策を講じ、特に中小企業者が適切に対応出来るよう十分配慮すること。また、既存の回収処分業者等の技術、設備等の積極活用を図るなど、リサイクルコストの低減に寄与する諸施策を充実すること。

5 再商品化費用については、消費者の立場に立って、各メーカーの技術水準に照らして公平かつ適正に設定されるよう関係各者の努力を促すとともに、消費者に対し適切な情報提供を行うこと。

6 家電リサイクル施設や指定引取り場所の円滑な整備に資するため、廃棄物処理法、建築基準法等の関連法、条例等の運用について国及び地方自治体が十分な配慮を行えるよう環境整備を図ること。

7 当面対象となる家電４品目の廃棄物の回収・再商品化等については、関係各者がそれぞれの役割を自覚して本法の的確かつ円滑な施行に努め、市町村の新たな負担とならないよう、本法の趣旨・内容を周知徹底すること。

8 今後廃棄量の増大が予想されるパーソナルコンピュータ等の機器の対象化も視野に入れつつ、それらの再利用、再商品化等について早急な検討を行うこと。

9 リサイクルを促進するため、製品に関する正確な情報が消費者に対して十分開示されるよう適正な施策を講じるとともに、製品の耐久性の向上、再商品化しやすい材料の選択等を事業者に促すための措置を早急に導入すること。

10 本法が、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用による循環型経済社会の実現に資するものとなるよう、適切な運用を図ること。

なお、法施行後、新たな事態が発生した場合には、法律の見直しを含め制度について

の所要の改善が迅速に行われるよう措置すること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１０件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※36	日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案	衆	10. 2.12	10. 3.19	10. 4.16 可決 附帯決議	10. 4.17 可決	10. 3.13 商工	10. 3.18 可決 附帯決議	10. 3.19 可決
※37	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案	〃	2.12	4.15	4.23 可決 附帯決議	4.24 可決	3.30 商工	4. 3 可決 附帯決議	4. 7 可決
※38	特許法等の一部を改正する法律案	〃	2.12	4.15	4.23 可決 附帯決議	4.24 可決	3.30 商工	4. 3 可決	4. 7 可決
※39	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案	〃	2.12	5.11	5.26 可決 附帯決議	5.27 可決	4.16 商工	5. 7 可決 附帯決議	5. 8 可決
			○10. 5.11 参本会議趣旨説明				○10. 4.16 衆本会議趣旨説明		
49	大規模小売店舗立地法案	〃	2.24	5.11	5.26 可決 附帯決議	5.27 可決	4.16 商工	5. 7 可決 附帯決議	5. 8 可決
			○10. 5.11 参本会議趣旨説明				○10. 4.16 衆本会議趣旨説明		
50	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.24	5.15	5.21 可決	5.22 可決	5. 7 商工	5.12 可決	5.14 可決
58	商品取引所法の一部を改正する法律案	参	2.26	3.17	4. 2 可決 附帯決議	4. 3 可決	4. 8 商工	4.10 可決 附帯決議	4.14 可決
81	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案	〃	3.10	3.27	4. 9 可決	4.10 可決	5.21 商工	5.22 可決	5.28 可決
96	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.13	5.25	5.28 可決 附帯決議	5.29 可決	5.11 商工	5.15 可決 附帯決議	5.15 可決
97	特定家庭用機器再商品化法案	〃	3.13	5.25	5.28 可決 附帯決議	5.29 可決	5.11 商工	5.15 可決 附帯決議	5.15 可決

【逓信委員会】

(1) 審議概観

〔国政調査等〕

第141回国会閉会後の12月25日、アニメ番組「ポケットモンスター」問題について、参考人から意見を、また、郵政省、厚生省及び通商産業省当局から説明を聴取し、放送番組による健康被害に対する認識と責任、被害者の入院費保障についての考え方、映像が人体に与える影響に関する医学的研究への取組、独立機関による放送番組ガイドライン作りに関する見解等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成９年12月25日（木）（第141回国会閉会後第１回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○アニメ番組「ポケットモンスター」問題に関する件について参考人株式会社テレビ東京代表取締役社長一木豊君、日本放送協会専務理事河野尚行君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事酒井昭君から意見を聴き、郵政省、厚生省及び通商産業省当局から説明を聴いた後、各参考人、郵政省、厚生省当局及び参考人株式会社テレビ東京専務取締役編成総局長岡哲男君に対し質疑を行った。

【交通・情報通信委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議３件)、承認案件は内閣提出１件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願３種類16件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

内閣提出９件中、参議院先議は次の３件であった。

放送法の一部を改正する法律案は、平成12年に予定されているＢＳ－４後発機の打ち上げに伴い、デジタル方式による衛星放送の多チャンネル化が可能となることから、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会について、国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させることができるようにするほか、衛星放送に係る受託放送役務の提供条件に関する郵政大臣への届出について、総括原価主義の撤廃など制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、デジタル放送導入のための必要な支援措置の充実、新放送衛星における受託・委託放送事業者の免許・認定基準、マスメディア集中排除原則の在り方、衛星放送の将来像についての国民への提示、青少年の健全育成と放送メディアの在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案は、海上企業の人材確保の必要性や近年における船員をめぐる社会情勢の動向にかんがみ、文書等による船員の募集を自由に行うことができることとするとともに、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した資格証明書を有する者が、運輸大臣の承認を受けて船舶職員になることができる制度を創設することとする等の措置を講じようとするものである。本法律案提出の背景には、平成８年10月施行の海上運送法の一部改正により、安定的な国際海上輸送の確保上重要な一定の日本籍船を国際船舶と位置付ける制度が創設されたこと、国際船舶の日本人乗組員を船長・機関長の２名体制とするため、その他の職について外国人船員への海技資格の付与が検討されていたことがある。

委員会においては、国際船舶への日本人船長・機関長の２名配乗体制の具体的な実施方法、日本人外航船員の減少傾向の現状と原因、日本籍船の減少防止対策、小型船舶操縦士資格の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、３項目から成る附帯決議を行った。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、平成９年に発生したナホトカ号及びダイヤモンドグレース号の油流出事故など、近年の海上における大量の油の排出に対する対応を踏まえて提出されたものである。大規模な油流出事故については、事故発生当初において機動的かつ適切な措置を講ずる必要性が強く指摘されたことから、本法律案は、我が国における排出油防除体制を強化するため、領海外において外国船舶が油流出事故を起こした場合でも、海上保安庁長官は海上災害防止センターに対し排出

油防除のための措置を講ずべきことを指示することができるようにするとともに、海上保安庁長官と関係行政機関の長等との連携を強化するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、海上災害防止センターの機能強化、ナホトカ号油流出事故を教訓とした対応策、東京湾の海上交通の安全対策、排出油防除計画の改善状況等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

衆議院送付は次の６件であった。

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案は、最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、中部国際空港を国際航空路線に必要な飛行場として空港整備法上の第一種空港と位置付け、その設置及び管理を行う者を指定し、これに同空港の設置及び管理を行わせようとするものである。第一種空港の設置管理については、東京国際空港及び大阪国際空港は国が直轄で行い、新東京国際空港は公団が、関西国際空港は特殊会社が行っているが、中部国際空港については、商法に基づいて設立された株式会社が運輸大臣の指定を受けて行うこととしている。

委員会においては、国際ハブ空港整備の基本的な考え方、空港使用料の在り方、環境アセスメント・漁業補償問題等への対応、中部国際空港の需要及び採算性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせようとするものである。公共分野の情報化の推進に当たっては、施策を効果的に実施するため各省庁が共同・連携したプロジェクトを構築することが望まれていることから、本法律案では、郵政省を核として文部省、農林水産省、運輸省が通信・放送機構に資金を拠出し、共同で研究開発を行うこととしている。

委員会においては、情報通信をめぐる各国の国家的戦略プロジェクトの現状、本法律案に基づく研究開発を通信・放送機構の特例業務とした理由、研究テーマの選定手続と研究成果の評価手法、通信・放送機構の今後の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、４項目から成る附帯決議を行った。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案は、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、国際電信電話株式会社法を廃止するほか、電気通信事業法及び電波法について、第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金の規制を原則として届出制とするとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等における民間能力の一層の活用を図る等の改正を行おうとするものである。これらは平成９年11月18日に経済対策閣僚会議で決定された「21世紀を切りひらく緊急経済対策」に盛り込まれた種々の規制緩和策の実現に向けたものである。

委員会においては、ＫＤＤ完全民営化の意義、情報通信分野における今後の規制緩和の取組、通信のユニバーサルサービス確保、通信料金に関する規制の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案は、最近における自動車の装置の共通化等に対応し、自動車の型式指定制度の合理化を図るため、自動車の装置の型式指定制度を創設す

るとともに、自動車の使用者の負担を軽減するため、分解整備検査を廃止する等の措置を講じようとするものである。装置の型式指定制度創設については、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」への加入により、加入国間で装置の相互承認が可能となり、装置の国際的な流通に資すると期待されている。

委員会においては、装置の型式指定制度の創設の理由及びその効果、型式指定の取得に係るコスト負担と中小部品メーカーへの影響、分解整備検査を廃止した後の安全確保策、事業用自動車の車検期間の延長問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

航空法の一部を改正する法律案は、国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書の実施に伴い、本邦に乗り入れる航空機の耐空性等について当該航空機の使用者が住所を有する同条約の締約国が行った証明等を、航空法の規定による証明等とみなそうとするものである。

委員会においては、本改正が我が国航空産業に対して及ぼす影響、登録国の責務を運航国に移転することによる安全上の問題、国際的な民間航空の安全監視体制を強化する必要性、我が国における民間航空の安全管理等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成10年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、デジタル時代における公共放送の役割、スポーツ番組の放映権料の高騰問題、青少年犯罪とテレビメディアの在り方、在日米軍のＮＨＫ受信料問題への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。なお、８項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

３月10日、運輸行政の基本施策及び平成10年度運輸省関係予算について運輸大臣から所信及び説明を、郵政行政の基本施策及び平成10年度郵政省関係予算について郵政大臣から所信及び説明をそれぞれ聴取し、３月12日、まず、運輸行政の基本施策について質疑を行い、次に、郵政行政の基本施策について質疑を行った。

運輸行政の基本施策については、日米航空交渉合意を踏まえた航空企業の国際競争力強化策、自動車損害賠償責任保険の累積黒字及び累積運用益の使途、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案に基づくＪＲの追加負担問題、訪日外国人旅客の誘致及び日本人の国内観光促進に関する施策、総合交通体系におけるリニアモーターカーの位置付け、ＪＲ中央線において事故が多発する理由、運輸省関係公共事業の推進等について質疑を行った。

郵政行政の基本施策については、郵便局と地方自治体との連携強化の必要性、21世紀の高度情報通信社会構築に向けた郵政省の取組、郵便番号７桁化に伴う課題、情報通信産業への投資がもたらす経済効果、郵便局の大口利用者に対する料金割引等の優遇措置問題、情報通信分野における新規産業の育成等について質疑を行った。

４月14日、放送の視聴覚機能に与える影響に関する件について、郵政省から「放送と視

聴覚機能に関する検討会」の中間報告について、厚生省から厚生科学特別研究「光感受性発作に関する臨床研究」の検討状況についてそれぞれ説明を、日本放送協会理事田端参考人から意見を聴取した後、視聴覚機能と放送の関係に関する調査研究の充実、光感受性発作の再発防止策、放送番組に対する規制の在り方、放送番組が子供に与える精神的及び身体的影響、Ｖチップ導入の是非等について質疑を行った。

なお、４月７日から８日の正午までの間、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度運輸省関係予算及び郵政省関係予算の審査を行った。

運輸省関係については、財政構造改革と国民のニーズに応える予算編成との両立、運輸関係公共事業再評価検討委員会における検討状況及び10年度予算への反映、公共事業コスト縮減に対する取組、山陽新幹線新関門トンネル内での列車停止事故の原因及び対策、明石海峡大橋開通に伴う関係地方公共団体の観光振興に対する運輸省の取組、航空企業の競争力強化のために空港使用料等を引き下げる可能性、民間航空機と米軍等軍用機との異常接近の実態及び安全対策等について質疑を行った。

郵政省関係については、10年度予算における高度情報通信社会構築のための予算額及び民間の情報通信関連の設備投資額、スカイネット計画の進行状況及び技術的課題、地上放送デジタル化の推進、自主運用拡大を視野に入れた人材養成の体制作りの必要性、ドイツの郵便事業改革に対する評価、郵政事業公社化後における郵便貯金の元本保証の有無等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年１月22日（木）（第１回）

○理事を選任した。

○運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年３月10日（火）（第２回）

○運輸行政の基本施策に関する件及び平成10年度運輸省関係予算に関する件について藤井運輸大臣から所信及び説明を聴いた。

○郵政行政の基本施策に関する件及び平成10年度郵政省関係予算に関する件について自見郵政大臣から所信及び説明を聴いた。

○平成10年３月12日（木）（第３回）

○運輸行政の基本施策に関する件について藤井運輸大臣、政府委員、大蔵省、農林水産省及び総理府当局に対し質疑を行った。

○郵政行政の基本施策に関する件について自見郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成10年３月19日（木）（第４回）

○**放送法の一部を改正する法律案**(閣法第55号)について自見郵政大臣から趣旨説明を聴

いた。

○平成10年３月26日（木）（第５回）

○**中部国際空港の設置及び管理に関する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）について藤井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月27日（金）（第６回）

○**中部国際空港の設置及び管理に関する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）について藤井運輸大臣、政府委員、建設省及び防衛庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第11号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由
　　反対会派　共産

○平成10年３月31日（火）（第７回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件**（閣承認第１号）（衆議院送付）について自見郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、政府委員、外務省当局、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事・技師長長谷川豊明君、同協会専務理事河野尚行君、同協会理事酒井治盛君、同協会理事芳賀譲君、同協会理事松尾武君及び同協会理事石渡和夫君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第１号＝平成10年度ＮＨＫ予算）
　　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成10年４月２日（木）（第８回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**放送法の一部を改正する法律案**（閣法第55号）について自見郵政大臣、政府委員及び参考人日本放送協会理事酒井治盛君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第55号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし

○平成10年４月７日（火）（第９回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（運輸省所管（海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く））について藤井運輸大臣、政府委員、建設省当局及び参考人本州四国連絡橋公団理事縣保佑君に対し質疑を行った後、

（郵政省所管（郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く））について自見郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月８日（水）（第10回）

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（運輸省所管（海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く）及び郵政省所管（郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く））
（郵政省所管（郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く））について自見郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年４月14日（火）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。
○放送の視聴覚機能に与える影響に関する件について政府委員及び厚生省当局から説明を聴き、参考人日本放送協会理事田畑和宏君から意見を聴いた後、同参考人、政府委員、厚生省当局、参考人社団法人日本民間放送連盟専務理事酒井昭君及び株式会社テレビ東京代表取締役社長一木豊君に対し質疑を行った。
○**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第59号）
船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第60号）
以上両案について藤井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月21日（火）（第12回）

○**船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案**（閣法第60号）について藤井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第60号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由
反対会派　共産
なお、附帯決議を行った。
○**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案**（閣法第28号）（衆議院送付）について自見郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月23日（木）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第59号）について藤井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第59号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派　なし
○**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案**（閣法第28号）（衆議院送付）について自見郵政大臣、政府委員、文部省当局及び参考人通

信・放送機構理事長森本哲夫君に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第28号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。

○平成10年４月30日（木）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案**(閣法第98号)(衆議院送付)について自見郵政大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省当局及び参考人国際電信電話株式会社代表取締役社長西本正君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第98号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由
　　反対会派　共産

○**航空法の一部を改正する法律案**(閣法第66号)(衆議院送付)について藤井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月14日（木）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○**道路運送車両法の一部を改正する法律案**(閣法第67号)(衆議院送付)について藤井運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月19日（火）（第16回）

○**道路運送車両法の一部を改正する法律案**(閣法第67号)(衆議院送付)について藤井運輸大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第67号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし

○**航空法の一部を改正する法律案**(閣法第66号)(衆議院送付)について藤井運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第66号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし

○平成10年６月18日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第659号外15件を審査した。

○運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中部国際空港の設置及び管理に関する法律案（閣法第11号）

【要　旨】

本法律案は、最近における航空輸送需要の増大にかんがみ、航空輸送の円滑化を図るため、中部国際空港の設置及び管理を行う者を指定し、これに同空港の設置及び管理を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

この法律は、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置を定めることにより、航空輸送の円滑化を図り、航空の総合的な発達に資することを目的とする。

2　中部国際空港等の設置及び管理

中部国際空港の位置を定めるとともに、同空港及び同空港に必要な航空保安施設の設置及び管理は、運輸大臣が定める基本計画に適合するものでなければならない。

3　中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定

運輸大臣は、中部国際空港の設置及び管理を営むこと等を目的として設立された株式会社であって、次の要件を備えていると認められるものを、その申請により、中部国際空港等の設置及び管理を行う者（以下「指定会社」という。）として指定することができる。

(1)　基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

(2)　基本計画に従って中部国際空港等の設置及び管理を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。

(3)　4(1)の株式を政府に対し適正な価額で発行すると認められる者であること。

4　指定会社に対する政府及び地方公共団体の出資

(1)　政府は、3の指定をしたときは、所要の株式を引き受けるとともに、予算の範囲内において、指定会社に追加して出資できる。

(2)　地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、指定会社に出資できる。

(3)　指定会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

5　指定会社の事業

指定会社は次の事業を営む。

(1)　中部国際空港の設置及び管理

(2)　中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置及び管理

(3)　中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び同空港の利用者の利便に資するために敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理

(4)　(1)から(3)までの事業に附帯する事業

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うた

めに必要な事業

6　指定会社に対する支援

⑴　政府が指定会社の債務についての保証契約、指定会社に対する無利子貸付けを行うことができること等指定会社に対する支援について所要の規定を設ける。

⑵　指定会社が中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるために準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずる。

7　指定会社に対する監督

代表取締役及び監査役の選定等の決議、事業計画、社債の募集又は長期借入金の借入れ、重要な財産の譲渡等、定款の変更等の決議等については、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする等指定会社に対する監督について所要の規定を設ける。

8　附則

⑴　この法律は、平成10年４月１日から施行する。

⑵　中部国際空港を空港整備法の第１種空港とするとともに、本法律に基づく指定が行われた場合は、当該指定を受けた者が同空港の設置及び管理を行う。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案

（閣法第28号）

【要　旨】

本法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　通信・放送機構の特例業務を定める。

2　通信・放送機構が行う特例業務とは、特定公共電気通信システムの開発に必要な⑴に掲げる技術に関する研究開発と⑵から⑺までに掲げる技術に関する研究開発を一体的に実施するものである。

⑴　通信・放送技術

⑵　学校教育及び社会教育における学習活動の方法に関する技術

⑶　農業に関する技術のうち農業土木その他の農業工学に係るもの

⑷　運送関係行政事務に関する情報の管理に関する技術

⑸　旅客の運送の事業において高齢者、身体障害者等に対して提供する情報の管理の技術

⑹　郵便事業の技術のうち特殊取扱とする郵便物の処理に関するもの

⑺　無線局関係行政事務に関する情報の管理の技術

3　研究開発は、郵政省が文部省、農林水産省、運輸省と共同して行う。

4　主務大臣は、通信・放送機構に行わせる業務の実施のため、基本方針を定める。

5　通信・放送機構は、文部省等の試験研究機関に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。

6　施行期日は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日とする。

【附　帯　決　議】

政府は、本法の施行に当たり次の事項について万全の措置を講ずべきである。

1　通信・放送機構については、平成８年12月25日閣議決定された行革プログラムに従い、管制業務について経営の自立化を着実に実施すること。

2　通信・放送機構が行う研究開発の推進に当たっては、我が国の情報関連産業の円滑な発展に資するよう配意するとともに、民間の研究開発能力を十分に活用するよう努めること。

3　本法における各事業については、その期限の終了に際し、その成果について外部の有識者による客観的な評価を行うこと。

4　通信・放送機構における研究開発に従事する者のモラールの維持及び開発のインセンティブの高揚等に配意すること。

右決議する。

放送法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、デジタル方式の衛星放送に関する技術の進展と普及にかんがみ、日本放送協会について国内向けの放送番組を受託放送事業者に委託して放送させることができるようにするほか、衛星放送に係る受託放送役務の提供条件に関する郵政大臣への届出について制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　日本放送協会の業務関係

⑴　日本放送協会は、テレビジョン放送による委託国内放送業務（受託国内放送をする無線局の免許を受けた者に委託して放送番組を放送させる業務）を行うこととする。

⑵　日本放送協会が、委託国内放送業務を行おうとする場合は、郵政大臣の認定を要することとする。

2　受託放送役務の提供条件関係

受託放送役務の料金その他の提供条件が適合すべき総括原価主義等の基準を撤廃するとともに、受託放送役務の料金が不当に差別的取扱いをするものであるため委託放送業務等の運営を阻害していると認めるときは、郵政大臣は、当該料金を変更すべきことを命ずることができることとする。

3　委託放送業務についての認定の特例関係

アナログ方式の衛星放送を行っている放送事業者が、その放送番組と同一の放送番組をデジタル方式の衛星放送の免許を受けた者に委託して同時に放送させる業務を行おうとする場合には、当該業務について郵政大臣の認定を要せず、届出で足りることとする。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、受託放送役務の提供条件に関する改正については、公布の日から施行する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、近年の海上における大量の油の排出に対する対応等を踏まえ、我が国における排出油の防除のための体制の強化を図るため、海上保安庁長官が海上災害防止センターに対し排出油の防除のための措置を講ずべきことを指示することができる対象範囲を拡大するとともに、関係行政機関の長等との連携を強化するための措置を講ずることとする等の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　関係機関との連携の強化

海上保安庁長官は、特に必要な場合に、関係行政機関の長等に対し油防除措置の実施を要請することができることとし、当該要請に基づき油防除措置を講じた場合には、関係行政機関の長等は当該措置に要した費用を船舶所有者等に負担させることができることとする。

2　海上災害防止センターの機能強化

海上保安庁長官は、領海外の外国船舶の油排出に際しても、海上災害防止センターに対し油防除措置を講ずることを指示することができることとし、当該措置に必要な費用を国が交付することとする。

3　廃油処理事業に係る規制の見直し

廃油処理事業の開始に係る許可基準のうち、需要適合性に関する規定を廃止することとする等廃油処理事業に係る規制の見直しを行う。

4　その他

施行日は、公布の日とする。

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、海上企業がその必要とする人材を的確に確保する必要性が一層高まっている状況にあることその他の近年における船員をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、文書等による船員の募集を自由に行うことができることとするとともに、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「ＳＴＣＷ条約」という。）の締約国が発給した資格証明書を受有する者が運輸大臣の承認を受けて船舶職員になることができる制度を創設することとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　船員職業安定法の改正

文書等による船員の募集に係る事前通報の義務を廃止し、自由に行うことができることとする。

2　船舶職員法の改正

(1)　ＳＴＣＷ条約の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書（以下「締約国資格証明書」という。）を受有する者であって運輸大臣の承認を受けたものは、海技従事者の免許を有しなくても船舶職員になることができることとする。

⑵　航行区域を１海里に限定した新たな５級小型船舶操縦士の資格を創設する。

⑶　船舶所有者は運輸省令で定める船舶には運輸省令で定める無線従事者の資格を有する者以外の者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならないこととするとともに、当該資格を有する者以外の者は船長又は航海士の職務を行う船舶職員として当該船舶に乗り組んではならないこととする。

⑷　海技士（航海）及び海技士（機関）等の資格についての免許取得のための年齢要件を20歳以上から18歳以上に引き下げることとする。

３　施行期日

この法律は公布の日から施行することとする。ただし、海技士（航海）及び海技士（機関）等の資格についての免許取得のための年齢要件の引下げ等に係る改正規定については公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から、５級小型船舶操縦士及び締約国資格証明書受有者の承認に係る改正規定については公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から、船長又は航海士の職務を行う船舶職員に対する無線従事者の資格の義務づけ等に係る改正規定については平成14年２月１日から、それぞれ施行することとする。

【附　帯　決　議】

日本船舶と日本人船員の減少に歯止めをかけるために、平成８年より国際船舶に対する登録免許税及び固定資産税の軽減措置が実施されているが、日本人船員の数は急激に減少しており、近い将来深刻な事態に立ち至ることが懸念されている。我が国にとって安定的な国際海上輸送力を確保することは、海洋国家として不可欠な重要課題であり、政府は早急に次の事項について万全の措置を講ずべきである。

１　日本人船員の急激な減少及び将来における我が国の船員事情に鑑み、日本人船員の確保・育成について関係者に一層の理解・協力を求めるとともに、有効な施策を講ずること。

２　日本人船員と日本船舶の減少を防止するため、政府は外航海運の基盤確立に向け、国際船舶に係る措置の拡充等有効な施策を講ずること。

３　我が国の国民生活・経済活動の安定、海上輸送における安全性、海洋環境の保全等の観点から、我が国船員の優秀な技術を今後とも維持していくことが必要であり、そのための有効な施策を講ずること。

右決議する。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要　旨】

本法律案は、国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書の実施に伴い、本邦に乗り入れる航空機の耐空性等について当該航空機の使用者が住所を有する国際民間航空条約の締約国が行った証明等を、航空法の規定による証明等とみなそうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　本邦に乗り入れる航空機の国籍国たる外国と当該航空機の運航国たる外国との間に国際民間航空条約第83条の２の協定がある場合には、当該航空機について国籍国が行った耐空証明等に加え、当該運航国が行った耐空証明等も航空法の規定による耐空証明等と

みなす。

2　この法律は、国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書が日本国に効力を生ずる日から施行する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要　旨】

本法律案は、最近における自動車の装置の共通化等に対応して自動車の型式指定制度を合理化するため、自動車の装置の型式指定制度を創設するとともに、自動車の使用者の負担を軽減するため、分解整備検査を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　自動車の型式指定制度の合理化

⑴　運輸大臣は、申請により自動車の装置をその型式について、指定する。

⑵　型式について指定を受けた装置は、自動車の型式の指定に際し、保安基準に適合するものとみなす。

⑶　外国が行う指定に相当する認定その他の証明を受けた特定の装置については、自動車の型式の指定に際し、運輸大臣の指定を受けたものとみなす。

⑷　装置の型式の指定の申請をした者は、指定を受けた装置に、当該指定を受けた旨を示す表示を付すことができる。

2　分解整備検査の廃止

⑴　自動車の使用者が分解整備を行ったときに受けなければならない分解整備検査を廃止する。

⑵　自動車の使用者は、当該自動車について分解整備をしたときは、遅滞なく点検整備記録簿に整備の概要等を記載しなければならない。

3　自動車分解整備事業の認証基準等の見直し

⑴　自動車分解整備事業の認証に係る基準のうち、経理的基礎に関する基準を廃止する。

⑵　自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

4　その他

⑴　完成検査終了証の有効期間を、６月から運輸省令で定める期間に延長する。

⑵　自動車の改善措置の届出の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対する過料の上限額を引き上げることとすることその他所要の罰則を整備する。

⑶　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲で政令で定める日から施行する。ただし、完成検査終了証の有効期間の延長の改正は、公布の日から施行する。

電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第98号）

【要　旨】

本法律案は、民間活動に係る規制がもたらす負担の軽減及び行政事務の合理化を図るため、国際電信電話株式会社法を廃止するほか、電気通信事業法及び電波法について、第１種電気通信事業者の提供する役務に関する料金の規制を原則として届出制とするととも

に、無線設備の技術基準適合証明制度等における民間能力の一層の活用を図る等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国際電信電話株式会社法の廃止

国際電信電話株式会社法を廃止し、国際電信電話株式会社を完全に民営化する。

2　電気通信事業法の一部改正

⑴　第２種電気通信事業者について、一定の要件の下で、自ら設置した端末系伝送路設備を用いて電気通信役務を提供することができるようにする。

⑵　第１種電気通信事業者が電気通信業務の一部の委託をしようとするときに郵政大臣の認可を必要とするものを、他の者の設置する電気通信回線設備を用いる場合に限定する。

⑶　国内業務を営む特別第２種電気通信事業について、現行の規模基準を廃止し、専用回線を介して公衆網を相互に接続して不特定かつ多数の者に音声を伝送する電気通信役務を提供する第２種電気通信事業に限定する。

⑷　第１種電気通信事業者が定める料金について、現行の認可制を原則届出制とするとともに、地域通信市場において利用者に及ぼす影響の大きい電話等の基本的なサービスに関する料金については、郵政大臣が基準値を定め、その基準値を超えることとなる場合には、郵政大臣の認可を要することとする。

⑸　端末機器が技術基準に適合することの認証制度について、内外の民間事業者による端末機器の点検結果の活用、一定の要件を満たす外国の認証機関による認証の受入れ及び工事設計を単位とする技術基準への適合性の認証ができるようにする。

3　電波法の一部改正

⑴　免許を要しない無線局の要件を緩和する。

⑵　無線設備が技術基準に適合することの認証制度について、内外の民間事業者による無線設備の点検結果の活用、一定の要件を満たす外国の証明機関による証明の受入れ及び工事設計を単位とする技術基準への適合性の認証ができるようにする。

⑶　電波監理審議会委員の欠格事由のうち「電気通信の事業を営む者又はその役員等」については、その範囲を「第１種電気通信事業者又はその役員等」に限定する。

4　施行期日

国際電信電話株式会社法の廃止については、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において政令で定める日、電気通信事業法及び電波法の一部改正については、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）

（平成10年度ＮＨＫ予算）

【附　帯　決　議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一　放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、公共放送に対する国民の期待と信頼に応えるよう、正確かつ公正な報道と豊かな放送文化の創造に努めること。

一　協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の理解促進を図るとともに、負担の公平を期するため、衛星契約を含む受信契約の確実な締結と収納の確保に努めること。

　また、引き続き、経営全般にわたる抜本的な見直しと全職員の意識改革に取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減に努めること。

一　協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、協会及び関連団体の経営内容等の公開を含め、積極的な広報活動を行うとともに、視聴者の意向反映に努めること。

一　マルチメディア時代における放送をめぐる環境の変化に適切に対応し、衛星・地上デジタル放送の円滑かつ積極的な導入に向けた研究開発等に努め、その成果をあまねく国民が享受できるよう配意すること。

一　放送番組の視聴覚機能に与える影響等について、速やかに調査研究を行うこと。

一　障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を一層拡充するための総合的な施策を推進すること。

一　我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送を一層拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。

一　協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

　右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※11	中部国際空港の設置及び管理に関する法律案	衆	10. 1.30	10. 3.23	10. 3.27 可決	10. 3.30 可決	10. 3.12 運輸	10. 3.18 可決	10. 3.19 可決
※28	特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案	〃	2. 6	4.16	4.23 可決附帯決議	4.24 可決	3.31 逓信	4. 1 可決	4. 3 可決
55	放送法の一部を改正する法律案	参	2.26	3.17	4. 2 可決	4. 3 可決	5. 7 逓信	5.27 可決附帯決議	5.28 可決
59	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.26	4. 8	4.23 可決	4.24 可決	5. 7 運輸	5.15 可決	5.19 可決
60	船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案	〃	2.26	4. 9	4.21 可決附帯決議	4.22 可決	5. 7 運輸	5.15 可決附帯決議	5.19 可決
66	航空法の一部を改正する法律案	衆	3. 3	4.30	5.19 可決	5.20 可決	4.23 運輸	4.28 可決	4.28 可決
67	道路運送車両法の一部を改正する法律案	〃	3 3	5.13	5.19 可決	5.20 可決	4.23 運輸	5. 8 可決	5.12 可決
98	電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案	〃	3.16	4.24 (予備)	4.30 可決	4 30 可決	4. 8 逓信	4.23 可決	4.24 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
1	放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	10 2.24	10. 3.19	10. 3.31 承認附帯決議	10. 3.31 承認	10. 3.12 逓信	10. 3.18 承認附帯決議	10. 3.19 承認

・NHK決算（3件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	8. 2.16 (136回国会)	10. 1.12					
	○第136・137・138・139・140・141回国会　未了						
日本放送協会平成7年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	9. 2.18 (140回国会)	1.12					
	○第140・141回国会　未了						
日本放送協会平成8年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	10. 2.20 (142回国会)	2.20					継続審査 (通信)

【国土・環境委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議１件)、衆議院建設委員長提出１件の合計９件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願20種類225件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

道路整備緊急措置法及び**奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案**は、平成10年度を初年度とする新たな道路整備５箇年計画を策定するとともに、同５箇年計画にあわせて、奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成15年３月31日まで延長することとするものである。

委員会においては、道路整備による長期的な経済効果、道路審議会の委員の構成と議事録の公開等について質疑の後、小川理事（民友）より、道路整備５箇年計画を国会承認事項とすること、計画が終了したときは政府は報告書を作成し、国会へ提出することを義務づけること等を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案は否決し、多数をもって原案どおり可決した。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国が事業費の一部を負担する施設として公園を追加するとともに、災害復旧事業に係る採択限度額を引き上げる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案は、大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成10年度から14年度までの５年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に対して交付することとする措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

都市計画法の一部を改正する法律案は、地域の実情に対応した市街地の整備の推進を図るため特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成を図るため地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、都市計画法制定時と現在の都市集中の状況変化、容積率緩和制度の内容とこれまでの実績、市街化調整区域におけるスプロール現象の原因、条例で定める特別用途地域の種類等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案は、市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、特定事業参加者制度

及び認定再開発事業制度の創設を図るとともに、臨時の措置として、一定の大都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間を延長する措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案は、「21世紀を切りひらく緊急経済対策」や道路審議会建議などを踏まえ、民間活力を活用した社会資本整備を推進しようとする施策の一つであり、高速自動車国道の通行者の利便の向上を図りつつ、高速自動車国道を活用する多様な事業の推進に資するため、商業施設その他の施設の通路等を高速自動車国道に連結することができることとするとともに、高速自動車国道の連結路の周辺の土地の合理的利用及び通行者の利便の増進に資する施設について道路の占用の許可基準の特例を設け、併せて関連する日本道路公団の業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

本法律案の施策が展開されることにより、民間事業者にとっては新たな事業推進の契機を得ることができるとともに、国及び日本道路公団にとっては高速自動車国道の利用増による収入増や、新たに導入する連結料を高速自動車国道事業費の償還に充当できることとなるなど、施策による経済的効果が見込まれるのである。

委員会においては、高速道路の整備効果、連結許可の対象となる地域の数、インターチェンジ所在市町村の救急業務に対する国からの財政支援措置、建設省の道路公団に対する命令、検査等の実施状況、本改正案提出の背景、連結許可対象施設への道路公団の投資の理由等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

建築基準法の一部を改正する法律案は、近年、建築行政の基本をなす建築規制の在り方に関し、国民のニーズの高度化・多様化、技術の進展等の変化に応じて、規制緩和などによる選択の自由の拡大や阪神・淡路大震災を契機として高まった建築物の安全性の一層の確保といった国民の要請に、いかに対応して行くかが課題となっていた状況の中で、建築審議会の答申を踏まえて提出されたものであり、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築するため、民間機関による建築確認・検査制度の創設、建築基準への性能規定の導入を始めとする単体規定の見直し、建築確認の円滑化のための新たな手続制度の整備、中間検査制度の創設、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、性能規定の導入による問題点、民間機関による建築確認・検査制度の創設の理由、中間検査の対象建築物の範囲等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近の地価動向等を踏まえ、土地取引規制を合理化し、土地取引の円滑化に資するため、全国にわたる大規模な土地取引についての事前の届出に関する措置に変えて、土地取引後の届出に関する措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引について届出を事前とする措置を設けようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案は、市町村は、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めることができることとし、優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとするものである。

委員会においは、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

〔国政調査等〕

３月10日、瓦建設大臣から建設行政の基本施策について、亀井国土庁長官から国土行政の基本施策について、鈴木北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について、大木環境庁長官から環境行政の基本施策についてそれぞれ所信を聴き、政府委員から公害等調整委員会の事務概要について説明を聴いた。

同月11日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の事務概要について質疑を行い、産業廃棄物処理施設の設置の手続、環境ホルモンについての調査研究計画、学校給食用食器の材質、京都議定書の署名・批准の時期、ダイオキシンの危険性についての認識と対策、焼却灰の最終処理について産廃と一廃とで処理方法が異なる理由、緑のダイヤモンド計画の事業内容と森林伐採についての環境庁と林野庁の調整、フロンの回収・破壊を法的に義務づける必要性、長野オリンピック滑降コースの高山植物について競技による影響の有無、生物多様性国家戦略の概要と施策の現状と課題、自然公園の管理の実情、圏央道のアセスの妥当性等が取りあげられた。

同月12日、建設行政の基本施策、国土行政の基本施策、北海道開発行政の基本施策について質疑を行い、建設省所管の特殊法人の改革についての検討状況、新しい全総計画における阪神・淡路地域の復興の位置づけ、建設行政における公共部門と民間部門の役割分担、北海道におけるアクア・グリーン・ストラテジー事業の手法と実施状況、土地流動化のための施策、河川法改正後における環境にかかわる河川行政の動向、通学路安全点検調査の取組経緯と実施状況、小子・高齢化時代を迎えての住宅政策の課題と将来展望、建設省から地方公共団体への出向の実態、新しい全総計画における国土軸の概念、都市計画制度改正の概要、都市のリノベーションのイメージ等が取りあげられた。

また、５月12日及び６月４日に調査を行い、環境ホルモンに関する研究体制の整備と各省庁の対応、豊能郡美化センター北側のダイオキシンに関する調査の必要性、産業廃棄物焼却施設のダイオキシン排出実態調査の強化、給食食器の材質の安全性、日本における毒性学分野の研究状況と文部省の支援、環境科学汚染物質の排出と移動に関するパイロット事業の概要、環境ホルモンの複合汚染に関する安全基準についての調査の必要性と研究体制、環境ホルモンの定義、有機すず化合物の全面使用禁止についての国際協定の実現に向けての現状、コプラナーＰＣＢについての現状認識、ＷＨＯのダイオキシンの基準値強化についての認識、中山川ダムの完成後の水質の安全性、古紙の慢性的な余剰と古紙価格の暴落についての要因把握、地球温暖化対策推進法の成立の努力、ダイオキシンと環境ホルモンとの関係、河川、湖沼、海域の水質の改善状況等について質疑を行った。

また、４月７、８日の両日、予算委員会から委嘱を受けた総理府（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省、住宅金融公庫及び北海道開発公庫関係予算について審査を行い、臨時大深度地下利用調査会の検討状況、北海道において１兆円の国費を投じて開発事業を続けることの必要性、民間の参加が期待できる分野についてのＰＦＩの積極的活用、地球温暖化防止と省エネ法改正案と

のかかわり、公共工事コスト縮減対策に関する行動指針の10年度予算への反映、シックハウス症候群についての認識と対応策、公共事業の費用対効果分析に関する取組と独立評価機関の必要性、住宅・都市整備公団の改革による機能の変化、スーパー堤防整備事業の総事業費と完成の見通し、大水深コンテナターミナルの整備の必要性についての認識、琵琶湖総合保全推進調査の現状等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年１月22日（木）（第１回）

○理事を選任した。

○国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年３月10日（火）（第２回）

○建設行政の基本施策に関する件について瓦建設大臣から、
国土行政の基本施策に関する件について亀井国土庁長官から、
北海道開発行政の基本施策に関する件について鈴木北海道開発庁長官から、
環境行政の基本施策に関する件について大木環境庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○公害等調整委員会の事務概要に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年３月11日（水）（第３回）

○環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の事務概要に関する件について大木環境庁長官、政府委員、文部省、外務省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成10年３月12日（木）（第４回）

○建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道開発行政の基本施策に関する件について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、鈴木北海道開発庁長官、政府委員、厚生省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年３月24日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第14号）（衆議院送付）について瓦建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○**公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第16号）（衆議院送付）について大木環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年３月31日（火）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○**公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第16号）（衆議院送付）について大木環境庁長官、政府委員、通商産業省及び警察庁当局に対し質疑を行

った後、可決した。

（閣法第16号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、さき、改ク
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第14号）（衆議院送付）について瓦建設大臣、政府委員、警察庁当局及び参考人日本道路公団理事黒川弘君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第14号）　賛成会派　自民、公明、社民、自由、さき、改ク
　　反対会派　民友、共産

○平成10年４月７日（火）（第７回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、鈴木北海道開発庁長官、大木環境庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、各長官、同大臣、政府委員、総務庁、外務省、運輸省、資源エネルギー庁、厚生省、通商産業省当局、参考人本州四国連絡橋公団理事縣保佑君及び住宅・都市整備公団理事梅野捷一郎君に対し質疑を行った。

○平成10年４月８日（水）（第８回）

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、大木環境庁長官、鈴木北海道開発庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年４月９日（木）（第９回）

○**優良田園住宅の建設の促進に関する法律案**（衆第９号）（衆議院提出）について提出者衆議院建設委員長遠藤乙彦君から趣旨説明を聴き、同君及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第９号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由、さき、改ク
　　反対会派　共産

○**公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案**(閣法第15号)(衆議院送付)について瓦建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第15号)　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由、さき、改ク
　　反対会派　なし

○平成10年４月16日（木）（第10回）

○**高速自動車国道法等の一部を改正する法律案**(閣法第70号)について瓦建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月23日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**高速自動車国道法等の一部を改正する法律案**(閣法第70号)について瓦建設大臣、政府委員、消防庁当局、参考人日本道路公団総裁鈴木道雄君及び同公団理事下芝直樹君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第70号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成10年５月12日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○ダイオキシン・環境ホルモン対策等に関する件について大木環境庁長官、政府委員、環境庁、通商産業省、農林水産省及び文部省当局に対し質疑を行った。

○**都市計画法の一部を改正する法律案**(閣法第47号)(衆議院送付)
都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)

以上両案について瓦建設大臣から趣旨説明を聴き、
国土利用計画法の一部を改正する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)について亀井国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月19日（火）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**都市計画法の一部を改正する法律案**(閣法第47号)(衆議院送付)
都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)
国土利用計画法の一部を改正する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)

以上３案について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○**中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律**

案(閣法第39号)(衆議院送付)について経済・産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成10年５月21日（木）（第14回）

○**都市計画法の一部を改正する法律案**(閣法第47号)(衆議院送付)
都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)
国土利用計画法の一部を改正する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)

以上３案について参考人日本経済新聞社論説委員・都市計画中央審議会委員井上繁君、法政大学法学部教授五十嵐敬喜君、関東学院大学経済学部教授岩澤孝雄君及び千葉商科大学商経学部教授伊藤公一君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、瓦建設大臣、亀井国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第47号)	賛成会派	自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク
	反対会派	共産
(閣法第48号)	賛成会派	自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク
	反対会派	共産
(閣法第82号)	賛成会派	自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク
	反対会派	共産

なお、**都市計画法の一部を改正する法律案**(閣法第47号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

○**建築基準法の一部を改正する法律案**(閣法第99号)(衆議院送付)について瓦建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月28日（木）（第15回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**建築基準法の一部を改正する法律案**(閣法第99号)(衆議院送付)について瓦建設大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成10年６月２日（火）（第16回）

○**建築基準法の一部を改正する法律案**(閣法第99号)(衆議院送付)について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

高崎市長	松浦	幸雄君
東京大学工学系研究科教授	神田	順君
鹿島建設株式会社設計エンジニアリング総事業本部企画部長	坪内	文生君
日本福祉大学情報社会科学部教授	片方	信也君

○平成10年６月４日（木）（第17回）

○**建築基準法の一部を改正する法律案**(閣法第99号)(衆議院送付)について瓦建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第99号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○環境ホルモン・ダイオキシン対策に関する件、吉野川第十堰建設問題に関する件、産業廃棄物に関する件、リサイクル対策に関する件、ＣＯＰ４に向けた取組に関する件、手賀沼の水質保全対策に関する件等について大木環境庁長官、瓦建設大臣、政府委員、環境庁、文部省、運輸省、水産庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成10年６月18日（木）（第18回）

○請願第24号外254件を審査した。

○国土整備及び環境保全等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要　旨】

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するため、平成10年度を初年度とする新たな道路整備５箇年計画の作成等道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成10年度を初年度とする道路整備５箇年計画を策定することとする。

2　道路整備５箇年計画に合わせて、平成10年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成15年３月31日まで延長する。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要　旨】

本法律案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国が事業費の一部を負担する施設として公園を追加するとともに、災害復旧事業に係る採択限度額を引き上げる等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　対象施設の追加

国が災害復旧事業費の一部を負担する公共土木施設に公園を追加するものとすること。

2　採択限度額の引上げ

国が事業費の一部を負担する災害復旧事業の１箇所の工事の費用の最低額を、都道府県及び指定市に係る工事にあっては従来の60万円から120万円に、指定市を除く市町村に係る工事にあっては従来の30万円から60万円に引き上げるものとすること。

3　1箇所の工事とみなす範囲の拡大

1箇所の工事とみなす範囲を、1の施設についての災害にかかった箇所の間隔が従来の50メートル以内で連続するものから100メートル以内で連続するものに拡大するものとすること。

4　その他

(1)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第24条第1項の規定が適用される災害復旧事業の工事費の上下限を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の採択限度額に併せて引き上げるものとすること。

(2)　建設省設置法に、公園の災害復旧に関する事務を明記するものとすること。

5　施行期日

この法律は公布の日から施行するものとすること。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

【要　旨】

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成10年度から平成14年度までの5年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付しようとするものである。

【附　帯　決　議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。

2　健康被害の未然防止は環境政策の基本であり、健康被害予防事業については、これまでの効果を踏まえ、適切かつ効率的な実施に努めるとともに、環境保健サーベイランスシステムについては、的確な運用を図ること。

3　主要幹線道路沿道等の局地的な大気汚染による健康影響については、科学的知見が未だ十分でない現状にかんがみ、その早急な解明に努めるとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。

4　大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急に環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。なかんずく窒素酸化物については、平成4年5月の参議院環境特別委員会の決議を踏まえ、遅くとも2000年までには環境基準が達成されるよう、最大限の努力を行うこと。

5　近年の大気汚染については、ディーゼル車を中心として、自動車排出ガスの寄与度が高いことにかんがみ、自動車単体規制の強化、低公害車の開発普及の促進に一層努めるとともに、環境保全に配慮した総合的な交通対策を強力に推進すること。

6　今後の環境保健施策の推進に当たっては、ダイオキシン等の問題が国民に大きな不安

感を与えている現状を踏まえ、その実態解明に向けての調査研究を充実強化するなどにより健康被害の未然防止に万全を期すこと。

右決議する。

都市計画法の一部を改正する法律案（閣法第47号）

【要　旨】

本法律案は、地域の実情に的確に対応した市街地の整備の推進を図るため、特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成を図るため、地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特別用途地区の多様化

特別用途地区の種類を予め法令上定めず、市町村が具体の都市計画の中で定めるものとする。

2　市街化調整区域における開発許可の対象範囲の拡大等

市街化調整区域において、地区計画の策定できる地域を拡大するとともに、地区計画に適合する開発行為を開発許可の対象に加える。

3　都市計画における地方分権の推進

重要港湾以外の港湾に係る臨港地区に関する都市計画は市町村が定めるものとする。

【附　帯　決　議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　都市計画における地方分権の重要性に鑑み、地方分権推進計画を早急に推進するなど、自治体の主体性が一層確保できるよう権限の委譲に更に努めること。

2　市町村に対し、地域住民やまちづくり組織などの意見が十分に反映されるよう配慮しつつ、都市計画のマスタープランの策定を促進するよう指導すること。

3　市町村の都市計画決定権限の拡大に伴い、市町村の都市計画に係る執行体制の充実に努めるとともに、都道府県による支援・協力体制を強化するよう指導すること。

4　特別用途地区の類型の廃止に当たっては、地域の実情に対応するという改正の趣旨を十分尊重するよう、都道府県に対し指導するとともに、商業機能の適正配置など広範な目的で特別用途地区を十分に活用するよう、市町村に対し指導・支援すること。

5　市街化調整区域は市街化を抑制すべき地域であり、環境への配慮、優良農地等の保全の重要性に鑑み、地区計画を定める場合においては、無秩序な開発が行われないよう十分に配慮するよう指導すること。

6　未線引都市計画区域においても用途地域の指定を促進するなど、地域の実情に応じて計画的に土地利用を誘導するため、都市計画区域全域において、用途地域、特別用途地区、地区計画等各種手法の積極的な活用が図られるよう指導すること。

右決議する。

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第48号）

【要　旨】

本法律案は、市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、特定事業参加者制度及び認定再開発事業制度の創設を図るとともに、臨時の措置として、一定の大都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間を延長するための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　都市再開発法の一部改正

⑴　都市再開発方針の策定対象区域の拡大

人口の集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域について都市計画の市街化区域の整備、開発又は保全の方針に定められている都市再開発の方針を、全国の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においても策定することとする。

⑵　特定事業参加者制度の創設

市街地再開発事業の施行者の負担の軽減及び円滑な事業化を図るため、市街地再開発事業を施行しようとする地方公共団体又は公団等は、施行規程において特定事業参加者に関する事項を定め、特定事業参加者から、将来取得することとなる再開発ビルの一部の相当額の負担金を納付させることができることとする。

⑶　再開発事業計画の認定制度の創設

新たな再開発の事業手法として、再開発事業を実施しようとする者は、再開発事業計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができることとする。都道府県知事は、計画が優良なものであると認めるときは、認定を行うことができることとするとともに、認定を受けた計画に従って再開発事業が適正に実施されるよう、都道府県知事が報告の徴収、改善命令、認定の取消し等の措置を講じることとする。

2　都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

都市計画道路の整備及びその沿道の再開発を促進するため、都市施設用地買取資金貸付金のうち、東京都区部及び政令指定都市内の都市計画に定められた一定の主要な道路に係る貸付金について、平成13年３月31日までの間、その償還期間を据置期間を含めて２年以内延長することができることとする。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、２の規定は公布の日から施行するものとする。

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、高速自動車国道の通行者の利便の向上を図りつつ、高速自動車国道を活用する多様な事業の推進に資するため、商業施設その他の施設の通路等を高速自動車国道に連結することができることとするとともに、高速自動車国道の連結路の周辺の土地の合理的利用及び通行者の利便の増進に資する施設について道路占用の許可基準の特例を設け、併せて関連する日本道路公団の業務を追加する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　高速自動車国道法の一部改正

(1) 民間事業者が設置する高速自動車国道活用施設（商業施設、レクリエーション施設その他の施設であって、相当数の者が高速自動車国道を通行して利用すると見込まれるものをいう。）の通路等を、高速自動車国道と連結できる施設とするものとする。

(2) その他、連結許可基準、連結料の徴収、連結許可等に基づく地位の承継等所要の規定を整備するものとする。

2 道路法の一部改正

高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路に附属する道路区域内の土地において、民間事業者が設置する通行者の利便の増進に資する施設（利便増進施設）で、当該土地の合理的利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものの道路占用の許可については、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないことを要件とする占用許可の基準を適用しないものとする。

3 日本道路公団法の一部改正

(1) 日本道路公団（以下「公団」という。）の理事及び監事の任期を２年とするものとする。

(2) 公団は、他の業務の遂行に支障のない範囲で、民間事業者の委託に基づき、１の高速自動車国道活用施設の通路等の建設及び管理を行うことができるものとする。

(3) 公団は、２の利便増進施設であって、複数の民間事業者が共同で設置するもので高速自動車国道又は自動車専用道路の通行者に対する多様な利便の効率的提供に資するものに限り、その建設及び管理事業に投資することができるものとする。

4 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(2) 連結許可等に関する建設大臣の権限の公団による代行、連結料を公団の収入とすること等について、道路整備特別措置法の改正を行うほか、本法律の改正に伴う経過措置を定める等所要の規定の整備を行うものとする。

【附　帯　決　議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 高速自動車国道活用施設に係る連結許可に当たっては、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全の観点から、地域の意見が十分反映されるよう努めること。

2 日本道路公団が行う業務に関し、いやしくも公正かつ公平を欠くことのないよう、一層監督・指導を強化すること。特に、関連公益法人とは厳正な関係を保つよう強く監督・指導を行うこと。

右決議する。

国土利用計画法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要　旨】

本法律案は、最近の地価動向等を踏まえ、土地取引規制を合理化し、土地取引の円滑化に資するため、全国にわたる大規模な土地取引についての事前の届出に関する措置に代えて、土地取引後の届出に関する措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇している区域

に限り大規模な土地取引について届出を事前とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　大規模な土地取引についての事前届出制から事後届出制への移行

大規模な土地について土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち権利取得者は、契約締結後２週間以内に、土地の利用目的、取引の価格等を、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

2　地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引について届出を事前とする注視区域の創設

都道府県知事は、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして内閣総理大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を、期間を定めて、注視区域として指定することができるものとし、注視区域においては、大規模な土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、予定対価の額、土地の利用目的等を、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第99号）

【要　旨】

本法律案は、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築するため、民間機関による建築確認・検査制度の創設、建築基準への性能規定の導入を始めとする単体規制の見直し、建築確認の円滑化のための新たな手続制度の整備、中間検査制度の創設、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設

建設大臣又は都道府県知事の指定を受けた民間機関が建築主事と同様に建築確認及び検査を行うことができるものとするとともに、当該民間機関において建築確認及び検査を実施する者の資格検定及び登録の制度を設けることとする。

2　建築基準の性能規定化等基準体系の見直し

(1)　建築物の構造規制等について満たすべき性能基準を明示し、これに適合することが一定の検証方式により確かめられるか、又は建設大臣があらかじめ定めた仕様に適合するものでなければならないものとする新たな方式を導入することとする。

(2)　準防火地域内の木造３階建て共同住宅建築制限の緩和、住宅の居室に一律に日照を確保しなければならないこととする日照規定の廃止等規制の合理化を行うこととする。

3　中間検査制度の創設

建築物の安全性を確保するため工事の施工中に検査を行う中間検査制度を創設することとする。

4　一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化

既存の建築物と連担して建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造に

ついて安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認定したときは、これらの複数の建築物を同一の敷地内にあるものとみなして容積率制限や建ぺい率制限等の建築規制を適用することとする。

5　施行期日

1、3及び4の規定については、公布の日から起算して1年、2の規定については、2年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するものとする。

なお、2の⑵のうち、住宅居室の日照規定の廃止については、公布の日から施行することとする。

【附　帯　決　議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　建築規制について、その実効性の確保が必ずしも十分ではなかった実情にかんがみ、今回の法改正を契機に、地方公共団体が十分な執行体制の整備と本法の的確な執行が図れるよう、適切な支援を行い、その実効性を一層確保するよう努めること。

2　指定確認検査機関及び確認検査員については、民間開放の趣旨に十分沿った育成を図ること。さらに、中間検査の対象の拡大について、その実施状況を勘案しつつ、できるだけ早期に、充実強化を図ること。

3　国民の健康を保護することが法律の重要な目的であることにかんがみ、いわゆるシックハウス問題に関し積極的に取り組み、関連業界の自主的対応を促進するなどの対策を講じるとともに、必要に応じ、法令上の措置についても検討すること。

4　建築基準の性能規定化により、従来の仕様規定によって建築する中小建設業者が不利にならないよう、性能規定に関する情報の速やかな開示及び周知、中小建設業者の技術力向上に対する支援など特段の措置を講じること。

5　連担建築物設計制度の適用に当たっては、特定行政庁等が、十分な説明を当事者に対して行うとともに、当該土地の購入者等が、本制度が適用されていることを容易に知ることができるよう適切な措置を講じ、当該土地の権利関係で問題が生じないよう十分配慮すること。

右決議する。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案（衆第9号）

【要　旨】

本法律案は、多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　市町村は、一定の要件に該当する住宅である優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めることができることとする。

2　優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとする。

3　国の行政機関又は地方公共団体の長は、認定を受けた建設計画に従って土地を優良田

園住宅の用に供するため、農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進が図られるよう適切な配慮をすることとする。

4　税制上の措置、住宅金融公庫等の融資に当たっての配慮に関する規定を設ける。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※14	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	10. 1.30	10. 3.23	10. 3.31 可決	10. 3.31 可決	10. 3.17 建設	10. 3.18 可決	10. 3.19 可決
			○10. 3.17 衆本会議趣旨説明						
※15	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案	〃	1.30	4. 8	4. 9 可決	4.10 可決	3.31 建設	4. 3 可決	4. 3 可決
※16	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3.23	3.31 可決 附帯決議	3.31 可決	3.12 環境	3.19 可決 附帯決議	3.20 可決
47	都市計画法の一部を改正する法律案	〃	2.23	5.11	5.21 可決 附帯決議	5.22 可決	4.16 建設	5. 6 可決 附帯決議	5. 7 可決
			○10. 5. 11 参本会議趣旨説明　○10. 4.16 衆本会議趣旨説明						
48	都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.23	5.11	5.21 可決	5.22 可決	4.16 建設	5. 6 可決	5. 7 可決
70	高速自動車国道法等の一部を改正する法律案	参	3. 3	4. 8	4.23 可決 附帯決議	4.24 可決	5.19 建設	5.22 可決 附帯決議	5.28 可決
82	国土利用計画法の一部を改正する法律案	衆	3.11	5.11	5.21 可決	5.22 可決	4.16 建設	5. 6 可決	5. 7 可決
99	建築基準法の一部を改正する法律案	〃	3.17	5.21 (予備)	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	4.24 建設	5.20 可決 附帯決議	5.21 可決
			○10. 4.24 衆本会議趣旨説明						

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
9	優良田園住宅の建設の促進に関する法律案	建設委員長 遠藤　乙彦君 (10. 3.20)	10. 3.23	10. 3 24	10 4. 8	10. 4. 9 可決	10. 4.10 可決			10. 3.24

【予算委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において、本委員会は平成９年度補正予算（第１号）３案、平成10年度総予算３案、平成10年度暫定予算３案及び平成10年度補正予算（第１号）３案の審査を行った。予算の執行状況に関する調査として、経済問題に関する集中審議、大蔵省の不祥事等に関する集中審議をそれぞれ行った。

〔予算の審査〕

平成９年度補正予算（第１号）は、一般会計の歳入・歳出額をそれぞれ１兆1,432億円追加して平成９年度一般会計予算の規模を78兆5,332億円に増額補正する等を内容としたものであり、１月12日に提出され、同月29日、２月２日、３日、４日と委員会質疑を行った後、採決を行い、４日に成立した（補正予算の概要については、「Ⅲの２　財政演説」を参照されたい）。

委員会の質疑で、財政構造改革法を成立させた直後に２兆円の特別減税を打ち出したことについて、その政策の整合性等を問われた総理は、「昨年４月からの消費税引き上げの反動が予想以上に大きかったことに加え、昨年夏場以降のアジア経済の落ち込みや金融機関の破綻が続き先行き不透明感が増したことが個人消費の低迷に影響を与えている。こうした景気の実態や金融システムの状況を考えながら、臨機応変に対応していくために２兆円の特別減税を決断したものであり、中期的な目標である財政構造改革となんら矛盾するものではない」旨の見解を示した。

このほか、大蔵官僚の不祥事と公務員の綱紀粛正、銀行の貸し渋り対策、アジア通貨危機への対応、地方分権推進の必要性、普天間基地代替ヘリポート建設問題、イラク情勢と我が国の対応等について質疑が行われた。

平成10年度総予算３案は、平成９年11月成立した財政構造改革法に従って編成された。一般会計予算の規模は77兆6,692億円と、９年度当初予算に比べ0.4%の増加となっているが、国債費と地方交付税交付金を除いた一般歳出では同1.3%減で、11年ぶりのマイナスとなる超緊縮型となった。総予算３案は１月19日提出されたが、平成９年度補正予算及び特別減税法案等の審議が先行されたこともあり、年度内成立にはいたらず、４月８日成立した（総予算の概要については、「Ⅲの２　財政演説」を参照されたい）。

予算委員会における総予算審議の経過をたどると、まず、衆議院からの送付を待って、総括質疑を３月23日に開始し、27日までの５日間行った。その後、30日には暫定予算の審議を、４月１日には、景気、教育、倫理に関する集中審議を、そして２日には公聴会を開き、三和総合研究所取締役理事長原田和明君ほか５名の公述人から意見を聴取するとともに、質疑を行った。次いで３日には山一證券が自主廃業に至った経緯等について元大蔵省証券局長松野允彦君、大蔵事務官（元大蔵省証券局業務課長）堀田隆夫君及び山一證券株式会社元代表取締役副社長白井隆二君の３名を参考人として招致して質疑を行い、６日には外交・防衛、国際経済、福祉に関する集中審議を行った。６日午後、７日及び８日午前

まで各常任・特別委員会の委嘱審査が行われ、８日午後締め括り総括質疑を行い、討論の後、総予算の採決を行った。

主な論点は次のとおりである。まず、「昨年の９兆円もの国民負担増に加え、超低金利による利子収入の減少等が消費不振を招き、我が国の景気は著しい停滞局面にあるが、政府は現在の景気をどのように認識しているか。また、平成９年度はマイナス成長が必至だが、10年度の政府経済見通し1.9%成長は達成が可能か」と問われた総理は、「昨年４月からの消費税の引き上げの反動が、４～６月にあれほど強く出るとは想定していなかった。７～９月のＧＤＰがプラスに転じたことにより、景気は回復軌道に乗るとの期待を持ったが、その後アジア通貨の混乱や我が国金融機関の経営破綻が相次ぐ中で、人々の先行き不安が高まり、消費不振を助長している。10年度の経済見通しについては、９年度補正予算に計上した特別減税の実施や金融安定化策等を行い、さらに10年度予算や法人税減税等の関係法案が早期に通過すれば、景気は回復基調に乗り始めるものとみている。内外の経済・金融の状況に応じ、適時適切な経済運営に努め、政府経済見通し1.9%を達成したい」との見解を示した。また、景気と財政構造改革法との関連を質された総理は、「財政構造改革が必要であることは誰もが認め、また、それが本来中長期的な目標であることに異論はないと思う。一方、当面の景気・経済情勢は、その局面、局面で臨機応変の措置が必要であり、両者はタイム・スパンの違いで両立できる」との見解を示した。

さらに、貸し渋りの対応については、「貸し渋りは、一つには金融機関が不良債権を抱えてＢＩＳ基準達成に不安を持っていること、もう一つは景気停滞の中で、これ以上不良資産を増やしたくないこと、等が融資態度を厳しくしている要因である。しかし、貸し渋りのために中小企業が倒産するようなことがあってはならないので、政府系金融機関を総動員し、25兆円の資金を用意して、新しい融資制度や相談窓口を設けて万全を期している。こうした対策によって、昨年12月から今年２月までの３か月間で、政府系金融機関から約２兆円の貸し出しが行われた。今回、民間金融機関の自己資本比率を高めるために公的資金が投入されたが、これによって銀行にも資金的余裕ができてきたと考えており、今後とも預金保険機構等による指導を通じて、貸し渋りの解消に向けて努力していく」旨の答弁が行われた。

このほか、中央省庁再編の進め方と地方分権の在り方、普天間基地移転問題と沖縄振興策への取り組み、韓国の金大中政権発足と日韓関係、旧国鉄長期債務処理策の問題点、ダイオキシン問題への対応策、労働基準法改正に伴う労働条件への影響等について質疑が行われた。

なお、平成10年度総予算審査に資するため、２月25日から27日までの３日間、栃木・福島県、及び静岡・岐阜県に委員を派遣し現地調査を行った。

平成10年度暫定予算３案は、平成10年度総予算が年度内に成立する見込みがたたなくなったことから、４月１日から18日までの期間について編成された。一般会計の歳出総額は７兆8,611億円、歳入総額は499億円で、７兆8,112億円の歳出超過であるが、国庫の資金繰りについては必要に応じて大蔵省証券を発行することとされている。暫定予算３案は、３月27日提出され、３月30日成立した（暫定予算の概要については、「Ⅲの２　財政演説」を参照されたい）。

委員会において総理は、「例年より早期の召集を願い、10年度総予算を初め、９年度補

正予算、金融安定化２法案、減税法案等の審議をお願いしてきたが、結果として暫定予算を編成することとなった。この上は１日も早い総予算の成立を願っている」旨の見解を示した。

このほか、与党の大型補正構想への政府対応、少子化対策と乳幼児医療の重要性、日米地位協定の運用実態の是非、廃棄物処理と環境対策等について質疑が行われた。

平成10年度補正予算（第１号）は、一般会計の歳入・歳出額をそれぞれ４兆6,455億円追加して平成10年度一般会計の予算規模を82兆3,146億円に増額修正する等を内容としたものであり、５月11日提出され、６月16、17日の両日委員会質疑を行った後、採決を行い、17日成立した（補正予算の概要については、「Ⅲの２　財政演説」を参照されたい）。委員会の質疑において、不況が長期化している要因について質された総理は、「昨年秋以降、金融機関の経営破綻やアジア諸国の通貨の混乱等が相次いだことなどが、家計の消費や企業の設備投資の落ち込みにも影響を与えており、現在景気は大変厳しい状況にある。金融機関等の不良債権問題に加え、日本的経済システムが制度疲労を起こしていること、産業の空洞化等が不況長期化の背景で、これらが景気の足かせとなっている。こうした状況を踏まえて今回16兆円超の総合経済対策を策定することにより、内需の拡大と不良債権の抜本的な解決を図ることとしている」旨の答弁を行った。

このほか、円安是正に向けた政府の対応策、景気対策における地方負担の在り方、課税最低限の国際比較及び今後の税制改正の方向性、中央省庁再編に伴う行政改革への取り組み方、特殊法人の情報開示の必要性、農業の活性化策等について質疑が行われた。

〔国勢調査等〕

予算の執行状況に関する調査として、集中審議を行った。

（経済問題に関する集中審議）

景気低迷が深刻さを増す中で、与党３党は３月26日、総事業規模16兆円超の経済対策を行う基本方針を決定し、橋本総理は平成10年度総予算成立後の翌４月９日記者会見で、また、10日には本会議において16兆円超の総合経済対策の内容等について説明が行われた。橋本総理の説明に対する本会議質疑は14日行われたが、予算委員会においても10年度総予算審議において、与党の景気対策と審議中の総予算との関係が議論となっていたことから、16兆円の景気対策を含めた経済問題全般について質疑を行うべきとの意見が強まり、４月17日集中審議が行われた。

委員会の質疑において、昨年秋に財政構造改革法を策定し、今景気対策を最優先することは政策の転換ではないかと質された総理は、「財政構造改革の必要性は、今もなくなっていない。その上で、状況に応じて臨機応変に対応していくことが必要である。今は景気の回復が国民の声であり、国際的にも求められていることで、景気回復に向けて緊急避難の道を開きたい」旨の答弁が行われた。

このほか、法人課税の引き下げの是非、日銀職員水増しによるヤミ給与支払い疑惑、貸し渋り対策の効果等について質疑が行われた。

（大蔵省の不祥事等に関する集中審議）

一連の金融機関の不祥事に関連して、大蔵省の金融担当部局においても金融機関等から過剰な接待等を受けたことが判明し、１月26日現職の大蔵省職員２名が逮捕されたのに続き、３月５日にも現職職員２名が逮捕されるという贈収賄事件へと発展した。さらに３月

11日には、日本銀行職員も過剰接待の見返りに情報提供を行ったこと等から贈収賄容疑で逮捕された。こうした不祥事の責任をとり、三塚大蔵大臣の辞任に続き、松下日本銀行総裁が辞任した。金融行政の在り方をめぐって批判が強まる中で、大蔵省及び日本銀行は内部調査を実施し、大蔵省は４月27日、日本銀行は４月10日に調査に基づいた処分を発表した。

予算委員会ではこれら処分の発表を受け、二度とこうした不祥事を起こしてはならないとの観点から、５月７日集中審議が行われた。

委員会の質疑で公務員の不正には厳罰をもって当たることが必要ではないかと質された蔵相は、「罰則や制裁は、誤った行動の抑止力になるが、米国等に比べ日本の罰則等はやや軽いと思われる。しかし、国家公務員法上の懲戒処分は、一生涯人事記録に載り、昇級、昇進の評価に加味され、制裁的な効果があると思われる」旨の答弁が行われた。

このほか、接待を行った民間金融機関の具体名、過剰接待の基準、ＳＥＣ基準での問題債権一覧、国家公務員への能率給導入の是非等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成10年１月14日（水）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○**平成９年度一般会計補正予算**(第１号)(予)
平成９年度特別会計補正予算(特第１号)(予)
平成９年度政府関係機関補正予算(機第１号)(予)
以上３案について三塚大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年１月29日（木）（第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成９年度一般会計補正予算**(第１号)（衆議院送付）
平成９年度特別会計補正予算(特第１号)(衆議院送付)
平成９年度政府関係機関補正予算(機第１号)(衆議院送付)
以上３案について橋本内閣総理大臣、瓦建設大臣、小里総務庁長官、小渕外務大臣、久間防衛庁長官、小泉厚生大臣、町村文部大臣、尾身経済企画庁長官、伊吹労働大臣、堀内通商産業大臣、自見郵政大臣、亀井国土庁長官、島村農林水産大臣、上杉自治大臣、政府委員、参考人日本銀行総裁松下康雄君及び日本道路公団総裁鈴木道雄君に対し質疑を行った。

○平成10年１月30日（金）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年２月２日（月）（第４回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成９年度一般会計補正予算**（第１号）（衆議院送付）
平成９年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成９年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、小渕外務大臣、久間防衛庁長官、尾身経済企画庁長官、上杉自治大臣、島村農林水産大臣、小里総務庁長官、大木環境庁長官、政府委員、参考人日本銀行総裁松下康雄君及び海外経済協力基金総裁西垣昭君に対し質疑を行った。

○平成10年２月３日（火）（第５回）

○**平成９年度一般会計補正予算**（第１号）（衆議院送付）
平成９年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成９年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）

以上３案について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

全国銀行協会連合会前会長　佐伯　尚孝君
全国商工会連合会会長　近藤　英一郎君

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成９年度一般会計補正予算**（第１号）（衆議院送付）
平成９年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成９年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、小里総務庁長官、松永大蔵大臣、下稲葉法務大臣、瓦建設大臣、大木環境庁長官、中島人事院総裁、政府委員、参考人前大蔵事務次官小村武君、日興證券株式会社元常務取締役　平裕行君、日本道路公団総裁鈴木道雄君及び日本銀行総裁松下康雄君に対し質疑を行った。

○平成10年２月４日（水）（第６回）

○**平成９年度一般会計補正予算**（第１号）（衆議院送付）
平成９年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成９年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、小渕外務大臣、松永大蔵大臣、自見郵政大臣、小里総務庁長官、亀井国土庁長官、久間防衛庁長官、伊吹労働大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成９年度補正予算）　賛成会派　自民、社民
反対会派　民友、公明、共産、自由、二院、新社

○平成10年２月20日（金）（第７回）

○**平成10年度一般会計予算**（予）
平成10年度特別会計予算（予）
平成10年度政府関係機関予算（予）

以上３案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成10年３月23日（月）（第８回）　――総括質疑――

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、尾身経済企画庁長官、松永大蔵大臣、自見郵政大臣、小泉厚生大臣、亀井国土庁長官、町村文部大臣、小渕外務大臣、久間防衛庁長官、大木環境庁長官、谷垣科学技術庁長官、島村農林水産大臣、鈴木沖縄開発庁長官、瓦建設大臣、藤井運輸大臣、小里総務庁長官、上杉自治大臣、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、中島人事院総裁、政府委員、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成10年３月24日（火）（第９回）　――総括質疑――

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、町村文部大臣、小里総務庁長官、小泉厚生大臣、伊吹労働大臣、尾身経済企画庁長官、村岡内閣官房長官、堀内通商産業大臣、松永大蔵大臣、大木環境庁長官、鈴木沖縄開発庁長官、久間防衛庁長官、藤井運輸大臣、自見郵政大臣、瓦建設大臣、上杉自治大臣、島村農林水産大臣、中島人事院総裁、政府委員、参考人日本銀行総裁速水優君及び中央教育審議会会長有馬朗人君に対し質疑を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成10年３月25日（水）（第10回）　――総括質疑――

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、町村文部大臣、小渕外務大臣、松永大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、小里総務庁長官、小泉厚生大臣、伊吹労働大臣、藤井運輸大臣、久間防衛庁長官、大木環境庁長官、堀内通商産業大臣、島村農林水産大臣、瓦建設大臣、自見郵政大臣、上杉自治大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成10年３月26日（木）（第11回）　――総括質疑――

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）

平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
以上３案について橋本内閣総理大臣、伊吹労働大臣、小里総務庁長官、藤井運輸大臣、久間防衛庁長官、松永大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、村岡内閣官房長官、谷垣科学技術庁長官、亀井国土庁長官、堀内通商産業大臣、大木環境庁長官、瓦建設大臣、島村農林水産大臣、町村文部大臣、小泉厚生大臣、上杉国務大臣、下稲葉法務大臣、自見郵政大臣、政府委員、最高裁判所当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成10年３月27日（金）（第12回）　――総括質疑――
○平成10年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
○**平成10年度一般会計予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
以上３案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、村岡内閣官房長官、小渕外務大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。
○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年３月30日（月）（第13回）
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成10年度一般会計暫定予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計暫定予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関暫定予算(衆議院送付)
以上３案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴き、橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、小里総務庁長官、上杉自治大臣、小渕外務大臣、町村文部大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、藤井運輸大臣、自見郵政大臣、大木環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（平成10年度暫定予算）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、自由
反対会派　共産、二院、新社

○平成10年４月１日（水）（第14回）　――集中審議――
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成10年度一般会計予算**(衆議院送付)
平成10年度特別会計予算(衆議院送付)
平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)
以上３案について橋本内閣総理大臣、小里総務庁長官、松永大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、町村文部大臣、小泉厚生大臣、伊吹労働大臣、自見郵政大臣、瓦建設大臣、上杉自治大臣、藤井運輸大臣、久間防衛庁長官、下稲葉法務大臣、中島人事院総裁、根來公正取引委員会委員長、政府委員、参考人日本銀行総裁速水優君及び福山市立加

茂中学校教諭佐藤泰典君に対し質疑を行った。

○平成10年４月２日（木）（公聴会　第１回）

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

株式会社三和総合研究所取締役理事長	原田	和明君
日本労働組合総連合会事務局長	笹森	清君
教育研究家	内藤	宏君
日本教職員組合中央執行副委員長	西澤	清君
全日本民主医療機関連合会事務局長	前田	武彦君
一橋大学経済研究所教授	高山	憲之君

○平成10年４月３日（金）（第15回）　――参考人質疑――

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について以下の参考人に対し質疑を行った。

元大蔵省証券局長	松野	允彦君
大蔵事務官（元大蔵省証券局業務課長）	堀田	隆夫君
山一證券株式会社元代表取締役副社長	白井	隆二君

○以上３案について以下の当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することに決定した。

〔４月６日午後３時～〕

・沖縄及び北方問題に関する特別委員会

〔４月７日～８日正午〕

・総務委員会、法務委員会、地方行政・警察委員会、外交・防衛委員会、財政・金融委員会、文教・科学委員会、国民福祉委員会、労働・社会政策委員会、農林水産委員会、経済・産業委員会、交通・情報通信委員会、国土・環境委員会

○平成10年４月６日（月）（第16回）　――集中審議――

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、小渕外務大臣、尾身経済企画庁長官、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、小泉厚生大臣、松永大蔵大臣、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年４月８日（水）（第17回）　――締めくくり総括質疑――

○理事の補欠選任を行った。

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、町村文部大臣、伊吹労働大臣、下稲葉法務大臣、自見郵政大臣、小泉厚生大臣、大木環境庁長官、堀内通商産業大臣、瓦建設大臣、谷垣科学技術庁長官、小渕外務大臣、久間防衛庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成10年度総予算）　賛成会派　自民、社民
反対会派　民友、公明、共産、自由、二院、新社

○平成10年４月17日（金）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、経済問題に関する件について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、上杉自治大臣、堀内通商産業大臣、小里総務庁長官、小泉厚生大臣、瓦建設大臣、町村文部大臣、政府委員、会計検査院当局及び参考人日本銀行副総裁山口泰君に対し質疑を行った。

○平成10年５月７日（木）（第19回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、大蔵省の不祥事等について松永大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成10年６月16日（火）（第20回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計補正予算**（第１号）（衆議院送付）
平成10年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
平成10年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）

以上３案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、橋本内閣総理大臣、尾身経済企画庁長官、堀内通商産業大臣、上杉自治大臣、松永大蔵大臣、小渕外務大臣、小里総務庁長官、村岡内閣官房長官、小泉厚生大臣、瓦建設大臣、島村農林水産大臣、藤井運輸大臣、伊吹労働大臣、町村文部大臣、自見郵政大臣、中島人事院総裁、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成10年６月17日（水）（第21回）

○**平成10年度一般会計補正予算**（第１号）（衆議院送付）

平成10年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）

平成10年度政府関係機関補正予算（機第１号）（衆議院送付）

以上３案について橋本内閣総理大臣、尾身経済企画庁長官、松永大蔵大臣、小渕外務大臣、久間防衛庁長官、町村文部大臣、島村農林水産大臣、大木環境庁長官、小泉厚生大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成10年度補正予算）　賛成会派　自民、社民

反対会派　民主、公明、共産、自由、二院、新社

○予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予　算（12件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成９年度一般会計補正予算(第１号)	10. 1.12	10. 1.12 (予備)	10. 2. 4 可決	10. 2. 4 可決	10. 1.12	10. 1.28 可決	10. 1.28 可決
2	平成９年度特別会計補正予算(特第１号)	1.12	1.12 (予備)	2. 4 可決	2 4 可決	1.12	1.28 可決	1.28 可決
3	平成９年度政府関係機関補正予算(機第１号)	1.12	1.12 (予備)	2. 4 可決	2. 4 可決	1.12	1.28 可決	1.28 可決
4	平成10年度一般会計予算	1.19	1.19 (予備)	4. 8 可決	4. 8 可決	1.19	3.20 可決	3.20 可決
5	平成10年度特別会計予算	1.19	1.19 (予備)	4. 8 可決	4. 8 可決	1.19	3.20 可決	3 20 可決
6	平成10年度政府関係機関予算	1.19	1.19 (予備)	4. 8 可決	4. 8 可決	1.19	3.20 可決	3 20 可決
7	平成10年度一般会計暫定予算	3.27	3.27 (予備)	3.30 可決	3.30 可決	3.27	3 30 可決	3 30 可決
8	平成10年度特別会計暫定予算	3.27	3.27 (予備)	3.30 可決	3.30 可決	3.27	3.30 可決	3.30 可決
9	平成10年度政府関係機関暫定予算	3.27	3.27 (予備)	3.30 可決	3.30 可決	3.27	3.30 可決	3.30 可決
10	平成10年度一般会計補正予算(第１号)	5.11	5.11 (予備)	6 17 可決	6 17 可決	5.11	6.15 可決	6.15 可決
11	平成10年度特別会計補正予算(特第１号)	5.11	5.11 (予備)	6.17 可決	6.17 可決	5.11	6.15 可決	6.15 可決
12	平成10年度政府関係機関補正予算(機第１号)	5.11	5.11 (予備)	6.17 可決	6.17 可決	5.11	6.15 可決	6.15 可決

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成７年度決算外２件の審査〕

平成７年度決算及び国有財産関係２件は、第140回国会（常会）の召集日である平成９年１月20日に提出された。このうち７年度決算については、９年２月３日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係２件については、９年２月４日に委員会に付託された（７年度決算外２件については『第140回国会参議院審議概要』90ページ及び357ページ参照）。

委員会においては、第140回国会の９年２月５日、大蔵大臣から平成７年度決算外２件の概要説明を、会計検査院長から平成７年度決算検査報告及び平成７年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した後、第141回国会（臨時会）までに、全般的質疑２回、省庁別審査８回が行われた。

第141回国会閉会後には、９年12月16日の委員会において、平成６年度決算に関する警告決議に対して内閣の講じた措置の内容を大蔵大臣から聴取した後、締め括りの総括的質疑（第１回）に入り、各省大臣に対する質疑が行われた。さらに、９年12月17日の締め括りの総括的質疑（第２回）において、内閣総理大臣に対する質疑が行われた。

第141回国会閉会後に行われた質疑の主な項目は、①行財政改革に対する政府の取組み、②国有林野事業の抜本改革、③知的障害者に対する人権侵害、④防衛装備品の購入における過大積算、⑤会計検査機能の充実、⑥重油流出事故と油防除体制の強化、⑦公共事業の評価システム、⑧ダム事業の見直しなどである。

なお、大蔵大臣から報告があった平成６年度決算に関する警告議決に対して内閣の講じた措置を、警告議決と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	警告議決に対し内閣の講じた措置
(1) 厚生省の前事務次官が収賄容疑で逮捕・起訴されたのを始め、大蔵省、厚生省及び通商産業省の幹部職員が関係業界及び業者との過度の癒着を指摘されるなど、最近の公務員をめぐる一連の不祥事により、行政に対する国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。 政府は、国民の行政及び公務員に対する信頼が早急に回復されるよう、行政と関係業界との癒着の防止に努めるとともに、公務員に関する具体的行為規範の遵守を図るなど、綱紀粛正の徹	(1) 国家公務員の綱紀粛正につきましては、平成８年12月に行われた事務次官等会議申し合わせに基づき、職員が関係業者等と接触するに当たっての具体的な禁止事項、組織全体として実効を担保するためのチェック体制の整備、違反行為に対する処分等を厳正に講ずることなどを内容とする公務員倫理規程を各省庁が制定し、職員に対し周知徹底を行うとともに、関係団体等に対しても周知を図ったところであります。 今後とも、この公務員倫理規程の厳格な遵守を図るなどにより、綱紀の厳

底が図られるよう諸般の方策を講じるべきである。	正な保持に努めてまいる所存であります。
(2) 消費税の納付について、その新規発生滞納額が、近年、多額で推移しており、平成６年度末の滞納額も3,359億円に上っていることは、遺憾である。 政府は、消費者が負担した消費税の一部が国庫に納入されていない事態となっていることを重く受け止め、消費税に対する国民の信頼を損なわないよう、滞納の未然防止及び滞納整理の促進に一層努力すべきである。	(2) 消費税の滞納の未然防止につきましては、納税者に対する期限内納付についてのよりきめ細かな広報・指導等の徹底を図ってきたところであります。 また、消費税の滞納整理の促進につきましては、他の税目の滞納より優先的に着手し、滞納者個々の実情に即した厳正、的確な滞納整理を実施してきたところであります。 今後とも、消費税に対する国民の信頼を損なうことのないよう、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理の促進になお一層の努力を続けてまいる所存であります。
(3) 病原性大腸菌Ｏ－１５７による食中毒が全国的に発生する中で、学校給食においても集団食中毒が相次いで発生し、死者が出る事態となったことは、遺憾である。 政府は、Ｏ－１５７に対する総合的な対策を着実に進めるとともに、安全な学校給食が提供されるよう、衛生管理の徹底や施設・設備の充実を促進するなど学校給食における食中毒の再発防止に一層努めるべきである。	(3) Ｏ－１５７に対する総合的な対策につきましては、Ｏ－１５７の発生状況の定期的な分析・評価を行うとともに、Ｏ－１５７による食中毒の発生の防止、原因の究明、医療機関における患者の治療の支援のための施策を実施しているところであります。 また、学校給食における食中毒の再発防止につきましては、従来から学校給食施設・設備の改善、調理実施上の改善、学校給食関係者の意識改革、学校等の衛生管理体制の確立など、衛生管理の徹底に努めているところであります。 さらに平成９年４月には、衛生管理に関する取り扱いを集約・整理した学校給食衛生管理の基準を作成し、学校給食関係者に対しその周知徹底を図ったところであります。 今後とも、Ｏ－１５７に対する総合的な対策を推進するとともに、学校給食における食中毒発生の防止に一層努

	めてまいる所存であります。
(4) 健康保険又は厚生年金保険に関し、特定の国民健康保険組合に加入している土木建築業の従業員や地方公共団体に雇用されている嘱託職員等について適用漏れの事態が生じ、平成６年度決算検査報告において、113億円を超える保険料の徴収不足が指摘されたことは、遺憾である。 政府は、社会保険の公平・適正な適用の重要性にかんがみ、社会保険事務所における調査確認及び指導の徹底を図るなど、健康保険及び厚生年金保険の適用の適正化に格段の努力をすべきである。	(4) 健康保険及び厚生年金保険の適用の適正化につきましては、毎年度の事業運営上の重点課題として積極的に推進を図っているところであります。 また、国民健康保険組合に加入している土木建築業の従業員や地方公共団体に雇用されている嘱託職員等への適用につきましては、都道府県に対し、文書及び会議等を通じ適正化に努めるよう改めて指導を行うともに、関係団体に対しても文書によりその適正化への協力を依頼したところであります。 今後とも、事業主に対する指導の強化、周知徹底を図るとともに、事業所調査において資格取得の届け出に関する調査確認を重点として取り組み、適用の適正化に努めてまいる所存であります。
(5) 医療費について、支払の不適切等に係る指摘が、決算検査報告において、昭和61年度以降毎年続いており、それに係る国庫負担額も平成６年度までに78億円に上っていることは、遺憾である。 政府は、今後も高齢化の進展等により医療費の増加が見込まれるとともに、医療保険財政の状況も深刻化していることにかんがみ、審査支払機関及び保険者等による審査点検の徹底を図るなど、医療費の請求・審査の適正化に一層努力すべきである。	(5) 医療費の請求・審査の適正化につきましては、都道府県に対し、保険医療機関等に対する指導の積極的実施や審査支払い機関に対する審査の充実強化等の指導の徹底について、文書及び会議等を通じ重ねて指示しているところであります。 また、社会保険診療報酬支払基金において、高点数のレセプトを専門的に審査する審査専門部会の増員を行ったほか、保険者におけるレセプト点検を充実するなど、審査・点検の強化を図っているところであります。 今後とも、医療費の請求・審査の適正化を一層推進してまいる所存であります。
(6) 国庫補助事業である特別養護老人ホームの施設整備等を巡り、贈収賄事件が発覚するなど、その国庫補助金の	(6) 特別養護老人ホーム建設の施設整備等の適正化につきましては、平成８年12月、厚生省内に施設整備業務等の再

適正な支出等に関し疑惑が持たれる事態が生じていることは遺憾である。 政府は、今後の高齢化に対応した新ゴールドプランの強力な推進が求められている中で、こうした事態が生じたことを厳しく認識し、特別養護老人ホームの施設整備等に関し早急に必要な実態の把握を行うとともに、補助金交付や社会福祉法人の認可等について制度の全般にわたる見直し・再点検を行い、社会福祉事業の適正な実施が確保されるよう万全の対策を講じるべきである。	点検のための調査委員会を設け、事件の事実関係の究明とともに、社会福祉施設に関する補助金、社会福祉法人の認可・運営等について再点検を行った上で、改善措置を盛り込んだ報告書を平成９年３月末にまとめ、これに基づき関係通知の改正を行ったところであります。 今後とも、改善措置の徹底を図り、社会福祉事業の適正な実施に努めてまいる所存であります。
(7) 農業構造の改善に寄与すること等を目的とした農業者年金事業における経営移譲年金について、不適正支給の事例が見られることは遺憾である。 政府は、農業者年金制度が多額の国庫助成を行わざるを得ない状況となっていることにもかんがみ、その支給の適正化に万全を期するとともに、年金財政の健全化、情報開示に向けて今後とも更に努力すべきである。	(7) 農業者年金事業における経営移譲年金の支給につきましては、不適正支給となった額について返還の措置を講じるとともに、その再発を防止するため、業務受託機関に対し、文書及び会議等を通じ年金事業の適正な実施に努めるよう強く指導を行ったところであります。 また、年金財政の健全化のため、新規加入者の確保等に努めるとともに、広く国民に農業者年金基金の財務諸表等の公開を行ったところであります。 今後とも、農業者年金事業の適正な実施に万全を期すとともに、年金財政の健全化、情報開示に努力してまいる所存であります。
(8) 労働者災害補償保険の診療費の算定について、全国的な統一基準が定められているにもかかわらず、これと異なる割高な料金を設定したいわゆる地域特掲料金が、なお一部の都県において解消されていないことは遺憾である。 政府は、地域特掲料金の解消について平成元年度決算検査報告で指摘されて以来、既に６年が経過していることにかんがみ、その完全解消の早期実現	(8) 労働者災害補償保険の診療費の算定における地域特掲料金の解消につきましては、労働省と関係団体が調整を行った結果、完全解消を図ることについて平成９年３月合意が成立したところであり、その早期実現のため積極的に努力しているところであります。 今後とも、統一基準による適正な執行に万全を期してまいる所存であります。

に努力すべきである。	
(9) 国庫補助事業に係る食糧費の使用について、補助事業との関連性が明確でなく、また、その経理関係書類が不備である等の不適切な事態が見られたことは遺憾である。 政府は、食糧費の使用について、今後国民の疑念を生じさせないよう、補助事業者である地方公共団体に対し一層の指導に努めるとともに、食糧費を含む事務費の支出状況を的確に把握し、不適正な使用が明らかになった場合には返還を命じる等、厳正な措置を講じるべきである。	(9) 国庫補助事業に係る食糧費の使用等につきましては、関係省庁において、都道府県に対して食糧費の使用及び経理処理を適切に行うよう通達を発するなどにより、食糧費の使途の範囲の明確化、補助事業者等における事務処理の適正化、審査・確認に当たっての関係書類の整備等を指導したところであります。 また、食糧費を含む事務費の支出に関して不適切な使用が明らかとなった場合には、補助金等の交付決定取り消し処分を行うとともに、加算金を付して補助金等を返還させるなど、厳正な措置を講じてきたところであります。 今後とも、地方公共団体に対し、国庫補助事業に係る事務費の適正な執行を図るよう、一層の指導に努めてまいる所存であります。
(10)各地の地方公共団体において、いわゆる食糧費の不正使用やカラ出張・カラ飲食等による不適正な公費支出が相次いで明らかとなり、しかも、公正な行財政執行を確保すべき監査委員及び同事務局においても同様な公費支出が見られたことは、遺憾である。 政府は、公正で能率的な行政の確保という監査委員制度本来の機能が発揮されるよう必要な指導等に努めるとともに、地方分権の推進に伴う監査機能の充実方策について検討すべきである。	(10)地方公共団体の監査機能の充実につきましては、第140回国会において、地方公共団体の行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図る観点から、外部監査制度の導入と現行監査制度の充実を主な内容とする地方自治法の一部改正を行ったところであります。 今後とも、この改正法の趣旨の徹底を図るなど、地方公共団体に対し、監査機能の充実について指導してまいる所存であります。

９年12月17日の委員会において、質疑を終局した後、委員長より平成７年度決算の議決案が示された。その内容は「１．平成７年度決算は、これを是認する。２．内閣に対し、次のとおり警告する。(以下６項目〈略〉)」というものである。

討論では、日本共産党より、平成７年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書について是認することに反対、内閣に対する警告案についても反対、国有財産無償貸付状況

総計算書については賛成する旨の意見が述べられた後、自由民主党より、平成７年度決算外２件を是認することに賛成するとともに、内閣に対する警告案についても賛成する旨の意見が述べられた。

以上で討論を終局し、採決の結果、平成７年度決算は賛成多数をもって是認すべきものと議決され、内閣に対する警告案は賛成多数をもって警告すべきものと議決された。また、平成７年度国有財産増減及び現在額総計算書は賛成多数をもって、平成７年度国有財産無償貸付状況総計算書は全会一致をもって、それぞれ是認すべきものと議決された。

内閣に対する警告の骨子は、①費用対効果分析や事業効果の評価による公共事業の効率的整備と公共事業予算の重点化・効率化、②動燃の相次ぐ事故と「動燃改革」への取組み、③動燃の予算要求・予算執行とウラン廃棄物の安全管理、④国有林野事業の抜本改革、⑤知的障害者雇用をめぐる人権侵害等の再発防止、⑥首都高速道路公団をめぐる談合事件と「官製談合」の根絶である（全文は、本誌Ⅲの４【決算に対する議決】を参照されたい）。

〔平成８年度決算外２件の審査〕

平成８年度決算及び国有財産関係２件は、第142回国会の召集日である平成10年１月12日に提出された。うち８年度決算は、10年２月18日の本会議において大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係２件についても、同日、委員会に付託された。

平成８年度決算の概要は次のとおりである（本誌Ⅲの２の(8)「松永大蔵大臣の平成８年度決算の概要についての報告」を参照）。

平成８年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は81兆8,090億円、歳出決算額は78兆8,478億円であり、差し引き２兆9,611億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成９年度一般会計歳入に繰り入れられた。８年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は２兆3,495億円、不用額は2,511億円、また、財政法第６条の純剰余金は4,442億円である。

平成８年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は280兆7,144億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は245兆2,104億円である。

平成８年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆6,724億円であり、資金からの支払命令済額は３兆237億円、一般会計等の歳入への組入額は53兆6,348億円である。

平成８年度政府関係機関決算書における11機関の収入済額を合計した収入決算額は７兆4,779億円、支出済額を合計した支出決算額は７兆3,847億円である。

国有財産関係２件の概要は次のとおりである。

平成８年度国有財産増減及び現在額総計算書における８年度中の国有財産の差引純増加額は４兆1,860億円、８年度末現在額は91兆6,054億円である。

平成８年度国有財産無償貸付状況総計算書における８年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は210億円、８年度末現在額は１兆1,603億円である。

委員会においては、10年３月11日、大蔵大臣から平成８年度決算外２件の概要説明を、会計検査院長から平成８年度決算検査報告及び平成８年度国有財産検査報告の概要説明を、それぞれ聴取した。

(2) 委員会経過

○平成９年12月16日（火）（第141回国会閉会後第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○平成６年度決算についての警告に対する政府の措置について三塚大蔵大臣から説明を聴いた。

○**平成７年度決算外２件**について町村文部大臣、島村農林水産大臣、上杉自治大臣、小泉厚生大臣、小里総務庁長官、三塚大蔵大臣、尾身経済企画庁長官、瓦建設大臣、大木環境庁長官、鈴木北海道開発庁長官、伊吹労働大臣、下稲葉法務大臣、小渕外務大臣、久間防衛庁長官、自見郵政大臣、根來公正取引委員会委員長、厚生省、公正取引委員会、総務庁、自治省、大蔵省、林野庁、農林水産省、建設省、法務省、外務省及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成９年12月17日（水）（第141回国会閉会後第２回）

○**平成７年度決算外２件**について橋本内閣総理大臣、瓦建設大臣、三塚大蔵大臣、疋田会計検査院長、建設省、大蔵省及び防衛庁当局に対し質疑を行い、討論の後、
平成７年度一般会計歳入歳出決算、平成７年度特別会計歳入歳出決算、平成７年度国税収納金整理資金受払計算書、平成７年度政府関係機関決算書を議決し、
平成７年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに**平成７年度国有財産無償貸付状況総計算書**をいずれも是認すべきものと議決した後、
三塚大蔵大臣、谷垣科学技術庁長官、島村農林水産大臣、伊吹労働大臣及び瓦建設大臣から発言があった。

（平成７年度一般会計歳入歳出決算、平成７年度特別会計歳入歳出決算、平成７年度国税収納金整理資金受払計算書、平成７年度政府関係機関決算書）

賛成会派　自民、平成、民緑、社民、自由、さき

反対会派　共産、新社

（警告決議）

賛成会派　自民、平成、民緑、社民、自由、さき

反対会派　共産、新社

（平成７年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派　自民、平成、民緑、社民、自由、さき、新社

反対会派　共産

（平成７年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派　自民、平成、民緑、社民、共産、自由、さき、新社

反対会派　なし

○平成10年１月30日（金）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

〇平成10年３月11日（水）（第２回）

○**平成８年度決算外２件**の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○**平成８年度一般会計歳入歳出決算、平成８年度特別会計歳入歳出決算、平成８年度国税収納金整理資金受払計算書、平成８年度政府関係機関決算書**
平成８年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成８年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上３件について松永大蔵大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について疋田会計検査院長から説明を聴いた。

〇平成10年６月17日（水）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（8件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成8年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	衆	9. 5.27 (第140回国会)				10. 1.12 決算行政監視	継続審査	
平成8年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	5.27 (第140回国会)				1.12 決算行政監視	継続審査	
平成9年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	〃	10. 3.31						継続審査 (決算行政監視)
平成9年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	3.31						継続審査 (決算行政監視)
平成9年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	〃	3.31						継続審査 (決算行政監視)
平成9年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	〃	5.29						継続審査 (決算行政監視)
平成9年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	5.29						継続審査 (決算行政監視)
平成9年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)	〃	5.29						継続審査 (決算行政監視)

・決算その他（6件）

※は第141回国会閉会中における議決
備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成７年度一般会計歳入歳出決算、平成７年度特別会計歳入歳出決算、平成７年度国税収納金整理資金受払計算書、平成７年度政府関係機関決算書	9. 1.20 (第140回国会)	9. 2. 3	9.12.17 ※議決	10. 1.14 議決			
	○第140回国会　9. 2. 3　大蔵大臣報告　継続　○第141回国会　継続						
平成７年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20 (第140回国会)	2. 4	12.17 ※議決	1.14 議決			
	○第140・第141回国会　継続						
平成７年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20 (第140回国会)	2. 4	12.17 ※議決	1.14 議決			
	○第140・第141回国会　継続						
平成８年度一般会計歳入歳出決算、平成８年度特別会計歳入歳出決算、平成８年度国税収納金整理資金受払計算書、平成８年度政府関係機関決算書	10. 1.12	10. 2.18					継続審査 (決算行政監視)
	○第142回国会　10. 2.18　大蔵大臣報告						
平成８年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.12	2.18					継続審査 (決算行政監視)
平成８年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.12	2.18					継続審査 (決算行政監視)

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において、第二種常任委員会として新たに設置された本委員会は、公務員をめぐる相次ぐ不祥事の問題を取り上げ、行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査のうち、「行政機関の内部監察及び監査の在り方」について集中的に調査を行ったほか、総務庁の行政監察制度の現状及び行政監察プログラムについても調査を行った。また、**公務員による不祥事の再発防止に関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的な権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

公務員をめぐる相次ぐ不祥事を事前に防止できなかった一つの理由として、各行政機関の内部監視体制が十分に機能していなかったのではないかということから、今国会における調査テーマを「行政機関の内部監察及び監査の在り方」とすることに決定し、関係省庁からの説明聴取、参考人からの意見聴取、委員相互間の自由討議等を通じて集中的にこの問題を調査した。

まず、３月18日、参考人として作家・経済評論家堺屋太一君及び北海道大学法学部教授山口二郎君の出席を求め、意見を聴取した後、内部監査の強化策、各省庁設置法の権限規定の在り方、情報公開制度の確立等の諸問題について質疑を行った。

次に、４月15日、各省庁全般にわたる服務管理の総合調整について総務庁から、また、各省庁における個別具体的な服務監査の現状を把握するため、彩福祉グループ事件の概要とその後の服務管理の取組状況について厚生省から、石油商泉井氏との接触に関する調査結果及び処分の概要とその後の服務管理の取組状況について通商産業省から、それぞれ説明を聴取した後、両省の不祥事再発防止策、公務員人事管理の在り方、懲戒処分基準設定の必要性等の諸問題について質疑を行った。

次に、４月22日、諸外国における公務員倫理の実情について調査を行い、英国の公務員倫理制度に関して神奈川大学短期大学部教授田島泰彦君、米国の公務員倫理制度に関して近畿大学法学部教授石田榮仁郎君及び米国の現職公務員としてマンスフィールド研修員ジョアン・リビングストン君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、英米における公務員倫理制度の実情、天下りの実態等の諸問題について質疑を行った。

また、５月20日、これまでの調査の中で委員及び参考人から提示された意見及び課題について整理・検討するため、委員相互間で自由討議を行った。この自由討議の中では、行政の透明性の確保、専任の服務監査担当者の配置、外部監視体制の創設、公務員人事管理の在り方等について意見が出された。

さらに、６月８日、民間金融機関等からの過剰接待に関する調査及び処分の概要について大蔵省から説明を聴取した後、公務員倫理の周知徹底方法、民間との会食等に関する調査対象拡大の必要性、今回の処分における公平性の是非等の諸問題について質疑を行った。

以上の調査を行った結果、服務管理体制・運用の在り方、行政システムの在り方等において改善すべき問題があるとの意見で一致し、６月17日、政府に対して、専任の服務管理責任者の配置、服務管理のための外部監視制度の整備、懲戒処分等の運用の改善、裁量行政からの転換等を内容とする**国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議**を全会一致で行った。

このほか、２月３日に行政監察制度の現状について、４月15日に行政監察プログラムについて、それぞれ総務庁から説明を聴取した後、行政監察機能の強化策、不祥事防止のための行政監察テーマ選定の必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年１月14日（水）（第１回）

○理事を選任した。

○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年２月３日（火）（第２回）

○行政監察制度の現状について小里総務庁長官から説明を聴き、政府委員から補足説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年３月18日（水）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政機関の内部監察及び監査の在り方について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

作家・経済評論家　堺屋　太一君

北海道大学法学部教授　山口　二郎君

○平成10年４月15日（水）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政監察プログラム並びに行政機関の内部監察及び監査の在り方について小里総務庁長官、小泉厚生大臣、堀内通商産業大臣及び政府委員から説明を聴いた後、小里総務庁長官、小泉厚生大臣、堀内通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年４月22日（水）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○行政機関の内部監察及び監査の在り方のうち、諸外国における公務員倫理の実情について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

神奈川大学短期大学部教授　田島　泰彦君

近畿大学法学部教授　石田　榮仁郎君

マンスフィールド研修員　　ジョアン・リビングストン君

○平成10年５月20日（水）（第６回）

○行政機関の内部監察及び監査の在り方について意見の交換を行った。

○平成10年６月８日（月）（第７回）

○行政機関の内部監察及び監査の在り方について松永大蔵大臣及び政府委員から説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年６月17日（水）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議**を行った。

○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 委員会決議

―― 国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議 ――

今日、我が国は、21世紀を目前に控え、抜本的な構造改革による新たな社会経済システムの構築が早急に求められている。その実現に当たっては、行政に対する国民の理解と協力を得ることが必要不可欠であるにもかかわらず、公務員をめぐる相次ぐ不祥事により、行政及び公務員全体に対する国民の信頼が著しく失墜したことは極めて遺憾である。特に、これらの不祥事は、指導的立場にある一部幹部公務員を中心に引き起こされているため、行政を誠実に執行している大多数の公務員の職務に対する誇りと熱意を喪失させるおそれもあり、今後、行政を円滑に運営する上で、極めて憂慮すべき事態であると言わざるを得ない。

行政監視委員会では、このような現状にかんがみ、関係省庁からの説明聴取、有識者からの意見聴取、委員間での自由討議等を通じ、集中的にこの問題を調査してきた。その結果、服務管理の体制・運用の在り方、行政システムの在り方等において改善すべき問題があるとの意見の一致をみた。

政府は、本委員会の結論を尊重し、不祥事の再発防止と行政及び公務員に対する国民の信頼回復を図るため、国会に提出されている国家公務員倫理関係法案に配意しつつ、次の事項を速やかに実施すべきである。

1　専任の服務管理責任者の配置について

現在、各省各庁には総括服務管理官、服務管理官等が置かれているが、官房長及び各局総括課長等が兼務しているなど、服務管理に求められる職務の独立性及び公正性という観点からその実効性に問題があるので、各省各庁の服務管理体制の充実強化を図るため、専任の服務管理責任者の配置や部外者の活用を含め、幅広く検討すること。

2　服務管理のための外部監視制度の整備について

各省各庁の内部における服務管理には限界があることから、服務管理に関して各省各庁を指導・助言するとともに、必要に応じ服務管理状況等の調査を行う新たな第三者機関を設置するなど、外部監視制度の整備を図ること。

3　公務員倫理の研修の充実等について

公務員が国民全体の奉仕者であるという自覚と公務員としての高い倫理観を保持するためには、個々の職員に対する公務員倫理規定の周知徹底が肝要であることにかんがみ、公務員倫理に関する研修内容の充実強化及び指導者の育成を図るとともに、効果的な各種教材の開発・普及を推進すること。

また、各省各庁はあらゆる機会を通じて、公務員倫理規定について関係団体、関係業者等に対し、一層の周知徹底を図ること。

4　懲戒処分等の運用の改善について

懲戒権は原則として各省各庁に帰属しているが、不祥事に対する懲戒処分等において必ずしも国民の納得する運用が行われているとは言い難いことから、服務規律違反に対する処分の内容・手続の統一性、公正性、透明性の確保に努めること。

5　服務規律の恒常的な確保について

職員に対する公務員倫理に関する指導の徹底が、ともすれば不祥事が生じた時期のみに終わるおそれがあることから、必要に応じ行政監察機能を活用するなど、服務規律の恒常的な確保に努めること。

6　裁量行政からの転換について

相次ぐ不祥事の原因には、現在の行政システム、とりわけ裁量行政に大きな問題があると指摘されていることから、裁量による恣意的行政を排除し、行政指導の濫用を招くことのないよう、各省各庁設置法の権限規定の在り方、許認可・補助金交付などの決定過程の透明性等について見直しを行い、事前裁量型の行政から明確なルールに基づいた事後統制型の行政への転換を図ること。

7　人事管理システムの改革について

天下り、早期退職、キャリアシステム等の現在の公務員人事管理システムについては、公務員倫理の観点からの弊害も指摘されていることから、新たな時代にふさわしい公務員人事管理の在り方を早急に検討し、改革を進めること。

8　国会報告について

公務員の服務管理の実施状況及び服務規律違反に対する処分状況について、毎年定期的に国会に報告すること。

右決議する。

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に新たに付託された法律案はなかった。本院継続衆議院提出法律案１件を修正議決したが、衆議院において継続審査となった。

また、本委員会付託の請願１種類７件は保留となった。

〔法律案の審査〕

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案は、議院における証人について、業務上の秘密に係る証言拒絶の対象者に薬剤師を加えるとともに、委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可できるようにし、あわせて証人が公務員以外の者であるときはその人権の保護に特に配慮しなければならないこととする等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、第140回国会において衆議院より提出され、本院において継続審査となっていた。

委員会においては、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については委員長又は両議院の合同審査会の会長が証人の意見を聴いた上で委員会又は両議院の合同審査会に諮り、これを許可するものとすること及び証人が撮影又は録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しないものとすることを内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定した。

なお、本法律案の議決に当たり、次の申合せを行った。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案に関する申合せ

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案の可決に際し、現行制度の運用に対する問題点を踏まえ、今後これに引き続き、「国会法」及び「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律」について、次の諸点を認識し協議を重ねることを確認する。

1　各議院が行う証人としての出頭及び証言又は書類の提出の要求に関し、次の事項を明確にすること。

⑴　議案その他の審査又は国政に関する調査のための要件に関すること。

⑵　出頭及び証言の要求につき一定の資料に基づくべきものとする等出頭及び証言を求めようとする者の必要条件に関すること。

⑶　出頭及び証言又は書類の提出の要求がその者の人権を不当に侵害するものでないことの要件を満たすと認められる場合に行われるようにすること。

2　議員又は委員が証人としての出頭及び証言又は書類の提出を求めるべきことを要求する場合の賛成者等の要件に関すること。

3　証人としての出頭及び証言又は書類の提出に関する手続きが適正かつ円滑に行われるため必要な事項について定めること。
4　証人の人権の尊重に配慮しなければならない旨の規定に関すること。

(2) 委員会経過

○平成10年１月12日（月）（第１回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○議院運営委員長及び懲罰委員長の辞任及び補欠選任並びに総務委員長、法務委員長、地方行政・警察委員長、外交・防衛委員長、財政・金融委員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、労働・社会政策委員長、農林水産委員長、経済・産業委員長、交通・情報通信委員長、国土・環境委員長及び行政監視委員長の選任について決定した。

○**災害対策特別委員会**、**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、**国会等の移転に関する特別委員会**及び**行財政改革・税制等に関する特別委員会**を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党	10人	民友連	４人
公明	２人	社会民主党・護憲連合	２人
日本共産党	１人	自由党	１人
			計２０人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党	10人	民友連	４人
公明	２人	社会民主党・護憲連合	２人
日本共産党	１人	自由党	１人
			計２０人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党	９人	民友連	３人
公明	２人	社会民主党・護憲連合	２人
日本共産党	１人	自由党	１人
二院クラブ	１人	改革クラブ	１人
			計２０人

行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党	22人	民友連	７人
公明	５人	社会民主党・護憲連合	３人
日本共産党	３人	自由党	２人
二院クラブ	１人	新党さきがけ	１人
新社会党・平和連合	１人		計４５人

○次の構成により**庶務関係小委員会**及び**図書館運営小委員会**を設置することを決定した

後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

庶務関係小委員会

自由民主党	８人	民友連	２人
公明	２人	社会民主党・護憲連合	１人
日本共産党	１人	自由党	１人
			計１５人

図書館運営小委員会

自由民主党	８人	民友連	２人
公明	２人	社会民主党・護憲連合	１人
日本共産党	１人	自由党	１人
			計１５人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

○本会議における**内閣総理大臣及び大蔵大臣の演説**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り　１月14日

・時　間

自由民主党	20分	民友連	20分
公明	15分	社会民主党・護憲連合	15分
日本共産党	10分	自由党	10分

・人　数　各派１人

・順　序

１	民友連	２	自由民主党
３	公明	４	社会民主党・護憲連合
５	日本共産党	６	自由党

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年１月14日（水）（第２回）

○民友連、公明、自由党、改革クラブ、二睦会、素友会及び権利と自由を守る会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成10年度予定経費要求に関する件について決定した。

○平成10年１月30日（金）（第３回）

○外交・防衛委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

○**平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案**及び**地方交付税法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民友連……15分　　公明……10分
日本共産党……10分　　自由党……10分
・人　数　各派１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年２月４日（水）（第４回）
○理事の補欠選任を行った。
○裁判官訴追委員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選任について決定した。
○国土審議会特別委員及び社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年２月９日（月）（第５回）
○**預金保険法の一部を改正する法律案**及び**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
・時　間
自由民主党……15分　　民友連……15分
公明……10分　　社会民主党・護憲連合……10分
日本共産党……10分　　自由党……10分
・人　数　各派１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年２月13日（金）（第６回）
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年２月16日（月）（第７回）
○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
・航空事故調査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
・労働保険審査会委員の任命同意に関する件
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年２月18日（水）（第８回）
○**平成８年度決算の概要についての大蔵大臣の報告**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
・時　間
民友連……15分　　公明……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年２月19日（木）（第９回）

○本会議における**内閣総理大臣外３国務大臣の演説**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
・日取り　２月19日及び20日
・時　間

自由民主党	55分	民友連	60分
公明	40分	社会民主党・護憲連合	35分
日本共産党	25分	自由党	20分

・人　数

自由民主党	３人	民友連	２人
公明	１人	社会民主党・護憲連合	１人
日本共産党	１人	自由党	１人

・順　序

１	民友連	２	自由民主党
３	自由民主党	４	公明
５	社会民主党・護憲連合	６	日本共産党
７	自由党	８	自由民主党
９	民友連		

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年２月20日（金）（第10回）

○金融危機管理審査委員会審議委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年３月４日（水）（第11回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年３月13日（金）（第12回）

○小委員長の補欠選任を行った。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年３月20日（金）（第13回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年３月25日（水）（第14回）

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

○中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。

○**平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案**及び**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民友連……15分　　公明……10分

自由党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本会議における**平成10年度地方財政計画についての自治大臣の報告**とともに、**地方税法等の一部を改正する法律案**及び**地方交付税法等の一部を改正する法律案**についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民友連……15分

・人　数　１人

○**沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民友連……15分　　公明……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年３月30日（月）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年３月31日（火）（第16回）

○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・人事官の任命同意に関する件

・原子力委員会委員の任命同意に関する件

・原子力安全委員会委員の任命同意に関する件

・中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

・日本銀行副総裁及び同政策委員会審議委員の任命同意に関する件

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年４月３日（金）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年４月８日（水）（第18回）

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年４月10日（金）（第19回）

○国土審議会特別委員の推薦について決定した。

○**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**及び**検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民友連……15分　　公明……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民友連……15分　　日本共産党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年４月14日（火）（第20回）

○小委員長の補欠選任を行った。

○本会議における**内閣総理大臣の経済対策に関する報告**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

自由民主党……10分　　民主党・新緑風会……10分

公明……10分　　社会民主党・護憲連合……10分

日本共産党……10分　　自由党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年４月17日（金）（第21回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年４月22日（水）（第22回）

○理事の補欠選任を行った。

○**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年４月24日（金）（第23回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年４月30日（木）（第24回）

○**経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会**を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会

自由民主党……12人	民主党・新緑風会……４人
公明……３人	社会民主党・護憲連合……２人
日本共産党……２人	自由党……１人
二院クラブ……１人	

計２５人

○**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年５月11日（月）（第25回）

○**大規模小売店舗立地法案、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案**及び**都市計画法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……20分　　公明……12分

社会民主党・護憲連合……10分　　日本共産党……10分

・人　数

民主党・新緑風会……２人　　公明……１人
社会民主党・護憲連合……１人　　日本共産党……１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年５月13日（水）（第26回）

○本会議における**大蔵大臣の演説**とともに、**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案**及び**中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案**についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
・日取り　５月13日
・時　間
自由民主党……15分　　民主党・新緑風会……20分
公明……15分　　社会民主党・護憲連合……10分
日本共産党……10分　　自由党……10分
・人　数　各派１人
・順　序
１　民主党・新緑風会　　２　自由民主党
３　公明　　４　社会民主党・護憲連合
５　日本共産党　　６　自由党
○**インドの地下核実験に抗議する決議案**(岡野裕君外８名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年５月18日（月）（第27回）

○**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**及び**金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
・時　間
民主党・新緑風会……15分　　公明……10分
自由党……７分
・人　数　各派１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年５月20日（水）（第28回）

○**国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明……10分

日本共産党……10分　　自由党……７分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年５月22日（金）（第29回）

○本会議における内閣総理大臣の**第24回主要国首脳会議出席等に関する報告**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

自由民主党……10分　　民主党・新緑風会……15分

公明……10分　　社会民主党・護憲連合……10分

日本共産党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○**中央省庁等改革基本法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

自由民主党……15分　　民主党・新緑風会……15分

公明……10分　　社会民主党・護憲連合……10分

日本共産党……10分　　自由党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年５月27日（水）（第30回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年５月29日（金）（第31回）

○**パキスタンの地下核実験に抗議する決議案**（岡野裕君外８名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年６月５日（金）（第32回）

○小委員長の補欠選任を行った。

○元内閣総理大臣故宇野宗佑君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年６月９日（火）（第33回）

○理事の補欠選任を行った。
○議員故木暮山人君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
○本会議において国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び行財政機構及び行政監察に関する調査会の報告を聴取することに決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年６月10日（水）（第34回）

○会期を６月18日まで８日間延長することに決定した。
○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
・科学技術会議議員の任命同意に関する件
・宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
・国会等移転審議会委員の任命同意に関する件
・証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
・社会保険審査会委員の任命同意に関する件
・漁港審議会委員の任命同意に関する件
・日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
・労働保険審査会委員の任命同意に関する件
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年６月17日（水）（第35回）

○**内閣総理大臣橋本龍太郎君問責決議案**（菅野久光君外６名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成10年６月18日（木）（第36回）

○**議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案**（第140回国会衆第34号）について提出者衆議院議院運営委員長亀井善之君から趣旨説明を聴いた後、修正議決した。
（第140回国会衆第34号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
反対会派　なし
○**議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案**に関する申合せを行った。
○国立国会図書館長緒方信一郎君の辞任を承認することに決定した。
○国立国会図書館長に戸張正雄君を任命することに決定した。
○外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
○議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定し

た。

○閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【庶務関係小委員会】

○平成10年１月14日（水）（第１回）

○参議院の平成10年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

【図書館運営小委員会】

○平成10年１月14日（水）（第１回）

○国立国会図書館の平成10年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
140／34	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長平沼　赳夫君（9. 6. 3）		10. 6. 18	9. 6. 17	10. 6. 18 修正	10. 6. 18 修正	10. 6. 18 議院運営	継続審査	

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本特別委員会に付託された法律案は、本院議員提出３件（うち本院継続２件）であり、１件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願４種類351件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

被災者生活再建支援法案は、阪神・淡路大震災被災者の生活再建状況の深刻な実態、自然災害被災者の生活再建のための公的支援制度の不備、全国レベルの各種団体からの公的支援制度整備の要請等を背景として、現行制度の運用では対応が困難な分野を補完し、被災者が自立した生活を開始できるよう、今後の自然災害を対象として、被災者の生活再建を公的に支援するための恒久的な法制度を確立することが重要であるとの認識に立ち、６会派共同提案で提出されたものであり、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、その自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、一定規模以上の自然災害により居住する住宅が全壊その他同等の被害を受けたと認められる世帯のうち、世帯主の年齢、世帯の収入合計額等一定の条件が合致する世帯の世帯主に対し、最高100万円の被災者生活再建支援金を支給しようとするものである。

委員会においては、生活再建支援金支給の理念、上限金額の設定の理由、阪神・淡路大震災を適用対象としない理由等について質疑を行い、国会法第57条の３の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、多数をもって可決した。なお、阪神・淡路大震災の被災者に対し、本法の生活支援金に概ね相当する程度の支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずること、を内容とする附帯決議を付した。

また、委員長から、附帯決議を踏まえ、阪神・淡路大震災復興基金により実施されている支援措置の適切な運用が検討されるよう期待する旨の発言があった。

このほか、**災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案**及び**阪神淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案**の両案について審査を行い、阪神・淡路大震災への適用についての見解、被災者の生活再建の現状と今後の課題、自然災害による個人財産の損害を税金で補てんすることについての見解、生活基盤回復支援金の上限額の根拠等について質疑を行ったが、両案とも審査未了となった。

〔国政調査等〕

３月13日、亀井国土庁長官から災害対策の基本施策について所信を、また、政府委員から平成10年度防災関係予算について説明をそれぞれ聴取した。

同月20日、質疑を行い、アジア防災センターの設立の経緯と活動内容、阪神・淡路地域の産業復興支援充実策と特定復興事業の内容、災害被災者の公的支援制度の創設についての見解、被災者の生活再建のための残された課題、災害対策基本法第１条「目的」、第３条「国の責務」についての認識等が取り上げられた。

なお、災害被災者支援については、国土庁長官から将来の災害に備えた被災者の支援については何らかの基金制度が必要であり、既に防災問題懇談会においても提言されているところであり、その提言を踏まえて検討している旨の答弁があった。

また、４月22日、災害被災者支援の在り方について参考人から意見を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成10年１月12日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年３月13日（金）（第２回）

○災害対策の基本施策に関する件について亀井国土庁長官から所信を聴いた。

○平成10年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年３月20日（金）（第３回）

○防災体制の整備に関する件、被災者支援対策に関する件、雲仙・普賢岳火山災害対策に関する件及び阪神・淡路大震災復興対策に関する件について亀井国土庁長官、政府委員、消防庁、自治省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月３日（金）（第４回）

○**阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案**（第141回国会参第６号）について発議者参議院議員都築譲君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年４月10日（金）（第５回）

○**災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案**（第140回国会参第５号）
阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案（第141回国会参第６号）

以上両案について発議者参議院議員栗原君子君、同都築譲君、同田英夫君、同本岡昭次君、同菅川健二君、同山下芳生君、同但馬久美君、同島袋宗康君、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成10年４月22日（水）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○災害被災者支援の在り方に関する件について以下の参考人から意見を聴いた。

作家・市民＝議員立法実現推進本部代表	小田　　実君
防災科学技術研究所所長	片山　恒雄君
姫路獨協大学経済情報学部長	小室　豊允君

○**被災者生活再建支援法案**（参第３号）について発議者参議院議員清水達雄君から趣旨説明を聴き、同君及び同芦尾長司君に対し質疑を行い、国会法第57条の３の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

（参第３号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由
　　反対会派　共産
なお、附帯決議を行った。

○平成10年６月17日（水）（第７回）

○請願第９号外350件を審査した。
○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

被災者生活再建支援法案（参第３号）

【要　旨】

本法律案は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものの自立した生活の開始を支援するため、これらの者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するための措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　支援金の支給

⑴　都道府県は、政令で定める自然災害により、その区域内において居住する住宅が全壊した世帯等の世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として、当該世帯に属する者の収入の合計額等に応じて、以下に掲げる額を超えない額の支援金を支給する。

①　収入の合計額が500万円以下である世帯　100万円

②　収入の合計額が500万円を超え700万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が45歳以上であるもの、収入の合計額が700万円を超え800万円以下である世帯であって、その世帯主の年齢が60歳以上であるもの、又は収入の合計額が500万円を超え800万円以下である世帯であって、総理府令で定める要援護世帯であるもの　50万円

⑵　都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援基金に委託することができる。

⑶　支援金の額の算定基準その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

２　被災者生活再建支援基金

⑴　被災者生活再建支援基金は、支援金を支給する都道府県に対するその支給額に相当する額の交付及び都道府県の委託による支援金の支給等の支援業務を行う。

⑵　都道府県は、同基金に対し支援業務の運営に必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して拠出するほか、必要に応じて資金を拠出することができる。

⑶　同基金の指定、運営等に関する所要の規定を設ける。

3　国の補助

国は、被災者生活再建支援基金に対し、都道府県に対する交付金の額及び同基金が支給する支援金の額の、２分の１に相当する額を補助する。

4　施行期日等

この法律は、公布の日から起算して６カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、また、支援金の支給に関する規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降において、都道府県の被災者生活再建支援基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害の被災世帯について適用する。

5　検討

自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方について、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。

6　その他

その他所要の規定を設ける。

【附　帯　決　議】

政府は、本法施行に当たり、阪神・淡路大震災被災者の生活再建支援について、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　阪神・淡路大震災から３年あまりが経過した。しかし、被災地には今なお、仮設住宅入居者は２万世帯を超えるなど被災地の復興は厳しい実情にある。被災者の多くも、崩壊した生活基盤が回復できず、生活の自立に苦しんでいる。この阪神・淡路大震災の被災者に対し、一日も早く恒久住宅に入居し、生活再建ができるよう、被災地の復興基金事業として実施されている生活再建支援金などを含めて、本法の生活支援金に概ね相当する程度の支援措置が講じられるよう国は必要な措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	被災者生活再建支援法案	清水　達雄君外６名（10. 4.21）	10. 4.23	10. 4.24	10. 4.21	10. 4.22 可決 附帯決議	10. 4.24 可決	10. 4.23（予備）	10. 5.14 可決 附帯決議	10. 5.15 可決
140／5	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	田　英夫君外５名（9. 5.20）			1.12	未了				
141／6	阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案	都築　譲君外４名（9.12. 9）			1.12	未了				

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願１種類１件を採択した。

〔法律案の審査〕

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度を創設し、専ら同地域内において製造業等を営む法人の所得について課税の特例を適用するとともに、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税の払戻し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、沖縄振興開発の理念と目的、特別自由貿易地域制度の概要、施行令の内容と法改正の実効性、基地を抱える沖縄の諸問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

３月11日、小渕外務大臣、小里総務庁長官、鈴木沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

４月６日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、ポスト第３次沖縄振興開発計画を含めた今後の沖縄振興に対する基本姿勢、沖縄県の地域経済としての自立、緊縮財政下における公共事業の在り方と沖縄関係予算、沖縄経済振興21世紀プランの策定が遅れている理由、新石垣空港建設問題、駐留軍用地跡地利用対策関連経費、北方四島交流事業の今後の拡充策、北方四島交流事業に使用する船舶の適正化等について質疑を行った。

５月15日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、普天間飛行場の移転問題、在沖米軍基地の整理・縮小、ＳＡＣＯ最終報告の実施状況、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置、川奈における日ロ首脳非公式会談の評価、日ロ間の平和条約締結に向けての展開等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年１月12日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年３月11日（水）（第２回）

○平成10年度沖縄及び北方問題に関しての施策について小渕外務大臣、小里総務庁長官及び鈴木沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○平成10年３月27日（金）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○**沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第40号）（衆議院送付）について鈴木沖縄開発庁長官から趣旨説明を聴き、同国務大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第40号）　賛成会派　自民、民友、公明、社民、共産、自由

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成10年４月６日（月）（第４回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成10年度一般会計予算**（衆議院送付）

平成10年度特別会計予算（衆議院送付）

平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫）

について小里総務庁長官及び鈴木沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、両長官、政府委員、総務庁、外務省、運輸省、環境庁、文化庁当局及び参考人沖縄振興開発金融公庫理事長塚越則男君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年５月15日（金）（第５回）

○平成10年度沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について小渕外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年６月17日（水）（第６回）

○請願第3085号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要　旨】

本法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度を創設する等、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　工業等開発地区における設備の新増設の場合の課税の特例

地区内において特定の機械、建物等を取得等した者については、租税特別措置法で定

めるところにより、課税の特例措置を適用する。

2　情報通信産業振興地域制度の創設

⑴　沖縄開発庁長官は、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

⑵　地域内において特定の機械、建物、構築物等を取得等した法人については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を適用する。

⑶　地方公共団体が、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合においては、それらの措置による減収額について地方交付税により補てんする。

⑷　国及び地方公共団体は、地域内の情報通信産業の用に供する施設整備のために必要な資金の確保及び情報通信産業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努める。

3　観光振興地域制度の創設

⑴　沖縄開発庁長官は、観光の振興を図るため観光関連施設の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域を観光振興地域として指定することができる。

⑵　地域内において特定の機械、建物、構築物等を取得等した法人については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を適用する。

⑶　地方公共団体が、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合においては、それらの措置による減収額について地方交付税により補てんする。

⑷　国及び地方公共団体は、地域内の観光関連施設整備のために必要な資金の確保及び観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努める。

4　輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し

沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため、指定された空港内の旅客ターミナル施設で購入する物品で沖縄以外の本邦の地域へ移出する場合には、関税暫定措置法で定めるところにより、当該物品についての関税の払戻しができる。

5　中小企業等に対する課税の特例

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法により都道府県知事の認定を受けた法人で、一定の事業を行うものが、認定に係る研究開発等事業計画に従って沖縄において機械、建物等を取得等した場合は、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を適用する。

6　特別自由貿易地域制度の創設及び自由貿易地域制度の拡充

⑴　沖縄開発庁長官は、政令で定める要件に該当する地域であって、企業の集積を促進すること等により、沖縄における産業及び貿易の振興に資するために必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。

⑵　自由貿易地域内における事業認定、総合保税地域等の許可、投資損失準備金、特別の法人の設置等の規定は、特別自由貿易地域においても適用する。

⑶　特別自由貿易地域内において設立され、専ら当該地域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営む法人で、従業員数が一定数以上であること等政令で定める要件に該

当する旨の沖縄開発庁長官の認定を受けた場合には、所得について租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を適用する。

⑷　自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の総合保税地域又は保税工場から輸入される外国貨物に係る関税については、関税暫定措置法で定めるところにより、特例措置を認める。

⑸　国及び地方公共団体は、自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保及び企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努める。

7　施行期日

この法律は、平成10年４月１日から施行する。ただし、４及び６の⑷については、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附　帯　決　議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

1　施行令等実施細則の制定に当たっては、法改正の実効性が担保されるよう沖縄県並びに経済団体からの要望等にも特段の配慮を行うこと。

2　沖縄の振興開発を進めるに当たっては、引き続き、その自立的発展を促す施策の導入を図るとともに、各種の格差是正に努め、第３次沖縄振興開発計画の諸目標を達成するよう各般の施策を積極的に推進すること。

また、北部地域の振興を始めとして、県土の均衡ある発展に努めること。

3　沖縄の厳しい雇用情勢に対処するため、地域の特性をいかした産業の振興策を強力に推進するとともに、雇用促進のための各種支援措置を活用し、雇用機会の確保・拡大に一層努めること。

4　返還が合意された米軍施設・区域については、地域の意向等を十分踏まえ、その早期実現に最大限の努力を払うとともに、跡地等の利用についても総合的かつ有効に活用されるための適切な措置を講ずるよう努めること。

5　米軍施設・区域の整理縮小の促進については、沖縄県民の意向を尊重し、あらゆる可能性を追求して最善の努力を傾注すること。

6　沖縄の基地問題が、県民の生活に及ぼす影響の重大性にかんがみ、在沖縄米軍の兵力構成を含む軍事態勢について継続的に米国政府と協議すること。

また、在沖縄米軍の施設・区域及び演習等に関する情報について、引き続き、米国政府が提出するよう求めること。

7　いわゆる戦後処理問題及び生活環境の保全問題については、沖縄県民の心情に配慮し、その解決に向けて、より一層取り組むこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※40	沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	10. 2.13	10. 3.25	10. 3.27 可決 附帯決議	10. 3.30 可決	10. 3.13	10. 3.18 可決 附帯決議	10. 3.19 可決
			○10. 3.25 参本会議趣旨説明 ○10. 3.13 衆本会議趣旨説明						

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

２月17日、亀井国土庁長官及び政府委員から国会等移転審議会の審議状況等について説明を聴き、調査対象地域設定後の国民の意識の変化、移転の対象と皇居の移転問題、審議会における首都機能移転に否定的な意見の有無、幾央高原を調査対象地域に入れた理由、一極集中を排除する観点からの跡地の利用、東京からの距離300キロメートル圏内の意味、東京都との比較考量を行う時期、首都機能移転に伴う文化的側面の検討等について質疑を行った。なお、首都機能の移転について、国土庁長官から、国民的合意がなければ実現できるものではなく、審議会や国会での議論が進むことにより世論も変化するであろう。そうしたことを踏まえて国民の合意が形成されるよう全力を尽くしたい旨発言があった。

また、３月12日、首都機能の移転に関して参考人から意見を聴き、東京臨海副都心の耐震上の評価、東京都及び調査対象３地域の地震に対する安全性、東京の大地震の危険性を移転の理由とする必然性、阪神・淡路大震災を教訓にした東京の整備の必要性、霞が関辺りの地震に対する安全性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年１月12日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年２月17日（火）（第２回）

○国会等移転審議会の審議状況等について亀井国土庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、同長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年３月12日（木）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国会等の移転に関する件について参考人武蔵工業大学環境情報学部教授中村英夫君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成10年６月17日（水）（第４回）

○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出５件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願９種類356件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、経済情勢等にかんがみ、財政構造改革の当面の目標の年度を平成17年度とすること等のほか、特例公債の発行額の縮減に関し所要の規定を整備するとともに、平成11年度の当初予算における社会保障関係費の量的縮減目標に関し所要の規定を整備しようとするものである。

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案は、平成10年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業者が取得等をする機械等について特別償却又は税額控除を認める措置等を講じようとするものである。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案は、平成10年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行うとともに、一定の不動産取得に係る不動産取得税について特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための特例措置を講じようとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方交付税の総額を確保するため、平成10年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額し、あわせて同年度に限り緊急地域経済対策費を設ける等の改正を行おうとするものである。

４案については、５月13日、本会議において、趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、４案を一括して議題とし、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、一般質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取を行った。

委員会における質疑は、総合経済対策の景気浮揚効果、財政構造改革と景気対策の整合性、弾力条項の具体的な発動の条件、社会保障関係費の縮減目標緩和の理由、特別減税方式の是非と今後の税制の在り方、総合経済対策に伴う地方財政負担の増大と支援策等、多岐にわたり熱心に行われた。

５月29日、質疑を終わり、討論の後、採決の結果、４案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

中央省庁等改革基本法案は、行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとって行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、国の行政組織及び事務・事業の減量、効率化等の改革について、基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするものである。

本法案については、５月22日、本会議において、趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、総理大臣及び関係大臣に対する省庁別集中質疑を行ったほか、参考人から意見聴取を行った。

委員会における質疑は、中央省庁等改革の基本方針、地方分権の推進と本法制定の手順、新省庁権限規定の在り方の検討、巨大官庁への権限集中による利害等、多岐にわたり熱心に行われた。

６月９日、質疑を終わり、討論の後、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成10年１月12日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年５月22日（金）（第２回）

○**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**(閣法第112号)(衆議院送付)

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)

以上両案について松永大蔵大臣から趣旨説明を聴き、

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上両案について上杉自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年５月25日（月）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**(閣法第112号)(衆議院送付)

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上４案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、小渕外務大臣、尾身経済企画庁長官、上杉自治大臣、小泉厚生大臣、瓦建設大臣、小里総務庁長官、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、島村農林水産大臣、村岡内閣官房長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成10年５月26日（火）（第４回）

○**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**(閣法第112号)(衆議

院送付）

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第113号）（衆議院送付）

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）

以上４案について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、上杉自治大臣、小渕外務大臣、尾身経済企画庁長官、瓦建設大臣、小泉厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年５月27日（水）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第112号）（衆議院送付）

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第113号）（衆議院送付）

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）

以上４案について松永大蔵大臣、上杉自治大臣、瓦建設大臣、小渕外務大臣、村岡内閣官房長官、藤井運輸大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、町村文部大臣、島村農林水産大臣、伊吹労働大臣、疋田会計検査院長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年５月28日（木）（第６回）

○**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第112号）（衆議院送付）

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第113号）（衆議院送付）

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第116号）（衆議院送付）

以上４案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

野村総合研究所研究理事	富田	俊基君
日本労働組合総連合会経済産業局長	芹生	琢也君
明治大学政治経済学部教授・富士総合研究所客員理事	高木	勝君
中央大学法学部教授	貝塚	啓明君
地球市民ジャーナリスト工房代表	早房	長治君
日本大学法学部教授	北野	弘久君

○平成10年５月29日（金）（第７回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第112号）（衆議院送付）

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第113号)(衆議院送付)
地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(閣法第115号)(衆議院送付)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第116号)(衆議院送付)

以上４案について橋本内閣総理大臣、小渕外務大臣、尾身経済企画庁長官、小泉厚生大臣、松永大蔵大臣、上杉自治大臣、久間防衛庁長官、島村農林水産大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人日本銀行副総裁山口泰君及び同銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第112号)　賛成会派　自民、社民、さき
　　反対会派　民主、公明、共産、自由、二院、新社
(閣法第113号)　賛成会派　自民、社民、さき
　　反対会派　民主、公明、共産、自由、二院、新社
(閣法第115号)　賛成会派　自民、社民、さき
　　反対会派　民主、公明、共産、自由、二院、新社
(閣法第116号)　賛成会派　自民、社民、さき
　　反対会派　民主、公明、共産、自由、二院、新社

○平成10年６月１日（月）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。
○**中央省庁等改革基本法案**(閣法第41号)(衆議院送付)について小里総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年６月２日（火）（第９回）

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**中央省庁等改革基本法案**(閣法第41号)(衆議院送付)について橋本内閣総理大臣、小里総務庁長官、上杉自治大臣、亀井国土庁長官、小泉厚生大臣、町村文部大臣、伊吹労働大臣、村岡内閣官房長官、谷垣科学技術庁長官、堀内通商産業大臣、松永大蔵大臣、島村農林水産大臣、瓦建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年６月３日（水）（第10回）

○**中央省庁等改革基本法案**(閣法第41号)(衆議院送付)について橋本内閣総理大臣、小渕外務大臣、小里総務庁長官、瓦建設大臣、藤井運輸大臣、上杉自治大臣、松永大蔵大臣、小泉厚生大臣、下稲葉法務大臣、谷垣科学技術庁長官、大木環境庁長官、伊吹労働大臣、島村農林水産大臣、町村文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年６月４日（木）（第11回）

○**中央省庁等改革基本法案**(閣法第41号)(衆議院送付)について参考人静岡県知事石川嘉延君、松江市長宮岡壽雄君、社団法人経済団体連合会事務総長内田公三君、日本労働組合総連合会会長鷲尾悦也君及び財団法人日本証券経済研究所主任研究員紺谷典子君から意見を聴いた後、各参考人及び参考人行政改革会議事務局長水野清君に対し質疑

を行った。

○平成10年６月５日（金）（第12回）

○**中央省庁等改革基本法案**（閣法第41号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、松永大蔵大臣、上杉自治大臣、小里総務庁長官、町村文部大臣、大木環境庁長官、小泉厚生大臣、堀内通商産業大臣、伊吹労働大臣、尾身経済企画庁長官、久間防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年６月８日（月）（第13回）

○**中央省庁等改革基本法案**（閣法第41号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、小里総務庁長官、小渕外務大臣、堀内通商産業大臣、下稲葉法務大臣、松永大蔵大臣、谷垣科学技術庁長官、伊吹労働大臣、町村文部大臣、小泉厚生大臣、大木環境庁長官、亀井国土庁長官、島村農林水産大臣、瓦建設大臣、藤井運輸大臣、鈴木北海道開発庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年６月９日（火）（第14回）

○**中央省庁等改革基本法案**（閣法第41号）（衆議院送付）について橋本内閣総理大臣、小里総務庁長官、上杉自治大臣、松永大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第41号）　賛成会派　自民、社民、さき
　　反対会派　民主、公明、共産、自由、二院、新社

○平成10年６月18日（木）（第15回）

○請願第22号外355件を審査した。

○行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

中央省庁等改革基本法案（閣法第41号）

【要　旨】

本法律案は、平成９年12月３日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとって行われる中央省庁等改革について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　総則

１　中央省庁等改革は、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もって自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

2　国は、基本理念にのっとり、中央省庁等改革を推進する責務を有する。

3　政府は、遅くともこの法律の施行後５年以内に、できれば平成13年１月１日を目標として、中央省庁等改革による新たな体制への移行を開始するものとする。

第２　内閣機能の強化

1　内閣総理大臣が、内閣の首長として、国政に関する基本方針について、閣議にかけることができることを法制上明らかにするものとする。

2　内閣総理大臣以外の国務大臣の総数を15人から17人程度とする措置を講ずるものとする。

3　内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担うものとする。また、国政に関する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整等に関する機能を担うものとし、これらの機能を強化する措置等を講ずるものとする。

4　内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整等を行い、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。また、内閣府に、外局として防衛庁、国家公安委員会及び金融庁を置くものとするとともに、特定重要事項担当の国務大臣、経済財政諮問会議等の機関等を置くものとする。

5　国の行政機関の事務次官等の幹部職員の任免を行うに際し内閣の承認を要することとする。

第３　国の行政機関の再編成

1　新たな省の名称は、総務省、法務省、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省、労働福祉省及び教育科学技術省とし、主要な任務及び主要な行政機能を定めるものとする。

2　内閣府及び新たな省等の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとし、１つの府省の内部部局として置かれる局の数を基本として10以下とすることを目標とするものとするとともに、外局として置かれる委員会及び庁は、主として政策の実施に関する機能を担うものとする。

3　新たな省の編成方針について定めるものとする。

4　政府は、府省間における政策についての協議及び調整のための制度を整備するものとする。

5　政府は、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

第４　国の行政組織等の減量、効率化等

1　政府は、国の事務及び事業の見直しを行い、民間事業への転換、地方公共団体等への移譲又は廃止、独立行政法人の活用、国の規制の撤廃又は緩和、補助金等の合理化等の方針に従い、国の行政組織等の減量、効率化等の措置を講ずるものとする。

2　現業の改革

⑴　郵政事業について、政府は、国営の新たな公社（郵政公社）を設立するために必要な措置を講ずるものとするとともに、資金運用部への預託を廃止する等の措置を講ずるものとする。

⑵　政府は、国有林野事業に関し、業務運営の適正化及び財務の健全化等を総合的か

つ計画的に推進するものとするとともに、造幣事業及び印刷事業の経営形態の在り方を検討するものとする。

3　政府は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要がない一定のものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた独立行政法人の制度を設けるものとする。

4　その他の見直し

⑴　政府は、施設等機関等について、所要の見直し等を行うものとする。

⑵　政府は、国の規制及び地方公共団体に対する補助金等の見直しを行うものとする。

⑶　政府は、地方支分部局の整理及び合理化等のために必要な措置を講ずるものとする。

⑷　政府は、公共事業について、国が直接行うものを限定する等の見直しを行うものとする。

⑸　府省の編成の時において、官房及び局の総数をできる限り90に近い数にするとともに、課等の総数を1,000程度にし、編成後５年間においてできる限り900に近い数とするよう努めるものとする。また、国の行政機関の職員の定員について、10年間で少なくとも10分の１の削減を進める。

第５　関連諸制度の改革との連携

1　政府は、公務員制度の改革について、早期に具体的成果を得るよう引き続き検討を行うものとする。

2　政府は、行政情報公開制度確立等のため必要な措置を講ずるものとする。

3　政府は、地方分権を進め、地方の行財政制度の改革について更に本格的な検討を進めるものとする。

第６　新たな体制への移行の推進に関する総合調整、必要な法律案等の立案、必要な基本的な計画の策定等中核的事務を処理するため、内閣に、内閣総理大臣を長とする中央省庁等改革推進本部を置く。

第７　附則

1　この法律は、中央省庁等改革推進本部に関する規定を除き、公布の日から施行する。

2　新たな省の名称については、当該省が担う任務をより適切に表す名称となるよう検討を行うこと及びその結果に基づきこの法律において規定するものと異なるものとすることを妨げない。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第112号）

【要　旨】

本法律案は、現下の経済情勢等にかんがみ、財政構造改革の当面の目標の年度を平成17年度とすること等のほか、特例公債を発行する場合におけるその発行額の縮減に関し所要の規定を整備するとともに、平成11年度の当初予算における社会保障関係費の量的縮減目標に関し所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　財政構造改革の当面の目標の年度を平成15年度から平成17年度に改める。

2　特例公債を発行する場合においては、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は国内

総生産の伸び率の低い事態が継続する等の経済活動の著しい停滞が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除き、その発行額の縮減を図ることとする。

3　平成11年度の当初予算における社会保障関係費の額の増加額は、できる限り抑制した額とすることとする。

4　本法律は、公布の日から施行する。

平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第113号）

【要　旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢にかんがみ、平成10年分の所得税について特別減税を追加実施するとともに、中小企業者等が取得等をする機械等について特別償却又は税額控除を認める措置を講ずるほか、住宅取得促進税制の拡充等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正

1　特別減税の額の引上げ

平成10年分の所得税について、既に実施している特別減税に加え、定額による特別減税を追加実施することとし、その額は、本人について２万円、控除対象配偶者又は扶養親族１人について１万円の合計額とする。ただし、既に実施している特別減税の額（本人について１万8,000円、控除対象配偶者又は扶養親族１人について9,000円の合計額、以下「当初分」という。）と追加実施する特別減税の額（以下「追加分」という。）との合計額がその者の特別減税前の所得税額を超える場合には、その所得税額を限度とする。

2　特別減税の実施方法

⑴　事業所得者等

平成10年分の所得税に係る第１期の予定納税額の納期を同年８月１日から同月31日までの期間（現行同年７月１日から同月31日までの期間）とする等の特例措置を講ずることとし、原則として、第１期の予定納税額から当初分と追加分を合わせた特別減税の額を控除し、控除しきれない部分の金額は、第２期の予定納税額（11月納付分）から控除することにより実施する。

⑵　給与所得者

平成10年８月１日以後最初に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から追加分を控除し、控除しきれない部分の金額は、以後に支払われる主たる給与等に対する源泉徴収税額から、順次控除することにより実施する。

⑶　公的年金等の受給者

⑵の給与所得者の特別減税に準じた方法により実施する。

第２　租税特別措置法の一部改正

1　増加試験研究費等の税額控除制度について、中小企業者等の試験研究費の額に係る特例の税額控除割合を100分の10（現行100分の６）に引き上げる。

2　中小企業者等が取得等をする一定の機械装置等について、一定の要件の下に、取得

価額の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の７の特別税額控除の選択適用を認める等の措置を講ずる。

３　住宅取得促進税制について、住宅借入金等の年末残高1,000万円以下の部分に適用される控除率及びその適用期間を拡充し、平成10年居住分について６年間の控除限度額の総額を170万円から180万円に引き上げる等の措置を講ずる。

４　特定電気通信設備の特別償却制度について、適用対象に、一定のテレビジョン放送事業者が取得する放送番組の効率的な制作に資する一定の設備を追加し、取得価額の100分の20の特別償却を認める。

第３　その他

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　この法律の施行に伴う平成10年度の租税減収見込額（初年度）は、１兆4,730億円である。

地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案（閣法第115号）

【要　旨】

本法律案は、当面の経済状況等を踏まえ、平成10年度分の個人住民税について定額による特別減税の額の引上げ等を行うとともに、不動産取得税について宅地建物取引業者による一定の住宅及びその用に供する土地の取得に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　地方税法に関する事項

１　道府県民税及び市町村民税

⑴　平成10年度分の個人の道府県民税及び市町村民税（以下「個人住民税」という。）について、所得割の額から控除する特別減税の額を、次のとおり引き上げる。

①　納税義務者本人　　１万7,000円（現行8,000円）

②　控除対象配偶者又は扶養親族１人につき　　8,500円（現行4,000円）

⑵　普通徴収の方法によって徴収する平成10年度分の個人住民税の第１期の納期を７月（現行６月）とする。

⑶　特別徴収の方法によって徴収する平成10年度分の個人住民税について、市町村長は特別徴収税額を６月30日まで（現行５月31日まで）に通知しなければならないこととする。

２　不動産取得税

宅地建物取引業者が一定の住宅及びその用に供する土地を居住者である個人から平成10年７月１日から平成12年６月30日までの間に取得した場合について、当該住宅の取得の日から６月以内に当該住宅及び当該土地を当該個人以外の個人にその居住の用に供するために譲渡したときに限り、一定の減額を行う特例措置を講じる。

第２　地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税等による減収額を埋めるため、地方債の特例措置として減税補てん債を発行することができることとする。

第３　その他

1　この法律は、平成10年５月31日から施行する。

2　この法律の施行に伴う平成10年度の地方税の減収見込額（初年度）は、5,013億円である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第116号）

【要　旨】

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成10年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額し、あわせて同年度に限り緊急地域経済対策費を設ける等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税の総額の特例

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成10年度分の地方交付税の総額の特例として、4,713億6,000万円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるとともに、同特別会計における借入金を4,000億円増額する。

2　基準財政需要額の算定方法の特例

総合経済対策を円滑に実施するため、平成10年度に限り「緊急地域経済対策費」を設け、基準財政需要額に算入する。

3　基準財政収入額の算定方法の特例

平成10年度における道府県民税及び市町村民税の所得割の特別減税による減収額並びに不動産取得税の減税による減収額として自治省令で定める額を基準財政収入額に加算する特例を設ける。

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※41	中央省庁等改革基本法案	衆	10. 2.17	10. 5.22	10. 6. 9 可決	10. 6. 9 可決	10. 4.10 行政改革特委	10. 5.11 可決 附帯決議	10. 5.12 可決
			○10. 5.22 参本会議趣旨説明				○10. 4.10 衆本会議趣旨説明		
112	財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	〃	5.11	5.13 (予備)	5.29 可決	5.29 可決	5.12 経済対策特委	5.21 可決	5.22 可決
			○10. 5.13 参本会議趣旨説明				○10. 5.12 衆本会議趣旨説明		
113	平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	5.11	5.13 (予備)	5.29 可決	5.29 可決	5.12 経済対策特委	5.21 可決	5.22 可決
			○10. 5.13 参本会議趣旨説明				○10. 5.12 衆本会議趣旨説明		
115	地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案	〃	5.11	5.13 (予備)	5.29 可決	5.29 可決	5.12 経済対策特委	5.21 可決	5.22 可決
			○10. 5.13 参本会議趣旨説明				○10. 5.12 衆本会議趣旨説明		
116	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	5.11	5.13 (予備)	5.29 可決	5.29 可決	5.12 経済対策特委	5.21 可決	5.22 可決
			○10. 5.13 参本会議趣旨説明				○10. 5.12 衆本会議趣旨説明		

【経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願６種類79件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案は、金融機関において、不良債権問題や平成10年４月から導入された早期是正措置への対応に伴い、いわゆる貸し渋りという事態が深刻になっているところ、最近の金融システム改革の動きを契機とする金融機関による取引先選別強化の動きも重なり、間接金融に依存せざるを得ない中小企業の資金調達が大変厳しい状況となることが予想されることから、昭和48年以降見直されていない中小企業信用保険法等中小企業金融関係法律における卸売業、小売業及びサービス業に関する資本金基準を引き上げて中小企業者の範囲を改定し、資金の融通の円滑化を図ろうとするものである。

委員会においては、景気の現状及び今後の経済政策の在り方、本法改正に伴う中小零細企業への配慮、貸し渋り解消への効果、政府系金融機関の中小企業政策における位置付け等について質疑が行われた。質疑終局後、日本共産党より、中小企業信用保険法第３条の３から普通保険、無担保保険を削除する修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、２項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

５月18日、地域経済及び中小企業の経営状況の実情調査のため、静岡県静岡市及び栃木県宇都宮市に委員派遣を行い、現地において地方公聴会を開会した。また、５月25日に派遣委員の報告を行った。

５月25日、経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査のため、参考人として、株式会社三和総合研究所調査部長蔦壁寛明君、株式会社野村総合研究所主席研究員リチャード・クー君、全国銀行協会連合会一般委員長中原眞君、社団法人全国地方銀行協会一般委員長大久保敏治君、全国中小企業団体中央会副会長古川敏一君、大阪商工会議所副会頭小池俊二君、の出席を求め、意見を聴取した。参考人に対しては、効果的な財政出動策、低金利政策の妥当性、景気の現状、金融機関への公的資金導入の実効性、貸し渋りの実態と解消への取組、ベンチャー企業の育成と空洞化防止策等について質疑が行われた。

６月８日、経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査を議題とし、中小企業への貸し渋り対策、中小企業対策の在り方、地域経済の活性化策、再雇用政策の在り方等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年４月30日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年５月８日（金）（第２回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成10年５月25日（月）（第３回）

○**中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第114号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○経済対策、中小企業の経営状況及び中小企業金融に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

株式会社三和総合研究所調査部長	蔦壁　寛明君
株式会社野村総合研究所主席研究員	リチャード・クー君
全国銀行協会連合会一般委員長	中原　眞君
社団法人全国地方銀行協会一般委員長	大久保　敏治君
全国中小企業団体中央会副会長	古川　敏一君
大阪商工会議所副会頭	小池　俊二君

○平成10年５月27日（水）（第４回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第114号）（衆議院送付）について堀内通商産業大臣、政府委員及び参考人中小企業金融公庫総裁角谷正彦君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第114号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、共産、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二院

なお、附帯決議を行った。

○平成10年６月８日（月）（第５回）

○中小企業への貸し渋り対策に関する件、中小企業対策の在り方に関する件、地域経済の活性化策に関する件、再雇用政策の在り方に関する件等について松永大蔵大臣、堀内通商産業大臣、尾身経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年６月18日（木）（第６回）

○請願第242号外78件を審査した。

○経済活性化及び中小企業の緊急対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第114号）

【要　旨】

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、中小企業に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、中小企業信用保険法等に規定する中小企業者等の範囲を改めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　中小企業信用保険法及び中小企業金融公庫法の一部改正

⑴　小売業及びサービス業の資本金基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げる。

⑵　卸売業の資本金基準を3,000万円以下から7,000万円以下に引き上げる。

⑶　政令で定める業種に属する事業者について、資本金又は従業員数の基準を政令で定める基準以下とする。

2　環境衛生金融公庫法の一部改正

環境衛生関係営業者の資本金基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げる。

3　中小企業倒産防止共済法の一部改正

⑴　小売業及びサービス業の資本金基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げる。

⑵　卸売業の資本金基準を3,000万円以下から7,000万円以下に引き上げる。

【附　帯　決　議】

政府は、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、中小企業の経営を安定化させるため以下の点を実現するべきである。

1　中小企業基本法等における中小企業の範囲の見直し、中小企業予算、税制のあり方等について中小企業の活性化の観点から早急に再検討すること。

2　中小企業金融については、引き続き中小企業金融公庫等制度金融面からの支援措置を講じていくとともに、審査体制の整備、信用保証制度の充実に努めること。

なお、中小企業による社債発行等直接金融の円滑化策についても検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
114	中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案	衆	10. 5.11	10. 5.13（予備）	10. 5.27 可決 附帯決議	10. 5.29 可決	10. 5.12 経済対策特委	10. 5.21 可決	10. 5.22 可決
			○10. 5.13 参本会議趣旨説明　○10. 5.12 衆本会議趣旨説明						

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（１８件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※33	労働基準法の一部を改正する法律案	衆	10. 2.10				10. 4.21 労働	継続審査	
			○10. 4.21 衆本会議趣旨説明						
※43	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案	〃	2.20				5. 7 国鉄林野特委	継続審査	
			○10. 5. 7 衆本会議趣旨説明						
※44	国有林野事業の改革のための特別措置法案	〃	2.20				5. 7 国鉄林野特委	継続審査	
			○10. 5. 7 衆本会議趣旨説明						
※45	国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案	〃	2.20				5. 7 国鉄林野特委	継続審査	
			○10. 5. 7 衆本会議趣旨説明						
※46	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案	〃	2.20				5. 7 国鉄林野特委	継続審査	
			○10. 5. 7 衆本会議趣旨説明						
78	森林法等の一部を改正する法律案	〃	3.10				5. 7 国鉄林野特委	継続審査	
			○10. 5. 7 衆本会議趣旨説明						
79	住民基本台帳法の一部を改正する法律案	〃	3.10						継続審査（地方行政）
92	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案	〃	3.13				5. 8 法務	継続審査	
			○10. 5. 8 衆本会議趣旨説明						
93	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案	〃	3.13				5. 8 法務	継続審査	
			○10. 5. 8 衆本会議趣旨説明						
94	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	〃	3.13				5. 8 法務	継続審査	
			○10. 5. 8 衆本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
102	行政機関の保有する情報の公開に関する法律案	衆	10. 3.27				10. 4.28 内閣	継続審査	
			○10. 4.28 衆本会議趣旨説明						
103	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3.27				4.28 内閣	継続審査	
			○10. 4.28 衆本会議趣旨説明						
104	民事訴訟法の一部を改正する法律案	〃	4.10						継続審査 (法務)
105	不正競争防止法の一部を改正する法律案	〃	4.10						継続審査 (商工)
109	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案	〃	4.28						継続審査 (安全保障)
110	自衛隊法の一部を改正する法律案	〃	4.28						継続審査 (安全保障)
111	地球温暖化対策の推進に関する法律案	〃	4.28				5.19 環境	継続審査	
			○10. 5.19 衆本会議趣旨説明						
117	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案	〃	5.19						継続審査 (大蔵)

・本院議員提出法律案（4件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	解雇等の規制に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (10. 3.12)	10. 3.16		未了					
2	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	吉川 春子君 外1名 (10. 3.12)	3.16		未了					
4	中水道の整備の促進に関する法律案	荒木 清寛君 外2名 (10. 4.24)	4.28		未了					
6	国会議員等のあっせん利得行為等の処罰に関する法律案	大脇 雅子君 外2名 (10. 6. 9)	6. 9		未了					

・衆議院議員提出法律案（４２件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する等の法律案	吉井　英勝君外１名（10. 2.10）	10. 2.12					10. 4.28 商工	未了	
3	国家公務員の倫理の保持に関する法律案	倉田　栄喜君外９名（10. 2.27）	3. 3							継続審査（内閣）
4	国会職員の倫理の保持に関する法律案	倉田　栄喜君外８名（10. 2.27）	3. 3							継続審査（議院運営）
5	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	倉田　栄喜君外８名（10. 2.27）	3. 3							継続審査（議院運営）
8	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	鉢呂　吉雄君外３名（10. 3.13）	3.16					3.17 建設	10. 3.18 否決	10. 3.19 否決
			○10. 3.17　衆本会議趣旨説明							
11	行政情報の公開に関する法律案	北村　哲男君外５名（10. 3.27）	3.30					4.28 内閣	継続審査	
			○10. 4.28　衆本会議趣旨説明							
12	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	海江田　万里君外５名（10. 3.27）	3.30							継続審査（内閣）
14	中高一貫教育の推進に関する法律案	藤村　修君外３名（10. 4.28）	4.30					5.14 文教	継続審査	
15	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	原田　昇左右君外５名（10. 4.30）	5. 6							継続審査（内閣）
16	行政改革基本法案	伊藤　英成君外３名（10. 5. 7）	5. 7					5. 7 行政改革特委	5.11 否決	5.12 否決
17	政治資金規正法の一部を改正する法律案	松本　善明君外１名（10. 5. 8）	5.12							継続審査（公職選挙法改正調査特委）
18	政党助成法を廃止する法律案	松本　善明君外１名（10. 5. 8）	5.12							継続審査（公職選挙法改正調査特委）
19	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	松本　善明君外１名（10. 5. 8）	5.12							継続審査（行政改革特委）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
20	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	松本 善明君外1名（10. 5. 8）	10. 5.12							継続審査（議院運営）
21	証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案	松本 善明君外1名（10. 5. 8）	5.12					10. 6.16 大蔵	未了	
22	租税特別措置法の一部を改正する法律案	松本 善明君外1名（10. 5. 8）	5.12					6.16 大蔵	未了	
23	行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案	松本 善明君外1名（10. 5. 8）	5.12					6.16 行政改革特委	未了	
24	審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案	松本 善明君外1名（10. 5. 8）	5.12					6.16 内閣	未了	
25	財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案	伊藤 英成君外8名（10. 5.19）	5.19					5.19 経済対策特委	10. 5.21 否決	10. 5.22 否決
26	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案	森山 眞弓君外4名（10. 5.22）	5.26							継続審査（法務）
27	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案	小杉 隆君外3名（10. 5.26）	5.27							継続審査（建設）
28	借地借家法の一部を改正する法律案	保岡 興治君外6名（10. 6. 5）	6. 8							継続審査（法務）
29	民法の一部を改正する法律案	枝野 幸男君外8名（10. 6. 8）	6. 9							継続審査（法務）
30	国会議員等の入札干渉等の処罰等に関する法律案	野田 毅君外2名（10. 6. 8）	6. 9							継続審査（議院運営）
31	公職選挙法の一部を改正する法律案	関谷 勝嗣君外21名（10. 6. 9）	6.10							継続審査（公職選挙法改正調査特委）
32	政治資金規正法の一部を改正する法律案	関谷 勝嗣君外21名（10. 6. 9）	6.10							継続審査（公職選挙法改正調査特委）
33	国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案	関谷 勝嗣君外20名（10. 6. 9）	6.10							継続審査（議院運営）
34	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	関谷 勝嗣君外21名（10. 6. 9）	6.10							継続審査（議院運営）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
35	政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案	関谷　勝嗣君外21名（10 6. 9）	10. 6.10							継続審査（議院運営）
36	国家公務員倫理法案	小川　元君外４名（10. 6. 9）	6.10							継続審査（内閣）
37	自衛隊員倫理法案	小川　元君外４名（10. 6. 9）	6.10							継続審査（安全保障）
38	国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案	山本　孝史君外８名（10. 6.10）	6.11							継続審査（議院運営）
39	北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案	佐々木　秀典君外４名（10. 6.15）	6.16							継続審査（内閣）
40	国会議員等の地位利用収賄等の処罰等に関する法律案	遠藤　和良君外４名（10. 6.16）	6.17							継続審査（議院運営）
41	政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止等に関する法律案	遠藤　和良君外４名（10. 6.16）	6.17							継続審査（議院運営）
42	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	遠藤　和良君外４名（10. 6.16）	6.17							継続審査（議院運営）
43	公職選挙法の一部を改正する法律案	田中　甲君外３名（10. 6.17）	6.17							継続審査（公職選挙法改正調査特委）
44	行政評価基本法案	笹木　竜三君外６名（10. 6.17）	6.17							継続審査（行政改革特委）
140／18	公職選挙法の一部を改正する法律案	石井　一君外３名（９ 4.15）						10. 1.12 公職選挙法改正調査特委	10. 4. 3 否決	10. 4. 7 否決
140／38	道路整備特別措置法の一部を改正する法律案	二階　俊博君外３名（９. 6. 9）	○10. 6.15 撤回申出 ○10. 6.18撤回（委員会許可）					1.12 建設		
141／5	情報公開法案	松本　善明君外１名（9.10. 3）						1.12 内閣	継続審査	
141／11	行政情報の公開に関する法律案	倉田　栄喜君外７名（9.11.14）	○10. 3.27 撤回申出 ○10. 4.30撤回（委員会許可）					1.12 内閣		

・条　約（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
18	投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	10. 4.24				10. 5.20 外務	未了	
20	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件	〃	4.30						継続審査（外務）
21	深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件	〃	6. 3						継続審査（外務）

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件	衆	10. 4. 7				10. 5. 7 国鉄林野特委	継続審査	
			○10. 5. 7　衆本会議趣旨説明						

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会の平成７年８月４日に設置され、第134回国会において３年間にわたる調査テーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」と決定した。第１年目はアジア太平洋地域における安全保障の在り方を軸に、また第２年目にはアジア太平洋地域における安全保障について調査を進めるとともに、アジア太平洋地域の経済と経済協力についても調査を行った。

第３年目は第141回国会以降アジア太平洋地域の安全保障及びアジア太平洋地域の経済と経済協力について調査を行って来たが、３年間の取りまとめとなった今国会は、アジア太平洋地域の政治・安全保障及び経済の両面について日本の果たす役割について２月４日に宮﨑勇参考人（大和総研特別顧問）及び寺島実郎参考人（三井物産総合情報室長）、同25日には岡部達味参考人（専修大学教授）及び小島明参考人（日本経済新聞論説主幹）から意見を聴取し、質疑を行い、３月11日及び４月20日には委員間の意見交換を行った。

また、４月15日には、当調査会の下に設置した対外経済協力に関する小委員長の報告を聴取し、同報告に基づく委員間の意見交換を行った。

以上をもとに６月３日、「アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応」、「アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応」、「21世紀に向けた我が国の経済協力の在り方」を柱とし、30項目の提言を盛り込んだ国際問題に関する調査報告を取りまとめ議長に提出するとともに、同９日、本会議において、調査会長が口頭報告を行った。

このほか、本調査会では第141回国会に引き続き、長期的視野に立ち対外経済協力の在り方等について調査するため、１月29日の調査会において「対外経済協力に関する小委員会」（板垣正小委員長）を設置した。小委員会では「21世紀に向けたＯＤＡの在り方」について３月９日及び15日に小委員間の意見交換を行ったほか、大島賢三外務省経済協力局長から説明を、杉下恒夫参考人（読売新聞解説部次長）から意見を聴取し、質疑を行った。小委員会は４月８日に「最終報告に向けた取りまとめ」について小委員間の意見交換を行い、同15日、20項目の提言を盛り込んだ調査報告書を調査会長に提出し、同日の調査会において小委員長が報告を行った。

〔調査の概要〕

今国会における参考人に対する質疑、委員間の意見交換等の概要は次のとおりである。

1．参考人質疑

アジアの経済危機がアジアの安全保障に与える影響、紛争予防外交の進め方、我が国の財政構造改革の進め方、エネルギー安全保障の方向性、ＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力）による貿易投資の自由化の推進の妥当性、新ガイドラインと日米中のトライアン

グルの関係、日米中トライアングル強化に際しての日本の役割、日本と中国の信頼関係形成の方向性、日本がアメリカの抑止となる外交戦略のイメージ、ＩＭＦのアジア支援策の妥当性、アジアにおける集団安全保障構築の努力、紛争の平和的な解決の方途、朝鮮半島の六者会談の見通し、人口・食糧・環境・エネルギー等中長期的な課題に対する日本の中長期的な戦略、憲法９条の見方、民主化と経済発展の関係等について質疑を行った。

２．委員間の意見交換

（１）アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応

アジア太平洋地域の政治・安全保障情勢に関する将来展望も含めた情勢認識については、域内の対話、協調の流れが生まれているが、冷戦体制清算の過渡的段階にあり、不安定・不透明な要素が存在しているとの意見、21世紀を見つめたアジア太平洋の安定と日本の役割を考える場合日米中トライアングルの視点と朝鮮半島の安定が重要であるとの意見、協調的な発展、安定の確保を基本的な理念としつつも最終的にはバランス・オブ・パワーが補完すべきであるとの意見等が示された。

我が国の安全保障の在り方については、アジアに集団安全保障体制を作るにしても日米同盟等二国間の同盟により各国が自らの安全を確保するシステムを取り除くことはできないとの意見、日米安保条約をなくし、アジアに非核・非同盟の方向を強めるべきであるとの意見、集団的自衛権についても見直し、国際的な平和維持活動、ＰＫＯ活動等にも積極的な役割を果たすべきであるとの意見、新ガイドライン関連法案は国会承認とすべきであるとの意見、予防外交を推進するとともに、ポスト冷戦期の平和の構築を進めていく上で国際貢献のための包括的な外交戦略を打ち立てることが重要であるとの意見等が示された。

ＡＳＥＡＮ地域フォーラム等の場で行われているアジア太平洋地域の安全保障対話、信頼醸成措置と言った多国間の安全保障の取組と我が国の対応等については、これに積極的に参画し、ＡＳＥＡＮの安定的発展をともに進めるべきであるとの見解、朝鮮半島の平和統一の枠組みも見据えて、北東アジアにおける安全保障対話とその機構化につき具体的な提言を試みるべきであるとの見解が示された。

また、日米中露の四極の一つとして日本は特に米国と協力しながら地域の安定化あるいは地域の持続的発展のための推進役としての責務を有するとの意見も表明された。

（２）アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応

最近の通貨・金融情勢を含むアジア太平洋地域の経済情勢に対する認識については、アジアの経済危機はドル・ペッグ制のマイナス面が顕在化したものであるとの意見、アジア経済の発展の基盤は存在しており今後も発展を続けていくとの意見等が示された。

ＡＰＥＣ等の場で行われている貿易・投資、経済・技術協力の地域協力に対する我が国の対応については、我が国はＡＰＥＣにおける地域協力に積極的に貢献すべきであるとの意見、民間直接投資が果たす役割の重要性に鑑みて多数国間投資保証機関への経済援助を継続していくことが必要であるとの意見等が示された。

最近のアジア経済の困難な状況への我が国の対応等、アジア太平洋地域が安定的

な経済発展を維持していくための我が国の対応策については、日本の景気回復が必要であるとの意見、国際的投機に対する共同規制を作り出すことが必要であるとの意見、ＩＭＦの支援基準をアジアに直接適用することの妥当性への疑義とＩＭＦの改革を含めた日本の努力の必要性について意見等が示された。

また、人口・食糧・環境・エネルギー等の中・長期的な諸課題に対し、日本ならではのソフトパワーの発揮に努めるべきであるとの意見、人的・知的交流等ソフト面において我が国が果たす役割について、アジアの人材養成を行うことが必要であるとの意見、科学技術を通じて世界に貢献すべきであるとの意見、文化、教育と言った非軍事的あるいは人道的な協力と言った形での貢献をすべきであるとの意見等が示された。

（３）21世紀に向けた我が国の対外経済協力の在り方

21世紀に向けたＯＤＡの在り方について、対外経済協力に関する小委員会の報告書を基に行った自由討議では、提言を含む報告を調査会の報告書に取り込んでいくことで共通の認識が形成された。

３．対外経済協力に関する小委員会

小委員会においては政府開発援助が現在大きな転換期を迎えていることを背景に21世紀に向けたＯＤＡの在り方について次の通り調査を行った。

（１）ＯＤＡの理念

被援助国の国民の立場に立ち、人道的立場を重視する援助の重要性、人道主義と同時に外交政策の重要な柱の一つとして日本の国益、世界の安定に結びつける援助の重要性等について議論を行い、ＯＤＡ大綱策定後の地球環境問題の深刻化等の新たな動きに対応して、ＯＤＡ大綱の見直しに着手すべきであることなど提言を行った。

（２）ＯＤＡの在り方

ＯＤＡの量の確保と質の向上、多国間援助と二国間援助など各援助形態のバランス、援助案件の形成過程、援助実施体制などについて議論を行い、国民参加型援助の推進を強化すること、援助実施体制について一元化の方向で見直しに向けて検討に着手すべきこと、国別援助計画を策定することなどの提言を行った。

（３）ＯＤＡと国会との関わり

意見交換を通じてＯＤＡに対する国会の関与を強め、政治のリーダーシップを発揮すべきであるとの方向で共通の認識が形成され、ＯＤＡ関係資料の内容の充実と議院又は委員会への提出、委員会審査の充実などをはじめとして、国会のＯＤＡに対する恒常的な関与の拡充強化が図られるべきであるとの提言を行った。

さらにＯＤＡ基本法の制定については、国会で具体的に踏み込んだ議論をすべき時期に至っているとの一致した認識のもと、多くの小委員から、国民のＯＤＡに対する意識を高め、日本型のＯＤＡ実施の決意を発信する上でも理念法であっても基本法が必要である、国会の関与を強め、実施体制の一元化を行うためにも基本法の制定が必要である、理念、基本原則を明確にすると共に政府から年次報告の国会提出を求めてＯＤＡの透明性を高めるべきである等積極論が展開された一方、基本法の必要性については十分理解し得るが、現段階では審議の充実等国会の関与の強化

の方がＯＤＡ政策全体から見てベターであるとの意見も示された。

以上の議論を踏まえ、国会とＯＤＡとの関わりを更に明確化していくため、国際協力の本旨、国際開発協力の基本原則、国会に対する報告、ＮＧＯとの連携の強化、国際開発協力に携わる人材の育成・確保から成るＯＤＡ基本法案の骨子を基本法の立法化に向けてのたたき台として提起することを提言した。

(2) 調査会経過

○平成10年１月29日（木）（第１回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○**対外経済協力に関する小委員会**を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については会長に一任することに決定した。

○平成10年２月４日（水）（第２回）

○アジア太平洋地域の安定と日本の役割について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

大和総研特別顧問	宮﨑　　勇君
三井物産総合情報室長	寺島　　実郎君

○平成10年２月25日（水）（第３回）

○アジア太平洋地域の安定と日本の役割について以下の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

専修大学教授	岡部　　達味君
日本経済新聞論説主幹	小島　　明君

○平成10年３月11日（水）（第４回）

○アジア太平洋地域の安定と日本の役割について意見の交換を行った。

○平成10年４月15日（水）（第５回）

○対外経済協力に関する件について対外経済協力に関する小委員長板垣正君から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

○平成10年４月20日（月）（第６回）

○アジア太平洋地域の安定と日本の役割について意見の交換を行った。

○平成10年６月３日（水）（第７回）

○国際問題に関する調査報告書を提出することを決定した。
○国際問題に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

【対外経済協力に関する小委員会】

○平成10年２月27日（金）（第１回）
○参考人の出席を求めることを決定した。
○「対外経済協力に関する件」のうち、21世紀に向けたＯＤＡの在り方について政府委員から説明を聴き、参考人読売新聞解説部次長杉下恒夫君から意見を聴いた後、同参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年３月９日（月）（第２回）
○対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。

○平成10年３月16日（月）（第３回）
○対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。

○平成10年４月８日（水）（第４回）
○対外経済協力に関する件について意見の交換を行った。
○対外経済協力に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告
【要　旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成７年８月４日に設置され、「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」のテーマの下、調査を進めてきた。去る６月３日、３年間にわたる調査を踏まえ、30の提言を含む調査報告書を取りまとめ、同日、議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

1　アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応

アジア太平洋地域の安全保障情勢に対する認識を踏まえ、我が国の安全保障、日米安保体制、同地域における多国間の安全保障等について調査を行い、次の提言を行った。

⑴　平和構築のプロセスに向けた包括的な外交方策の樹立に努め、国連の平和維持活動への対応、復旧・復興への支援、ＯＤＡの活用の連携について検討を深めるべきである。

⑵　アジア太平洋地域において核軍縮・核廃絶を始め、軍備管理・軍縮の推進に一層努力するとともに、兵器移転の透明性の向上、相互の信頼感の醸成を図るべきである。

⑶　アジア太平洋地域の安定に向けた諸国間の取組を推進するため、政府、議会、民間団体、研究者等の多層的な協力・交流を一層促進すべきである。

⑷　北東アジア地域における信頼醸成、地域の安定に向けた取組を推進するため、関係各国の幅広い安全保障対話を促進するよう努めるべきである。

2　アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応

広くアジア太平洋地域の安定と繁栄に資する観点から、経済を中心とする分野における協調・協力、人口・食糧・環境・エネルギー等の中長期的な諸課題への対処、人的・知的交流を通じた相互理解の増進等に向けた取組に対して、我が国がどのような役割を果たすべきかについて調査を進め、次の提言を行った。

⑴　日本経済の活性化を図るとともに、アジア地域との貿易・投資の促進、経済社会基盤の整備を図る等、同地域の安定的な経済発展の持続に資するよう一層努力すべきである。

⑵　アジア地域の安定的な経済発展を持続するため、金融・経済問題の克服、金融・資本市場の透明性の改善に対する支援に一層努めるべきである。

⑶　アジア太平洋地域において、人的・知的交流を推進し、同地域の抱える諸問題の共同研究を行うほか、インターネット等を活用した専門教育等を通じて知的交流の拠点となる「アジア太平洋大学（仮称）」の創設を検討すべきである。

⑷　我が国への留学を魅力あるものとするため、受入れ体制を整備するなど、安定した留学生生活基盤の確立が図られるよう関係経費の増額等に格段の努力を払うべきである。

3　21世紀に向けた我が国の経済協力の在り方

アジア太平洋地域の経済発展に役割を果たした我が国のＯＤＡが大きな転換期を迎えていることにかんがみ、対外経済協力に関する小委員会を設置するなど、21世紀に向けた我が国の経済協力の在り方について、国民参加型援助の推進、ＯＤＡに対する国会の関与強化等の視点から調査を進め、次の提言を行った。

⑴　ＯＤＡ大綱の策定後における地球環境問題等の深刻化、地雷除去対策の必要性等の新たな動きに対応し、大綱の見直しの検討に着手すべきである。

⑵　国別援助方針の内容をより充実させ国別援助計画の策定・公表を図るべきである。

⑶　援助実施体制について一元化の方向で見直しの検討に着手するとともに、現地機関への権限の委譲、援助実施要員の着実な増員に努めるべきである。

⑷　ＮＧＯ等との連携の強化を図る等国民参加型援助の推進を強化すべきである。

⑸　援助案件の事後評価、評価結果のフィードバック体制の確立、国会議員、有識者、ＮＧＯ、諸外国専門家等による第三者評価の充実等、援助評価活動の充実を図るべきである。

⑹　国別、地域別の専門家を始め開発協力に携わる人材の育成・確保・活用を図るとともに、開発協力研究機関の拡充に努めるべきである。

⑺　ＯＤＡ関係資料の内容充実と議院又は委員会への提出、委員会審査の充実、議員のＯＤＡ案件の視察等国会のＯＤＡに対する恒常的な関与の拡充強化を図るべきである。

⑻　国際開発協力の本旨、国際開発協力の基本原則、国会に対する報告、ＮＧＯとの連携の強化、国際開発協力に携わる人材の育成・確保から成るＯＤＡ基本法案の骨子を提起する。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は平成７年８月に設置され、今期の調査項目を「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」と決定し、公正で活力がある経済社会と豊かで安心して暮らせる国民生活の実現を目指して、少子・高齢化、国際化、情報化等に適切に対応するための経済運営の在り方について調査を進めてきた。

初年度においては我が国の経済運営の現状と課題について概観し、平成８年６月に政府からの説明、参考人からの意見をとりまとめた中間報告を議長に提出した。

２年度目は社会資本整備及び社会保障の在り方を中心に調査し、社会資本関係で10項目、社会保障関係で12項目の提言を含む中間報告をとりまとめ、平成９年６月に議長に提出した。

最終年度は２年度目に行った提言についてフォローアップを行うとともに、特に、急速な少子・高齢化の進展が、今後の国民生活に多大な影響を及ぼしかねないことから、「子どもを生み育てやすく、生涯を通じて快適に生活できる環境づくり」が喫緊の課題であるとの認識の下に、子育て支援、高齢者支援及び快適な生活環境の形成について調査を進めた。

今国会においては、「人口減少下における社会保障と国民経済」、「福祉サービスの経済波及効果」、「育児・介護と仕事の両立支援」、「福祉の充実に向けた生活環境整備」、「育児・介護と仕事の両立支援」、「福祉の充実と地域の活性化」について、参考人から意見聴取及び質疑を行った。また、政府に対する質疑、各会派意見表明等を行い、３項目の政策提言を含む最終報告をとりまとめ、平成10年６月３日にこれを議長に提出し、６月９日の本会議において会長がその概要を報告した。

〔調査の概要〕

我が国経済は、厳しい内外情勢に直面しており、財政も税収の伸び悩みや巨額の赤字を抱えている。しかしその一方で、少子・高齢化など、経済社会の変化に伴う新しい財政需要の増大が見込まれている。このため、財政の健全化を図りながら、限られた資源を有効に活用し、経済社会の変化に的確に対応していくことが求められている。特に、少子・高齢化に伴う人口構造の変化等は、若年労働力の減少や介護問題を招く等、国民生活や経済に与える影響は少なくない。このため、子どもを生み育てやすく、生涯を通じて快適に生活できる環境づくりが喫緊の課題であり、社会保障と社会資本整備の在り方が問われるところである。

1　社会保障・社会資本整備と国民経済

急速な少子・高齢化により、社会保障負担の増加が懸念されるが、負担は給付にむすびつくものであり、便益と合せて評価されるべきものである。必要な社会的費用をどのように負担し、公平・公正で効率的なシステムを構築するかが課題である。また、社会保障制度は、セイフティネットとしての機能を有し、有効需要の創出効果が期待できる。

特に、今後の少子・高齢化の急速な進展に対応して、保育の充実や介護サービスの提供が求められる。こうしたサービスの提供は、家族による扶養機能が一部外部化し、従来子育てや介護にかかりきりだった家族、特に女性の労働力が市場に供給され、あるいは勤労者は就労を継続できるとともに、雇用の創出効果も大きいものと考えられる。このため、今後の経済運営に当たっては、保育や介護需要の増大と社会保障制度の持つ経済的な波及効果に着目する必要がある。

また、公共投資等によって整備される社会資本は、経済社会の変化に十分対応できるよう適切に整備されるならば経済社会の発展や安定、国民生活の安全や豊かさを支える基盤となるものであるが、生活関連の社会資本整備の立ち遅れによって、経済力に見合った豊かさが実感できていない。そのため、高齢者や障害者、子供が安全で安心して地域社会で暮らすための住宅や生活道路、あるいは交通、都市施設などの生活環境の整備が重要な課題である。

今後の社会保障、社会資本整備については、長期的視点に立ち、経済社会の変化に応じ、それぞれの特徴や機能を踏まえ、相互の連携も含めて適宜適切に対処できる経済運営が必要である。

2　豊かな国民生活を実現するために

豊かな国民生活を実現するためには、21世紀を見据え、少子・高齢化の進展等に適切に対応した経済運営が求められる。特に、介護等の社会保障の再構築、女性や高齢者等の雇用環境の整備、安心して暮らせる地域社会を形成するための生活環境の整備が重要である。

近年の女性の社会参加、就労意欲の高まりによる共働き世帯の増加や核家族化による家族機能の低下等により、子育て不安が増加している。このため、安心して子育てが出来るよう、保育の充実とともに就労環境を整え、育児と仕事の両立を支援することが喫緊の課題である。また、少子化の要因の一つに子育ての経済的負担もある。このため、夫婦が共に充実した日常生活を送りながら、子どもを生む、生まないを実質的にも選択でき、子育てに喜びをみいだし、生まれた子が幸せであるよう負担の軽減を図ることが求められる。

また、高齢者が自立し、生きがいを持って長期化している高齢期を豊かに過ごすことができる生涯現役社会を実現するため、60歳代前半の高齢者の雇用機会を拡大することが喫緊の課題である。また、65歳定年制の実現のため、60歳代前半の継続雇用を義務化するための環境づくりが重要である。一方、早急に介護基盤の充実を図るとともに、介護と仕事の両立支援のため、介護休業制度と介護保険制度の発足に当たっては、その連携について常に見直しを行う必要がある。

さらに、少子・高齢社会において、国民が豊かさを実感できる快適な生活環境を形成していくためには、質の高い住宅や生活環境施設の重点的な整備が必要である。これらの施設は、社会保障負担を軽減し、制度を支える機能を有するものでもある。また、高齢者等が自らの選択によって生活をコントロールし、より快適に過ごすためには、住宅や生活環境施設に限らず、国民生活上のあらゆる分野における関連施策において福祉的配慮を講じるとともに、社会保障等のソフト面との連携を強化する必要がある。

3　提言

①　子育て支援

子どもを安心して生み育てることができ、育児と仕事の両立が可能な環境を整備することが喫緊の課題となっている。こうしたことから、保育制度の充実や育児休業制度の適切な運用・改善と就業環境の改善を図る必要がある。そのため、関連施策を総合的・計画的に推進するとともに、エンゼルプランの位置付けの明確化等法的整備も視野に入れた幅広い検討が必要である。また、男女共同参画社会の実現に向けて社会全体のシステムを改善するための国民的論議が求められる。

同時に、有子家庭と無子家庭の経済的負担の公平の観点から、児童手当、税制等を総合的に検討し、次代を担う児童の子育てに関する経済的負担の軽減を図る必要がある。

②　高齢者支援

生涯現役社会の実現を目指し、当面、60歳代前半の高齢者の雇用機会を拡大することが喫緊の課題である。また、65歳定年制を実現するためには、60歳代前半の継続雇用の普及に努めるとともに、これを義務化するための環境づくりが肝要である。

一方、介護休業制度と介護保険制度の発足に当たっては、両者がその役割に応じた機能を十分発揮できるよう、その連携について常に見直しを行うとともに、早急に介護基盤の充実を図る必要がある。また、介護休業制度の法施行前の普及も積極的に促進していく必要がある。更に、新ゴールドプラン、障害者プランの法的位置付けも検討する必要がある。

③　快適な生活環境の形成

豊かな国民生活を享受するためには、快適な生活環境の形成が不可欠である。質の高い住宅や生活環境施設は、社会保障負担を軽減し、制度を支える機能を有することから、その重点的な整備が必要である。

一方、今後の少子・高齢社会を見通すと、子どもや高齢者の利用が容易になるよう、各種施設の整備に当たっては福祉的配慮を講じるとともに、社会保障等ソフト面との連携を一層強化する必要がある。また、高齢者が住み慣れた地域社会の一員として、必要なサービスの提供を受けながら可能な限り地域で暮らし、施設介護が必要となった場合には、その入所が保障されるという良い循環を確立することが重要である。そのためには、バリアフリー化された高齢者向け住宅の供給が不可欠であり、法的整備を含め検討する必要がある。

(2) 調査会経過

○平成10年１月23日（金）（第１回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年２月25日（水）（第２回）

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、人口減少下における社会保障と国民経済について参考人一橋大学名誉教授宮澤健一君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、福祉サービスの経済波及効果について参考人大阪地方自治研究センター常任研究員・龍谷大学経済学部兼任講師永峰幸三郎君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成10年３月11日（水）（第３回）

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、育児・介護と仕事の両立支援について参考人国際日本文化研究センター助教授落合恵美子君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、福祉の充実に向けた生活環境整備について参考人神戸大学名誉教授・国際居住福祉研究所所長早川和男君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成10年４月８日（水）（第４回）

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、育児・介護と仕事の両立支援について参考人株式会社西武百貨店代表取締役副社長坂本春生君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件のうち、福祉の充実と地域の活性化について参考人山形県最上町長中村仁君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成10年５月11日（月）（第５回）

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年５月20日（水）（第６回）

○21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方に関する件について意見の交換を行った。

○平成10年６月３日（水）（第７回）

○国民生活・経済に関する調査報告書を提出することを決定した。

○国民生活・経済に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告

【要　旨】

本調査会は、「21世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」を今期の調査項目とし、豊かな国民生活の実現を目指して、鋭意調査を行った。

このたび、各会派の意見の一致をみたので、３年間の調査の経過と結果を報告書にとりまとめ、これを議長に提出した。

以下は、その概要である。

Ⅰ　経済社会の変化と国民生活・経済

近年の我が国の経済社会は、少子・高齢化、情報化、経済活動の国際化等が進展しており、その変化が21世紀に向けてより一層加速すると予想される。特に、少子・高齢化に伴う人口構造の変化等は、若年労働力の減少や介護問題を招く等、我が国の経済社会の発展に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

Ⅱ　経済運営の現状と課題

我が国経済は厳しい内外情勢に直面している。また、こうしたなかで、我が国財政も、税収の伸び悩みや巨額の赤字を抱える等、厳しい状況にある。しかしその一方で、少子・高齢化への対応など、新たな財政需要の増大が見込まれている。

このため、財政の健全化を図りながら、限られた資源を有効に活用し、少子・高齢化の進展に的確に対応できるよう、今後特に社会保障制度の再構築、女性や高齢者等の雇用環境の整備、安心して暮らせる地域社会を形成するための生活環境の整備を図るための経済運営が必要である。

Ⅲ　社会保障・社会資本整備と国民経済

社会保障は、セイフティネットの構築によって需要を創出するという側面を有している。今後の経済運営にあたっては、保育や介護需要の増大と社会保障の持つ経済的な波及効果に着目していく必要がある。

また、給付と負担の在り方についても広範な国民的論議を深め、十分なコンセンサスを得ることが重要である。

一方、社会資本は、国民共有の資産として、国民生活の安全や豊かさを支える基盤である。今後の経済運営にあたっては、国民が豊かさを実感できるよう、その遅れが指摘されている生活関連社会資本の整備を進めるとともに、その質的充実に努め、快適な生活環境の形成を図っていく必要がある。

同時に、社会資本整備と社会保障との連携をより緊密にすることによって、その政策効果を高めていく必要がある。

Ⅳ　豊かな国民生活を実現するために

1　子育て支援

子どもを安心して生み育てることができ、育児と仕事の両立が可能な環境を整備するため、保育制度の充実や育児休業制度の適切な運用・改善と就業環境の改善を図る必要がある。

同時に、子どもは次代を担う社会的な存在であり、子育てに関する経済的負担を軽減する必要がある。

2　高齢者支援

高齢者の自立のため、生涯現役社会の実現を目指し、当面、60歳代前半の高齢者の雇用機会を拡大することが喫緊の課題である。

また、早急に介護基盤の充実を図るとともに、介護と仕事の両立支援のためにも、介護休業制度と介護保険制度の発足にあたっては、各制度が役割に応じた機能を十分発揮できるよう、その連携について常に見直しを行う等充実・改善に努める必要がある。

3　快適な生活環境の形成

豊かな国民生活を実現するためには、快適な生活環境の形成が不可欠である。特に、質の高い住宅や生活環境施設は、安全に安心して生活をおくるための基盤であるとともに、社会保障負担を軽減し、社会保障制度を支える機能を有することから、その重点的な整備が必要である。

また、高齢者等が自らの選択によって生活をコントロールし、より快適に過ごすためには、住宅や生活環境施設に限らず、国民生活上のあらゆる分野における関連施策において福祉的配慮を講じるとともに、社会保障等のソフト面との連携を強化する必要がある。

V　提言

豊かな国民生活を実現するためには、21世紀を見据え、少子・高齢化の進展等に適切に対応した経済運営が求められるが、特に重要と考えられる介護等の社会保障の再構築、女性や高齢者等の雇用環境の整備、安心して暮らせる地域社会を形成するための生活環境の整備に関し、子育て支援、高齢者支援、快適な生活環境の形成について政策提言を行っている。

【行財政機構及び行政監察に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第133回国会において設置されて以来、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」をテーマとして、３年間にわたり鋭意調査を進めてきた。

この間、平成９年６月の中間報告においては、参議院に期待される行政監視機能を向上させるために、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置するという調査会長案を取りまとめるとともに、その立法化に係る措置について、議長に要請した。

この調査会長案については、今国会から本院に行政監視委員会が設置されたことにより、その実現をみている。

最終年に当たる３年目は、近時注目されている「政策等の評価制度」について調査を行い、今国会では、行政府及び立法府において政策等の評価制度に取り組んで行く上で必要と思われる事項について提言として取りまとめた。

２年目の中間報告に係る提言が既に実現をみていることから、３年目の調査活動に関する報告をもって最終報告とし、その報告書を平成10年６月３日、議長に提出し、同９日、本会議においてその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

今国会は、まず、行政府における評価制度に関する実態を把握するため、平成10年２月25日、総務庁から評価の視点に立った行政監察の実施状況について、建設省から公共事業に関する評価の取組状況について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。また、同年３月11日、岡山大学経済学部助教授山本清氏、東京大学大学院経済学研究科教授金本良嗣氏及び社団法人経済団体連合会常務理事中村芳夫氏の三名の参考人を招き、意見聴取を行うとともに、調査会委員との意見交換を行った。

参考人からは、情報公開やアカウンタビリティ確保のためにも政策等の評価は重要な要素となること、客観的な評価を確保するために第三者評価機関の設置が必要となること、公共事業適正化の方策としては、審査・優先順位づけ、執行及び評価・見直しのルール化が必要である等の意見が述べられた。

調査会委員との意見交換では、①政策の評価はアカウンタビリティの観点から行われるべきであり、それは単に説明だけで済まされるものではなく、情報提供の内容に誤りがあった場合には責任を伴うという厳しい概念としてとらえる必要がある、②評価には主観的要素が介在せざるを得ないが、その弊害としては、評価者が政策の受益者をどのようにみなすかによって評価の範囲が変わってしまうこと、費用効果分析においてプラスの成果だけを評価してしまうこと等が挙げられる、③社会福祉や教育などの数量的評価が困難な政策については、国民を顧客と考えてコスト情報、サービスの質に関する情報を提供して満足度調査を行うことなどにより、客観的で公平な評価方法の確立が可能となる、④立法府として行政統制の役割を果たすために、国民の関心の高い政策についての評価を政府に義

務づけ、その評価結果報告について参議院の行政監視委員会等がレビューしていくことも考えられる等の意見が述べられた。

次いで、これらの評価制度に対する政府の取組状況や参考人の意見聴取を踏まえ、同年５月11日、調査会委員間の自由討議を行った。

この自由討議では、①評価は国民のために行うものであるということを基本に定めておく必要がある、②国会の行政監視機能の充実のため、行政府が行った評価結果を参議院行政監視委員会等に報告させることを政府に義務づける制度を設けるべきである、③評価スタッフの養成・確保は必ずしも内部スタッフにこだわることなく、民間のシンクタンク等の活用を積極的に図るべきである等の意見が述べられた。

以上のような調査を通じ、政策等の評価制度に関し、本調査会として意見を集約し、同年６月３日、次の提言を取りまとめた。

一　行政府における政策等の評価制度の在り方

1　効率的かつ効果的な政策等の企画・立案及び執行を確保するため、事前、途中、事後の各段階で分析・評価し、その評価結果を広く国民に提供するシステムの構築を図る必要がある。

行政府は、その企画・立案し、執行する政策、施策等について、行政活動を負託した国民のため効率的で効果的に行われているのか、絶えず評価を行い、その結果を国民に明らかにする必要がある。しかし、我が国においては公共事業等の一部について評価が行われているだけであり、情報の公開・開示も十分とはいえないのが実情である。

今後は、省庁横断的な総合的評価を含め、可能な限り全政府部門の活動について、事前、途中、事後の各段階で評価を適切に行い、その内容を国民に公開・開示するシステムの構築を図る必要がある。

2　評価の客観性を確保するため、政策等の実施主体以外の第三者機関を通じた厳正かつ公正な評価を行うとともに、評価結果の提供に際しては、国民に分かりやすい内容のものであるよう努めなければならない。

評価は評価者の主観的要素が常に介在せざるを得ないことから、その客観性を確保するために、評価の専門的知識を有する者を含む第三者機関による評価を通じた厳正かつ公正な評価の必要性が求められる。

また、評価の目的の一つは、国民に対する情報の提供にあり、国民が理解しにくい内容であっては、国民へのアカウンタビリティを果たしたとはいえないことから、国民が的確に判断できるものであることが求められる。

3　政策等の分析・評価に当たっては、マイナスの効果も考慮するとともに、数量的評価が困難な分野に対応するため、評価手法の調査研究に取り組む必要がある。

政策等の評価においては、事業実施に伴い発生するプラスの便益のみを評価しがちである。しかし、ある政策を行う場合、プラスの便益だけではなく常にマイナスの便益も生じており、このようなマイナスの便益も考慮に入れて、分析・評価をより適切なものにしていく必要がある。

また、数量的評価が困難な政策分野等についても、分析・評価が可能となるよう、例えば適切な情報に基づく聴取り調査等の評価手法の調査研究に取り組む必要がある。

一　立法府としての評価制度への関与の在り方

立法府は、行政統制の役割を果たすため、行政監視委員会等を活用して、行政府が行った評価をチェックするとともに、行政府が評価し難い分野について評価を行っていく必要がある。その際、民間のシンクタンク、コンサルタント等の活用を図る必要がある。

行政府が行った評価のチェックや政策の見直しなどの分析は、行政統制の役割を持つ立法府において行うべきである。この立法府の役割を果たすため、行政監視に関する事項を所管する行政監視委員会等において政策等の評価に取り組むことにより、議会における審議及び意思決定に役立てる必要がある。

その際、行政監視委員会等がその役割を十分に発揮するためには、分析・評価に関する専門的知識が不可欠であり、民間のシンクタンク、コンサルタント等の活用について、予算措置を含め、積極的に取り組むことが必要である。

なお、政府による評価結果等の国会への報告の制度化については、行政改革の進捗状況、評価の実施状況等を踏まえ、法制化の必要性も含め、報告対象となる評価の範囲、手続等について検討する必要がある。

(2) 調査会経過

○平成10年２月25日（水）（第１回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、政策等の評価制度に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、建設省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○行財政機構及び行政監察に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年３月11日（水）（第２回）

○時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、政策等の評価制度に関する件について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

岡山大学経済学部助教授　山本　清君

東京大学大学院経済学研究科教授　金本　良嗣君

社団法人経済団体連合会常務理事　　中村　　芳夫君

○平成10年５月11日（月）（第３回）

○時代の変化に対応した行政の監査の在り方のうち、政策等の評価制度に関する件について意見の交換を行った。

○平成10年６月３日（水）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○行財政機構及び行政監察に関する調査報告書を提出することを決定した。

○行財政機構及び行政監察に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

(3) 調査会報告要旨

行財政機構及び行政監察に関する調査報告

【要　旨】

本調査会は、行財政機構及び行政監察に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第133回国会に設置され、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」を３年間にわたる調査テーマとして調査を進めてきた。その結果、昨年６月、本院にオンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置することを内容とする報告書（中間報告）を議長に提出したところであり、第141回国会における国会法改正案等の成立を経て、今国会召集日の平成10年１月12日に行政監視委員会が設置された。

３年目の活動については、前記テーマの下で新たに「政策等の評価制度」について、政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに委員間の自由討議を通じて調査を進めてきた。その結果、今後の政策等の評価の重要性にかんがみ、必要と思われる事項について本調査会として意見を集約し、提言として取りまとめ、去る３日その調査報告書を議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の内容は、次のとおりである。

一　行政府における政策等の評価制度の在り方

1　効率的かつ効果的な政策等の企画・立案及び執行を確保するため、事前、途中、事後の各段階で分析・評価し、その評価結果を広く国民に提供するシステムの構築を図る必要がある。

2　評価の客観性を確保するため、政策等の実施主体以外の第三者機関を通じた厳正かつ公正な評価を行うとともに、評価結果の提供に際しては、国民に分かりやすい内容のものであるよう努めなければならない。

3　政策等の分析・評価に当たっては、マイナスの効果も考慮するとともに、数量的評価が困難な分野に対応するため、評価手法の調査研究に取り組む必要がある。

一　立法府としての評価制度への関与の在り方

立法府は、行政統制の役割を果たすため、行政監視委員会等を活用して、行政府が行った評価をチェックするとともに、行政府が評価し難い分野について評価を行っていく必要がある。その際、民間のシンクタンク、コンサルタント等の活用を図る必要がある。

4　参議院制度改革検討会

(1) 再開及び検討の経緯

去る２月19日、斎藤議長と各会派代表者との懇談会において、「代表質問の在り方」及び「通常選挙後の調査会」の２項目について検討するため、「参議院制度改革検討会」を再開することが合意され、２月26日に第１回検討会（第２期　佐々木満座長）が開かれた。以来、検討会は６回、各会派のメンバーから成るワーキンググループは５回にわたり検討を行った。検討会は６月16日、ワーキンググループによる報告書案を検討会報告書とすることを決定し、議長に答申した。

(2) 検討会経過

○平成10年２月26日（木）（第１回）

○座長を選任した。（佐々木満君・自民）

○本検討会の運営等について協議を行った。

○平成10年３月４日（水）（第２回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（代表質問の在り方について、通常選挙後の調査会について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年３月18日（水）（第３回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（代表質問の在り方について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年４月１日（水）（第４回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（代表質問の在り方について、通常選挙後の調査会について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年４月15日（水）（第５回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（代表質問の在り方について、通常選挙後の調査会について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年４月24日（金）（ワーキンググループ会合　第１回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（代表質問の在り方について、通常選挙後の調査会について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年５月６日（水）（ワーキンググループ会合　第２回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（代表質問の在り方について、通常選挙後の調査会について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年５月13日（水）（ワーキンググループ会合　第３回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（通常選挙後の調査会について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年５月20日（水）（ワーキンググループ会合　第４回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（代表質問の在り方について、通常選挙後の調査会について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年６月10日（水）（ワーキンググループ会合　第５回）

○次の件について協議を行った。

・我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策に関する件
（代表質問の在り方について、通常選挙後の調査会について）

・本検討会の運営等に関する件

○平成10年６月16日（火）（第６回）

○検討会報告書を決定した。

平成10年６月16日

参議院議長　斎 藤　十 朗 殿

参議院制度改革検討会座長　佐 々 木　満

参 議 院 制 度 改 革 検 討 会 報 告 書

本検討会は、議長からの諮問を受け、「代表質問の在り方」及び「通常選挙後の調査会」について検討を行ったので、経過及び結果について別紙のとおり報告する。

本検討会は、議長からの諮問を受け、本年２月26日に設置されて以来、「代表質問の在り方」及び「通常選挙後の調査会」について鋭意検討を進めてきた。この間、「通常選挙後の調査会」に関して、国際問題に関する調査会長林田悠紀夫君、国民生活・経済に関する調査会長鶴岡洋君、行財政機構及び行政監察に関する調査会長井上孝君から意見の聴取を行うなど、検討会においては６回にわたり、また、各会派の委員からなるワーキンググループにおいては５回にわたり熱心かつ慎重な検討の結果、「代表質問の在り方」については意見を集約するに至らず、「通常選挙後の調査会」については意見の一致を見たので、次のとおり議長に答申する。

1　代表質問の在り方について

参議院改革の一環として、参議院における「代表質問」の基本的性格を再検討し、参議院として特色ある審議を行い得るよう、改善のための方策について検討を進めてきたところであるが、意見を集約するに至らなかった。検討の過程における主な意見は次のとおりである。

1　「代表質問」の在り方について

・「代表質問」は、基本的には、議院内閣制の下で各会派が政府の政治姿勢、政策との相違を明確にするために行われるもので、第１回国会以来形成されてきた合意に基づくこれまでの方法を基本にすべきである。
・参議院では、本院議員の専門性及び個性を十分いかし、質疑時間を細分化して「代表質問」を行うことにより、国民に分かりやすい焦点のはっきりしたものとすることが望ましい。
・専門的議論は委員会で行うべきで委員会審査の活性化こそが必要である。
・あらかじめテーマを決めて課題別に「代表質問」を行ってはどうか。
・「代表質問」においては各会派がその意見を表明してはどうか。
・質疑者の数は、必ずしも各会派１人に限られるものではないが、おのずから「代表」にふさわしい人数（１～３人）であるべきである。
・議院内閣制下においては、与党は「代表質問」を行う必要はないのではないか。
・与野党の質疑時間の比率は、以前の野党に配慮した範囲（与党の時間は野党の時間を超えない等）に戻すべきである。
・同一会派の質疑者が複数ある場合の質疑順序については、２人目以降の質疑は会派一巡後に行うべきである。
・上記については、会派ごとに連続して質疑を行うべきである。

2　小会派の「代表質問」について

・所属議員が10人未満の小会派の「代表質問」は、常会に限って５人以上の会派に認められていることを除き、現状では認められていないが、小会派の発言権を尊重するため、５人未満の小会派にも配慮し、「代表質問」の機会を認めてはどうか。
・小会派の発言は各委員会で配慮すべき問題である。
・３人以上の会派にも「代表質問」を認めることができることとしてはどうか。

3　「再質問」の活用等について

・「代表質問」を活性化し、緊張感のあるものとするため、参議院規則第110条に規定されている再質疑の制度を活用することが望ましい。
・本会議では原則として文書の朗読を禁止する旨定めている参議院規則第103条の趣旨がいかされるよう検討し、併せて政府側にも協力を求めるべきである。

4　その他

・本院での「代表質問」が衆議院における「代表質問」の論議を踏まえて行うことができるよう、両院において「代表質問」の日程を協議してはどうか。

なお、「代表質問の在り方」と密接な関係にある「政府演説」に関しても、次のような意見があった。

・政府４演説の内容が相互に重複している点も少なくないので、内閣総理大臣の演説のみ（予算が提出されている場合には大蔵大臣の演説を加える）にとどめてはどうか。
・その時々の緊急重要課題について所管大臣の演説を加えてはどうか。
・「政府演説」の改善方につき政府に要請してはどうか。

2 通常選挙後の調査会について

調査会は、６年という参議院議員の任期に着目し、国政の基本的事項に関して長期的かつ総合的な調査を行い、それに基づき政策提言等を行う目的で、昭和61年７月に創設されたものである。その後４期12年間にわたって、参議院独自の機関として特色ある活動を積み重ねてきた調査会は、参議院改革の大きな成果の一つである。

調査会のこれまでの経過及び実績にかんがみ、来る通常選挙後は、次のとおり調査会を設置し、併せて調査会の組織や運営等の改善に努めるべきであるとの意見で一致した。

1　調査会の数、名称及び委員数について

調査会の数は３とする。

調査会の名称は、国際問題と国民生活・経済の二つの枠組みを継続し、今後の社会においては高齢者と若者、男性と女性、健常者と障害者などの共生問題が重要と考えられるので共生社会を加え、次のとおりとする。

○国際問題に関する調査会
○国民生活・経済に関する調査会
○共生社会に関する調査会

調査会の委員数は、いずれも25人とする。

2　調査会の組織、運営等に関し改善すべき事項について

(1)　調査会の理事及び委員の在任期間

中長期的視点から継続的に活動を行う調査会の特性を考慮し、調査会長はもとより、調査会の理事及び委員についても３年間継続して在任できるよう、各会派において十分配慮するものとする。

(2)　調査会の運営

調査会は、調査の成果を議員立法として具体化することに積極的に取り組むものとする。

(3)　その他

調査会のより一層の充実のため、客員調査員を含めた調査会のスタッフの強化並びに予算措置についても配慮するものとする。

参議院制度改革検討会　（会派）

座　長	佐々木　満	（自民）
委　員	片山　虎之助	（自民）
同	鴻池　祥肇	（自民）
同	斎藤　文夫	（自民）
同	齋藤　勁	（民主）
同	平田　健二	（民主）
同	猪熊　重二	（公明）
同	谷本　巍	（社民）
同	吉岡　吉典	（共産）
同	戸田　邦司	（自由）
同	佐藤　道夫	（二院）
オブザーバー	奥村　展三	（さき）
同	山口　哲夫	（新社）
同	山崎　力	（改ク）

1　議案審議概況

【概　観】

今国会、内閣から提出された法律案は、中央省庁等改革基本法案・財政構造改革の推進に関する特別措置法一部改正案を含む117件（うち25件が本院先議）であり、うち97件が成立した。成立率（成立件数を提出件数で除したもの）は82.9%であった。また、衆議院で継続していた公職選挙法一部改正案は成立した。なお、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案・日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案・行政機関の保有する情報の公開に関する法律案等20件は衆議院において継続審査となった。

予算は、12件提出されいずれも成立した。

条約は、21件提出（うち６件が本院先議）され、18件が成立した。日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定他１件は衆議院において継続審査となり、日本・パキスタン投資保護協定は審査未了となった。

衆法は、今国会新たに44件が提出され、そのうち６件が成立した。30件は継続審査となり、３件は否決され、５件は審査未了となった。前国会からの継続法案９件のうち４件は成立し、２件は継続審査となり、１件は否決され、２件は撤回となった。

参法は、６件が提出され、１件が成立し、１件が衆議院において継続審査となり、４件が審査未了となった。前国会からの継続法案４件はいずれも審査未了となった。

そのほか内閣提出の**承認案件**２件のうち**放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件**が承認され、１件は衆議院において継続審査となった。**平成９年度予備費**６件はいずれも衆議院において継続審査となった。**平成７年度決算**３件は是認され、**平成８年度決算**３件は審査未了、**ＮＨＫ決算**３件はいずれも審査未了となった。**本会議決議案**は３件提出され、２件が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

２兆円の特別減税及び金融システム安定化のための措置等を定めた**平成９年度補正予算**は、１月12日に提出され、１月28日本院に送付され、金融問題についての参考人質疑・金融不祥事並びに大蔵行政の在り方に関する集中審議を経て２月４日本院で可決、成立した。

また、**平成10年度総予算**は、１月19日に提出され、衆議院において同月24日から質疑に入り、公聴会、証人喚問、分科会を経て３月20日に衆議院を通過し本院に送付された。なお、民友連から撤回の上編成替えを求めるの動議が提出されたが否決された。本院においては同月23日から審査に入り、総括質疑の後・景気、教育、倫理に関する集中審議・公聴会・証券問題等をめぐる参考人質疑・外交・防衛、国際経済、福祉に関する集中審議・委嘱審査・締めくくり総括質疑を経て４月８日に可決、成立した。

18日間について編成された**平成10年度暫定予算**は、３月27日に提出され、３月30日に成立した。

２兆円規模の特別減税を追加し、総合経済対策を実施するための**平成10年度補正予算**は、５月11日に提出され、６月15日に衆議院から送付され同月17日に成立した。

〔法律案の審議〕

― 閣　法 ―

閣法の審議は、補正予算関連法案の審議から始まり、年度末の３月末日までに、日切れ法案等33件が成立した。４月の成立件数は19件であり、連休前の成立率は45.3%であった。５月には34件が成立したものの、会期末を控え６月１日時点で重要法案を含む32件が未成立であった。会期を８日間延長したものの12件が成立したのにとどまり、本院から送付した２件を含む20件が衆議院において継続審査となった。

成立した主な閣法は、以下の通りである。預金保険機構の資金基盤の充実、破綻処理等を円滑に実施するための協定銀行の機能の拡充等の措置を講ずる**預金保険法の一部を改正する法律案**（２月16日成立、以下括弧内は成立日）、時限的緊急措置として、預金保険機構が、金融機関の発行する優先株式等の引受け等を行うことを協定銀行に委託することができるようにする**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案**（２月16日）、沖縄の振興開発のため、課税の特例が適用される特別自由貿易地域制度の創設、既存の自由貿易地域制度の拡充、特定免税店の創設等の措置を講ずる**沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（３月30日）、住宅金融専門会社の債権の回収の促進のため、国庫からの補助又は国庫への納付の基準となる債権処理会社の債権回収に係る益金と損失を相殺できるようにする**特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（３月30日）、内閣官房副長官を１名増員するとともに、内閣官房に特別職の内閣危機管理監を置く**内閣法等の一部を改正する法律案**（３月31日）、動力炉・核燃料開発事業団の抜本的改革を図るため、新型転換炉研究開発等を縮小する等の業務の見直しを行い、新たな法人に改編する**原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案**（５月13日）、大規模小売店舗における事業活動が周辺環境に及ぼす影響について、自治体と大規模小売店舗設置者等による自主的解決のための制度を制定する**大規模小売店舗立地法案**（５月27日）、特定家庭用機器の適正な処理及び資源の有効利用の確保のため、製造業者等に、廃棄された機器の再商品化等を義務づける等の措置を講ずる**特定家庭用機器再商品化法案**（５月29日）、中高一貫教育を実施する中等学校を新たに設ける等所要の規定を整備するほか、専修学校の専門課程修了者が大学に編入学できるようにする等の措置を講ずる**学校教育法等の一部を改正する法律案**（６月５日）、顧客保護のための投資者保護基金を創設するほか、証券会社の免許制の見直し、会社型投信の導入等所要の措置を講じる**金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案**（６月５日）、一定の資産の流動化による資金調達の円滑を図るため、資産を証券化する等の資産流動化を行う特定目的会社の制度を創設する**特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案**及び**特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（６月５日）、国際平和協力業務に国際的選挙監視活動の実施等を加えるとともに、武器の使用について上官による命令によるものとする等の所要の改正を行う**国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案**（６月５日）、中央省庁の改革について、改革の基本理念、国の責務、改革の基本方針及び実施目標時期等を定めるほか、改革の推進を図るため、中央省庁等改革推進本部を設置する等

の措置を講ずる**中央省庁等改革基本法案**（６月９日）、また医療保険制度について、老人医療費の適正化を強化するとともに、老人保健拠出金の負担の公平化を図るため、拠出金の算定方法を見直す等の措置を講ずる**国民健康保険法等の一部を改正する法律案**（６月10日）は、衆議院において、老人加入率上限に関する特例の見直しに係る事項等の施行日を平成10年４月１日から公布の日に改めるとともに、平成10年度の老人医療費拠出金の額の算定等について所要の措置を講じる修正が行われた。さらに、本院において法律中の「医療保険制度等の抜本的な改革までの間」の意義の明確化、保険医療機関の病床の指定等に当たっての公正の確保等の修正がなされた。また、140回国会に提出され、衆議院で継続した国外に居住する日本国民につき選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設する**公職選挙法の一部を改正する法律案**（４月24日）は、衆議院において、在外選挙人名簿被登録資格について、将来国内に住所を定める意思を有すると認められるものに限定しないこと等の修正が行われた。

なお、本院先議の**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案**は、感染症について感染力と病態に応じ、就業制限、入院等の適切な措置を講ずるための措置を講じ、あわせて現行の伝染病予防法を廃止するものであるが、本院において、病原体等の検査体制の整備、患者等の人権の配慮等に関する修正を行い衆議院に送付したが継続審査になった。

― 衆　法 ―

成立した主な衆法は以下の通りである。会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもってする自己株式の消却に関する商法の特例を設ける**株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（３月30日）、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与するため、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定める**土地の再評価に関する法律案**（３月31日）、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における国の債権は、事件被害者の損害賠償請求権に劣後するものとする法務委員長提出の**オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案**（４月17日）、また、139回国会に提出され本院において継続していた市民活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与しようとする**市民活動促進法案**は、本院において、法律中の市民活動を特定非営利活動に改め、認証の基準及び情報公開に関する規定を新たに追加する修正を行った（３月19日）。140回国会に提出され本院において継続していた、スポーツの振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定める**スポーツ振興投票の実施等に関する法律案**（５月12日）は、地方公共団体等の行うスポーツ振興事業に対する支援の強化、スポーツ振興投票の実施の停止、スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する国会への報告その他情報の公開及び指定試合の公正を確保するための罰則の追加について本院において修正し、スポーツ振興投票の実施及びその収益によるスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の支給等の業務を新たに日本体育・学校健康センターの業務とする等所要の規定の整備をする**日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案**（５月12日）は日本体育・学校健康センターが国庫に納付すべ

き金額の割合について本院において修正し、最近におけるスポーツに関する情勢の変化にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、国と財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡並びに国及び地方公共団体のプロスポーツの選手の競技技術の活用への適切な配慮について定めようとする**スポーツ振興法の一部を改正する法律案**（５月12日）が成立した。

なお、議院における証人について、業務上の秘密に係る証言拒否の対象者に薬剤師を加えるとともに、委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可できるようにし、あわせて、証人が公務員以外のものであるときはその人権の保護に特に配慮しなければならないこととする等の措置を講じようとする**議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案**は、140回国会に提出され、本院において継続していたが、証人としての人権保護において公務員とそのほかの一般人とを区別することについてその妥当性を考慮する必要があり、また、証人の人権保護の方策に具体性がないことからその対応策として、委員会又は両議院の合同審査会における証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、委員長又は両議院の合同審査会の会長が、証人の意見を聴いた上で、委員会又は両議院の合同審査会に諮り、これを許可することとし、また、証人が撮影及び録音についての意見を述べるに当たっては、その理由について説明を要しないものとする修正を行い衆議院に送付したが、衆議院において継続審査となった。

― 参　法 ―

今国会参議院議員提出法律案で成立したものは、与野党共同提案になる自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定める**被災者生活再建支援法案**（５月15日）がある。なお、国民福祉委員長提出になる障害者に対する国民の理解を深め、もって障害者の福祉の向上に資するため、精神薄弱者福祉法等における精神薄弱という用語を知的障害という用語に改める**精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案**は、衆議院において継続審査となった。その他、**解雇等の規制に関する法律案**及び**解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**、**中水道の整備の促進に関する法律案**、**国会議員等のあっせん利得行為等の処罰に関する法律案**が提出され、いずれも未了となった。

〔条約の審議〕

今国会成立した条約の主なものは以下の通りである。漁業に関する日中間の新たな枠組みについて定める**漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（４月30日）、年金制度への二重加入等の問題を解決するため、被用者が一時的に相手国に派遣される場合には、原則として５年間は派遣元国の法令のみを適用する等の取り決めを行う**社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（５月21日）。

〔本会議決議〕

インドの地下核実験に抗議する決議案を５月13日に可決し、**パキスタンの地下核実験に抗議する決議案**は５月29日に可決した。また、**内閣総理大臣橋本龍太郎君問責決議案**は６月17日の本会議で否決した。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	117	97	0	0	0	20	0	0	
	衆継	1	1	0	0	0	0	0	0	
参法	新規	6	1	0	0	4	1	0	0	
	参継	4	0	0	0	4	0	0	0	
衆法	新規	44	6	0	0	0	30	3	5	
	参継	5	4	0	0	0	1	0	0	
	衆継	4	0	0	0	0	1	1	0	撤回2
予算		12	12	0	0	0	0	0	0	
条約		21	18	0	0	0	2	0	1	
承認		2	1	0	0	0	1	0	0	
予備費等	新規	6	0	0	0	0	6	0	0	
	衆継	2	0	0	0	0	2	0	0	
決算その他	新規	4	0	0	0	4				
	継続	5	3	0	0	2				
決議案		3	2	0	1	0				
規程		2	2	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（118件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

●両院通過（98件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

1 預金保険法の一部を改正する法律案
2 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案
3 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法案
4 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
5 地方交付税法の一部を改正する法律案
6 平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
7 恩給法等の一部を改正する法律案
8 法人税法等の一部を改正する法律案
9 租税特別措置法等の一部を改正する法律案
10 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案
11 中部国際空港の設置及び管理に関する法律案
12 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案
13 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
14 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
15 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案
16 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
17 国立学校設置法の一部を改正する法律案
18 日本育英会法の一部を改正する法律案
19 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
20 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
21 地方税法等の一部を改正する法律案
22 内閣法等の一部を改正する法律案
23 国家行政組織法の一部を改正する法律案
24 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
25 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
26 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案
27 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

28　特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案
29　原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案
30　関税定率法等の一部を改正する法律案
31　国民健康保険法等の一部を改正する法律案（修）《修》（衆議院同意）
32　戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
34　地方交付税法等の一部を改正する法律案
35　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
36　日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案
37　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案
38　特許法等の一部を改正する法律案
39　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案
40　沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
41　中央省庁等改革基本法案
42　主要農作物種子法の一部を改正する法律案
47　都市計画法の一部を改正する法律案
48　都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案
49　大規模小売店舗立地法案
50　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
51　特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
52　裁判所法の一部を改正する法律案
53　司法試験法の一部を改正する法律案
54　国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
55　放送法の一部を改正する法律案
56　原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
57　真珠養殖事業法を廃止する法律案
58　商品取引所法の一部を改正する法律案
59　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
60　船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正する法律案
61　郵便貯金法の一部を改正する法律案
62　郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律案
63　郵便振替法の一部を改正する法律案
64　簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
65　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案

66　航空法の一部を改正する法律案
67　道路運送車両法の一部を改正する法律案
68　教育職員免許法の一部を改正する法律案
69　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
70　高速自動車国道法等の一部を改正する法律案
71　社会保険労務士法の一部を改正する法律案
72　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
73　平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法案
74　農地法の一部を改正する法律案
75　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案
76　保護司法の一部を改正する法律案
77　学校教育法等の一部を改正する法律案
80　地方自治法等の一部を改正する法律案
81　中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案
82　国土利用計画法の一部を改正する法律案
83　種苗法案
86　金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案
87　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案
88　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
89　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案
90　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案
91　研究交流促進法の一部を改正する法律案
95　農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案
96　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案
97　特定家庭用機器再商品化法案
98　電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律案
99　建築基準法の一部を改正する法律案
100　宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案
101　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
106　美術品の美術館における公開の促進に関する法律案
107　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
108　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
112　財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
113　平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
114　中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案
115　地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案
116　地方交付税法等の一部を改正する法律案

（第140回国会提出）

92　公職選挙法の一部を改正する法律案（修）

●衆議院継続（20件）

33　労働基準法の一部を改正する法律案

43　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案

44　国有林野事業の改革のための特別措置法案

45　国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

46　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案

78　森林法等の一部を改正する法律案

79　住民基本台帳法の一部を改正する法律案

84　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案《修》

85　検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律案

92　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案

93　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案

94　刑事訴訟法の一部を改正する法律案

102　行政機関の保有する情報の公開に関する法律案

103　行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

104　民事訴訟法の一部を改正する法律案

105　不正競争防止法の一部を改正する法律案

109　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案

110　自衛隊法の一部を改正する法律案

111　地球温暖化対策の推進に関する法律案

117　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案

◎本院議員提出法律案（10件）（うち本院において前国会から継続４件）

●両院通過（１件）

３　被災者生活再建支援法案

●本院未了（８件）（うち本院において前国会から継続４件）

１　解雇等の規制に関する法律案

２　解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

４　中水道の整備の促進に関する法律案

６　国会議員等のあっせん利得行為等の処罰に関する法律案

（第140回国会提出）

５　災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

（第141回国会提出）

３　非営利法人特例法案

５　市民公益活動法人法案

６　阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案

●衆議院継続（１件）

5　精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（53件）（うち本院において前国会から継続５件、衆議院において前国会から継続４件）

●両院通過（10件）（うち本院において前国会から継続４件）

1　平成９年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

6　株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

7　土地の再評価に関する法律案

9　優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

10　漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

13　オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案

（第139回国会提出）

18　市民活動促進法案《修》

（第140回国会提出）

21　スポーツ振興投票の実施等に関する法律案《修》

22　日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案《修》

23　スポーツ振興法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（32件）（うち本院において前国会から継続１件、衆議院において前国会から継続１件）

3　国家公務員の倫理の保持に関する法律案

4　国会職員の倫理の保持に関する法律案

5　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案

11　行政情報の公開に関する法律案

12　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

14　中高一貫教育の推進に関する法律案

15　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

17　政治資金規正法の一部を改正する法律案

18　政党助成法を廃止する法律案

19　国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案

20　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案

26　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

27　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

28　借地借家法の一部を改正する法律案

29　民法の一部を改正する法律案

30　国会議員等の入札干渉等の処罰等に関する法律案

31　公職選挙法の一部を改正する法律案

32　政治資金規正法の一部を改正する法律案
33　国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案
34　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案
35　政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案
36　国家公務員倫理法案
37　自衛隊員倫理法案
38　国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案
39　北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案
40　国会議員等の地位利用収賄等の処罰等に関する法律案
41　政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止等に関する法律案
42　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案
43　公職選挙法の一部を改正する法律案
44　行政評価基本法案
(第140回国会提出)
34　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案《修》
(第141回国会提出)
5　情報公開法案
●衆議院否決（4件）（うち衆議院において前国会から継続1件）
8　道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案
16　行政改革基本法案
25　財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案
(第140回国会提出)
18　公職選挙法の一部を改正する法律案
●衆議院未了（5件）
2　大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する等の法律案
21　証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案
22　租税特別措置法の一部を改正する法律案
23　行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案
24　審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案
●撤回（2件）（いずれも衆議院において前国会から継続）
(第140回国会提出)
38　道路整備特別措置法の一部を改正する法律案
(第141回国会提出)
11　行政情報の公開に関する法律案

◎予算（12件）

●両院通過（12件）

1　平成９年度一般会計補正予算（第１号）
2　平成９年度特別会計補正予算（特第１号）
3　平成９年度政府関係機関補正予算（機第１号）
4　平成10年度一般会計予算
5　平成10年度特別会計予算
6　平成10年度政府関係機関予算
7　平成10年度一般会計暫定予算
8　平成10年度特別会計暫定予算
9　平成10年度政府関係機関暫定予算
10　平成10年度一般会計補正予算（第１号）
11　平成10年度特別会計補正予算（特第１号）
12　平成10年度政府関係機関補正予算（機第１号）

◎条約（21件）

●両院通過（18件）

1　海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件
2　大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件
3　1971年９月23日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件
4　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第10条２を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
5　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
6　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
7　民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件
8　国際民間航空条約の改正に関する1984年５月10日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
9　国際民間航空条約の改正に関する1980年10月６日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件
10　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定の締結について承認を求めるの件

11　航空業務に関する日本国とカタル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

12　航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

13　航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

14　航空業務に関する日本国とバハレーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

15　1972年11月10日、1978年10月23日及び1991年３月19日にジュネーヴで改正された1961年12月２日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

16　サービスの貿易に関する一般協定の第５議定書の締結について承認を求めるの件

17　国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

19　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

●衆議院継続（２件）

20　日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

21　深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件

●衆議院未了（１件）

18　投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（２件）

●両院通過（１件）

1　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

●衆議院継続（１件）

2　地方自治法第156条第６項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（８件）（うち衆議院において前国会から継続２件）

●衆議院継続（８件）

○平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

○平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）
（第140回国会提出）
○平成８年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
○平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（９件）
●是認すると議決（３件）
（第140回国会提出）
○平成７年度一般会計歳入歳出決算、平成７年度特別会計歳入歳出決算、平成７年度国税収納金整理資金受払計算書、平成７年度政府関係機関決算書
○平成７年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成７年度国有財産無償貸付状況総計算書
●未了（６件）
○平成８年度一般会計歳入歳出決算、平成８年度特別会計歳入歳出決算、平成８年度国税収納金整理資金受払計算書、平成８年度政府関係機関決算書
○平成８年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成８年度国有財産無償貸付状況総計算書
○日本放送協会平成８年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
（第136回国会提出）
○日本放送協会平成６年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
（第140回国会提出）
○日本放送協会平成７年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（３件）
●可決（２件）
１　インドの地下核実験に抗議する決議案
２　パキスタンの地下核実験に抗議する決議案
●否決（１件）
３　内閣総理大臣橋本龍太郎君問責決議案

◎規程案（２件）
●可決（２件）
○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
○参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、3,330件（240種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「災害被災者等支援法案の充実した審議と速やかな成立等に関する請願」311件、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」205件、「国民生活を重視した行財政改革に関する請願」131件などであった。

各委員会への付託件数は、総務166件、法務322件、地行警察11件、外交防衛62件、財政金融262件、文教科学138件、国民福祉1,011件、労働社会171件、農林水産34件、経済産業84件、交通通信16件、国土環境255件、議院運営７件、災害対策351件、沖縄・北方１件、行革税制356件、経済中小79件であった。

取り下げられた請願は４件（付託前）であった。

請願者の総数は1,586万269人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、当初５月28日の議院運営委員会理事会において会期終了日の７日前の６月３日までと決定されたが、10日の衆参の本会議において８日間の会期延長が議決されたため、同日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、10日の議院運営委員会理事会において会期終了日の６日前の12日までと決定された。

６月17日及び18日、各委員会において請願の審査が行われ、７委員会において276件（22種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで18日の本会議において「国有林野事業の累積債務処理に関する請願」外275件が採択され、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案及び刑法の一部を改正する法律案の早期成立に関する請願」外３件を除く272件を、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、8.3%であり、また種類数による採択率（採択数／付託数）は、9.2%であった。

2 請願件数表

委員会					本会議	備考
委員会	付託	採択	不採択	未了	採択	
総務	166	48	0	118	48	
法務	322	86	0	236	86	内閣に送付するを要しないもの 4件
地行警察	11	0	0	11	0	
外交防衛	62	0	0	62	0	
財政金融	262	0	0	262	0	
文教科学	138	17	0	121	17	
国民福祉	1,011	55	0	956	55	
労働社会	171	59	0	112	59	
農林水産	34	10	0	24	10	
経済産業	84	0	0	84	0	
交通通信	16	0	0	16	0	
国土環境	255	0	0	255	0	
議院運営	7	0	0	7	0	
災害対策	351	0	0	351	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
行革税制	356	0	0	356	0	
経済中小	79	0	0	79	0	
計	3,326	276	0	3,050	276	提出総数 3,330件
						取下げ 4件

３ 本会議において採択された請願件名一覧

○総務委員会 …… ４８件

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願（第929号外35件）
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第1447号外10件）
元日赤救護看護婦への慰労給付金に関する請願（第1453号）

○法務委員会 …… ８６件

子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願（第30号外20件）
子供の性的搾取・虐待をなくすための立法措置に関する請願（第721号外３件）
法務局、更正保護官署、入国管理官署の増員に関する請願（第2041号外26件）
裁判所の人的・物的充実に関する請願（第2118号外29件）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案及び刑法の一部を改正する法律案の早期成立に関する請願（第2127号）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の制定に関する請願（第2450号外２件）

○文教・科学委員会 …… １７件

中学校における和装教育実施に関する請願（第1722号外14件）
私学助成に関する請願（第2675号外１件）

○国民福祉委員会 …… ５５件

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願（第648号）
臍帯血（さいたいけつ）バンクの設立に関する請願（第878号）
総合的難病対策の早期確立に関する請願（第2831号外52件）

○労働・社会政策委員会 …… ５９件

障害者の雇用率引上げ、職域拡大等に関する請願（第655号）
透析患者等中途障害者の雇用の安定に関する請願（第969号外53件）
抜本的な雇用促進策に関する請願（第2284号外３件）

○農林水産委員会 …… １０件

国有林野事業の累積債務処理に関する請願（第241号外２件）
林業・木材産業の振興に関する請願（第1065号）
林業・木材産業振興に関する請願（第1243号外４件）
林業及び木材産業の振興に関する請願（第2536号）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… １件

北方領土返還促進に関する請願（第3085号）

質問主意書一覧

【第142回国会(常会)】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	銀行預金の相続に関する質問主意書	武田　節子君	10. 1.28	10 2. 2	10. 2.20	10. 2. 6 内閣から通知書受領 (2.23まで答弁延期)
2	徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問主意書	竹村　泰子君	2 4	2. 9	3.31	2.13 内閣から通知書受領 (4. 1まで答弁延期)
3	無年金障害者の所得保障の確立等に関する質問主意書	荒木　清寛君	3. 9	3.11	3.17	
4	大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する質問主意書	瀬谷　英行君	3.13	3.18	4.24	3.24 内閣から通知書受領 (4.27まで答弁延期)
5	変額保険による被害救済に関する質問主意書	上田　耕一郎君	4. 3	4. 8	4.24	4.14 内閣から通知書受領 (4.27まで答弁延期)
6	市街地上空の自衛隊機飛行訓練等に関する質問主意書	栗原　君子君	4. 7	4. 8	5.26	4.14 内閣から通知書受領 (5.27まで答弁延期)
7	地方公務員等共済組合等における現況届に対する市町村長の証明に関する質問主意書	上山　和人君	4.10	4.15	5.12	4.21 内閣から通知書受領 (5.13まで答弁延期)
8	ジル・ド・ラ・トゥレット症候群に関する質問主意書	荒木　清寛君	4.27	5. 6	5.29	5.12 内閣から通知書受領 (6. 1まで答弁延期)
9	民間旅客機による米軍の弾薬、小火器類の輸送に関する質問主意書	照屋　寛徳君	5. 7	5.11	5.29	5.15 内閣から通知書受領 (6. 1まで答弁延期)
10	市民的及び政治的権利に関する国際規約第1選択議定書批准等に関する質問主意書	本岡　昭次君	5. 7	5.11	6. 9	5.15 内閣から通知書受領 (6.10まで答弁延期)
11	建築設備士の資格確立等に関する質問主意書	小川　勝也君	5. 8	5.11	5.29	5.15 内閣から通知書受領 (6. 1まで答弁延期)
12	大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する再質問主意書	瀬谷　英行君	5 14	5.18	5.29	5.22 内閣から通知書受領 (6. 1まで答弁延期)
13	自動二輪車の免許制度及び交通にかかる規制緩和に関する質問主意書	木庭　健太郎君	5.18	5.20	6. 9	5.26 内閣から通知書受領 (6.10まで答弁延期)
14	在沖米軍人・軍属等が使用するいわゆるYナンバー車の保管場所確保に関する質問主意書	照屋　寛徳君	5 25	5.27	6 9	6. 2 内閣から通知書受領 (6.10まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
15	電気製品のほこり付着による火災対策に関する質問主意書	小川　勝也君	10. 5.26	10. 5.27	10.6.19	10. 6. 2 内閣から通知書受領 (6.22まで答弁延期)
16	納税者の権利憲章に関する質問主意書	山口　哲夫君	5.27	6. 1	6.19	6. 5 内閣から通知書受領 (6.22まで答弁延期)
17	工業等制限法の抜本的見直しに関する質問主意書	齋藤　勁君	5.27	6. 1	6. 5	
18	徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する再質問主意書	竹村　泰子君	5.28	6. 1		6. 5 内閣から通知書受領 (8.24まで答弁延期)
19	浜岡原子力発電所等の耐震安全性に関する質問主意書	山口　哲夫君	6. 1	6. 3		6. 9 内閣から通知書受領 (7.13まで答弁延期)
20	大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する第３回質問主意書	瀬谷　英行君	6. 4	6. 8	6.19	6.12 内閣から通知書受領 (6.22まで答弁延期)
21	医療行政に関する質問主意書	阿曽田　清君	6.11	6.15		6.19 内閣から通知書受領 (7. 8まで答弁延期)
22	在沖米軍人・軍属等が使用するいわゆるＹナンバー車の保管場所確保に関する再質問主意書	照屋　寛徳君	6.11	6.15	6 30	6.19 内閣から通知書受領 (7. 1まで答弁延期)
23	視覚障害者等の社会参加の推進等に関する質問主意書	荒木　清寛君	6 12	6.15		6 19 内閣から通知書受領 (7.22まで答弁延期)
24	地球温暖化対策等に関する質問主意書	加藤　修一君	6.12	6.15		6.19 内閣から通知書受領 (8.10まで答弁延期)
25	食料・農業・農村基本問題に関する質問主意書	阿曽田　清君	6.17	6.18		6.23 内閣から通知書受領 (7. 8まで答弁延期)
26	市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条１項（ｂ）に基づく日本国政府第４回報告書における在日韓国・朝鮮人問題に関する質問主意書	竹村　泰子君	6 17	6.18		6.23 内閣から通知書受領 (7.27まで答弁延期)
27	プルトニウム混合燃料加工に関する質問主意書	清水　澄子君	6.17	6.18		6.23 内閣から通知書受領 (8. 3まで答弁延期)
28	内分泌撹乱化学物質（環境ホルモン）問題等に関する質問主意書	加藤　修一君	6.18	6.18		6.23 内閣から通知書受領 (8. 3まで答弁延期)
29	政府の非核政策に関する質問主意書	矢田部　理君 外２名	6.18	6.18	6.30	6.23 内閣から通知書受領 (7. 1まで答弁延期)
30	福祉部門への投入に伴う経済効果等と建設効果に関する質問主意書	加藤　修一君	6.18	6 18		6.23 内閣から通知書受領 (8.31まで答弁延期)

※　なお、第142回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第143回国会　参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第141回国会(臨時会)答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
10	ダム事業の総点検に関する再質問主意書	竹村　泰子君	9.12. 4	9.12. 8	10. 2. 3	9.12.12 内閣から通知書受領 (10. 2. 4まで答弁延期)
11	郵便貯金の周知宣伝施設に関する再質問主意書	山下　栄一君	12. 8	12.10	1. 9	12.16 内閣から通知書受領 (10. 1.12まで答弁延期)
12	新聞販売労働者・新聞奨学生の労働に関する質問主意書	吉川　春子君	12 10	12.10	1.16	12.16 内閣から通知書受領 (10. 1.19まで答弁延期)
13	シベリア抑留者に対する「未払い賃金」の補償措置に関する質問主意書	上田　耕一郎君 外1名	12.12	12.12	1.30	12.16 内閣から通知書受領 (10. 2. 2まで答弁延期)
14	エンドクリン問題等に関する質問主意書	加藤　修一君	12.12	12.12	1.23	12.16 内閣から通知書受領 (10. 1.26まで答弁延期)
15	プルトニウム燃料加工の海外委託に関する質問主意書	清水　澄子君	12.12	12.12	2.17	12.16 内閣から通知書受領 (10. 2.18まで答弁延期)

1　国会会期一覧

国会回次	召　集　日	開　会　式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第128回（臨時会）	5. 9.17(金)	5. 9.21(火)	6. 1.29(土)	90	45	135
第129回（常　会）	6. 1.31(月)	6. 2. 8(火)	6. 6.29(水)	150	—	150
第130回（臨時会）	6. 7.18(月)	6. 7.18(月)	6. 7.22(金)	5	—	5
第131回（臨時会）	6. 9.30(金)	6. 9.30(金)	6.12. 9(金)	65	6	71
第132回（常　会）	7. 1.20(金)	7. 1.20(金)	7. 6.18(日)	150	—	150
第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)	7. 8. 4(金)	7. 8. 8(火)	5	—	5
第134回（臨時会）	7. 9.29(金)	7. 9.29(金)	7.12.15(金)	46	32	78
第135回（臨時会）	8. 1.11(木)	8. 1.11(木)	8. 1.13(土)	3	—	3
第136回（常　会）	8. 1.22(月)	8. 1.22(月)	8. 6.19(水)	150	—	150
第137回（臨時会）	8. 9.27(金)	—	8. 9.27(金) 衆議院解散	—	—	1
第138回（特別会）	8.11. 7(木)	8.11.11(月)	8.11.12(火)	6	—	6
第139回（臨時会）	8.11.29(金)	8.11.29(金)	8.12.18(水)	20	—	20
第140回（常　会）	9. 1.20(月)	9. 1.20(月)	9. 6.18(水)	150	—	150
第141回（臨時会）	9. 9.29(月)	9. 9.29(月)	9.12.12(金)	75	—	75
第142回（常　会）	10. 1.12(月)	10. 1.12(月)	10. 6.18(木)	150	8	158

※直近15国会を掲載した。

2　参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	国会召集日
第１回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第１回 (特別会)	22. 5.20(火)
第２回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第８回 (臨時会)	25. 7.12(水)
第３回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第１６回 (特別会)	28. 5.18(月)
第４回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第２５回 (臨時会)	31.11.12(月)
第５回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第３２回 (臨時会)	34. 6.22(月)
第６回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第４１回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第７回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第４９回 (臨時会)	40. 7.22(木)
第８回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第５９回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第９回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第６６回 (臨時会)	46. 7.14(水)
第１０回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第７３回 (臨時会)	49. 7.24(水)
第１１回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第８１回 (臨時会)	52. 7.27(水)
第１２回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第９２回 (特別会)	55. 7.17(木)
第１３回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第９９回 (臨時会)	58. 7.18(月)
第１４回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第１０６回 (特別会)	61. 7.22(火)
第１５回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第１１５回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第１６回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第１２４回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第１７回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第１３３回 (臨時会)	7. 8. 4(金)

※任期３年議員（第１回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

（会期終了日　平成10. 6.18現在）

内閣総理大臣	橋本　龍太郎 （衆・自　民）	建設大臣	瓦　力 （衆・自　民）
法務大臣	下稲葉　耕吉 （参・自　民）	自治大臣 国家公安委員会 委員長	上杉　光弘 （参・自　民）
外務大臣	小渕　恵三 （衆・自　民）	内閣官房長官	村岡　兼造 （衆・自　民）
大蔵大臣	松永　光 （衆・自　民）	総務庁長官	小里　貞利 （衆・自　民）
文部大臣	町村　信孝 （衆・自　民）	北海道開発庁長官 沖縄開発庁長官	鈴木　宗男 （衆・自　民）
厚生大臣	小泉　純一郎 （衆・自　民）	防衛庁長官	久間　章生 （衆・自　民）
農林水産大臣	島村　宜伸 （衆・自　民）	経済企画庁長官	尾身　幸次 （衆・自　民）
通商産業大臣	堀内　光雄 （衆・自　民）	科学技術庁長官	谷垣　禎一 （衆・自　民）
運輸大臣	藤井　孝男 （衆・自　民）	環境庁長官	大木　浩 （参・自　民）
郵政大臣	自見　庄三郎 （衆・自　民）	国土庁長官	亀井　久興 （衆・自　民）
労働大臣	伊吹　文明 （衆・自　民）	内閣法制局長官	大森　政輔

4 国会テレビ中継検討委員会の経過

（インターネットによる審議中継の提供実験について）

平成10年３月27日、国会テレビ中継検討委員会は、９年11月20日の同検討委員会報告書の「３、審議映像提供方法の多様化」の具体化として、インターネットを利用した審議映像の提供実験について決定した。インターネット審議中継の提供実験は、10年４月16日の議院運営委員会理事会の協議決定を経て、５月11日から６月18日まで実施した。

なお、５月19日議長応接室において、５月25日から29日まで議員会館１階フロアにて、提供実験の展示を行った。

また、６月15日、国会テレビ中継検討委員会は、インターネット審議中継について実施状況の報告を受け、前向きに取り組むことで意見の一致を見た。

インターネット審議中継は、提供実験中の５月11日から６月18日までに、延べ17日間、71会議について、224時間19分の中継を行った。この間、延べ36,558人からアクセスがあり、同時に実施したアンケートには、425人から回答があった。

アンケートによると、国会審議中継に興味があるものが398（93.6%）、ないものが21（4.9%）となっている。また、インターネット審議中継については、継続してほしいとするものが353（83.1%）、あってもいいとするものが54（12.7%）で、合わせて407（95.8%）が肯定的であり、必要ないとするものは10（2.4%）となっている。

なお、アンケートには、夜の再放送を要望するもの、当日の議題など会議の進捗状況について付加情報を希望するなどの意見が寄せられている。

（参考）国会テレビ中継検討委員会委員（平成10. 1.13選任）

座　長	鴻　池　祥　肇
	中　島　眞　人
	今　泉　　昭
	猪　熊　重　二
	三重野　栄　子
	山　下　芳　生
	戸　田　邦　司

5　本会議・委員会傍聴者数の推移

（第142回国会終了日　平成10年６月18日現在）

国会回次	総計	内訳	
		本会議	委員会
１３１（臨時会）	２，００７	７２１	１，２８６
１３２（常　会）	１，３８９	３５４	１，０３５
１３３（臨時会）	１５２	７８	７４
１３４（臨時会）	１，３４７	７２７	６２０
１３５（臨時会）	２４	２４	０
１３６（常　会）	２，９２８	１，０６８	１，８６０
１３７（臨時会）	９	８	１
１３８（特別会）	１４９	４８	１０１
１３９（臨時会）	４２４	２６７	１５７
１４０（常　会）	５，１０８	１，４５１	３，６５７
１４１（臨時会）	１，６６８	４１０	１，２５８
１４２（常　会）	３，３０１	９９９	２，３０２

（注）直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

6　参議院参観者数の推移

（第142回国会終了日　平成10年６月18日現在）

年 平成	総計	参観内訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別
3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	180,885	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10	124,978	17,035	106,717	713	513	0

※特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第１及び第３日曜日に限り実施している参観である。

7　参議院議員海外派遣一覧

目　　的	議長決定	派遣議員	派　遣　地	日数	派遣報告
第６回アジア・太平洋議員フォーラム総会参加及び政治経済事情等視察	9.12.11	林田　悠紀夫君 武田　　節子君	韓国	5 6	10. 6.18 議院運営委員会に報告書提出
第99回列国議会同盟会議参加及び各国の政治経済事情等視察	10. 2.26	石井　　道子君 鈴木　　正孝君 小川　　勝也君	ドイツ 南アフリカ ナミビア フランス	14	

8 国会関係日誌 （ 9.12.13 ～10. 6.18 ）

【第141回国会（臨時会）閉会後】

9.12.16(火)○参決算委（平成６年度決算についての警告に対する政府の措置についての説明聴取、平成７年度決算外２件の総括的質疑）
17(水)○参決算委（平成７年度決算外２件の総括的質疑・是認・警告決議）
18(木)○長谷川道郎議員、「自由民主党」へ入会
25(木)○参逓信委（アニメ番組「ポケットモンスター」問題に関する件について参考人意見聴取・質疑）
○「太陽」解散
○北澤俊美、小山峰男、釘宮磐の３議員、「民主党・新緑風会」へ入会
26(金)○政府、第142回国会(常会)の１月12日召集を閣議決定
31(水)○新進党、31日付で解党
10. 1. 7(水)○末広まきこ議員、「自由の会」を退会、「自由民主党」へ入会
○第６回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会（～10日　ソウル）
8(木)○参大蔵委（金融安定化対策等に関する件について三塚蔵相説明聴取、橋本総理、蔵相等への質疑後、意見交換）
○「平成会」、「民主党・新緑風会」、「自由の会」解散
○「民友連」結成 、(代表・菅野久光議員)
○「公明」結成、(代表・大久保直彦議員)
○「自由党」結成 、(代表・平井卓志議員)
○「改ク」結成、(代表・岩瀬良三議員)
○国井正幸議員、「自由民主党」へ入会

【第142回国会(常会)】

12(月)○**第142回国会(常会)召集**
○**開会式**
○**参本会議**（議席の指定、常任委員長の選挙、４特別委員会の設置）（国務大臣の演説　金融システム安定化対策と経済運営、財政）
○衆本会議（議席の指定、常任委員長の選挙、７特別委員会の設置）（国務大臣の演説　金融システム安定化対策と経済運営、財政）
13(火)○衆本会議（代表質問　菅直人君、保岡興治君、神崎武法君、加藤六月君、志位和夫君、伊藤茂君）
14(水)○**参本会議**（代表質問　寺澤芳男君、久世公堯君、牛嶋正君、大渕絹子君、立木洋君、永野茂門君）（初の押しボタン式投票により平成７年度決算外２件を是認）
○参予算委（平成９年度補正予算趣旨説明）
○衆予算委（平成９年度補正予算提案理由説明）
○参行政監視委（行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定）
16(金)○国会等移転審議会、首都機能移転候補地に北東、東海、三重・畿央の３ブロック11地域を選定
19(月)○政府、平成10年度総予算を閣議決定、国会提出
○政府、金融機能安定化緊急措置法案、預金保険法改正案、所得税・住民税の特別減税法案等平成９年度補正予算関連６法案を閣議決定、国会提出
20(火)○衆本会議（預金保険法改正案・金融機能安定化緊急措置法案趣旨説明）

22(木)○参文教科学委（スポーツ振興投票実施等法案、日本体育・学校健康センター法改正案、スポーツ振興法改正案の趣旨説明）
○参労働社会委（市民活動促進法案、非営利法人特例法案、市民公益活動法人法案の趣旨説明）
23(金)○政府、日韓漁業協定の破棄を決定
28(水)○三塚蔵相辞任、橋本総理が兼任
○衆予算委（平成９年度補正予算可決）
○衆本会議（平成９年度補正予算可決）
29(木)○参国際問題調査会、対外経済協力に関する小委員会を設置
30(金)○橋本総理、三塚蔵相の後任に松永光衆議院予算委員長を任命
2. 1(日)○衆議院議員選挙茨城５区補欠選挙投開票、岡部英男氏当選
4(水)○参予算委（平成９年度補正予算可決）
○**参本会議**（平成９年度補正予算成立）
5(木)○衆本会議（大蔵省不祥事問題に関する中間報告）
○参外務委（欧州諸国の政治・経済等に関する件について７名の特命全権大使から説明聴取、質疑）
○衆予算委（金融不祥事問題について集中審議）
6(金)○衆大蔵委（預金保険法改正案・金融機能安定化緊急措置法案可決）
○衆本会議（預金保険法改正案・金融機能安定化緊急措置法案可決）
9(月)○**参本会議**（預金保険法改正案・金融機能安定化緊急措置法案趣旨説明）
13(金)○参財政金融委（預金保険法改正案・金融機能安定化緊急措置法案可決）
16(月)○**参本会議**（預金保険法改正案・金融機能安定化緊急措置法案成立）（政府４演説）
○衆本会議（政府４演説）
18(水)○**参本会議**（平成８年度決算概要報告）
○衆本会議（代表質問　羽田孜君、加藤紘一君、小沢辰夫君）
19(木)○**参本会議**（代表質問　菅野久光君、井上吉夫君、松浦孝治君）
○衆本会議（代表質問　野田毅君、中野寛成君、不破哲三君、土井たか子君）
○衆予算委（平成10年度総予算提案理由説明）
○新井将敬衆議院議員死去
20(金)○**参本会議**（代表質問　浜四津敏子君、梶原敬義君、上田耕一郎君、泉信也君、真島一男君、北澤俊美君）
○参予算委（平成10年度総予算趣旨説明）
21(土)○Ｇ７共同声明、日本に内需拡大を要求
22(日)○衆議院議員選挙長崎４区補欠選挙投開票、宮島大典氏当選
24(火)○衆予算委（平成10年度総予算総括質疑　～３月４日）
26(木)○参議院制度改革検討会（第１回）、座長に佐々木満君を選任
3. 3(火)○参労働社会委（市民活動促進法案を修正議決）
4(水)○**参本会議**（市民活動促進法案を修正議決、衆議院に送付）
○参議院制度改革検討会（第２回）
9(月)○衆予算委（景気、経済及び金融問題について集中審議）
11(水)○衆予算委公聴会（～12日）
○参決算委（平成８年度決算外２件の説明）
12(木)○参外交防衛委（カーター元米国大統領、参考人として出席）
13(金)○参農水委（インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議）
15(日)○衆議院議員選挙長崎１区補欠選挙投開票、倉成正和氏当選
17(火)○参文教科学委（スポーツ振興投票実施等法案及び日本体育・学校健康センター法改正案の両案を修正議決、スポーツ振興法改正案可決）
○衆内閣委（市民活動促進法案を可決）

○森田健作議員、公選法第90条により退職
18(水)○参議院制度改革検討会（第３回）
○衆沖縄北方特別委（沖縄振興開発特別措置法改正案可決）
19(木)○衆本会議（市民活動促進法案成立、沖縄振興開発特別措置法改正案可決）
○衆予算委分科会（～20日）
20(金)○**参本会議**（スポーツ振興投票実施等法案及び日本体育・学校健康センター法改正案の両案修正議決、スポーツ振興法改正案可決、衆議院に送付）
○衆予算委（平成10年度総予算可決）
○衆本会議（平成10年度総予算可決）
23(月)○参予算委（平成10年度総予算総括質疑　～27日）
25(水)○**参本会議**（沖縄振興開発特別措置法改正案趣旨説明）
○参農水委（畜産物価格等に関する決議）
27(金)○衆本会議（原子力基本法及び動燃事業団法改正案趣旨説明）
○参沖縄北方特別委（沖縄振興開発特別措置法改正案可決）
29(日)○衆議院議員選挙東京４区補欠選挙投開票、森田健作氏当選
30(月)○衆予算委（平成10年度暫定予算可決）
○衆本会議（平成10年度暫定予算可決）
○参予算委（平成10年度暫定予算可決）
○**参本会議**（平成10年度暫定予算、沖縄振興開発特別措置法改正案成立）
4. 1(水)○横尾和伸議員（公明・福岡）死去
○参予算委（景気・経済、教育、公務員倫理問題の集中審議）
○参議院制度改革検討会（第４回）
2(木)○参予算委公聴会
3(金)○参災害対策特別委（阪神・淡路大震災被災者支援法案趣旨説明）
6(月)○参予算委（外交・防衛、国際経済、福祉について集中審議）
○第99回ＩＰＵ会議（～11日　ナミビア共和国・ヴィントック）
7(火)○衆本会議（公職選挙法改正案修正議決）
8(水)○参予算委（平成10年度総予算可決）
○**参本会議**（平成10年度総予算成立）
9(木)○衆本会議（金融システム改革関連４法案趣旨説明）
10(金)○参災害対策特別委（災害弔慰金支給等法改正案、阪神・淡路大震災被災者支援法案の両案質疑）
○衆科学技術委（原子力基本法及び動燃事業団法改正案可決）
○衆本会議（中央省庁等改革基本法案趣旨説明）
○日銀、過剰接待問題で理事等98人処分
13(月)○民友連、民主党・新緑風会に会派名変更
14(火)○**参本会議**（経済対策について橋本総理から報告聴取）
○衆本会議（原子力基本法及び動燃事業団法改正案可決）
15(水)○スカルファロ・イタリア共和国大統領、衆議院議場で演説
○参議院制度改革検討会（第５回）
18(土)○日ロ首脳会談（～19日　伊東市・川奈）
22(水)○**参本会議**（原子力基本法及び動燃事業団法改正案趣旨説明）
○参災害対策特別委（被災者生活再建支援法案可決）
24(金)○**参本会議**（阪神・淡路大震災被災者支援法案及び公職選挙法改正案成立）
○政府、総合経済対策を閣議決定、総事業規模16兆円超
○財政構造改革会議、財政構造改革法改正案決定
25(土)○シラク・フランス大統領来日（～29日）
○松永蔵相、過剰接待問題で112人に対する処分発表
27(月)○民主党発足
28(火)○衆厚生委（国民健康保険法等改正案修正議決）

30(木)○衆本会議（国民健康保険法等改正案修正議決、国際連合平和維持活動等協力法改正案趣旨説明）
○**参本会議**（経済活性化及び中小企業対策特別委員会設置）（国民健康保険法等改正案趣旨説明）
5. 7(木)○参予算委（予算の執行状況に関する調査のうち大蔵省の不祥事等について集中審議）
○細川護熙衆議院議員辞職
8(金)○衆文教委（スポーツ振興投票実施等法案、日本体育・学校健康センター法改正案及びスポーツ振興法改正案可決）
11(月)○衆行政改革特別委（中央省庁等改革基本法案可決）
○政府、平成10年度補正予算を閣議決定、国会に提出
○インド、24年ぶりに地下核実験実施
12(火)○衆本会議（緊急経済対策特別委員会設置、財政演説、財政構造改革関連５法案趣旨説明、中央省庁等改革基本法案可決）
○経済危機を引き金にインドネシアで混乱深まる
13(水)○インド、２回目の地下核実験実施
○**参本会議**（財政演説、財政構造改革関連５法案趣旨説明、インドの地下核実験に抗議する決議案可決）
14(木)○参国民福祉委（国民健康保険法等改正案地方公聴会・新潟市）
○衆本会議（インドの核実験に抗議し、直ちに今後の核実験中止を求める決議案可決）
○衆安全保障委（国際連合平和維持活動等協力法改正案可決）
○橋本総理訪英、バーミンガム・サミット出席（～18日）
15(金)○衆大蔵委（金融システム改革関連４法案可決）
○衆本会議（国際連合平和維持活動等協力法改正案及び金融システム改革関連４法案可決、被災者生活再建支援法案成立）
○第24回主要国首脳会議（バーミンガム・サミット）開幕（～17日）
18(月)○**参本会議**（金融システム改革関連４法案趣旨説明）
○政府、インドネシア情勢の悪化を受け、在留邦人救出に備えて海上保安庁巡視船、自衛隊輸送機の派遣決定
19(火)○宇野宗佑元総理死去
20(水)○**参本会議**（国際連合平和維持活動等協力法改正案趣旨説明）
○参経済産業委・国土環境委連合審査会
21(木)○衆緊急経済対策特別委（財政構造改革関連５法案可決）
○スハルト・インドネシア大統領辞任、後任にはハビビ副大統領
22(金)○**参本会議**（内閣総理大臣の第24回主要国首脳会議出席等に関する報告、中央省庁等改革基本法案趣旨説明）
○衆本会議（財政構造改革関連５法案可決）
26(火)○木暮山人議員（自由・比例）死去
27(水)○参経済中小特別委（中小企業信用保険法等改正案可決）
28(木)○パキスタン、初の地下核実験実施
29(金)○参行革税制特別委（財政構造改革関連４法案可決）
○**参本会議**（財政構造改革関連５法案成立）（パキスタンの地下核実験に抗議する決議案可決）
30(土)○パキスタン、２回目の地下核実験実施
6. 1(月)○社会民主党、新党さきがけが、自由民主党との閣外協力解消
4(木)○参外交防衛委（国際連合平和維持活動等協力法改正案可決）
○参国民福祉委（国民健康保険法等改正案修正議決）
○衆本会議（パキスタンの核実験に抗議し、あらゆる国に今後の核実験中止を求める決議案可決）

5(金)○**参本会議**（国際連合平和維持活動等協力法改正案及び金融システム改革関連４法案成立、国民健康保険法等改正案修正議決）
○木暮山人議員死去により、松崎俊久氏が繰上補充当選
8(月)○国立国会図書館開館50周年記念式典
9(火)○参行革税制特別委(中央省庁等改革基本法案可決)
○**参本会議**（中央省庁等改革基本法案成立、３調査会報告）
10(水)○衆本会議（８日間の会期延長議決、国民健康保険法等改正案修正に同意、成立）
○**参本会議**（８日間の会期延長議決）
11(木)○参外交防衛委（世界的な核廃絶推進の行動を求める決議）
12(金)○衆本会議（橋本内閣不信任決議案否決）
○主要８カ国緊急外相会議（国際金融機関を通じたインド・パキスタン両国への融資凍結等を盛り込んだ共同声明を採択）
○政府、第18回参議院議員通常選挙の日程（公示６月25日、投票７月12日）を閣議決定
14(日)○衆議院議員選挙熊本１区補欠選挙投開票、岩下栄一氏当選
15(月)○衆予算委（平成10年度補正予算可決）
○衆本会議（平成10年度補正予算可決）
16(火)○参議院制度改革検討会（６回）
○参議院制度改革検討会、「代表質問の在り方」及び「通常選挙後の調査会」についての検討及び結果を斎藤十朗議長に答申
17(水)○参予算委（平成10年度補正予算可決）
○参行政監視委（国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議）
○**参本会議**（内閣総理大臣橋本龍太郎君問責決議案否決、平成10年度補正予算成立）
18(木)○**参本会議**（議院証言法改正案修正議決、請願、会期末手続）
○衆本会議（議院証言法改正案等の継続審査議決、請願、会期末手続）
○**第142回国会（常会）終了**